

## 平成30年矢巾町議会定例会3月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (2月22日)	
○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	7
○出席議員	7
○欠席議員	7
○地方自治法第121条により出席した説明員	7
○職務のために出席した職員	8
○開 議	9
○議事日程の報告	9
○諸般の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会議期間の決定	9
○施政方針演述並びに教育行政方針演述	10
○請願・陳情の審査報告	27
29請願第5号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する請願について (教育民生常任委員長報告)	
○請願・陳情	29
30請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願	
○諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	29
○諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	30
○諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	31
○議案第 2号 紫波町と矢巾町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託 の協議に関し議決を求めることについて	32
○議案第 3号 農地耕作条件改善事業その1工事請負契約の締結について	33

○議案第 4 号	矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	3 5
○議案第 5 号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	3 7
○議案第 6 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3 8
○議案第 7 号	矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について	3 9
○議案第 8 号	矢巾町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について	4 1
○議案第 9 号	矢巾町地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例について	4 4
○議案第 1 0 号	矢巾町野外活動施設設置条例の一部を改正する条例について	4 5
○議案第 1 1 号	矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について	4 6
○議案第 1 2 号	矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	4 7
○議案第 1 3 号	矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	4 8
○議案第 1 4 号	矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	5 1
○議案第 1 5 号	矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	5 2
○議案第 1 6 号	矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例について	5 3
○議案第 1 7 号	矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	5 4
○議案第 1 8 号	矢巾町農業体質強化基盤整備促進事業分担金徴収条例を廃止する条例について	5 5

○議案第 19 号	町道路線の廃止に関し議決を求めることについて	56
○議案第 20 号	町道路線の認定に関し議決を求めることについて	57
○議案第 21 号	字の区域変更について	58
○議案第 22 号	平成 29 年度矢巾町一般会計補正予算（第 10 号）について	59
○議案第 23 号	平成 29 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） について	59
○議案第 24 号	平成 29 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）に ついて	60
○議案第 25 号	平成 29 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） について	60
○議案第 26 号	平成 29 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予 算（第 2 号）について	60
○議案第 27 号	平成 30 年度矢巾町一般会計予算について	62
○議案第 28 号	平成 30 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について	62
○議案第 29 号	平成 30 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について	62
○議案第 30 号	平成 30 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について	62
○議案第 31 号	平成 30 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算に ついて	62
○議案第 32 号	平成 30 年度矢巾町水道事業会計予算について	63
○議案第 33 号	平成 30 年度矢巾町下水道事業会計予算について	63
○発議案第 1 号	徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する意見書の提出 について	65
○休 憩		66

## 第 2 号（2月22日）

○議事日程	67
○本日の会議に付した事件	67
○出席議員	67
○欠席議員	67
○地方自治法第 121 条により出席した説明員	68

○職務のために出席した職員	68
○再開	69
○議事日程の報告	69
○議案第22号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について	69
○議案第23号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） について	69
○議案第24号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に ついて	69
○議案第25号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） について	69
○議案第26号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予 算（第2号）について	69
○散会	72

### 第3号（3月7日）

○議事日程	73
○本日の会議に付した事件	73
○出席議員	73
○欠席議員	73
○地方自治法第121条により出席した説明員	73
○職務のために出席した職員	74
○開議	75
○議事日程の報告	75
○代表質問	75
1 山崎道夫議員（一心会）	75
2 長谷川和男議員（矢巾明進会）	89
3 高橋七郎議員（矢巾町政策研究会「やまゆり会」）	95
○散会	104

### 第4号（3月8日）

○議事日程	105
○本日の会議に付した事件	105
○出席議員	105
○欠席議員	105
○地方自治法第121条により出席した説明員	105
○職務のために出席した職員	106
○開議	107
○議事日程の報告	107
○一般質問	107
1 昆 秀 一 議員	107
2 村 松 信 一 議員	134
3 小 川 文 子 議員	154
○散会	170

第 5 号 (3月9日)

○議事日程	171
○本日の会議に付した事件	171
○出席議員	171
○欠席議員	171
○地方自治法第121条により出席した説明員	171
○職務のために出席した職員	172
○開議	173
○議事日程の報告	173
○一般質問	173
1 齊 藤 正 範 議員	173
2 米 倉 清 志 議員	196
3 川 村 よし子 議員	210
4 水 本 淳 一 議員	232
○散会	247

第 6 号 (3月12日)

○議事日程	249
○本日の会議に付した事件	249
○出席議員	249
○欠席議員	249
○地方自治法第121条により出席した説明員	249
○職務のために出席した職員	250
○開 議	251
○議事日程の報告	251
○一般質問	251
1 藤原由巳議員	251
2 藤原梅昭議員	278
3 川村農夫議員	299
○散 会	312

第 7 号 (3月20日)

○議事日程	313
○本日の会議に付した事件	314
○出席議員	314
○欠席議員	314
○地方自治法第121条により出席した説明員	314
○職務のために出席した職員	315
○開 議	317
○議事日程の報告	317
○交通に関する調査特別委員会報告について	317
○請願・陳情の審査報告	319
30 請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を 守る施策推進を求める請願 (総務常任委員長報告)	
○議案第27号 平成30年度矢巾町一般会計予算について	321

○議案第 28 号	平成 30 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について	3 2 1
○議案第 29 号	平成 30 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について	3 2 1
○議案第 30 号	平成 30 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について	3 2 1
○議案第 31 号	平成 30 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について	3 2 1
○議案第 32 号	平成 30 年度矢巾町水道事業会計予算について	3 2 1
○議案第 33 号	平成 30 年度矢巾町下水道事業会計予算について	3 2 1
○報告第 2 号	矢巾町公共施設等省エネルギー改修その 1 工事請負契約の変更に 関する専決処分に係る報告について	3 3 2
○報告第 3 号	自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	3 3 3
○議案第 34 号	矢巾 S I C 関連町道堤川目線道路改良その 4 工事請負契約の締結 について	3 3 4
○議案第 35 号	町道中央 1 号線道路改良その 1 工事請負契約の締結について	3 3 6
○議案第 36 号	矢巾町税条例の一部を改正する条例について	3 3 8
○議案第 37 号	矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について	3 3 9
○議案第 38 号	平成 29 年度矢巾町一般会計補正予算（第 11 号）について	3 4 0
○議案第 39 号	平成 29 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 3 号）について	3 4 0
○議案第 40 号	平成 29 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について	3 4 0
○発議案第 2 号	ライドシェアの導入に反対し、安全安心なタクシー事業を守る施 策推進を求める意見書の提出について	3 4 3
○休 憩		3 4 5

## 第 8 号 （3月20日）

○議事日程	3 4 7
○本日の会議に付した事件	3 4 7
○出席議員	3 4 7
○欠席議員	3 4 7
○地方自治法第 121 条により出席した説明員	3 4 7
○職務のために出席した職員	3 4 8





## 議 案 目 次

平成30年矢巾町議会定例会3月会議

1. 請願・陳情の審査報告
  - 29 請願第5号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する請願について
2. 請願・陳情
  - 30 請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願
3. 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
4. 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
5. 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
6. 議案第 2号 紫波町と矢巾町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託の協議  
に関し議決を求めることについて
7. 議案第 3号 農地耕作条件改善事業その1工事請負契約の締結について
8. 議案第 4号 矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める  
条例の制定について
9. 議案第 5号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律  
の整備に関する法律の一部施行に伴う関係条例の整理に関する条例の  
制定について
10. 議案第 6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第 7号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について
12. 議案第 8号 矢巾町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例につい  
て
13. 議案第 9号 矢巾町地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて
14. 議案第10号 矢巾町野外活動施設設置条例の一部を改正する条例について
15. 議案第11号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
16. 議案第12号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
17. 議案第13号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例について

18. 議案第14号 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
19. 議案第15号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
20. 議案第16号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
21. 議案第17号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
22. 議案第18号 矢巾町農業体質強化基盤整備促進事業分担金徴収条例を廃止する条例について
23. 議案第19号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
24. 議案第20号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
25. 議案第21号 字の区域変更について
26. 議案第22号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について
27. 議案第23号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
28. 議案第24号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
29. 議案第25号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
30. 議案第26号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について
31. 議案第27号 平成30年度矢巾町一般会計予算について
32. 議案第28号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
33. 議案第29号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
34. 議案第30号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
35. 議案第31号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について
36. 議案第32号 平成30年度矢巾町水道事業会計予算について
37. 議案第33号 平成30年度矢巾町下水道事業会計予算について

38. 発議案第1号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する意見書の提出について
39. 交通に関する調査特別委員会報告について
40. 請願・陳情の審査報告
- 30 請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願
41. 報告第2号 矢巾町公共施設等省エネルギー改修その1工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
42. 報告第3号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
43. 議案第34号 矢巾SIC関連町道堤川目線道路改良その4工事請負契約の締結について
44. 議案第35号 町道中央1号線道路改良その1工事請負契約の締結について
45. 議案第36号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
46. 議案第37号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について
47. 議案第38号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について
48. 議案第39号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
49. 議案第40号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について
50. 発議案第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書の提出について



平成30年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第1号）

平成30年2月22日（木）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 施政方針演述並びに教育行政方針演述
- 第 4 請願・陳情の審査報告
  - 29 請願第5号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する請願について
- 第 5 請願・陳情
  - 30 請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る  
施策推進を求める請願
- 第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第 2号 紫波町と矢巾町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託の協  
議に関し議決を求めることについて
- 第10 議案第 3号 農地耕作条件改善事業その1工事請負契約の締結について
- 第11 議案第 4号 矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定  
める条例の制定について
- 第12 議案第 5号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係  
法律の整備に関する法律の一部施行に伴う関係条例の整理に関する条  
例の制定について
- 第13 議案第 6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 7号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第 8号 矢巾町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 第16 議案第 9号 矢巾町地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例  
について

- 第 17 議案第 10 号 矢巾町野外活動施設設置条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議案第 11 号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 19 議案第 12 号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議案第 13 号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 21 議案第 14 号 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 22 議案第 15 号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 23 議案第 16 号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 24 議案第 17 号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 25 議案第 18 号 矢巾町農業体質強化基盤整備促進事業分担金徴収条例を廃止する条例について
- 第 26 議案第 19 号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
- 第 27 議案第 20 号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 第 28 議案第 21 号 字の区域変更について
- 第 29 議案第 22 号 平成 29 年度矢巾町一般会計補正予算（第 10 号）について
- 第 30 議案第 23 号 平成 29 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 31 議案第 24 号 平成 29 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 32 議案第 25 号 平成 29 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 33 議案第 26 号 平成 29 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について

- 第34 議案第27号 平成30年度矢巾町一般会計予算について
- 第35 議案第28号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第36 議案第29号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 第37 議案第30号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第38 議案第31号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について
- 第39 議案第32号 平成30年度矢巾町水道事業会計予算について
- 第40 議案第33号 平成30年度矢巾町下水道事業会計予算について
- 第41 発議案第1号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する意見書の提出について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

#### 出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

#### 欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君

会計管理者兼 税務課長	佐藤健一君	住民課長	浅沼仁君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀君	健康長寿課長	村松徹君
産業振興課長	稲垣譲治君	道路都市課長	菅原弘範君
農業委員会 事務局長	村松亮君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君
社会教育課長	野中伸悦君	学校給食共同 調理場所長	佐々木忠道君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会会長	高橋義幸君

**職務のために出席した職員**

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
--------	------	----	-------



---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから平成30年矢巾町議会定例会を再開します。

これより3月会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 諸般の報告

○議長（廣田光男議員） 日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（廣田光男議員） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。  
高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田光男議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

7番 昆 秀 一 議員

8番 藤 原 梅 昭 議員

9番 川 村 農 夫 議員

の3名を指名します。

---

#### 日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の3月会議の会議期間は、2月13日開催の議会運営委員会において決定されたとおり、本日から3月20日までの27日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、3月会議の期間は本日から3月20日までの27日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

---

### 日程第3 施政方針演述並びに教育行政方針演述

○議長(廣田光男議員) 日程第3、施政方針演述並びに教育行政方針演述に入ります。

初めに、平成30年度施政方針演述を行います。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 本日、ここに平成30年矢巾町議会定例会3月会議において、平成30年度における7会計の予算案並びに関係諸議案の審議をお願いするに当たり、行政経営に対する私の所信と新年度の主な施策について概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご指導を賜りたいと存じます。

初めに、私の所信を述べさせていただきます。

議員各位におかれましても既にご存じのとおり、高橋幸平選手が平昌パラリンピック代表に選ばれました。これまでの本人の努力とご家族を初め関係者の皆様方に改めて敬意を表すものであります。高橋選手は、バンクーバーパラリンピックの代表であった横澤高德さんと交流があり、その中で高橋選手は「努力し続ければ、無理なことなんてない」とアドバイスを受けていたと伺っております。

このように人と人とのつながりが、若者の夢を実現する原動力となり、大きな飛躍となったことは大変喜ばしいことと思います。

また、不来方高校の音楽部は昨年10月に大阪市で開催されました第70回全日本合唱コンクール全国大会高等学校部門で10年連続の金賞、特別賞、さらに3年連続7度目となる最高賞の文部科学大臣賞に輝きました。また、矢巾北中学校特設合唱部も全国大会銅賞を獲得するなど音楽のまちとして大きな成果を挙げました。

不来方高校は、大会において単に連覇を目指すのではなく、高い芸術性と音楽性を追求していることが賞賛されました。

いずれも本町の誇りであり、多くの町民に勇気と感動を与えてくれたことは、本町の大きな財産となるものであり、努力の継続、人とのつながり、本質の追求等、私たちのこれからのまちづくりのお手本になるものと感じております。

平成30年度は、第7次矢巾町総合計画の基本理念であります『希望と誇りと活力にあふれ躍動するまち やはば』の実現をめざし、まちの個性を生かし、輝き続ける矢巾町を、議員各位、そして町民の皆様とともに「チームやはば」として心を一つにしてつくり上げていくため、今後とも諸施策に精力的に取り組んでまいります。

それでは、新年度の主な施策の概要について述べさせていただきます。

平成30年度の財政運営は、厳しい状況ではあるものの第7次矢巾町総合計画を基本に、持続可能なまちづくりや将来に向けた積極的な投資や先駆的な取り組みを「まちづくり改革元年」と位置付けて推進します。

まず、地方創生ですが、ウエルネスタウンプロジェクトとして岩手医科大学と連携し、地域医療課題の解決に向けた取り組みを進めてまいります。さらに、矢巾町の魅力発信についてローカルブランディングとして推進し、産業振興、移住定住促進、ふるさと納税の拡大につなげます。

また、持続可能なまちづくりとして、温室効果ガス排出削減と災害時においても地域で一定のエネルギーを賄うことを目指し、自立・分散型エネルギー供給システムの確立を進めます。

これらを連動させることで、矢巾町総合戦略の基本目標であります「まちの発展を支える雇用の創出」「家族全員が健康で笑顔がたえない家づくり」「自然が豊かで全世代が安心して暮らせるまち」の実現に向けて町民憲章に掲げる「和といたわりと希望の町」を常に目指し、着実に行政運営を遂行してまいります。

続きまして、平成30年度における各会計の予算規模につきましてご説明申し上げます。

一般会計は、108億9,500万円で前年度と比較し1.8%の増。

国民健康保険事業特別会計は、25億5,388万8,000円で前年度と比較し13.5%の減。

介護保険事業特別会計は、21億2,754万円で前年度と比較し4.3%増。

後期高齢者医療特別会計は、2億8万5,000円で前年度と比較し11.6%の増。

矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計は、6億4,044万3,000円で前年度と比較し2.3%の増。

これによりまして一般会計及び特別会計の総予算額は、164億1,695万6,000円で前年度と比較し0.5%の減となっております。

次に企業会計の予算規模につきましてご説明を申し上げます。

水道事業会計は、収益的収入と資本的収入の総額が20億3,774万3,000円で前年度と比較し40.7%の増、収益的支出と資本的支出の総額が23億1,441万9,000円で前年度と比較し26.3%の増。

下水道事業会計は、収益的収入と資本的収入の総額が12億4,163万7,000円で前年度と比較し1.4%の増、収益的支出と資本的支出の総額が17億4,422万円で前年度と比較し3.7%の減。

これによりまして、企業会計全体では、収入総額が32億7,938万円で前年度と比較し22.7%の増、支出総額が40億5,863万9,000円で前年度と比較し11.4%の増となっております。

続きまして、平成30年度当初予算の概要について、第7次矢巾町総合計画の施策の大綱でありますまちの将来像の実現に向けた7つのまちづくりの方針に沿って、主要な事業に関し具体的な取り組みや直面する課題をご説明申し上げます。

第1に、『健やかな生活を守るまちづくり』についてですが、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるよう地域全体で高齢者を支えるため、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、在宅医療と介護の連携に加え、住民参加も促進しながら介護予防・日常生活総合支援事業を推進・拡充してまいります。

特にも第7期介護保険事業計画の初年度として、自立支援・重度化防止に向けた取り組みを推進するとともに、ボランティアも含めた介護人材の確保・養成に努めてまいります。

子育て支援の拡充策としては、新たに新生児聴覚検査及び不妊治療検査に係る費用を助成するなど、母子保健事業や不妊治療費助成事業を充実し、子育て世代が安心できる支援体制を構築してまいります。

また、母子保健法の改正に伴い、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するため、母子包括支援センターの機能を持った、きめ細やかな相談支援体制の充実を図ってまいります。

健康づくりにつきましては、新たに取り組む「健康チャレンジ事業」を通じて、町民の健康意識の向上と生活習慣の改善を促すとともに、国保特定健診・特定保健指導と連動させた生活習慣病の発症予防及び重症化予防への取り組み等によって健康寿命の延伸を目指してまいります。

地域福祉の充実につきましては、平成30年度も引き続き「相談支援包括化推進員」を配置し、困難で複合的な課題の解決に向けた相談支援体制の充実を図るとともに、町社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動に関心を持っていただくための学習会を行い、地域の困りごとをその地域で受け止め、解決につなげられるよう、地域共生社会の実現を目指してまいります。

自殺対策につきましては、現在策定を進めております「矢巾町自殺対策計画」に基づき、自殺は精神保健だけでなく、生活上の困り事が複数絡んでいる問題であるという認識のもと、「生きることの包括的な支援」という視点で、困り事の相談、支援者側の技術向上研修に取り組むほか、若年層につきましては中学校におけるSOSの出し方教育を継続して実施してまいります。

難病患者及び家族の支援につきましては「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく支援のほか、岩手県県央保健所や一般社団法人岩手県難病・疾病団体連絡協議会と連携し相談支援を強化してまいります。

障がい福祉の充実につきましては、平成29年度に設置した紫波地域障がい者基幹相談支援センターを中心とし、障がい児や障がい者の方々が、身近なところで相談が受けられるよう、現場に出向いての相談支援を行う体制を強化してまいります。

また、今年1月には岩手県立療育センター及び盛岡となん支援学校が矢巾町に開所、そして開校いたしましたので、今後も県や関係機関との連携を強化し、発達障がいを初め障がい者福祉事業を行ってまいります。

第2として、『時代を拓き次代につながるひとづくり』についてですが、その実現に向け児童福祉の充実に努め、未来を拓く子どもたちの育つ環境の充実を図るべく「矢巾町子ども・子育て支援事業計画」のもと、その推進を図ってまいります。

働く世代を応援するための乳幼児を預かる保育施設は、平成30年度矢幅駅東側に新たに認可保育所が1カ所新設され、既存の保育施設においても定員を30名ほど増やす予定となっております。また、小規模保育施設等の開設も予定しており、引き続き待機児童解消に努めてまいります。

さらに、現在、町内保育施設4カ所において体調不良児保育事業を実施しておりますが、平成30年度から新たに1カ所実施を予定しております。また、紫波町と連携協定を締結し実施している病児保育事業を引き続き実施してまいります。

平成28年度に矢幅駅東側にオープンした矢巾町活動交流センター「やはぱーく」内に設置されている、子育て世代活動支援センター「どんぐりっこ」は、3年目を迎えるところですが、多くの親子が訪れ、ご利用いただいております。ニーズの高い一時預かり事業や保護者向けの子育て講座事業などを実施しており、引き続き子育て支援を実施してまいります。

また、児童館運営事業につきましては、国の施策の「放課後子ども総合プラン」を活用した放課後子ども教室を実施し、放課後児童のさらなる健全育成を図ってまいります。

年々深刻化する児童虐待事案に対応していくため、矢巾町要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止に向けた取り組みを推進してまいります。また幼児の健やかな成長につながるよう、幼稚園・保育所等や小学校との連携に努めるとともに、保護者に対する経済的な支援として、保育料の負担軽減などに引き続き努めてまいります。

学校教育につきましては、引き続き総合教育会議において、本町教育の方向性や今後重点的に取り組む施策を共有し、町と教育委員会の一層の連携強化を図ってまいります。

また、いじめ問題につきましては、昨年4月に制定した「矢巾町いじめ防止対策に関する条例」で規定した事項を着実に実行し、これからも町全体を挙げていじめの無い学校や社会を目指し、様々な方策に取り組んでまいり所存であります。

学校の環境整備につきましては、すでに洋式化が行われている矢巾中学校を除き、町立小・中学校全校を対象にトイレの洋式化を実施いたします。

第3として、『利便性と発展性を高めるまちづくり』についてですが、土地利用につきましては、自然的土地利用と都市的土地利用との調和を前提としつつ、国土利用計画や都市計画マスタープランなどの見直しを行い、社会環境の変化に対応した土地利用の適切な誘導を図りながら、魅力あるまちづくりを目指して計画的な土地利用を推進してまいります。

市街地整備の矢幅駅前地区につきましては、換地処分に向けて事務を進めてまいります。

また、活動交流センター「やはぱーく」につきましては、これまで活動の拠点として多くの皆様にご利用いただいておりますが、今後とも各種イベントを開催し、中心市街地の活性化と賑わいの創出に努めてまいります。

広宮沢第二地区土地区画整理事業は、事業完了に向け組合を支援してまいります。

幹線道路網の整備につきましては、国の交付金等を活用し、引き続き、計画を推進してまいります。具体的には、岩手医科大学に接する町道中央1号線は、平成31年9月の岩手医科大学附属病院の開院に合わせ工事着手し、拡幅整備を進めてまいります。また、県事業であ

ります国道4号と国道396号を結ぶ一般県道大ケ生徳田橋線の整備及び徳田橋の架け替えにつきましても、今年度から工事に着手しており、引き続き、早期完成に向けて要望活動を進めてまいります。

また、本年3月に供用開始となる「矢巾スマートインターチェンジ」に関連するアクセス道路につきましては、新たに国で制度化された補助金のほか、従来からの交付金も活用して交差点改良及び拡幅工事を行い、順次整備を進めてまいります。さらにこの地域に身近な生活道路等の整備につきましては、道路整備のあり方や取り組み手法等を検討しながら、地域の要望に応えることができるように進めてまいります。

なお、利便性の向上といたしまして、これまで検討を進めてまいりました住民票や各種証明書などのコンビニ交付の実施と、併せて住民税等のコンビニ収納を実施いたします。

第4として、『快適性と安全性を高めるまちづくり』についてですが、上水道事業につきましては、耐震性を有する水道施設の整備を推進するとともに、本年9月に完成する東部新配水場を拠点として、地域住民への安定的、そして安全安心な水道水の供給を継続的に行うことはもとより、岩手医科大学附属病院開院及び関連施設などの水需要増加への対応も視野に入れながら事業を推進してまいります。

また、下水道事業においては、平成30年度に未普及地区の解消を目的とする面整備事業を完了させ、さらに下赤林地区を公共下水道区域に集約するとともに、処理場施設及び管路の適正な管理のため、老朽化が進む施設の維持更新に努めるほか、不明水対策の実施、排水設備接続率の向上と浄化槽の普及についても努力してまいります。

なお、上水道事業においては、住民の生活と健康に直接的に関係するインフラ事業であることから、日常の安定供給や緊急時における迅速な対応のための体制強化に努めます。

加えて、上下水道事業を通して矢巾町を本当に好きだと言っていただけることを目的に、壁を無くし語り合うことができる関係性を築けるよう、水道サポーター制度を拡大し、担当職員及び地域住民が意見交換できる懇談会や様々な分野の専門家からの講演会、自然の水循環についての視察研修など、住民の皆さまとの協働活動なども模索してまいります。

コミュニティ活動の推進につきましては、矢巾町コミュニティ条例を基本とし、各コミュニティ組織が地域の実情に応じて策定いたしました「地域コミュニティ計画」に基づき、行政とコミュニティ組織で役割分担を図り、協働によるまちづくりに取り組んでまいります。

防災への取り組みにつきましては、さらなる防災体制の強化・充実を図るため、常備消防の維持と消防団の活性化及び消防団員の確保と機能別消防団員の増員、そして第1分団第3

部のポンプ車の更新を行うほか、非常用の食料品や避難所で使用する衛生用品を備蓄してまいります。

他団体や町民との協力体制につきましては、事業者との協定を推進するとともに、自主防災組織と防災講習会、訓練の開催、防災ラジオを核とした非常時通信手段の整備を初めとする連絡体制の強化を行い、地域ぐるみの防災体制と防災意識の高揚を図ってまいります。

また、犯罪の無い明るく住みよい地域社会の実現に向け、地域安全推進隊の活動を積極的に支援するとともに、紫波警察署や紫波地区地域安全推進協議会、町防犯協会や町内の小中学校など、世代や地域が一体となった防犯体制により、パトロールや意識啓蒙活動を通じて、防犯に対する意識を高めるとともに、街灯の整備を推進し、道路を明るくすることで、より安全安心なまちづくりの実現に取り組んでまいります。

交通安全につきましては、事故の無い明るいまちづくりを目指して、町民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止、危険運転防止活動を推進してまいります。

また、町民がヒヤリハットした場所への道路標識や信号機等の交通安全施設の整備の推進について、県公安委員会に対し継続的に要望していくほか、通学路の交通安全対策としてグリーンベルトの設置や注意喚起の路面標示等の設置事業に取り組んでまいります。

空き家対策につきましては、危険なまま放置され問題を生じる可能性のある空き家が今後増加することも考えられるため、危険な空き家に対し迅速に周辺への被害防止等を実施する仕組みを整備するとともに、利用可能な空き家につきましては、その活用を視野に入れた取り組みを行ってまいります。

第5として、本町の地方創生を実現していく上で一丁目一番地政策となります『産業の活力を高めるまちづくり』についてですが、農業基盤整備事業につきましては、農用地の活用や低コスト生産を含めた複合経営の確立により、多様化する農業情勢に適切に対応するため、新たな基盤整備事業実施要望地区の意見集約や調査事業等を行い、ほ場の大区画化及び汎用化やパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化など総合的な整備に向けた支援を行ってまいります。また、農地耕作条件改善事業等を活用し、園芸作物等との複合経営に取り組む地域を中心に、暗渠排水設備の更新等を進めてまいります。加えて、農業者等で構成される活動組織が農地を維持し、地域資源の質的向上や地域コミュニティの強化を図る多面的機能支払交付金や条件不利地域での活力ある農山村の実現に向けた中山間地域等直接支払交付金等を活用し、引き続き耕作放棄地の発生防止のための活動を図ってまいります。

また、溜まった土砂の排除等を行う煙山ダムの大規模改修事業につきましては、平成31年



度の着工に向け関係機関との協議を進めてまいります。

農業従事者と後継者の確保につきましては、就農の検討・準備段階から就農開始を経て経営を確立するまでを一連の流れとして、総合的に支援する農業次世代人材投資資金をはじめとする各種制度を活用し、農業従事者の確保・育成を支援するとともに、地域の中心経営体に対し、農業用機械・施設の導入についても併せて支援してまいります。

経営近代化の推進につきましては、意欲ある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営主体の法人化を推進するとともに、経営の質の向上を支援してまいります。

6次産業化の推進につきましては、当町の農業者が持っている商品、作物の強みを生かした特産品とするべく、農商工の連携を図ってまいります。また、取り組む農業者の意識やレベルに応じ、達成度を高めるための支援を重点的に行い、販売会や商談会などの実践的な取り組みを強化し、課題の発見と解決を促してまいります。

そのほか、各集落において策定し取り組んでおります人・農地プランについて、農業団体と連携しながら、随時見直しを行うよう働きかけを行い、見直しに向けた話し合いの実現に向けた支援を行ってまいります。また、プラン実行に係る支援はもとより、その担い手となる中心経営体の育成や農地集積に向け、農地中間管理事業も活用しながら、国、県及び農業団体と連携の上、引き続き支援してまいります。

また、近年拡大している鳥獣被害に対処する観点から、鳥獣被害対策に従事する人材の確保や技能向上に資する矢巾総合射撃場の改修について、盛岡広域8市町の猟友会を支援すべく当該市町と協議を進めてまいります。

林業関係につきましては、森林の有する水源涵養や生物多様性の保全等の多面的機能を生かすため、森林を適正に整備・保全することが重要であることから、雑草木の刈払い、強風による倒木・枯木の除去、それらに必要な資機材の導入等について助成を行う森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業により活動組織を支援してまいります。

また、原木しいたけ生産農家への安定的なほだ木の供給源確保につきましても引き続き取り組みを進めます。

商工業の振興につきましては、駅西・駅前地区土地区画整理事業の実施に伴い、大型集客施設の設置等、駅周辺の商業環境の整備が進められる一方で、岩手医科大学附属病院の移転・開院による人の流れの変化が見込まれていることから、中心市街地の活性化に向けて起業者支援、新規立地店舗及び既存商店等の連携の推進に取り組んでまいります。

企業誘致の推進につきましては、岩手流通センターやウエストヒルズ広宮沢等の流通団地への立地要望が高まっていることから、企業の進出要望に対応するため、町の各種土地利用計画との調整を図りながら、立地可能用地の確保について検討を進めてまいります。

また、首都圏で開催される企業ネットワークいわて等を活用して、町に縁のある企業を中心に、より具体的な立地要望等の情報収集を行うとともに、立地可能性のある企業に対して、広く町の利便性や魅力をPRしてまいります。

中小企業支援につきましては、地域経済の活性化を図るため、矢巾町企業連絡会や矢巾町商工対策委員会を通じて町内商工事業者の経営環境の把握に努め、企業運営に資する情報の提供等の支援を行ってまいります。

また、起業を志す方を支援するため、広域の人材育成ネットワークを活用し、起業家塾の開催等により起業時の指導体制を整えるとともに、矢巾町創業支援事業補助金の交付による起業時の負担軽減等の支援により、起業意欲の向上と地域産業の活性化を図ってまいります。

雇用対策につきましては、矢巾町で生まれ育った子どもたちがUターンして町内に居住し安定して仕事を続けられるよう、早い時期から様々な職業を知り、希望する仕事に就くための進路選択の幅が広がるよう、小・中学生が親や地域の企業と一緒に職業選択について学習する機会を増やします。

また、大学生の町内企業への就職を支援し若者の就業の定着を図るため、町内企業に対する理解を深めマッチングを行う実践型インターンシップ事業について、受け入れ体制の構築を検討してまいります。

観光の推進につきましては、国指定史跡徳丹城跡から南昌自然公園までのエリアにおける地域資源の掘り起こしを含めた観光振興を矢巾町観光協会や矢巾温泉振興会と連携を図りながら進めてまいります。

特にも、町内で一番の集客力を誇る「ひまわり畑」は、案内板の設置を進め、矢巾温泉郷付近にある花畑の整備も行いながら、さらなる誘客に努めてまいります。観光施設につきましては、既存施設の老朽化が進んでいることから、安全面等の状況も見極めながら順次補修を進めます。

観光宣伝につきましては、盛岡広域8市町で構成される観光推進協議会へ積極的に参加し、物販もあわせて本町の観光PRを行いながら誘客促進を行ってまいります。

第6として、『豊かな生活環境を守るまちづくり』についてですが、循環型社会の形成に向け、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの有効利用の促進や、省資源、省エネルギー

ギー、3R運動などを啓発し、地域特性に合わせた取り組みを推進してまいります。ごみ減量につきましては、資源回収を重点に、家庭系ごみの減量のほか、事業者の協力を得ながら事業系一般ごみの減量化対策を進めるとともに、本町の未来を担う小学生を対象に、ごみ分別教室を実施いたします。

環境美化の推進につきましては、地域の住民や団体との連携により、さらなる美化活動の推進を図ります。また、町内の清掃活動を継続しつつ、関係機関と連携しながら不法投棄パトロールを行い、ごみの無い住み良い環境づくりに努めます。

また、地球温暖化防止策として、町内の防犯灯や公共施設へのLED照明の導入を推進し、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの拡大と省エネルギー機器の普及によるCO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組んでまいります。

第7として、『安心と信頼が寄せられる行政経営』についてですが、住民協働のまちづくりとして、町民の皆さまのニーズを踏まえた行政運営を行うため、草の根型のコミュニケーションを基本とした取り組みを進めるとともに、全国的に注目されているフューチャーデザイン手法の活用等、大学との協定をさらに進め質の高い施策の展開に努めます。

行政経営の推進につきましては、政策の有効性等を常に意識して業務を推進できるよう事務事業評価を実施し、その結果を公表して透明性の向上に努めます。また、高度化する政策課題に対応する行政機構の構築に向け、人材育成を図るとともに他機関との人事交流によって職員の資質向上と組織間ネットワークを広げてまいります。

広域連携の推進につきましては「連携中枢都市圏の形成に係る連携協約」により、盛岡広域圏における連携のさらなる強化を図り、経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び生活関連サービスの向上を図ってまいります。

平成30年は、明治元年から満150年の節目にあたり、「明治150年」とし、これまでを振り返り、将来につなげていくために様々な施策が展開されます。本町においては、徳丹城跡を将来にわたって地域の魅力として活用・発信するべく関係自治体と連携し、日本遺産の認定を目指します。

また、国では一億総活躍社会を実現するための本丸を人づくりとし、人生100年時代を見据え、年齢に左右されることなく学び直しができ、新しいことにチャレンジできる社会を目指しております。本町におきましては、平成28年度に「音楽のまち」を宣言し、芸術文化を推進し人づくりを進めているところではありますが、平成30年度は「スポーツのまち」としてスポーツの振興策を人づくりの柱に加え、多様な価値観に対応したまちづくりを進めてまい

ります。

結びになりますが、議員各位をはじめ町民の皆さまのなお一層のご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げまして、平成30年度の施政方針とさせていただきます。

ご清聴まことにありがとうございました。

○議長（廣田光男議員） 以上で施政方針演述を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

続いて、平成30年度教育行政方針演述を行います。

和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 平成30年矢巾町議会定例会 3月会議に当たり、平成30年度の矢巾町教育行政方針を申し上げます。

本町の教育行政の推進につきましては、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援に心から感謝申し上げます。

さて、教育行政の推進におきましては、平成28年10月から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である教育委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新「教育長」を置いて一年以上が経過したところであります。

まずは、平成30年度も町長と意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有してまいります。そして、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、「総合教育会議」において、町長との連携に積極的に取り組んでまいります。

本町の教育におきましては、第7次矢巾町総合計画に掲げられた、7つのまちづくりの施策方針の一つであります「時代を拓き次代につながるひとづくり」の教育分野における方針実現のため、矢巾町教育大綱及び矢巾町教育振興基本計画で定められた基本的な実施計画の内容について、学校教育及び社会教育の諸施策を継続して推進してまいります。

特にも、矢巾町の将来を担う子どもたちが、いじめのない学校や社会の実現を目指し、自

分や他者の命を大切にすること、将来への希望を大きくふくらませ、矢巾町で育ったことに誇りを持ち、地域との協働により郷土の発展に尽くすこと、そして生涯にわたり心豊かで充実した生活を送ることができるよう、「自分を 人を そしてふるさと矢巾を 愛し大切に する 人づくり」を基本目標に、教育の施策を推進してまいります。

それでは初めに、学校教育などに係る二つの施策についてご説明いたします。

第一に、幼児教育・保育の支援についてであります。

遊びを中心とした幼児期の教育と教科等の学習を中心とする小学校教育では教育内容や指導方法が異なっているものの、保育所や幼稚園等から義務教育段階へと子どもの発達や学びは連続しており、幼児期の教育と小学校教育が円滑に接続されるように努めます。

また、保護者に対する経済的な支援の充実に向けた取組として、私立幼稚園の保育料の負担軽減のための就園奨励事業を今後も継続してまいります。

第二に、学校教育の充実についてであります。

児童生徒の教育に当たっては、人格や生命を尊重して行動できる児童生徒、進んで学習に取り組む児童生徒、健やかな体をつくる児童生徒を育むため、知・徳・体の調和とバランスを重視した教育を行い、「豊かな心の育成」と「確かな学力の保障」、「健やかな体の育成」といった「生きる力」を育ててまいります。

「豊かな心の育成」を行うことについては、生命を尊ぶとともに、してはならないことはしないといった倫理意識などの確立のため、来年度以降に教科となる道徳教育の充実や生徒指導の充実を努めてまいります。また、学校不適応や不登校児童生徒、問題行動等への対応のため教育相談担当者やスクールカウンセラーが、幅広く相談にのる教育相談機能を充実させるほか、小中連携推進会議等の取組などにより、学校における諸課題の解決に取り組んでまいります。

次に、「確かな学力の保障」については、基礎・基本の定着を図るとともに、それまでに学んだことを活用して課題を解決する力や自ら進んで学習に取り組む態度を育みます。また、明確な目的意識をもって人生を切り開くことができる力を育むキャリア教育を推進するほか、平成32年度に小学校5・6年で教科となる英語教育の試行に対応するため、英語指導助手の配置を継続するとともに、さらなる指導体制の改善にも努めてまいります。

「健やかな体の育成」については、教員の体育の授業力の向上に努めるとともに、地域のスポーツ指導者や大学生の活用により、体育活動の充実を努めるほか、心身の健康保持増進のため、各種健診を行い事後指導の充実を努めます。また、児童生徒が県大会以上の各種大

会に出場する場合には、その大会参加のための各経費について補助を行い、児童生徒やその保護者の負担軽減を図ります。

さらに、家庭・地域と協働した学校経営の推進については、保護者・地域とともに子どもを育み、全小中学校で自己評価、学校関係者等による学校評価を行い、その結果を公表するとともに、その結果を活用し継続的に学校運営の改善を図ります。

また、地域と学校の連携強化のため、教育振興運動とコミュニティ・スクールを融合させた矢巾型コミュニティ・スクールの導入についても検討してまいります。

いじめ問題の対応については、いじめの早期発見・早期対応に努め、学校全体で情報の共有を行い、組織的な取組体制により実効性のある対応を行ってまいります。

具体的な取組としては、人権擁護委員と連携した人権を考える授業、いのちの尊さを考える道徳やその他の教育活動、Q Uいわゆる「楽しい学校生活を送るためのアンケート」を実施することにより、児童生徒一人一人についての理解を深め、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握分析します。さらに、定期的なアンケートや教育相談も継続して行います。

なお、学校内におけるいじめ問題の未然防止や困りごとなどの相談対応に、各学校と連携して対応するため、引き続き教育相談員を配置いたします。

また、子どものいじめや困りごとなどの心理面への対応、家庭環境による問題に対処するため、関係機関、教員と連携及び支援する専門家としてスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な問題に対応してまいります。

さらに、いじめ防止については、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識のうえ、その防止と対策に当たってまいります。

そして、昨年制定した矢巾町いじめ防止対策に関する条例で定める矢巾町いじめ問題対策委員会の常設化により、専門家からの指導助言をいただくとともに、矢巾町いじめ問題対策連絡協議会を継続し、関係機関、団体及び各学校と連携を密にし、情報共有を引き続き行ってまいります。

次に、児童生徒を支える教育環境の充実については、児童生徒の生命・身体を脅かす出来事や、教員の不適切な言動や体罰などが起きないように、学校における指導の徹底を図ります。また、地域においては、現在、各種見守りネットワークやスクールガードなどにご協力いただき、登下校時や学校外において児童生徒を見守っていただいております。今後も、地域の

防犯ボランティアの方々にお世話になるとともに、併せて、児童生徒が自然災害の危険から、自らの命を守り抜くために必要な「主体的に行動する態度」を育成し、学校防災体制をしっかりと確立してまいります。また、児童生徒の保護者に対する経済的支援については、就学援助費の支給基準を緩和するとともに、入学準備金を入学前の時期に支給できるよう改定したほか、支援援助、遠距離通学費バス利用者補助や、上級学校に進学する生徒に対する無利子型奨学金貸付事業などを引き続き行い、家庭の教育費負担を軽減する施策を推進してまいります。

学校を支える教育環境の充実については、矢巾町教育研究所が主体になり、教職員の研修・研究事業や調査事業並びに広報の発行を行うとともに、社会科教材としての副読本の編集等も行っております。また、幼児児童生徒の教育に関わる不安や悩みについての教育相談、学校復帰をめざし様々な活動を行うこころの窓の開設、ことばの発音に課題がある幼児に対する調査及び指導や支援を行う幼児おはなし教室の開設なども継続してまいります。

また、学務課長が兼務しておりました教育研究所所長職を、平成30年度より単独配置し、更なる教育環境の充実に努めてまいります。

学校規模及び通学区域の適正化については、開発の影響により、各小学校、中学校間で児童生徒数に偏りが生じてきていることから、適正な学校規模についての検討及び適切な学校教育環境の確保に向けた学区の見直しについて、町の行政区の動向を注視しながら、町民との協議に基づき検討を進めてまいります。

適応支援・特別支援の充実については、児童生徒一人一人の状況に応じた指導の充実を図るため、適応支援員や特別支援教育支援員の配置を継続して行っております。また、町内のすべての小中学校に知的障がい及び自閉・情緒障がいの二つの特別支援学級が設置されておりますが、特別な支援が必要な児童生徒が共に学ぶことができるようこれまで以上に努めてまいります。

学校給食については、子どもたちの生涯にわたる健康と幸せを願い、成長期の身体づくりを支えるとともに、学校における食育を推進する上で「生きた教材」としても重要な役割を果たしています。児童生徒の食文化に対するさらなる理解を深め、安全で安心な栄養バランスのとれたおいしい学校給食を提供できるよう、保護者の皆様をはじめ、矢巾町学校給食運営委員会との連携のもと、合理的、かつ効率的な運営を進めてまいります。また、学校給食を通して、児童生徒が和食の良さや地域の文化、受け継がれてきた伝統等に対する理解と関心を深め、さらには郷土愛を育むきっかけとなるよう、食材に町内産農産物を優先的に取り

入れながら「郷土食」や「行事食」の提供にも取り組んでまいります。

複雑、多様化しております食物アレルギー対応につきましては、保護者、学校、関係機関との連携のもと、可能な範囲ではありますが除去食等の対応も図り、さらには研修等により職員の意識向上を図りながら、事故防止に努めてまいります。

次に、社会教育の充実についてですが、少子高齢化や年齢別の人口構成の変化は本町においても例外ではなく、加えて就業場所や労働時間帯などの雇用環境の変化は、地域や家庭における生活習慣にも変化をもたらすほどの大きな影響を及ぼしており、社会教育においても、日々多様化する課題や価値観に素早く対応することが求められております。

住みよいまちづくりのためには、町民一人ひとりが地域社会の一員として、前向きに、意欲をもって様々な課題や困難に向き合い、解決し、より良い社会づくりに取り組むことのできる心と力を培うことが重要と考えます。そのために、生涯学習の理念を基本とし、進んで教養を身に着け、自らを律し、価値観の変化や時代の流れを適切に読み解き対応できる力を高め、「住みたくなるまちやはば」を創っていける人づくりを目指し、社会教育に関する五つの施策を柱に、事業を推進してまいります。

第一に、青少年の健全育成についてであります。

社会の少子高齢化は、家庭という単位における核家族化、子どもの数の減少などに起因した教育力の低下という問題を浮き彫りにし、他人と接することが苦手という人が増えたことは、地域社会の崩壊にもつながりかねない大きく深刻な問題となっております。

このことから、幼児期における家庭教育の重要性を保護者、地域に伝えていくとともに、家庭・学校・地域・行政が連携して子どもたちを健やかに育む教育振興運動、各地区子ども会や青少年団体など団体活動への支援を通じて、『個』の時代と言われて久しい、この社会全体の教育力が更に向上するよう取り組んでまいります。

第二に、生涯学習の充実についてであります。

町民一人ひとりが、生涯にわたり自主的に学び、自己を高め、健康で生きがいのある生活をおくることができるよう、生涯学習活動の支援や自主学習グループ等の支援を通じて、各世代の課題や価値観を把握し理解を深め、多様なニーズに的確に対応した事業を推進してまいります。

また、地域で抱える課題について理解を深め、ボランティア活動や学んだ成果を発表し共有する機会を設けるなど、より良い地域のきっかけづくりに取り組んでまいります。多様な活動の中から、生涯学習としてのボランティア活動を振興し、まちづくりへの理解を促しな



がら学びの力を地域づくりの力に変え、活かしてまいります。さらに、自治公民館等と連携した学習機会を設けることで、学習の成果を地域で共有し、活性化につなげ、生涯学んでいくことの楽しさと喜びを感じることでできる事業を展開してまいります。

町公民館事業については、住民が自主的に学び、自己を高め、生活文化を向上させ、健康で生きがいのある学習活動が生涯にわたってできるよう、自主学習活動や自主学習グループの育成・支援等に、より一層取り組んでまいります。

図書センターについては、快適な読書環境の整備と図書資料の増冊、利用者の増加を図ると共に、昨年度導入した電子図書館サービスの蔵書の充実に努めてまいります。また、指定管理者による運営については、モニタリングを行い引き続き適正な運営をめざします。

町内の自治公民館については、町民の最も身近な学習活動の場として重要な施設と考えており、地域住民同士が互いに学び合い教え合いながら教養の向上を図ることができるよう、自治公民館長研修などを開催しながら積極的に支援を行ってまいります。また、町内施設を活かした移動公民館事業などを活用して、身近な学習機会の拡充にも努めてまいります。

第三に、スポーツ・レクリエーション環境の充実についてであります。

「日本一健康な町やはば」の実現に向け、コミュニティを核とした町民スポーツ大会や講師派遣等により生涯スポーツを振興し、スポーツ活動の推進に努めることで、各種サークル活動等を振興し、町民が生涯にわたり仲間と楽しさを共有し健康で活力ある生活を送ることができるスポーツ活動の機会と環境の提供に努めます。

平成28年開催の第71回国民体育大会において、本町で開催したラジオ体操については、年代を問わず手軽に取り組み、運動習慣をつけるためにも非常に有効であることから、更なる普及・推進を図ります。同じく、年代を問わずに楽しめることから国体で取り組んだスポーツチャンバラについては、矢巾町スポーツチャンバラ協会が設立されており、協会主催で教室や大会を開催するなど更なる普及を図りながら今後も支援を継続してまいります。

また、青少年のスポーツ活動については、児童を対象とした、スポーツ活動への入り口となるキッズベーシックスポーツ等の各種教室を開催し、様々な種目を経験することで幅広く活躍できる運動能力や競技力の向上を図るとともに、健やかな心身を養い、バランスのとれた人間性の形成につなげてまいります。また、県による「いわてスーパーキッズ発掘・育成事業」により未来のトップアスリートの育成を図ってまいります。

次に、競技スポーツの推進については、町体育協会や各種目別協会と連携しながら、世界で闘える選手を複数輩出している矢巾町として、更なる競技力向上のため、各種大会の開催

及び大会への選手派遣に加え、新たな選手及び指導者の発掘育成に努めます。

第四に、芸術・文化活動の推進についてであります。芸術や伝統文化は、形として残るものはもとより形が残らないものであっても、私たちの心にゆとりを持たせ精神的な充足感をもたらし、日々の暮らしに彩りと潤いを与え行動力の源となる、豊かで住みよい地域社会の形成に欠かせないものであります。町公民館や文化会館を中心とした、音楽、演劇、舞踊など多種多方面にわたる芸術団体の主体的な活動は地域に深く根付き、その成果は町内外から高い評価を受けています。そこで、更なる育成・支援に努めるとともに、一人でも多くの町民にこれらの活動に触れていただく機会を設けることで、町全体で芸術文化の振興と継承を促してまいります。加えて、普段、町公民館や文化会館の施設を利用する機会が少ない層への働きかけを行うことにより、多くの町民が芸術文化活動に触れ、参加し、優れた芸術文化作品を鑑賞できる環境を整えてまいります。

特にも「音楽のまちやはば」宣言に基づき、何気ない日常の中に自然に音楽を取り入れることのできる環境を身近に実感できるよう、小中高校生が地域参加を通じて音楽活動を発信できる場や、より良い多種多様な音楽に触れられる機会をつくり、「音楽のまち」を将来的に担っていく人づくりにつながる音楽活動を支援してまいります。

第五に、文化財の保護と活用についてであります。

国指定史跡徳丹城跡を初めとする史跡や数多くの貴重な有形・無形文化財等について、保護と活用を進め、町民に対する啓発活動等を通じて文化財に親しむ機会を増やすことで保護意識の高揚を図ってまいります。

特にも、郷土芸能については、地域文化の継承という重要な役割を担っていることから、後継者育成、調査、記録保存や地域振興を主眼とする事業を推進し、保存団体や地域の活性化を図ってまいります。

史跡徳丹城跡については、昭和22年から始まった発掘調査の研究成果をまとめた総括報告書を刊行し、今後の史跡公園整備計画の見直しに取り組んでまいります。また、徳丹城ボランティアガイドの育成や、矢巾町徳丹城春まつり、歴史民俗資料館の企画展示等の開催を通して、町民に対する情報の発信を図り、史跡の活用につなげる活動を推進してまいります。

最後に、教育委員会所管の「教育施設・設備の充実」についてであります。安全な学校施設の管理と運営については、築数十年以上経過した学校の校舎内外施設等の老朽化が見受けられることから、今後策定する公共施設等の総合管理計画及び個別計画に基づく大規模改修等、計画的な老朽化対策により、児童生徒が安全に学べるよう、施設の維持管理に努めてい

くほか、学校施設の防災設備工事を実施し、安全な学校施設を維持できるように努めます。

設備面では、矢巾北中学校パソコン教室内のパーソナルコンピュータ機器の更新など、各校順次設備や備品などの更新を進め、児童・生徒の学習環境の充実に努めてまいります。

また、学校給食共同調理場については、安全・安心な給食を安定的に提供するため、経年劣化が見られる施設や機器、備品の修理、更新を計画的に図ってまいります。

社会教育施設等についても、安心して快適に利用いただける施設となるよう計画的な維持補修を行いながら活用を図っていくほか、指定管理施設については事業実施や施設の管理運営等について、引き続き指定管理者と協力しながら、教育施設環境の充実に図ってまいります。

以上、平成30年度における本町の教育行政方針の基本的な考え方を述べましたが、教育委員会として、施策の点検評価等を行い、着実に施策を推進してまいります。

結びになりますが、議員各位を初め町民の皆様のおなご一層の御理解と御指導を賜りますようお願い申し上げます、平成30年度の教育行政方針といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（廣田光男議員） 以上で教育行政方針演述を終わります。

---

#### 日程第4 請願・陳情の審査報告

##### 29 請願第5号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する請願について

（教育民生常任委員長報告）

○議長（廣田光男議員） 日程第4、請願・陳情の審査報告を議題とします。

教育民生常任委員会に付託しておりました29請願第5号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

村松信一教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 村松信一議員 登壇）

○教育民生常任委員長（村松信一議員） 請願審査が終了いたしましたので、報告をさせていただきます。

矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、村松信一。

請願審査報告書。本委員会が平成29年矢巾町議会定例会12月会議において付託を受けた請

願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。1、付議事件名、29請願第5号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する請願。請願者、紫波郡矢巾町大字西徳田第3地割62番地、徳丹城周辺活性化推進協議会、代表、徳田地区商工振興会会長、川村文洋。紹介議員、藤原由巳。

2、委員会の開催年月日であります。ここに記載のとおり3回開催しております。

それから、3番目の出席委員は、教育民生常任委員会委員全員で審査をしております。

続きまして、4、審査経過。平成29年12月5日午後1時30分から委員全員出席のもと、29請願第5号の取り扱いについて協議を行い、産業建設常任委員会にも関連することから、総括審議を申し入れ、平成29年12月19日午前10時から矢巾町歴史民俗資料館において参考人として徳丹城周辺活性化推進協議会代表川村文洋氏の出席を求めて、請願者5名及び紹介議員立ち合いのもと連合審査を開催し、趣旨説明を受けた後、現地調査を行い、協議、検討をいたしました。また、平成30年1月16日午前10時から説明員として関係課に出席を求めて現状等について調査を行い、その後教育民生常任委員会を開催し、慎重審議をいたしました。

5、審査結果、29請願第5号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見、「徳丹城跡」の周辺は、徳田地区の中心地として国道4号沿いに徳田小学校と旧商店街による町並みが形成されていきました。昭和44年に国指定史跡となって以来、関係者は移転し、当時の活気とにぎわいが失われております。

徳田小学校の移転検討とあわせ歴史、文化、産業などをテーマとした交流拠点の早期実現が望まれております。

国指定史跡「徳丹城跡」の整備及び周辺区域の利活用を図り、地域活性化にもつなげる対策について早期に推進することを求める本請願の趣旨は理解できるものとして採択すべきとしました。

以上のとおりであります。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、請願審査の報告とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これですべての討論を終わります。

採決に入ります。29請願第5号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。29請願第5号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する請願について賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、29請願第5号は採択することに決定いたしました。

---

#### 日程第5 請願・陳情

##### 30請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願

○議長(廣田光男議員) 日程第5、請願・陳情を議題とします。

2月13日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。30請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、30請願第1号については、総務常任委員会に付託して審議することに決定いたしました。

---

#### 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(廣田光男議員) 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員には、現在8名の方々が法務大臣から委嘱され、任期は3年となっており、平成18年7月から4期にわたりお務めいただいております門田勝利さんが本年6月30日をもって任期満了となりますことから新たに矢巾町大字東徳田第9地割254番地、宮一夫さんを人権擁護委員としてご推薦申し上げたく、意見を求めるものであります。

宮一夫さんは、本町の行政情報公開、個人情報保護運営審議会委員及びコミュニティ委員会委員としてご尽力をいただいております、人格、識見とも立派な方でありますことから、何とぞご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第7、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員として平成18年7月1日から4期お務めいただいて、任期が本年6月30日までとなっている矢巾町大字白沢第5地割167番地、坂本信行さんは、これまでも委員の職務を誠実に果たされ、人格、識見とも非常に立派な方であることから、引き続き人権擁護委員にご推薦を申し上げるものであります。

何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

日程第8 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第8、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員として平成24年7月1日から2期お務めいただいて、任期が本年6月30日までとなっている矢巾町大字北矢幅第4地割136番地、今野文子さんは、これまでも委員の職務を誠実に果たされ、人格、識見とも非常に立派な方であることから、引き続き人権擁護委員にご推薦申し上げるものであります。

何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましては人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

日程第9 議案第2号 紫波町と矢巾町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する  
事務の委託の協議に関し議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第9、議案第2号 紫波町と矢巾町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第2号 紫波町と矢巾町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

平成29年度に紫波稗貫衛生組合のし尿及び浄化槽汚泥受け入れが終了し、来年度から紫波町汚泥再生処理センターでし尿及び浄化槽汚泥処理が開始することに伴い、本町のし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務を地方自治法第252条の14第1項の規定により、紫波町に委託することを協議しようとするものであり、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。



(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第2号 紫波町と矢巾町とのし尿及び浄化槽汚泥処理に関する事務の委託の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第3号 農地耕作条件改善事業その1工事請負契約の締結について

○議長(廣田光男議員) 日程第10、議案第3号 農地耕作条件改善事業その1工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第3号 農地耕作条件改善事業その1工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、農地耕作条件改善事業として町内の圃場の暗渠排水設置及び除れき工事を行うものであります。

主な工事概要は、暗渠排水施工面積21.72ヘクタール、除れき施工面積4.90ヘクタールを施工するものであります。

施工業者は、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき1月19日付で一般競争入札の公告を行い、受け付け期限の今月5日までに株式会社水清建設、水本重機株式会社、株式会社佐々木組、タカヨ建設株式会社、くみあい鉄建工業株式会社、株式会社水本、以上6社から参加申請があり、今月8日午前10時57分から入札を執行した結果、水本重機株式会社が一金5,000万円で落札し、この金額に8%の消費税及び地方消費税を加算した金額一金

5,400万円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） この地域の工事になるわけですがけれども、住民説明はどのようにされているのでしょうか。水本重機さんがするのでしょうか。それとも矢巾町長名でやるのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この事業につきましては、施工の地元のほうからの要望に応じて事業を進めているものでございますので、事業概要の地元説明につきましては、要望があった段階から当課のほうで地元とのいろいろな打ち合わせをしてきて事業となりますので、事業の説明は地元には済んでいるという認識でおります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 済んでいるものってどういう形でやったかというの、やったのか、やらないのか。

稲垣課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） 事業要望を受けて、その事業内容につきまして地元の代表の方とどのように施工していくかということを入念に打ち合わせを何回も実施しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 質問のことがあれでしたけれども、いつもどおり道路の工事と同じように工事期間がいつでということを表示されるのでしょうか、住民に。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） この事業につきましては、水田の暗渠排水と除れきを行う工事でありますので、道路の工事とは違いますので、表示ということはありません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに質疑ございませんか。

12番、長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 5社ほどの入札でしたけれども、入札率は何%でしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。率につきましては97.79%でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第3号 農地耕作条件改善事業その1工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を午後1時とします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

---

日程第11 議案第4号 矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第11、議案第4号 矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第4号 矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定権限が本年4月1日に岩手県から本町に移管されることに伴い、本町における指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものであります。

その内容は、指定居宅介護支援事業者の従業者数の員数、常勤管理者の設置、利用申込者またはその家族に対する内容及び手続の説明、正当な理由がなく指定居宅介護支援の提供を拒否することの禁止、利用申込者に対するサービス提供困難時の対応及び医療介護認定の申請に係る援助等を規定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑に入る前に議員の皆さんにお願いがあります。質問に当たっては、前段注釈は要らないので、質問の趣旨を簡潔明瞭にして質問をしていただきたいと思います。当局説明員が答弁する際、質問の内容等をはっきりつかまないで答弁することを避けるためでありますので、よろしくご協力をお願いします。

なお、当局の説明員の皆さんにもお願いいたします。質問に答弁する場合、何々議員さんのご質問にお答えしますは要りません。即お答えしますで結構でございますので、よろしくお守りいただくようお願いをします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点質問させていただきます。今まで県がやっていた仕事を町がやるわけですけれども、人員配置が今までどおりのような予算案のようなのですけれども、そのところはどのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

人員配置につきましては、先般の全員協議会の際にも申し上げましたが、約0.5人分ほど

の事務量ということで人事担当課のほうには相談をしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第4号 矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第5号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第12、議案第5号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第5号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの整理条例は、昨年4月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次地方分権一括法

の一部が本年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されることから、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。第1条の矢巾町町税外歳入等徴収条例につきましては、地方自治法の改正に基づく文言整理を行うものであります。

第2条の矢巾町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、引用する条項番号が変更となることから所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。  
討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第5号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第13、議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、農業委員会事務局長及び学校給食共同調理場所長の職務の級を他の課長級と同等とすることに関し所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。本町における職務の級は、課長は6級、課長補佐は5級を基本とし、農業委員会事務局長及び学校給食共同調理場所長は5級の管理職としておりましたが、その職務の困難、責任の度合いは、他の課長と同等の職務であることから職務の級を6級とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第7号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第14、議案第7号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第7号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年6月からコンビニエンスストア等で各種証明書の交付を開始することに伴い、印鑑登録証明書の交付に関し所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。窓口の混雑を緩和し、待ち時間を短縮するなど、住民の利便性の向上を目的に個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書の交付を受けること。あわせて住民課窓口においても専用端末機で印鑑登録証明書の交付を受けることについて定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 現在の印鑑登録等手続に込み合うということでございましたけれども、込み合うときでどのくらい待ち時間等かかるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

特に3月、4月の繁忙期、こういった時期になると、どうしても転入、転出の方が見られます。家族で転入して子どもさんがおられるとか、あとは今マイナンバーカード、これが非常に時間がかかります。そういった方が例えば登録をするとすると、やはり1時間とかという時間が1人の方にかかる場合もありまして、やはりそういったときに、住民票であるとか、印鑑登録証明書、それだけを取りに来る方というのは、事務の内容によっては順番を入れかえたりはするのですが、やはり4月、3月はそういった方々が全ての職員のところに張りついたりしますと、どうしても遅くなるということがございますので、一概に何分とは言えませんけれども、かなりの時間待つ時間があるということで今回のコンビニ交付、もしくは端末機ではそういった方がすぐ交付できると、待ち時間がまずほとんどなくなってくるのではないかとということで期待をしているところでございます。

以上、お答えいたします。



○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第7号 矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第8号 矢巾町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を  
改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第15、議案第8号 矢巾町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第8号 矢巾町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国民健康保険法の改正に伴い、財政調整基金の用途を変更することに関し所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。これまでの財政調整基金の用途、使い道は保険給付費及び保険事業の推進に要する経費に不足が生じた場合の財源に特定されておりましたが、来年度から国民健康保険事業は、県と連携して運営することとなり、これまでの経費だけではなく、県への納付金の経費や保険税収入の不足に充てることなど、国民健康保険事業の健全な運営を目的とした用途の範囲を広げるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさ

せていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 4月から広域化になるので、これを変えるということなのだそうですね。今までは例えばインフルエンザとか大流行があったときに使うとかということで基金をためてきたわけですが、これからは事務的なことでも使われるようなお話でしたけれども、そうですね。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今までは、議員ご指摘のとおり、そういった急な病気が流行したとか、そういったときの医療費の不足に対して充当するものと定められておりましたけれども、これからはそういった、いわゆる前にもお話ししたかもしれませんが、医療費については、これからは県が全て支給というか交付するということになっておりますので、そういった部分では医療費の急な増に関しては充当しなくても大丈夫だということです。これから保険事業であるとか、あとは税の部分で不足が生じる、納付金もご承知のとおり新聞報道等されておりますので、一概に今すぐ上げるということではなくて減税というような形にも考えられるものというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 矢巾町では6年間はそのままいくというような方針を出されておりますけれども、今後事務的な経費がかさんで、そのときには、今まで納めた方たちの保険料で培われた基金が事務的な経費に使われるようなことが起きる可能性がありますよね。

○議長（廣田光男議員） 簡明に、簡潔に、何をお聞きしたい。

○13番（川村よし子議員） だから今まで高い保険料を納めていた方たちには、過去になるかもしれないのですが、納めたことが還元しないになってしまうことになる可能性があると思うのですが、どうでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

このことについては、国民保険税についても課税のルールがあるのでございます。だから勝手にルールを逸脱してやっているわけではないし、きょうお願いしている中身については、これまでは保険給付費と保険事業の推進に使わせていただいたのですが、先ほど答弁の中でもお話し申し上げたとおり、これからは使い勝手のよい形をお願いをしたいということでご提案をさせていただいているので、そこのところはご理解いただきたいと。川村よし子議員からまさかこういう質問出ると思わなかったのですが、今までいっぱい納めたとか、そういうことではなく、それはもうそのときそのときの課税のルールで納めていただいているわけですので、そこはご理解していただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 年間大体3,000万円ぐらいずつ基金を積み立ててきて、ときどきは切り崩したりして今現在どのくらいの基金がありますか。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

28年度末で1億822万円の残高となっております。これについては、今までは取り崩しというのは、毎年やっているわけでもございませんし、積み立てについても、その繰越金の状況を見ながら積んでおりますので、一概に毎年崩しているということではございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第8号 矢巾町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第9号 矢巾町地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第16、議案第9号 矢巾町地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第9号 矢巾町地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、改定事務を進めております都市計画マスタープランを来年度中に施行することとあわせて、今後さらにきめ細やかなまちづくりを進めるとともに、まちづくりについて住民等の参加を促すための所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。都市計画法第16条第2項の規定により、条例で定める事項とされている土地所有者等への地区計画等の原案の提示方法について、縦覧以外に説明会の開催、広報紙への掲載等の必要な措置を追加するとともに、同条第3項の規定により、条例に定めることができるとされている住民等が地区計画等に関する都市計画の決定もしくは変更または地区計画等の原案を申し出る方法を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第9号 矢巾町地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第10号 矢巾町野外活動施設設置条例の一部を改正する条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第17、議案第10号 矢巾町野外活動施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第10号 矢巾町野外活動施設設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、野外活動施設の利用者の安全、安心を確保するために禁止行為及び使用の禁止または制限に関し所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。利用者の快適性を向上させるため、迷惑行為等の禁止行為を定め、利用者が安全、安心に施設を使用できるようにするとともに、有害鳥獣等の発生により危険が想定される際には、利用者の身体、生命に危害が加わらないよう使用禁止または制限するための所要の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第10号 矢巾町野外活動施設設置条例の一部を改正する条例につ

いてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第11号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第18、議案第11号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第11号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、平成30年度から平成32年度までの各年度における介護保険料の改正等に関し所要の改正を行うものであります。

その主な内容であります。第7期介護保険事業計画に基づき、3年間の基準介護保険料を現行6万8,400円から約14%増の7万8,000円に改め、第1段階から第10段階の各所得段階を改正しようとするものであります。また、介護保険法の改正に伴い、罰則の過料を課す範囲に、第2号被保険者の配偶者及び世帯員を加えるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第11号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第12号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第19、議案第12号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第12号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国民健康保険法の一部改正に伴い、後期高齢者医療制度加入時における住所地特例の見直し及び保険料の徴収の特例の廃止に関し所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。後期高齢者医療制度の住所地特例の見直しについては、現に国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が後期高齢者医療制度に加入する場合は、来年度以降は、国民健康保険と同様の住所地特例が適用されることとなり、同じ市町村から住民サービスを受け付けることが可能となるものであります。

後期高齢者医療保険料の徴収の特例の廃止については、平成20年度に限り保険料の納期に特例を設けていたものを廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第12号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第13号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第20、議案第13号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第13号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を規定する省令の改正に伴い、人員に関する基準等に関し所要の改正を行うものであります。

その主な改正内容であります。定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターに係る基準の見直し、夜間対応型訪問介護のオペレーターに係る基準の見直し、通所介護に共生型地域密着型通所介護の新設、療養通所介護の定員数の見直し等について所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせ



ていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 共生型地域密着サービスについての説明と、あと本町内で該当事業所があるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

共生型地域密着型通所介護事業につきましては、現在該当はないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） もう一つ。

○健康長寿課長（村松 徹君） 失礼しました。共生型の考え方でございますけれども、障害者福祉制度における生活介護あるいは自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けている事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるという取り扱い、考え方になります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 障がい者、高齢者が同時に共生型サービスというのがますます進展していくとは思うのですが、そこでは問題点もございまして、そこで本町ではその問題点をどう捉えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） 課題につきましては、それぞれの今まで制度の違いというか、基準なり、利用料とかの違いがあったわけでございますけれども、そこら辺につきましては、この条例の制定を契機に担当課の福祉・子ども課、そして関係機関であれば、地域包括支援センターと例えば新生園さんとかが連携しながら矢巾町において共生型のあるべき姿等を模索していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） この条例に見合う町内の事業所は何件で、利用者は何人で、延べ人数はどのくらいなのでしょう、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

複数の事業がございますので、順次ご報告申し上げます。まず最初の定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、該当がございませんし、夜間対応型訪問介護も該当はございません。地域密着型通所介護につきましては、6事業所、年末に1カ所ふえまして7事業所となっておりますけれども、大抵小規模デイサービスということですので、まず十数名から多くて20名という状況でございます。共生型につきましては、先ほど申し上げましたので、割愛させていただきます。認知症対応型通所介護につきましては、1事業所でございます。12名の通所ということになっております。小規模対応型居宅介護につきましては、1事業所ございまして、こちらは通所15人、宿泊8人の定員で運営しておるところでございます。

続きまして、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございますが、2事業所ございまして、1カ所は入所定員18名、もう1カ所は25名ということになってございます。

続きまして、地域密着型特定施設入居者生活介護、これは該当ございません。

続きまして、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、これは矢巾の方が入所する特養ということで悠和荘があるわけですが、1カ所のみになってはいますが、現在21床ということで新年度において8床増床して29床の計画があるところでございます。

最後でございます。看護小規模多機能型居宅介護については、該当がないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第13号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第14号 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の  
人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予  
防サービスに係る介護予防のための効果的な支援  
の方法に関する基準を定める条例の一部を改正す  
る条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第21、議案第14号 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの  
事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための  
効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題としま  
す。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第14号 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、  
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援  
の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げ  
ます。

このたびの条例の一部改正は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び  
運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に  
関する基準を規定する省令の改正に伴い、人員及び設備に関する基準等に関し所要の改正を  
行うものであります。

その主な改正内容であります。認知症対応型通所介護の共用型認知症対応型通所介護の  
利用定員の見直し及び認知症対応型共同生活介護の身体的拘束等の適正化について改正を行  
うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせ  
ていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。  
討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第14号 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第15号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第22、議案第15号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第15号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を規定する省令の改正

に伴い、基本方針等の所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。医療と介護の連携の強化、公正中立なケアマネジメントの確保及び生涯福祉制度の相談支援専門員との密接な連携促進について改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第15号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第16号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第23、議案第16号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第16号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、一般職非常勤職員のうち、保育士の報酬額について所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります、国では保育所入所待機児童の解消を目指した子ども・子育て支援新制度において、保育士確保のために民間の保育士の給与を平均3%改善させることとしていることから、本町においても保育士の人材確保と処遇の改善のため約3%の報酬額の引き上げを行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第16号 矢巾町一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第17号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第24、議案第17号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第17号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、子どものための教育、保育給付の支給に関する事務が個人番号を利用することができる事務と規定されたことによる所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります、町が定めた個人番号の独自利用に係る事務から児童福祉法による保育所における保育の実施または費用の徴収に関する事務を削除する改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。  
討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第17号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議案第18号 矢巾町農業体質強化基盤整備促進事業分担金徴収  
条例を廃止する条例について

- 議長（廣田光男議員） 日程第25、議案第18号 矢巾町農業体質強化基盤整備促進事業分担金徴収条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第18号 矢巾町農業体質強化基盤整備促進事業分担金徴収条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、農地における暗渠排水の整備等を行う農業体質強化基盤整備促進事業が平成24年度に終了し、これまでに実施した農業体質強化基盤整備促進事業に係る分担金の徴収が全て完了していること及び当該分担金の請求権が今年度末に時効によって消滅することを踏まえ、矢巾町農業体質強化基盤整備促進事業分担金徴収条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第18号 矢巾町農業体質強化基盤整備促進事業分担金徴収条例を廃止する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

日程第26 議案第19号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第26、議案第19号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第19号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。



ご提案申し上げております町道路線の廃止は、主に藤沢地区内の開発行為予定地に伴うものであり、4路線、全長418メートルについて路線を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。

なお、廃止路線の場所については、図面を添付させていただいておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第19号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

日程第27 議案第20号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第27、議案第20号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第20号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げております町道路線の認定は、主に高田地区内の住宅造成工事及び医大附属病院予定地内の道路の新設にかかわるものであり、10路線、全長874.9メートルを新たに町

道路線として認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

なお、認定路線の場所については、図面を添付させていただいておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第20号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第28 議案第21号 字の区域変更について

○議長（廣田光男議員） 日程第28、議案第21号 字の区域変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第21号 字の区域変更について提案理由の説明を申し上げます。

矢幅駅前地区土地区画整理事業につきましては、平成23年から工事に着手し、現在工事の完了と換地処分に向けた換地計画の作成を進めているところであります。土地区画整理事業においては、事業区域内の土地を成形し、新たに道路、公園、街区等を整備するため従前の道路等で定めていた字の区域が現況と整合しなくなることから、換地処分に合わせて新たに整備された道路等をもって字の区域を定める必要があります。

矢幅駅前地区においても工事の完了が近づいていることや換地計画の作成も進めていることから、字の区域を定める必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づきご提案を申し上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

なお、変更調書及び図面を添付させていただいておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第21号 字の区域変更についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。

再開を2時10分とします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

---

日程第29 議案第22号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）  
について

日程第30 議案第23号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補  
正予算（第3号）について

日程第31 議案第24号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第32 議案第25号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

日程第33 議案第26号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第29、議案第22号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について、日程第30、議案第23号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第31、議案第24号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第32、議案第25号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、日程第33、議案第26号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、この5議案は関連がありますので、一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第29、議案第22号から日程第33、議案第26号までの5議案については、一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました5会計の平成29年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第22号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、14款県支出金の森林病虫害等防除業務委託金を新設補正し、17款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、6款農林水産業費の林業振興事業、8款土木費の一般職員給与費及び除雪事業を増額補正とし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,443万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億9,254万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第23号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、1款国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税並びに11款諸収入の雑入を増額補正し、3款国庫支出金、4款県支出金、5款療養給付費交付金、7款共同事業交付金については、それぞれ交付見込額を。9款繰入金は、一般会計繰入金を減額補正とするものであります。

次に、主な歳出といたしましては、11款諸支出金の一般会計繰出金を増額補正し、1款総務費の一般管理事業、2款保険給付費の退職被保険者等療養給付費事業、7款共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出事業、8款保険事業費の特定健康診査特定保健指導事業を減額補正とし、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億921万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,182万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第24号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、10款諸収入の長寿社会づくりソフト事業費交付金を新設補正し、1款保険料の第1号被保険者保険料現年賦課分を増額補正し、4款国庫支出金の調整交付金及び5款支払基金交付金の介護給付費交付金を減額補正とするものであります。

次に、主な歳出につきましては、4款基金積立金の介護給付費準備基金積み立て事業を増額補正し、2款保険給付費の居宅介護サービス給付事業、地域密着型介護サービス費給付事業及び施設介護サービス費給付事業を減額補正とし、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ5,106万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,917万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第25号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料を増額補正とし、同額を歳出の2款広域連合納付金に増額補正とし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ638万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,304万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第26号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、5款諸収入の雑入を増額補正し、1款使用料及び手数料の使用料並びに3款繰入金の一般会計繰入金及び基金繰入金を減額補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、2款土地区画整理事業費の矢幅駅西地区事業費及び矢幅駅前地区事業費を減額補正とし、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ387万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,791万3,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。一括上程しました議案第22号から議案第26号までの補正予算5議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第26号までの補正予算5議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算の5議案については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、5議案については、予算決算常任委員会において審議を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

---

日程第34 議案第27号 平成30年度矢巾町一般会計予算について

日程第35 議案第28号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第36 議案第29号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第37 議案第30号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第38 議案第31号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業

特別会計予算について

日程第39 議案第32号 平成30年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第40 議案第33号 平成30年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第34、議案第27号 平成30年度矢巾町一般会計予算について、日程第35、議案第28号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第36、議案第29号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第37、議案第30号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第38、議案第31号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について、日程第39、議案第32号 平成30年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第40、議案第33号 平成30年度矢巾町下水道事業会計予算について、この7議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第34、議案第27号から日程第40、議案第33号までの7議案については、一括上程することに決定をいたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました7議案について提案理由の説明を申し上げます。

議員各位のお手元にあります平成30年度当初予算に関する説明書に基づいてご説明をさせていただきますので、まずこの2ページをお開きになっていただきたいと思います。この2ページには、平成29年、30年度会計別予算比較表というのがございますので、お開きになっていただきたいと思います。上欄には、いわゆる会計、平成30年度当初予算額、次は飛ばさせていただいて対前年度の増減額、増減率の順でご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

議案第27号、一般会計108億9,500万円、1億8,900万円、1.8%の増となるわけです。議案第28号、国民健康保険事業特別会計25億5,388万8,000円、△3億9,913万1,000円、この△、いわゆる13.5%の減と。次に、議案第29号、介護保険事業特別会計21億2,754万円、8,860万

2,000円、4.3%の増。議案第30号、後期高齢者医療特別会計 2億8万5,000円、2,079万7,000円、11.6%の増。議案第31号、矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計 6億4,044万3,000円、1,437万7,000円、2.3%の増。合計に参りまして164億1,695万6,000円、△8,635万5,000円、△の0.5%の減と。

次に、平成29年、30年度の公営企業会計別予算比較表の1枚物で説明をさせていただきます。皆さんのお手元に平成29年、30年度公営企業会計別の予算比較表をお願いをいたします。これも先ほどと同様に上欄の順で説明をさせていただきます。議案第32号、水道事業会計の収益的収入及び支出 5億3,801万4,000円、2,808万円、5.5%の増。資本的収入及び支出17億7,640万5,000円、4億5,391万3,000円、34.3%の増。

議案第33号、下水道事業会計、公共下水道事業の収益的収入及び支出 6億8,494万1,000円、1,134万5,000円、1.7%の増。資本的収入及び支出 4億7,440万5,000円、1,574万1,000円、3.4%の増。農業集落排水事業の収益的収入及び支出 3億6,387万3,000円、△6,982万7,000円、△16.1%の減と。資本的収入及び支出 2億2,100万1,000円、△2,338万5,000円、△9.6%の減と。公営企業会計の合計でございますが40億5,863万9,000円、4億1,586万7,000円、11.4%。

一般会計、特別会計及び公営企業会計の総計でございますが204億7,559万5,000円、対前年度の増減額では3億2,951万2,000円、1.6%の増でございます。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。一括上程しました議案第27号から議案第33号までの予算7議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第34号までの予算7議案につきましては、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した予算7議案については、3月20日午後2時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）



○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、7議案については、3月20日午後2時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

---

日程第41 発議案第1号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する意見書の提出について

○議長（廣田光男議員） 日程第41、発議案第1号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

6番、村松信一議員。

（6番 村松信一議員 登壇）

○6番（村松信一議員） 発議案第1号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、29請願第5号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する請願について、教育民生常任委員会に付託され、産業建設常任委員会との連合審査会等において慎重審議を行い、審査報告書が本議会において採択されたことから、町当局に対し、意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、国指定史跡徳丹城跡の整備及び周辺区域の利活用を図り、地域活性化につながる対策を早急に推進することを求めるものであります。

昭和44年に国指定史跡となって以来、保存と利活用のため関係者は移転し、当時の活気にぎわいが失われております。地域資源であります徳丹城跡を活用した徳田地区の活性化に速やかに着手することを強く要望するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これですべての討論を終わります。

採決に入ります。発議案第1号 徳丹城史跡周辺の活性化及び史跡内の整備に関する意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(廣田光男議員) 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

直ちに議案第22号から議案第26号までの補正予算5議案について、予算決算常任委員会を開催し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

ここで暫時休憩に入ります。

午後 2時34分 休憩

平成30年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第2号）

平成30年2月22日（木）午後3時59分再開

議事日程（第2号）

- 第 1 議案第22号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について
- 第 2 議案第23号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 3 議案第24号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 4 議案第25号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 第 5 議案第26号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長	山本良司君	企画財政課長	藤原道明君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一君	住民課長	浅沼仁君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀君	健康長寿課長	村松徹君
産業振興課長	稲垣譲治君	道路都市課長	菅原弘範君
農業委員会 事務局長	村松亮君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君
社会教育課長	野中伸悦君	学校給食共同 調理場所長	佐々木忠道君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会会長	高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
--------	------	----	-------

---

午後 3時59分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいまから本日の会議を再開します。

---

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 追加の議事日程第2号は、お手元に配付したとおりであります。

これより議事日程に入ります。

---

日程第1 議案第22号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）  
について

日程第2 議案第23号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正  
予算（第3号）について

日程第3 議案第24号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算  
（第3号）について

日程第4 議案第25号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予  
算（第3号）について

日程第5 議案第26号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特  
別会計補正予算（第2号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第1、議案第22号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）  
について、日程第2、議案第23号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第  
3号）について、日程第3、議案第24号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算  
（第3号）について、日程第4、議案第25号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補  
正予算（第3号）について、日程第5、議案第26号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画  
整理事業特別会計補正予算（第2号）について、この5議案は、予算決算常任委員会への付  
託に係るものであります。予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありました。こ  
れを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫委員） それでは、審査報告書を読み上げまして報告といたします。

平成30年2月22日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第22号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）について、議案第23号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第24号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第25号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第26号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について。

本常任委員会は、平成30年2月22日付、付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

以上でございますが、議員皆様のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げて報告いたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。

なお、討論は、一般会計及び各特別会計を一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

それでは、採決に入ります。

議案第22号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第10号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することについて賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了したので、これにて散会します。

なお、あす23日は休会、24日、25日は休日休会、26日は休会、27日は予算決算常任委員会の詳細説明を行う旨山崎予算決算常任委員長から申し出がありましたので、午前10時に本議場に参集されるようお知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後 4時07分 散会



平成30年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第3号）

平成30年3月7日（水）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
16番	藤原義一	議員	17番	米倉清志	議員
18番	廣田光男	議員			

欠席議員（1名）

15番 藤原由巳 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一	君	住民課長	浅沼仁	君

福祉・	菊池由紀君	健康長寿課長	村松徹君
子ども課長			
産業振興課長	稲垣譲治君	道路都市課長	菅原弘範君
農業委員会			
事務局長	村松亮君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君
社会教育課長	野中伸悦君	学校給食共同調理場所長	佐々木忠道君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会会長	高橋義幸君

**職務のために出席した職員**

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
--------	------	----	-------

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、15番、藤原由巳議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

議会基本条例第11条の規定に基づき、予算議会である3月会議につき会派代表による代表質問を行うことになりました。

なお、2月26日会議の議会運営委員会において会議日程について変更が決定されましたので、お手元に配付した会議日程のとおり変更となりますので、ご了承願います。

---

#### 日程第1 代表質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、代表質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

一心会、山崎道夫議員。

1問目の質問を許します。

（10番 山崎道夫議員 登壇）

○10番（山崎道夫議員） 議席番号10番、一心会、山崎道夫であります。矢巾町議会として、平成27年度に会派制を導入してから初めての代表質問を取り入れることになりました。一心会を代表いたしまして質問をいたします。

まちづくり改革元年に向けた取り組みについて町長にお伺いをいたします。高橋町長は、新年度施政方針演述において、平成30年度は、第7次矢巾町総合計画の基本理念である「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば」の実現を目指し、町の個性を生かし、輝き続ける矢巾町を議員各位、そして町民の皆様とともにチームやはばとして心を一つに作り上げていくため今後とも諸施策に精力的に取り組んでいくと意気込みを示されました。あわせて持続可能なまちづくりや将来への積極的な投資と先駆的な取り組みをま

ちづくり改革元年と位置づけて取り組むことを打ち出し、さらに平成30年度は、スポーツのまちとしてスポーツの振興策を人づくりの柱に加え、多様な価値観に対応したまちづくりを進めていくことも明らかにしました。

こうした基本方針のもと今後チームやはばのトップリーダーとしてさまざまな課題に立ち向かい、町総合戦略の基本目標の実現に向け、諸施策に精力的に取り組んでいくと決意を新たにしている町長に対しまして、以下についてご所見をお伺いをいたします。

一つには、計画的な土地利用の推進と道路網整備について5点についての質問をいたします。

1点目、社会環境の変化に対応した土地利用の適切な誘導を図りながら魅力あるまちづくりを目指して計画的な土地利用を推進していくとしておりますが、ことし3月末に供用開始される矢巾スマートインターチェンジを中心とした県道沿いと西側の町道安庭線沿いの土地利活用は、人口3万人構想の実現と密接に結びつき、町のさらなる発展と活力の源になると思われます。したがって、スマートインターチェンジ周辺も含めた県道沿いと町道沿いの土地利活用についてどのような構想を持っておられるのか明らかにされたいと思います。

2点目でございます。現在都市計画マスタープランの見直しが進められておりますが、地区計画対象指定区域8地区を明らかにするとともに、UターンやIターンも含め多くの移住、定住促進に向けて雇用の場の確保が大きな課題となっておりますが、企業誘致の取り組みと企業立地に向けた用地確保の方針について示されたいと思います。また、上記8地区の中に近い将来企業立地の対象として考えておられる地区があるのかお伺いします。

3点目でございます。幹線道路の整備は、町道中央1号線とスマートインターチェンジ関連の交差点改良と拡幅工事を行うとの考えが述べられましたが、近年町内の道路の多くが混雑し、特に朝の渋滞は、その度合いを増してきています。今後ますます交通量がふえていくと思われますが、混雑緩和と渋滞緩和は喫緊の課題となっております。安全で快適なまちづくりの観点からも一日も早い道路網の整備が必要になっており、本町における都市計画道路整備計画を早期に具体化し、優先度を検討し、いつごろ工事に着手し、完成は何年ころになるなどの整備スケジュールを示すべきときに来ていると考えますが、ご所見をお伺いします。

4点目でございます。児童・生徒が安全に安心して通学するため、環境整備に力を入れることが求められておりますが、通学路の整備予定箇所と延長はどの程度あるのか。また、

今後の整備計画を示すとともに、未整備箇所について可能と思われる路線について、朝の通学時間帯に1時間程度の自動車通行規制を行うなどの安全対策を考えてはどうでしょうか。

5点目であります。信号機が少なく、歩道のない町道西部開拓線の安全対策と県道昇格は長年の懸案であり、大型トラックなどの交通量が多いことから、特に西部地区で生活している町民にとって毎日安全、安心が脅かされ、とても不安な思いをして暮らしているのが実態として浮き彫りになっております。したがって、信号機の設置や歩道の整備などが強く求められておりますが、町としてこのような現状をどのように捉えておられるのかお伺いします。

また、県道昇格については、紫波町と連携をし、関係機関へ粘り強く働きかけるなどの取り組みを行い、実現に向け努力するべきと考えますが、ご所見を伺います。

大きな2点目でございます。スポーツのまちの具体的な取り組みについてお伺いをいたします。町長は、多様な価値観に対応したまちづくりを進めていくため、平成30年度はスポーツのまちとしてスポーツの振興策に力を入れていくとの方針を新たに打ち出しましたが、町民の多くがどのような取り組みをするのか大いに期待し、注目していると思います。

スポーツによる地域おこしやまちづくりに取り組んでいる自治体は全国でも多いと思いますが、一つの例として平昌オリンピックにおいて女子カーリングで銅メダルを獲得した北見市常呂町の取り組みなどがよい例であります。したがって、本町におけるスポーツのまちの推進に取り組む方針と具体的な取り組みについて明らかにされたいと思います。

大きな3点目であります。昨年の高橋町長の施政方針で矢巾町循環バスさわやか号について廃止を含めた全面的な見直しを行うと述べられておりますが、来年度の予算にさわやか号の運行委託料が計上されております。また、デマンドバス検証運行委託料、デマンドバス運行システム構築業務委託料も計上されておりますが、利用者が少ないさわやか号の運行について廃止を含めた全面的な見直しをどのように行ってまいったのか大きな疑問が残ります。したがって、デマンドバスの検証運行を行うのであれば、この際、さわやか号の運行を全面的に廃止し、デマンドバス検証運行の時期をできるだけ早めて本格運行の実施に向けて最大限の努力をすべきと考えますが、ご所見をお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 一心会、山崎道夫議員のまちづくり改革元年に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、スマートインターチェンジ周辺の土地利活用の構想につきましては、現在のところ具体的な形となっている構想はありませんが、将来の人口3万人の実現に向けて大きな役割を果たす可能性を秘めたエリアと認識しているところであります。スマートインターチェンジ周辺は、付近の県道、町道沿いも含めて改定中の都市計画マスタープランにおいて市街地検討ゾーンとして位置づけており、北東北の物流拠点である岩手流通センターに近接していることなどを勘案しながら全国につながるスマートインターチェンジが持つポテンシャル、いわゆる潜在能力を生かし、土地利用を検討してまいります。

町道安庭線沿いにつきましても、さまざまな土地利用上の制約がある中で西部地域活性化のためにどのような利活用が可能であるか。また、考えられる選択肢の中でどれを選ぶのが最も効果が高いかなど、多角的な観点から可能性を検討してまいりたいと考えております。

次に、地区計画8地区については、矢幅駅前地区、駅西地区、岩手医科大学地区など、既に都市計画決定をし、地区計画を定めている地区となっており、そのほとんどは住宅地などを中心とした計画となっておりますが、広宮沢第2地区地区計画で定めたウエストヒルズ広宮沢については、企業立地を進めてきたところであります。

なお、これ以外の今後の企業の誘致、立地対象地については、岩手医科大学との関連やスマートインターチェンジ、国道4号が持つポテンシャルを生かす土地利用を図るため、土地所有者の意向を把握しながら将来に向けて適正な位置を検討するとともに、関連企業からの情報収集や個別訪問の実施により、企業ニーズを把握し、対象企業のニーズに沿う条件とのマッチングを進め、雇用の場の確保につながるよう努めてまいります。

次に、都市計画道路も含め本町の主要道路計画については、総合計画や都市計画マスタープランにおいて明らかにしておるところではありますが、岩手医科大学附属病院の開業やスマートインターチェンジ開通を控えていること、盛岡西バイパス南伸整備の要望も行っていることから、それらの状況を見定めた上で計画変更も含めたより実効性のある整備計画の策定に取り組んでまいります。

次に、通学路の整備計画については、歩道整備を予定している箇所は、矢巾スマートインターチェンジ関連道路の町道宮田線、町道堤川目線、町道安庭線のほか、矢巾町交通安

全対策協議会において、地域や学校からの整備要望が多い町道島線の歩道整備を予定しております。今後の整備計画については、現在進めております整備の進捗状況及び矢巾町交通安全対策協議会への改善要望の状況を見ながら検討してまいります。

なお、朝の通学時間帯の自動車通行規制についてですが、規制を行う際には、規制区間に居住される住民の車両も制限されることから、学校や地域からの要請に基づいて状況を調査し、警察と協議をしております。

次に、町道西部開拓線の安全対策については、西部開拓線は、大型車両の交通量が非常に多く、速度を上げて走行する車両が多いことから、危険な路線であることは認識をしております。平成25年に県道矢巾西安庭線と町道南昌トンネル線を交換した際に、旧県道部分の一部について路肩の拡幅工事を行った経緯はありますが、今後地域からの要望状況を踏まえ、歩道整備については、当町で検討することとし、信号機の設置については、継続して警察に要望してまいります。

また、県道昇格については、既存の県道との交換が条件となっているため、これまで要望を行っておりませんでした。盛岡市及び紫波町と連携し、協議をしております。

2点目についてですが、スポーツのまちの推進に取り組む方針としては、スポーツによる地域おこしではなく、人づくりから将来的なまちづくりにつなげていくことに主眼を置いているものであります。北見市常呂町におけるカーリングのように、本町では近年ハンドボールが盛んになっており、矢巾フェニックス、矢巾中学校と矢巾北中学校、不来方高校、そしていろんなクラブなど、ジュニアから成人までの全世代のチームが活動し、各種大会で好成績をおさめておられます。

このようにほかに誇れる種目はあるものの、これからの矢巾町を考えると、やはり町の基礎、そして基本となるのは人であります。この種目にこだわらずスポーツを通して得られる人と人との交流が活気に満ちて健康的な思いやりのある人づくりにつながり、ひいてはまちづくりにつながっていくとの考えから町民が自分に合った競技スポーツ、生涯スポーツ、または障がい者スポーツに取り組むことのできる環境を整え、スポーツによる人づくりを進めてまいります。

競技スポーツへの取り組みとしては、未就学時期の運動体験を重要と捉えた事業の実施や小中学生の運動能力向上につながる指導者の確保、町体育協会と連携しての競技力向上のための人づくりなどに取り組む、国内にとどまらず国際大会でも闘える選手の育成を目指してまいります。

生涯スポーツへの取り組みとしては、総合型地域スポーツクラブである楽々クラブ矢巾と連携し、誰もが楽しく自分に合ったスポーツを行える機会を提供してまいります。

また、矢巾町としてお二人のパラリンピアンを輩出したことを機に、障がい者スポーツの普及と支援の取り組みを始めてまいります。そのためには、基礎知識と深い理解が必要となることから、障がいの有無を気にすることなく交流しながら障がい者スポーツに触れることのできる機会をつくってまいります。

競技スポーツ、生涯スポーツ、障がい者スポーツへの取り組みを通して多様な価値観を理解し、許容し、お互いを認め合うことのできる人づくりを進め、人生100年時代に向けて健康に過ごせるまちづくりにつなげてまいります。

3点目についてですが、本年度策定いたしました矢巾町地域公共交通網形成計画において、地域特性と交通機関の特性に応じてデマンド交通のエリアとコミュニティバスのエリアを区分する運行形態や公共交通を階層化し、デマンド交通は自宅や集合地点から拠点までを結び、コミュニティバスは拠点同士を結ぶことで交通網を形成する運行形態など、より適切な運行形態を検討した上で事業化をしてまいります。

したがって、デマンド交通の運行開始後もコミュニティバスの運行が必要となることから、大幅な路線や運行形態の変更等詳細に検討する予定としております。

なお、デマンド交通の検証運行に当たっては、運行エリアや手法、ダイヤ、発着地自由度などの運行形態を詳細に検討する必要があることや実施する交通事業者の運行管理許可取得が必要であること、利用者への広報活動や説明会が必要であることなど、一定の期間を要することから町としても実施事業に係る詳細内容の検討を進め、交通事業者と協議をしながら検証運行開始時期をできるだけ早めるように努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 土地利用について再質問させていただきます。

私は、今日まで一般質問において、土地の利活用、この構想と計画について何度か質問をしてまいりました。今回の質問に対しましてもスマートインター周辺は、改定中の土地計画マスタープランにおいて、市街地検討ゾーンとして位置づけているということで、この分については明確な答弁がございませう。それに沿って今後諸施策を進めていくだろうということで期待をしておりますが、地区計画について、たしか去年の6月に一般質問を



した際の答弁の中に地区計画については、県で方針を検討しており、それが出された段階で一般住宅建設地や企業誘致などのエリアを定め、具体的な利用計画を策定したいというのが町長答弁でございました。この地区計画についての県の方針はいつごろ出される見通しなのか、まず1点お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、お答えをいたします。

県の定める方針につきましては、現在方針としてはございます。いろいろ去年の答弁の際には検討するという事でお伺いをしておりましたが、基本的には県のほうではこの方針は変更しないという形になっております。そのかわりに都市計画マスタープランの中でそういった方向性を示していただくことによって市街化調整区域内での方向性を定めていけばいいのだということでお伺いをしておりましたので、今回策定中のマスタープランの中で矢巾町として必要な考え方をマスタープランの中に網羅していきたいということで考えております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） その点については、よく理解しました。この前から条例の改正に絡んで地区計画の話が出ておりましたので、そこについては、来年度議会のほうにも提案されるということでございますので、その部分に期待をしておきたいと思います。

それから、企業誘致の関係でございます。定住化を進める、あるいはUターン、Iターンを進める上では、やっぱり雇用の場の確保がどうしても必要だということで企業誘致に向けた土地の確保、これは大きな課題なわけですが、これについてもマスタープランである程度出てくるだろうというふうには思っておりますが、今広宮沢第2地区の計画の中でずっと進められておりますウエストヒルズのこの状況というのは、もうほとんど空きスペースがないというふうに私たちは捉えておりますが、どういう状況なのか。そして組合の解散のめどというのは立っているのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、お答えをいたします。

ウエストヒルズの状況でございますが、保留地につきましては全部販売済みとなっております、残りは個人で所有している土地のみとなっております。それから、組合の解散

時期ということですが、一応今年度3回ほど臨時総会をやっておりまして、換地に向けた取り組み等々の協議を行っておりまして、一応その中では3年間の事業計画延長という形では出しておりますが、できるだけ早い時期で解散に向けていきたいということで1年になるのか、2年になるのか、ちょっと状況はあれですけれども、早期にまず解散に向けて進めていきたいということでお聞きしているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） めどが立ったということで理解をしました。

それから、交通量の増加に伴っての渋滞緩和ですが、これはやっぱり喫緊の課題になってきていると思うわけです。というのは、朝のいわゆる県道盛岡不動線を見ると、4回ぐらい信号待ちをしないと通過できないという実態があります。たまたま私の住まいのあたりを見ても、もう100メートル程度しか進まない、朝は。そうすることによって、これは恐らく運転されている方は、特にいらいらしているだろうというふうに思いますし、決して快適な生活を担保するということには、なかなかつながらない状況だと思うのです、今の状況は。

したがって、盛岡市に私たち産業建設常任委員会で研修視察をやってきたのですが、もう20年ぐらい前に町の総合計画の中で、いわゆる整備路線を明らかにして、そして10年以上前には取り組み状況がきちっと出されておりますし、それから着工予定も今後の着工予定ということでもう既に10年ぐらい前に出されておりました。それで津志田白沢線がその際にもうちゃんとうたわれておりまして、現在特にあそこは都南の公園、いわゆる文化会館、あの辺のあたりの土地の買収ももうほとんど済んでいると。あとはこっちのほうの田んぼの買収に入る状況だということで地区の皆さんからは、当初は余りよく思われなかったらしいのですが、今は逆に請願が出ていて、早くとにかく矢巾のほうまで結んでくれと、全面的に協力するからということで、そういうふうな動きになっていることを私たちは研修してきました。

したがって、やっぱり都市計画道路を、特に田浦線とか、あとは藤沢煙山線とか、それから中央1号線もやっぱり南線をさせて4車線、片側2車線ずつ南伸をして4号線にきちっと結びつくような、接続できるような、そういった計画をきちっと出して、町民に例えば5年後あるいは10年後、そういう形で進めていくよと、そういうふうなものをもう出す

時期に来ているだろうというふうに思いますし、当然予算が絡みますので、そのとおりの計画どおりいくかはわかりませんが、今の状況では全く見えないわけです。特にスマートインター絡みの道路の整備は、大体これは何回も議会でも町当局からも明らかにされておりますし、中央1号線については、しっかりとした予算措置もできて、これは進むだろうと思われませんが、そのほかの渋滞緩和、混雑緩和に向けた都市計画道路の計画というのは、全くなかなか見えていないと。町民がどうなっているのやという話を時々されるわけですが、その辺の取り組みというのを今後どういうふうにしていくのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、お答えをいたします。

町長答弁にもありましたとおり一番大きいところは、やはり西バイパスの南伸整備の方向性がこれが一番大きいところだと思います。これがどこに4号にタッチするのかわかることによって、大きくやっぱり都市計画道路の考え方というのは変わってくると思いますので、うちのほうとすれば南伸の行方とあわせて都市計画道路の見直しも進めていきたいということで答弁をさせていただきました。

これにつきましては、今現段階で国のほうではそういった調査といたしますか、そういったものを行っている最中とお聞きしておりますが、どの程度、どの場所でというのはまだ決まっていないということでおりましたので、いずれその方向性が明らかになってくると思いますので、それにあわせてやっぱり変更していく必要があるのだということ認識しておりましたので、その方向性とあわせて検討していきたいなということ現在では考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 時間の関係もありますので、端的に1点だけ再質問いたします。

さわやか号の運行についてです。これは多くの議員がこれまでもかなり取り上げて、非常に効率が悪い、利用率が悪いということで見直すべきだということやってきたのですが、なかなかそうはいっていないのが実態です。もう既に平成19年度に比べると、もう半分以下の利用者になっているのです。したがって、その辺を考えると、あえていわゆるさわやか号を運行するというのはよくわからないのですけれども、その点についての考えを

お聞かせ願いたいと思います。

それから、デマンド交通を導入した後もさわやか号といいますか、コミュニティバスの運行は続けるよということを言っていますが、その辺についても全く理解できないのですが、どういう考えのもとにそういうことを打ち出しているのかちょっとその辺のご説明をお願いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） まず最初に、コミュニティバスをまだ続ける理由はということで説明させていただきます。コミュニティバス、それから普通の路線バスもそうですけれども、基本的には公共交通という位置づけになっております。タクシーもそうですけれども、公共交通ということで、特に県交通さんが運行している路線バスにつきましては、ほとんど赤字です。それを国や県が補助金を投入して維持しているという現状でございます。さわやか号につきましては、矢巾町が全面的に出して利用料はいただいておりますが、基本的には全くペイできておりません。端的に言って赤字だけれども、維持しているという状況でございます。

さわやか号につきまして経済性を理由に廃止というふうなことに仮になった場合に、先ほど来お話ししているように赤字路線もいっぱい抱えている中でやめると一旦なった場合に、こちらの都合でもう一度再開してほしい、お金は出すからといっても、もう県交通の側では対応できる状況ではないというふうになる可能性が極めて高いです。聞いているかと思いますが、運転手さんの確保にも苦勞しているという状況です。幾ら募集をかけても、なかなか集まらない。そういったバスの状況がございますので、関係性を切るということは、よほどのことがない限りはするべきではないというふうな考え方でおります。

もう一点、そういった状況でございますので、大都市とかと全く状況が違いますので、民間事業だからといって経済性がうまくいっているのだからやっているのでしょうというふうなことではないという、全体的にそういう背景がございますので、それは逆に言うとなくなって困るものだということですので、それを利用する方も含めて皆さんで公共交通を維持していこうというふうな考え方に立たないと、あっという間になくなってしまって、なくなって困るのはどうしようかということに状況になってまいりますので、我々としてはそういうふう位置づけておりますし、国も補助金を投入して赤字路線を維持しているというそういう考え方は、やはり国民的にそういった公共交通というものが必要である、維持する必要があるという考え方のもとにそうやっておりますので、そういっ

たこともありまして、矢巾町としてはさわやか号の運行は継続すべきだというふうに考えております。

なお、デマンド交通との併用と申しますか、両方やるということにつきましても、一定の範囲では効率的に運行できる可能性、余地があるだろうというふうに見ております。現在の運行ルートでは、それでも平均しますと1便当たり今年度の実績で4.8人ほど、1日当たり、平均して利用されている方もおりますので、こういったものを切って捨てるということもするべきではないと思っております。

それと現在のような状況でも4.8人ですが、これをよりデマンドとの併用によって効率的に回せる部分があるというふうにも思っておりますので、そこに対しては利用率が上がることをねらって適切な路線設定をしていきたいと思っております。それとデマンド交通につきましてもタクシーと決定的に違うのは予約制であるということですので、タクシーと同じサービス提供だと、結局はタクシー事業者がまいてしまう。なので、当然サービスの水準を差をつけなければならない、逆に。料金が安い分ちょっとサービスがあれですがということではないと、タクシー事業者もいなくなってしまうという状況になってしまいますので、そういったこともありますので、一定のサービス水準でしかもある程度回せるところはコミュニティバスも併用してということが今の矢巾町には最適な状況だろうと思っております。

なお、それにもう一つの要素は、当然経済性、行政としてのお金のかけ方に対してどの程度のサービスが提供できるのかということのバランスを考えると、やはりコミュニティバスを欠かすことはできないというふうに考えています。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問をいたします。

教育現場における諸施策の取り組みについて教育長にお伺いをいたします。1点目でございます。少人数指導と選択制の取り組みについて。

子どもへのきめ細やかな指導、支援の充実を図り、いじめや不登校などの未然防止や早期対応が期待されるとして岩手県教育委員会は、平成30年度1学級の上限を35人とする少

人数学級を小学5年に拡大するとの方針が出されました。同時に、上限40人のまま複数教員が一緒に教えるなどの少人数指導との選択制を導入するとの考えが出されました。また、平成31年度に小学校5年と同様の形で同6年に拡大する方針で小中学校全学年で導入されることになるとのことですが、県教委によると県内の小学校、義務教育学校324校のうち小学5年で36から40人の学級があるのは28校あるとのことではありますが、本町における少人数学級の状況と県教委の方針を適用する学校はあるのか伺います。

また、該当する学校があるとすれば、どちらを選択する考えなのか理由もあわせて明らかにされたいと思います。

2点目でございます。県教委は、平成30年度から教員の多忙化解消に向け、公立中学校の運動部や文化部などに部活指導員を新たに配置する方針を固めたと報道されましたが、教員の多忙化につながる部活動の拘束時間が軽減されるほか、子どもも専門的な指導が受けられるなどメリットを見込むとしております。本町における具体的な取り組みについて以下伺いをいたします。

1点目、競技経験のない教員が顧問を務めたり、勤務状況の改善が必要な部への配置を想定して部活動指導員の配置希望を募るとしてしておりますが、本町は中学校2校に対し、どの部への配置を考えておられるのか伺いをします。

2点目でございます。指導に当たる頻度や時間数、費用等はどの程度になるのか伺います。

3点目でございます。部活指導員の人選と起用は、何を基準にして行うのか。また、配置する時期はいつごろになるのか伺いをいたします。

3点目、県教委は、平成30年度教員の負担減に向け、全県立学校にタイムカードを導入し、勤務時間を客観的に把握できるようにすることで業務量に偏りが生じないかなどを確かめ、生徒への指導に集中できる環境づくりを後押しするとしております。また、県教委による各市町村教育委員会の判断で小中学校にタイムカードを導入している事例はあるとしておりますが、今後は小中学校を所管する市町村教育委員会に導入を促すとしておりますが、タイムカードを既に導入している他市町村の事例も参考にして、本町の小中学校におけるタイムカードの導入を図り、教員の多忙化解消の一助にするべきと考えますが、所見をお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 教育現場における諸施策の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町内の学校においては、現在小学校5年生及び6年生においても1学級28人から33人で少人数学級となっており、上限40人のまま複数教員と一緒に教える少人数指導の選択をする学校はございません。仮に町内に該当する学校がある場合、上限35人の少人数学級か上限40人での複数教員による少人数指導のどちらを選択するかについては、どちらにもメリットが考えられることから、当該校のさまざまな状況を考慮し、ケース・バイ・ケースで選択することが望ましいと考えております。

2点目についてですが、部活動指導員の配置につきましては、県教育委員会は来年度から4年間で1校当たり3名が配置されることを目指しており、その他の条件等については、まだ国から具体的な要綱が示されていない状況であることから、本町の中学校2校に対する具体的な配置についての協議は今のところ行ってはおりません。しかし、どの部へ配置するかについては、各校の状況を踏まえ、各校の判断に任せることとなります。

次に、指導に当たる頻度につきましては、1年間に35週、週3回、1日当たり2時間を予定しており、報酬は1時間当たり1,600円で、中学校の場合は、費用の3分の1を県が補助し、残りの3分の2は国と町が負担することとなります。

また、人選と起用の基準及び配置時期につきましては、さきに説明しましたとおり、国の要綱が具体的には示されていないことから、現時点では未定となっている状況であります。

3点目についてですが、平成29年議会定例会6月会議においてタイムカードの導入につきましては、町内の各学校では教職員個人が退勤時間の管理を行っていることから、現時点ではタイムレコーダーの導入は考えていないとの答弁をいたしました。教員の働き方改革について話し合う中央教育審議会において、国や教育委員会、学校に対する緊急提言をまとめ、教員の勤務時間を把握するためのタイムカード導入を求めたことから、今後は県教育委員会からの情報をもとに導入に向けて検討してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 部活指導員についてお伺いをいたします。

新年度4月から配置に向けて取り組むということですが、もう既に3月ですが、いつこ

ろ県教委に要望する予定なのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） まずこの件については、各校の状況がございませぬ。その状況の具体的なことは人事です。人がかわります。そして、今各校では自校での取り組みをしています。例えば矢巾中学校の場合は、部活動の数を減らしています。そういう自助努力をして、その上でもまだこういうところで足りないということを各中学校から状況をお知らせ願って、その上で県教委のほう、具体的なものが示された段階でこちらのほうから要望したいと思います。できるだけ一番不足なところ、欲しいところを国のほうに要望してまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） そうすると、年度途中になるということもあり得るわけですね。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） そういうことになります。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 人選の基準というのは、ある程度あると思いますが、その辺については、どうなのでしょう。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えします。

人選の基準については、具体的なところはまだ示されておられません。そういうふうなことも含めて、例えば選び方、こちらのほうで町教委のほうで人を決めて、それでお願いをするのか、ある程度県のほうからこういうふうな人がいます、それでどうですかというふうにくるのか、そこの具体的なところはこれからだと思いますので、私たちのほうでも調べてみたいと思います。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）



○議長（廣田光男議員） 以上で一心会、山崎道夫議員の質問を終わります。

次に、矢巾明進会、長谷川和男議員の代表質問を行います。

質問事項が3項ありますけれども、途中で休憩入りますので、よろしくお願ひします。

まず1問目の質問を許します。

（12番 長谷川和男議員 登壇）

○12番（長谷川和男議員） 会派代表質問に当たり、矢巾町明進会代表として高橋町長に行政方針、和田教育長に学校施設整備方針についてをお伺いをいたします。

今年には明治元号を定められてから150年の年であり、明治22年には徳田村、煙山村、不動村が誕生し、矢巾町は昭和30年3月、3村合併により矢巾村の誕生となり、昭和41年に町制施行により矢巾町となりましたが、高橋町長は平成27年4月の町長選を制し歴代5代目矢巾町長にご就任なされ、高橋町長は以来町民本位の優しく元気のあるまちづくりを目指し、町勢発展のために掲げた重点施策に鋭意取り組んでおられますことに敬意を表すものでございます。本町先人の方々が築き上げてきた歴史と現在と未来に向けた希望のあるまちづくりに夢を語り合える施策を実施できるよう会派としても協力してまいります。

町長は、2月22日の施政方針演述で平成30年度の一般会計、特別会計合わせて164億1,000万円余の予算を計上し、また企業会計、上下水道事業会計については32億9,000万円余の新年度予算を計上され、それぞれの事業施策に対してきめ細やかに支援策政策を打ち出したことをぜひ実行をさせていただきたい。町民からも評価をいただけるように努力もしていただきたいと思います。

今全国津々浦々の各自治体で人口減少、少子化、子育て対策等でどこの自治体でも最重要課題として取り上げているのが現状であります。本町の第7次総合計画、第2節のまちづくりの指標では、将来人口の構成には平成31年までは増加傾向が続くと書き込まれておりましたが、しかし計画目標年度の2023年度は2万7,447人に減少というような推計になる見込みであるとなっておりますが、しかし基本構想の中で住みたくなる居住環境の向上による転入者の増加や少子化対策、健康寿命の延伸により年少人口及び老年人口の増加を図るとされております。他に工業団地等の開発と企業誘致を推進するとされており、岩手医科大学及び附属病院関連職員や学生の皆さん、矢巾町定住促進等を積極的に進め、第7次総合計画の中で人口目標年度を定めており、2023年度には本町の人口は3万人と掲げておるものでございます。議会会派は、矢巾明進会として、この人口目標計画に対して高橋町長に代表質問をするものでございます。

高橋町長は、第7次総合計画の重要課題である人口目標計画推進に当たり、どのように組み立てているのか、その基本方針をまずお伺いするものでございます。

私は、言うまでもなく子育て環境に関して幼児教育、保育の支援はもとより、子どもの健全育成の充実に力を注ぎ、若い人たちが安心して移住を考えていただけるのではないかと思うところでございます。我が町は、岩手医科大学の総合移転を受け入れて、さまざまな諸施策を講じてまいりましたが、これからが本番ではないかと思っております。行政と町民一体となって努力を重ね、本町においでくださる患者さん、病院で働く方々、学生の多くの皆さんを温かく迎え入れ、近い将来本町は岩手の医療における中核都市の位置づけと認められる町を目指し、未来に向け住みたくなる移住環境を整え、また住みたくなる環境とはよりよい利便性を求められる人口増加を図ることを明確にしなければなりません。

自然増ではなく、住宅区画整理開発が必要と思っておりますが、また本町の町営住宅の老朽化問題も総合的対策が緊急を要する時期にきております。若い方々の移住促進対策を含め、土地利用を活用する戦略を打ち立てるべきと思うが、どうか。

本町の既土地区画計画には、市街化区域編入にかかわる民間の大規模開発、土地区画整理事業を実施し、地区のきめ細やかなまちづくりをするようになっておりましたが、平成18年都市計画法改正により、市街化区域調整における相当規模の開発行為に対する開発許可は、地区計画に適合する場合に許可できるものと批准されました。この法改正の一部の理由には、人口減少や産業の効率化、集約の社会経済情勢変化の中、一律的な市街化編入は難しいものとされたものでございます。しかし、本町マスタープランの計画策定には、調整区域から市街化編入の数値がなく、議会から2023年度中の矢巾町人口3万人目標達成には、民間企業における土地の区画整理事業は不可欠なものとするため、マスタープランに明記すべきものと認識しておりましたが、お伺いたします。

また、市街化調整区域における既存集落の規制など従来のあり方では、ますます人口減少と深刻な問題なので、農業中心地帯における地区計画を行政も地区一体となって活性化を図るべきと思うが、またこの問題は広域連携でも取り上げ、国、県にも働きかけるべきと思いますが、このたびの人口問題は、今後の町政財政運営の中、特に重要課題と私は認識しております。

なぜならば、現在の社会保障制度を持続可能なことを堅持し、さらなる新たな制度を求められることもあることから、安全で安心して暮らせる矢巾町をつくるには、高橋町長の手腕を期待するものでございます。

以上、本町の人口3万人問題目標についての質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 矢巾明進会、長谷川和男議員の目標、人口3万人に向けた施策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、人口3万人に向けた土地利用の全体的な構想及び戦略の方針については、第7次総合計画の基本構想及び前期計画に規定されており、現在は総合計画に定められた方針に従い、具体的な土地利用の計画を策定している段階であり、本年度策定中の都市計画マスタープラン及び来年度に策定を予定しております第3次国土利用計画矢巾町計画において、それぞれ専門の委員の皆様の知見や町民の皆さんからのご意見を踏まえながら各分野の具体的な施策内容を盛り込み、町を挙げて推進をしてみたいと考えております。

2点目についてですが、現在改定中の都市計画マスタープランにおいて、新規住宅地のほか、新規の工業や流通業務地についても土地区画整理事業や民間事業者による開発整備の検討、誘導を図ることを明記することで進めております。

3点目についてですが、市街化調整区域の地区計画制度は、もともと都市計画制度に設けられているものであることから、その活用について現在改定中の都市計画マスタープランに明記することとしております。また、この制度の活用につきましては、盛岡広域都市計画推進協議会において本町から示しており、同協議会でも今年度先進地研修を行うなど、盛岡市、滝沢市でも、その有効性、必要性を認識しているものと考えております。

また、市街化調整区域の地区計画は、町決定の都市計画ではありますが、盛岡広域ではこれまで事例がなく、区域区分制度、いわゆる市街化区域拡大との兼ね合いもあることなどから、都市計画マスタープランへの明記手法などについて岩手県と協議、検討を行っているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで1問目の質問を終わります。

時間を1時間経過しておりますので、ここで休憩入れます。

再開を11時7分とします。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、長谷川和男議員の 2 問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 和田教育長に学校施設整備についてお伺いをいたします。

本町における町立学校の現在新しい学校、建築年数たっているもの、それぞれ伝統、歴史ありますので、これを大事に守っていくべきと思っております。それでは、学校教育は、児童・生徒皆平等の環境の中で学びができればと誰もが思うのですが、それがかなうものではないと私も思っております。しかし、老朽化で傷んだものは補修など素早く処理しなければならないと思うが、私、そのような心配のある学校に赴任された校長先生初め先生方は、大変ご苦勞をかけているのではないかと思っております。そういう現状の中で先生方の勤務年数、職位が高い役職ほど早く他校への転進等がされております。

一例を挙げれば、昨年我が町の町立小学校の中で町内 4 校の小学校一斉に行われる予定の大運動会、児童も父兄も先生方も楽しみにしていた大運動会が前日からの大雨で当日朝 4 校とも中止を決め、東小、煙山小、徳田小は翌日曜日に大運動会が開催されました。しかし一方、不動小学校は 3 日後に開催され、殊に学区内父兄から大変な苦情が寄せられたとお伺いしております。そのことについてお伺いするものでございます。

町立不動小学校は、かなり前から校庭の水はけが悪いと言われており、学校側からも雨が降る四、五日は校庭に児童は出られないという報告もされておられたというふうに聞いております。次の点を教育長にお伺いをします。

学校施設関連で一般会計の中には、教育施設整備基金 2 億 3,600 万円余の残高があり計上されておりますが、これは徳田小学校の移転建築資金だと言われておりました。町内の学校施設でこんなに違う、差のあることは、児童・生徒に対して申しわけないと思いませんか。少なくとも屋外施設環境整備として平等のことをしてあげるべきだと思います。児童は、健康でのびのびと校庭に出て運動する子どもたちは解放感を持つものと私は思っております。以前から不動小学校の現場においては、施設整備を願っていたが、担当課からは予算がつかないといったようなことでいまだに手つかず、このことから予算がないと言わず、この教育施設整備基金を限定に取り崩して本当に困っているところに手当てをしてあげるべきではないか。

徳田小学校の移転についても教育長の基本的な考えをお伺いをいたします。

前教育長は、移転について考える時期と議会に報告されております。私は、これから何年も先も年次も決められないのであれば、今現在の児童・生徒に、またこれから入学してくる児童たちに古い、新しいは別として、校舎外施設環境ぐらいいは同じような土俵にすべきではないかと思ってお尋ねするものでございます。

学校施設整備基金の条例管理は、高橋町長と思っておりますが、教育長より協議があれば、承諾いただけると思っております。高橋町長、よろしいですね。私は、和田教育長は本町教育全体の最高指導者としての指導力を期待していることから、この質問をさせていただいておりますので、明快なご答弁をいただきたい。

以上、教育長に対する質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 学校施設の整備についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、他の学校では次の日に開催なのに、不動小だけなぜ3日後の火曜日に開催なのか。また、もともとの開催案内文書に雨の場合は順延と書いてあるのに、いきなり3日もあけて火曜日に延期するとはどういうことかという内容がほとんどでありました。この件につきましては、ご家族、関係者の方々にご迷惑をおかけし、大変申しわけなく思っております。今後校庭の土の入れかえ等の改善策を検討してまいります。

2点目についてですが、教育施設整備基金は、教育施設の整備に要する経費の財源に充てるため設置された基金で学校施設の新築用資金という位置づけで毎年定額を積み立てているところであります。今までは、新たに学校を整備する際に取り崩しを行っておりましたが、基金の取り扱いについては、新築の場合のみならず今後策定する施設整備の個別計画の内容に合わせながら町長と基金の用途にかかわる協議を行い、できれば基金の一部を改修費として利用したいと考えております。

徳田小学校の改築、新築等については、これから考えてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） この学校施設整備について、このような状況の中で多分何らかの整備をしようとしているかと思いますが、30年度予算の中でどのようなことをなされる予定

なのにお聞かせをいただきたい。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） お答えをいたします。

30年度予算の中では、各校から上がってきて優先順位の高い修繕要望のあるものにつきまして予算化をさせていただいております、それを30年度予算に計上させていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） この不動小に限って今お聞きしたところでございますが、何ら施策が見えていない。これは予算委員会できちっと質問させていただきます。終わります。

○議長（廣田光男議員） それでは、2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 高橋町長に提案事項を進言をいたしますので、よろしく申し上げます。町長の率直なご意見を承りたいと思いますので。

高橋町長は、さきに申し上げておりましたとおり、日常、昼夜問わず町長職務に専念され、また残念でございましたが、故伊藤副町長の長期不在についても大変ご苦労なされたことと思います。1月15日からは、片腕となるすばらしい方をお迎えになり、これから町勢の発展のため、さらなる行政運営体制が確立されるものと思っております。

しかし、町長、副町長、教育長だけで町は成り立たない。本町には優秀な職員180名余の皆さんの総力を挙げた力と町民あってこそ希望に満ちた夢語る矢巾町を築くことができると信じております。私は、次の提案を述べさせていただきます。（仮称）ひとり一改善運動制度の提案を進言いたします。

この運動は、職員、個人身近な事務事業の改善を行うことにより、事務及び作業能率の向上、経費の削減または収入の増加による町民のサービス向上を図ることを目的とする。1つには、対象者は全職員、担当業務の改善に努め、その結果を提案する。2つ目には、所属長以上の職員、改善運動を推進し、職員の提案に対する審査等を職務とする。提案事項については、所属する職場において効果が認められるもの、有益または建設的なこと、どんなささいな事務改善も可とする。このひとり一改善運動に個人や課全体で取り組んだ事務改革につ

いて提出をする。主要事業に挙げられる事業に関しては、補足的な事務の改善は可とするが、主事業については不可とするというふうになって提言したいわけですが、改善の実施についても、これも11月1日から翌年の10月末日までの提出と定められるようお願いしたい。

提案事項が審査結果採用されたものは、新年度から適用する。この（仮称）ひとり一改善運動、日常の職務に当たって一度原点に立ち返って見詰め直して新たな気持ちで発想転換をしていただきたく、行政の専門的な事務作業を行うもろもろの中でこういうことをすれば無駄のない効率が図られるのではないかと職員の皆さんは思われていた……

○議長（廣田光男議員） 長谷川議員、時間になりましたので、質問を終えてください。

○12番（長谷川和男議員） 終わります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） （仮称）ひとり一改善運動制度への取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

職員は、事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう努力し、常にその組織及び運営の合理化に努めているところであり、さらに今年度からふだんの業務を通して支障があると感じていることを改善し、住民の利便性の向上と業務の効率化を図ることを目的に職員提案制度を実施しているところであり

ます。

今後につきましても職員提案制度を充実させながら全職員が常に業務改善を行う雰囲気づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 長谷川議員、大変恐縮でございますけれども、時間切れでございますので、これで長谷川和男議員の質問を終わります。

次に、矢巾町政策研究会やまゆり会、高橋七郎議員の代表質問を行います。

高橋七郎議員。

1問目の質問を許します。

（11番 高橋七郎議員 登壇）

○11番（高橋七郎議員） 議席番号11番、矢巾町政策研究会、高橋七郎でございます。代表質問する前に、ちょっと時間をいただきまして、3月9日から始まる平昌冬季オリンピック・パラリンピックアルペンスキーに日本代表に本町下北在住の高橋幸平選手が2種目に出場されることは、町民にとって大変喜ばしいことであり、楽しい大会にしてもらいたい。また、

次回開催される中国冬季パラリンピックアルペンスキー大会につながるよう期待するものがあります。

矢巾町政策研究会を代表して町長に矢巾町政全般について質問をいたします。1点目、日本政府は、国際リニアコライダー、ILCの誘致を国際機関に受け入れ表明をしていませんが、岩手県は誘致に向けて正念場を迎えております。多くのメリットが期待できると考えられ、県はもとより県南の市町村も積極的に活動しておりますが、盛岡広域8市町の取り組みと、特に岩手医科大学附属病院で利用する医療機材の開発にも期待できることから、本町の取り組みについて伺います。

2点目、盛岡市政調査会研修会で2月8日に開催され、盛岡広域スポーツコミッションの取り組みについての講演がありました。本町としてどのように取り組んでいく考えなのか伺います。

また、盛岡南公園に岩手県と盛岡市による野球場の設置の協議が始まり、34年度完成を予定していると話がありましたが、本町にとってもメリットが多いと考えられるが、幾分かの負担を伴っても協議会に参加する考えはないか伺います。

3点目、平成30年1月4日から矢巾斎苑の火葬時刻が改定され、午前10時、正午、午後2時となりましたが、火葬時刻の20分前におつとめ法要が始められており、多くの町民の方から今までの時刻に行くと間に合わないという声が聞かれており、私も経験しました。どのような経過でこのようになったのか。また、前町長時代に岩清水コミュニティセンターで行われた地域懇談会において、火葬時刻とはおつとめ法要なのか、火入れ時刻なのかとの質問があり、おつとめ法要の時間との回答であったと聞いております。混乱を避けるためにも火葬時刻とは何を始める時刻なのかを伺います。

4点目、平成28年度6月会議において観光パンフレットについて伺いましたが、そのときから2年近く経過しております。進捗状況はどのようになっているのか。また、一新時期を伺います。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 矢巾町政策研究会やまゆり会、高橋七郎議員の矢巾町政全般についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町では平成26年度から県内を初め全国の約500の法人、個人が加



盟する岩手県国際リニアコライダー推進協議会に加盟し、その一員として協議会が行う誘致活動に協力をしているところであります。

現在は、国際的規模で誘致合戦が行われている段階でありますので、本町としましても県内での取り組みに独自色を出すよりも、まずは岩手への誘致を勝ち取ることが先決であり、そのために県内全体が一枚岩、いわゆる一丸となって国際社会に対する訴求力、いわゆるアピールを発揮していくことが重要と考えております。

今後も I L C の誘致実現に向け、他自治体と足並みをそろえながら協議会の一員としての役割を果たしていきたいと考えております。

2点目についてですが、盛岡広域スポーツコミッションは、盛岡広域市町、いわゆる首長懇談会、国体専門部会を引き継ぐ形で設立したもので盛岡広域8市町が相互に連携、協調し、スポーツに関するさまざまな交流、いわゆるスポーツツーリズム等の取り組みを通じて盛岡広域の魅力の発信とにぎわいの創出を図ることを目的としております。

基本的な施策として、スポーツ大会、スポーツ合宿の誘致による交流人口の拡大やプロスポーツとの連携による地域スポーツの推進、東京オリンピック・パラリンピックに向けたキャンプ地の誘致や地元オリンピック・パラリンピック選手の輩出など、スポーツによる地域振興に取り組むものであります。

本町といたしましても、町単独ではできないような大きなスポーツイベントや大会の誘致などを広域で取り組むことにより実現可能となることから、これからも構成団体の一員として相互に連携や協調しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、盛岡南公園の野球場の設置につきましては、盛岡広域連携都市圏ビジョンにおいて、スポーツ施設広域利用促進に向けた検討を行うこととなっており、広域内での相互利用や同一料金で利用できるような協議が進められるものと認識しておりますので、今後も協議の中で、その実現に取り組んでまいります。

3点目についてですが、本年1月から変更となりました火葬時間の設定に関しては、待合室の混雑緩和のため、午前10時、12時、午後2時とし、各火葬時間の間隔を2時間の等間隔に設定したもので会葬なされる人数によっては、火入れ前のおつとめに時間を要し、火葬収骨までの斎苑の利用時間が2時間で済まず、次の火葬の時間に影響を及ぼす場合もあることから、全ての時間帯の利用者が他の利用される方々の影響を受けず、火葬から法要まで一連の流れに沿って予定どおり行うことができるよう配慮し、火葬時間を火入れの時刻としたものであります。

なお、利用される方々には、今後引き続き周知を図るとともに、火葬をとり行う葬儀社等に対してもしっかりと説明をしてまいります。

4点目についてですが、現在観光パンフレットを通常版とポケット版の2種類として、それぞれのターゲットに向けた特徴あるものとなるよう作成を進めております。通常版につきましては、町外でパンフレットを手にとった方が矢巾町を訪れたいと思うようなイメージを大事に、また大切に、矢巾の四季と民俗を捉えた写真を中心としたものへの刷新を想定しており、来年度中の発行を予定しております。ポケット版につきましては、町内を訪れた観光客がスマートフォンと一緒に持ち歩くことを想定し、町内を俯瞰するイメージで散策できるよう町内の情報を集約したもので通常版に先行して本年度中に発行をいたします。

なお、どちらの観光パンフレットにもQRコードをつけ、町のホームページにリンクすることにより、常に最新の情報を取得できるようにいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 1問目の質問でございますけれども、国際的に誘致合戦が行われているのも事実であり、EU、アメリカ、日本となっておりますけれども、どこの国でも財政負担が問題であり、建築費に莫大な費用がかかるために、なかなか手を挙げられないのも事実でございます。日本政府が決断すれば、よい結果が出るのではないかと思います。県内全体が一枚岩で誘致をしているとの答弁でございますけれども、私的には県南、中央、県北、沿岸との自治体に温度差を感じられますし、他の自治体と足並みをそろえて役割を果たすてありますけれども、具体的にお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

今高橋七郎議員からILCの誘致については温度差があるのではないかということで、これは県南のことであって、盛岡広域に余りかわりがないのではないかということではないのです。やはり矢巾町は、今岩手医科大学、それからいろんな防災の拠点施設も県の消防学校または医大には、もう災害時の地域医療支援教育センターとか、まさに本町は医療と防災、もうそういったことを考えたときに、私はやはりもう少しこの誘致活動については、矢巾町だけではなく盛岡広域として力を入れていきたいと思っておりますので、今の状況であれば、

私は県南のことでもう私ら矢巾なり盛岡広域として余り関心度が低いのではないかと思われておるところがありますので、これからそういった発信力をさらに高めていきたいと。

ただ今のところは、どうしても岩手県に誘致したいと、これだけは最優先課題として取り組んでいきたいと。そして次に、そういった例えばこれから世界各国から研究者もいろいろと集まってくるわけです。そういう方々ができるのであればお住いができる、そのとき外国の方々には、何ととっても一番心配なのは、いわゆる医療、それから防犯とか、そういういろんな教育または芸術、文化、そういうふうなものが充実しているのか、いろいろな角度から考えた場合、矢巾町は魅力のある一つのまちとして考えていただくことができるのではないかとということで私どもは発信していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） それに伴いまして、できれば道路標識とか、いろいろ施設の看板とか、やっぱりそういったやつにも近隣、近隣といえればあれなのですけれども、韓国語か中国語、英語、そういったのもできるだけ掲載する考えを持ってもらいたいと思いますけれども、その点についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まさに今後特にも I L Cに限らず観光地は、そういうことがもう常識になってきておるわけでございますので、これは担当のほうにもしっかりあれしておきますし、また今いわゆるパンフレット、これは大変発行ができて申しわけないと思っておりますが、そういうふうなところにもしっかりと明記をさせていただいて対応できる、地元というか、岩手県には平泉の世界遺産もあるし、今矢巾町も徳丹城が日本遺産に指定になるのではないかとということでその運動を、認定になるように今お願いしておるわけですので、これはもう町長部局、教育委員会一緒になって取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 続きまして、盛岡南公園に県都盛岡市による野球場設置について幾分か負担を伴っても協議会に参加する考えはないかということについて、答弁になかった

ので、これをお聞きしたいということ。

それから、県要望として盛岡広域スポーツコミッション会議等で議長も話しして夢を語っておいりましたけれども、ドーム球場の建築の提案の考えはないか、そこら辺も提案してもいいのではないかと思いますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず今もう県営と市営が一緒になって、もう平成32年度に野球場、これができるという今情報なので、これをドームに切りかえるということは、なかなか難しいと思います。ただ私らといたしましては、やはり今度できる野球場で南運動公園の野球場をサブグラウンドぐらいにして矢巾町にドームができたらと。これは野球場だけでなくスポーツと防災を兼ねた、そして今できるのであれば、国で今度スタートいたします森林環境税、そういった県産材を使った事業導入なんかもできないものか。これは、私どもこれからいろんな角度から検討してまいりたいなと思っておりますので、そのところはひとつご理解いただきたい。

それから、この協議会に参加するかしないかは、これはスポーツコミッションは、先ほど首長、いわゆる市長連絡連携協議会の一環の中で進められておりますので、そこは改めて協議の場に入らなくてもご理解していただければと思いますので、そのところはもう一度確認し合いながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 質問を変えまして、火葬時刻についてなのですけれども、岩清水コミュニティセンターの地域懇談会でおつとめ法要時間なのか、火入れ時間なのかということで質問しましたら、おつとめ法要時間ということで回答をいただいたということでお聞きしていましたけれども、まず答弁にそれなかったのですけれども、そこら辺ちょっと詳しくお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

岩清水行政区でそのような説明があったということでございますけれども、ちょっとそれはいつの時期というか、ちょっとそこら辺がわかりかねますので、何ともちょっとお答えできませんが、私も以前戸籍係にいたことがあります、平成3年当時、ちょっとかなり古くて申しわけないのですけれども、そこらしばらくの間は、やはりそこからというか前後と

いいですか、やっぱり今のような火入れの時間が10時、11時、2時ということであったわけですが、いろいろ聞きますと、平成13年から20年の間に以前のような10時が法要の開始といったような時間変わったようでございます。多分そのあたりにそういった説明がされたものというふうに考えております。いずれ高橋議員を初め多くの皆さんに周知が行き届かなくて、せっかくお別れをしに来たのに残念な思いをされたということについては、周知が不徹底で申しわけなく思っております。

そういった経緯もあります、答弁にありまして、今やっぱり時間、時間に終わらなければ、やはり多くの方が1日で火葬、それから葬儀、納骨、法事といったようなことが終わる方が多いものですから、やはりその時間に終わるということは、きっちり終わるということが大切なのかなということで今のような、以前のような形に戻したところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） これは時間は2時間ということで決まっているわけですが、おつとめ法要時間が20分前に始まっても、後ろの12時であれば、その12時の方も20分早く来るわけです。そうすると、2時間というのは変わりはないと思うのです。ただ今さっき言いました火葬が終わって葬式までということになれば、後ろのほうがあくからそれが一番いいのかなと私も思うのですけれども、他の自治体ちょっと調べました。紫波斎場のかたくりの丘は、10時からでしたら10時からおつとめ法要が始まると、紫波町です。それから、盛岡のやすらぎの丘、9時でしたら9時5分前からおつとめ法要と、それから岩手玉山火葬場は、9時でしたら10分前から行っていると。それから、雫石火葬場では、これも9時30分であれば、10分前からおつとめ法要が始まっているということで、一番時間的にあれだというのは、隣の紫波町だと思うのですけれども、大体10分か5分くらいでやっているということなので、ちょっと今の20分というのは、どこからどう出たのかちょっと私もわかりませんが、これは全部葬儀屋さん、一緒に20分前からやっているのですか、これまず1点お聞きしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

ただいまの20分ということにつきましては、これはやはり会葬者の人数とか、亡くなった

方の生前のお勤めであるとか、そういった状況を勘案して会葬者の数を予想して20分なりということではありますけれども、20分に限定しているわけではございません。その方の状況、家族の状況を勘案して葬儀社にお任せしているところでございますので、ただ大体今20分というのが多いような状況になっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） つまり火葬の火入れの時間というのを守りたいということですか。そこら辺ははっきりしないと。

浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） 申しわけございません。いずれ10時なら10時という時間に始める時間、火葬の時間を決めるということで、その時間、法要の時間については人数を勘案して10分でも結構ですし、20分でもということをお願いしているものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） かなりこうなれば、10分間のアバウトが出てくるわけで、内容によっては20分の方、それから10分の方ということであれば、会葬者がわからないわけです。今有線放送もなくなりましたので、今ラジオ放送で今放送しているやつでは、その時間言っていないよ、何時にという時刻を。そこら辺も今度はつけて放送する予定あるのですか、まずそのところをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えします。

大変いろいろそういった不手際があって申しわけなく思っておりますけれども、今後のことにつきまして、今までも葬儀社、有線、ホームページ、広報で周知はしてきたわけですが、やはりラジを使いましても周知するというので今内部で話をしておりますし、やはり矢巾の方だけではなくていらっしゃいますので、そういった方々にもわかるように時間をやはラジを通じてお知らせしていきたいというふうに考えております。

なお、日報とかのお知らせの広告欄というのですか、ああいったところには、今9時40分とか、そういった時間も載っていることもございまして、ただどうしてもその方々の掲載でするので、それにもよりますけれども、いずれそういった時間を周知していくようにもう一度徹底をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 総務課長、やはラジについては何かありますか。

藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ラジオの番組制作のほうは私どものところでやっておりますので、お答えいたします。

会葬時間をわかる範囲でちゃんと流すというふうなことは、今後やろうと思えばすぐできる話ですので、徹底してそのように取り扱いたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） これはそのようにしてもらったほうがすごくいいのですけれども、ただ余りにもばらつきがあれば、私らはもうわかっていることだから、その時間に合わせていけばいいのでしょうかけれども、やっぱり一番なのは会葬者のそういった情報がない方々が来られるということになると、正直言って私もちよっと失敗したのが20分に行ったらもうおつとめ始まっていて、慌てて記帳していったということは、これは1回目、初めあったのですけれども、火葬場の斎場の中の入り口に書いて掲示してあるのです。あれがちょっと人が立ってしまうと、受付の人が立ってしまうと隠れて見えないのです。だからあれ1枚ばかりでなくて、もうちょっと工夫してちょっと見えるところというか、そういったところに掲載して、よく周知しないとうまくないと思いますので、そこら辺の改善点をよく検討してもらいたいのですが、する気ありますか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

先ほど長谷川和男議員のひとり一改善運動ではないのですけれども、このことはもうすぐ対応できることのお話ですので、前向きに検討させていただきます。ましてや受付で肝心なのが見えないなんていうのは、現場を確認しておらないことではございますので、恥ずかしい限りでございます。いずれ一つ一つ解決するとともに、周知を徹底してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 高橋七郎議員、いいですか、約束していただいたということによろしいですね。

他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、以上で矢巾町政策研究会やまゆり会の高橋七郎議員の質

間を終わります。

---

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は終了しましたので、これにて散会いたします。

あしたは一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午前 11 時 52 分 散会



平成30年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第4号）

平成30年3月8日（木）午前10時開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一	君	住民課長	浅沼	仁君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀	君	健康長寿課長	村松	徹君

産業振興課長	稲垣讓治君	道路都市課長	菅原弘範君
農業委員会 事務局長	村松亮君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君
社会教育課長	野中伸悦君	学校給食共同 調理場所長	佐々木忠道君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会会長	高橋義幸君

**職務のために出席した職員**

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
--------	------	----	-------

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長からお許しをいただきましたので、南昌グリーンハイツ火災報知機の誤作動についてご報告をさせていただきます。

昨日南昌グリーンハイツにおいて誤作動による火災報知機の通報がありましたので、ご報告申し上げます。昨日の午後6時8分に南昌グリーンハイツ1階通路部分にあります自動火災報知機から火災の通報があったため、現地を確認したところ、火災の発生は認められませんでした。その後、盛岡南消防署矢巾分署、紫波警察署及び警備会社とともに設備の点検を行ったところ、雨漏りが原因で火災報知機が誤作動したということが確認されました。

なお、本日南昌グリーンハイツ全体の消防設備の点検を行い、今後誤作動など、このようなことが起こらないように万全の体制で取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、報告とさせていただきます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

7番、昆秀一議員。

第1問目の質問を許します。

（7番 昆 秀一議員 登壇）

○7番（昆 秀一議員） 議席番号7番、一心会の昆秀一でございます。

まず最初に、高橋昌造町長の政治姿勢についてお伺いいたします。高橋町長が町長に就任されて約3年となり、残り任期1年ほどとなりますところから、今までの振り返りやこれからの展望も含めて町長の政治姿勢についてお伺いいたします。

1点目、町長の今までの町政運営をされての自己評価をお伺いします。

2点目、町長の考えられている町民と草の根型の意味はお伺いします。

3点目、町民や職員の中の若い層の意見をどのように捉えて生かしているのか。

4点目、職員への対応で心がけていることは。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 7番、昆秀一議員の町長の政治姿勢についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、平成27年に町民の皆様からご信任をいただき、3年間町政運営を担っておりますが、そのご期待に応えるべく第7次矢巾町総合計画の基本理念に基づき、輝き続ける矢巾町の実現に向け、町民の皆様とともにチーム矢巾として心を一つにした町政運営に努めているところであり、その評価につきましては、私自身がするものではなく、ご信任くださった町民の皆さん方のご判断によるものと認識をしております。

2点目についてですが、私は就任以来不偏不党の精神のもと、町民党という旗印を掲げ、町民の皆様英知を結集した町民本位の元気のあるまちづくりを目指し、町民の皆様との対話により、現場を第一に考えて行動する草の根型のまちづくりに取り組んでいるところであります。

3点目についてですが、少子高齢化社会の中において、今後の本町を担う若年層の意見は大変重要であると認識のもと、庁内においては、町民の皆さんの町の業務に関する利便性の向上と業務の効率化を図ることを目的にボトムアップによる事務事業の改善を図るため、今年度新たに職員提案制度を新設し、業務の改善を図っているほか、若手職員による各種プロジェクトチームを編成し、施策の企画、立案を行い、政策推進に生かしているところであります。

4点目についてですが、職員には常日ごろから法令遵守及び危機管理、情報管理の徹底、またPDCAサイクルによる事務事業の改善、町民との対話による現場主義を大切にするとともに、私は特に7つのこととお話をさせていただいておりますが、その中で感謝する

力、先見性をする先見力、そして決断力、チーム力、現場力、変革力、人間力を高めるように指導をしているほか、特に若手職員にはコミュニケーションをとりながらOJTによる指導を心がけているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 町長になられてこの3年間、たくさんの改革を行われてきたと思います。答弁のとおりありましたけれども、町長ご自身この3年でご自分がご自身変わったなというふうに思ったことはございますでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

自分自身が変わったということであれば、これはもう先ほどお答えをさせていただいたとおり、私のいわゆる町政運営の基本的なスタンスは、先ほどお答えしたとおりでございまして、特に私は町長というのは、住民の皆さん方の代表として特定政党には偏らず、いわゆる町民のほうをしっかりと向いて、真の意味での町民的な党的な立場で仕事をさせていただいているということは、これはもう最初からお世話になったときから、それはもう変わらないということでご理解をいただきたいと思います。

また、今後も町政のかじ取りにおいては、そのことを常に念頭に置きながら町民本位のいわゆる政策を推進してまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） わかりました。これからあと残り1年余りと非常に少ないと思われましても、まだまだやれなかったこと、これからやりたいようなことが残されておられるのですけれども、今回の予算もそうですけれども、自治体は単年度ごとの予算編成を執行していくのはもちろん理解するわけですけれども、1年でやれることは本当に限られており、ある程度中長期でやっていくものも結構たくさんあると思います。その中で、これは中長期でこの任期でやっていこうというふうに重要と思われることがあれば、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

これはもう第7次総合計画で皆さんにお決めいただいたこの計画に従って順次最重要町政課題を一つ一つ解決していくのが私の仕事でありますので、常に私はそのことを念頭に置きながら町政の推進を進めていると。あくまでも町の総合計画に基づいた政策本位の仕事をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） それから、町長はよくお話しされる時、自分のことを暴走するというふうにおっしゃっておりますけれども、これは半分冗談の言葉なのかもしれませんが、しかしもう半分ではこの暴走を誰がどうとめるのかというのを私は気になっております。議会と行政は両輪と言われておりますけれども、両輪の一方の行政の長が暴走にあったとしたら、その暴走をとめるのは誰なのか。軌道修正の役割を誰が担うのでしょうか。そういう存在が必要だと思うのですけれども、その点、どう町長はお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

車でいうと、2輪駆動とか4輪駆動、これまではいわゆる町長と議会、これはもうお互い二院代表制の中でやってきているわけですが、私は今はもう2輪駆動から4輪駆動の時代で、もう町長、議会、町民、そこには私がいつも言う町政の運営で一丁目一番地の農商工の連携、こういうふうなものをしっかり組み合わせてやっていくのが私の仕事だと思っておりますので、私はこれまでは暴走しようとした思いに駆られたことはございません。着実に、堅実にやっていきたいということでおりますので、もし昆秀一議員に暴走の嫌いがあるということがあればご指摘をいただければ、そこはもうすぐ修正をして、私は常に4輪駆動型の町政運営をやっていききたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） よくわかりました。暴走する気がないというのは确实だと思いますけれども、そういう場合は言わせていただきます。

それから、先日金ヶ崎町で首長選挙ございまして、一方では無投票で選挙がなく政策論争がされることもなく首長が決まってしまうところもよそではあるようです。その点、

矢巾町においては、前回は首長選挙、議員選挙もありましたので、しかし、来年の改選期にはどうなるかわかりません。無投票になる一因としては、若者もそうなのですけれども、無関心層という人たちが想像以上にいるのだと思われます。そのような方たちを矢巾町のまちづくりに関心を持ってもらえるようにする施策が必要だと思います。

そこで私は、この矢巾町の課に中高生課というのの創設を望むものであります。子ども議会が何回か行われておりますけれども、すばらしい提言がございます。ただ子ども議会を行うだけではなく、できれば具体的に中高生の意見を反映できるように課を設置して、若者が参画できるのだということをもう一步進める意味でもそういうふうなものをつくって見たらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今ご存じのとおり1億総活躍社会の中で、特にも国においても若者、女性の活躍が非常に大事なのだということを言われております。そういった意味で今若者の意見を聞いていくと。だから私は、今私どもでどうも私余り横文字は得意ではないというか、好きではないのですが、私どもがやっているフューチャーデザイン、そこの中には将来世帯も含めてこれからの町政運営は考えていくべきだという考え方があつたわけでございまして、もうそういったワークショップとか、それから今子ども議会のお話もあつたし、そして小中高は子ども議会であつたのです、昆秀一議員、私は高田に地域懇談会に行ったときに言われてはつとしたのですが、矢巾東小学校がまちづくりについて考えているのだと、町長、あなたはこのことを知っているのかと言われて、私も後から資料を取り寄せさせていただきました。いや、それを見させていただいて、子どもたちの発想というのはすばらしいなということを感じたわけでございまして、特にも若者の関係については、これから教育委員会等も学務なり社会教育課、そういったところとも連携しながら若者の声を聞く機会をしっかりと設けていきたいなということで、これまでも例えば若手の認定農業者の方々ともいろいろ議論することもあるのですが、いずれいろんな方々、若い方々とそういったワークショップなんかも含めて、なお深化させていただきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） わかりましたけれども、そういうふうな中高生課というのも視野

に入れて考えていただきたいと思います。

それから、以前議会、私の質問の答弁で職員を叱ってばかりなので、褒めることもしようと思うということをおっしゃっていただきましたけれども、それ以降褒めた事例はどのくらいあるのでしょうか。その職員の励みにもなると思うので、少し具体例を挙げてお話ししていただきたいのですが、今三重県の自動車学校では褒めちぎる教習所が人気なのだそうです。私も余り褒められて育ってこなかったもので、ちょっと違和感があるのですけれども、現在の特に若者は叱るよりも褒めるほうが伸びるようです。よく町長は職員がぐだぐだしているとか、ちょっと職員を見下しているように私には見受けられるところがあります。たとえ町長と職員の関係だとしても、基本一人の人間対人間とかかわるべきなのだと思います。

確かに叱らなければならないときもあるかもしれませんが、そういうときは、必ずみんなが見ていないところでちょっと叱ったりしていただきたいし、褒めるときは、やはりみんなの前で堂々と褒めていただきたい、それが基本ではないかなというふうに私は思います。職員の接し方についてそのようにお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まさに昆秀一議員のおっしゃるとおりでございまして、今後はそのように対応してまいりたいと。ただそれだけでは大変失礼なので、まず事例を挙げると、きょうはちょっと職員がおるところでこういうお話しするのはあれなのですが、例えば上下水道課の山本課長なんかは随分叱りました、上下水道の使用料のことで。しかし、しっかりとこれをやった後は、私もよかったなと、よくやったなということは言うておりますし、だからどうも顔がそういう顔なのか、こわもてで、もう最初からそういうところもあるかと思うのですが、いずれ職員に対して見下しているというような、もし私が態度があるのであれば、後からみんなからお聞きして、これは猛省しなければならない。もうそういうことのないようにやっていかなければならないし、それから褒める、叱ることのタイミング、それからやり方、そういうふうなこともわかっておりますので、きょうご指摘いただいたことは、これからの私の職員に対する接し方についてのひとつきょうは昆秀一議員のご質問は、私のこれからの行動の規範の一助になると思いますので、しっかり対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。



○議長（廣田光男議員） 昆秀一議員、顔のことは勘弁してくれということですので……

○7番（昆 秀一議員） 顔のことは言っていない……

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

○7番（昆 秀一議員） ありません。

○議長（廣田光男議員） それでは、次の質問を許します。

○7番（昆 秀一議員） 話題を一転しまして、次に挨拶の励行についてお伺いいたします。

挨拶は、人間関係でのコミュニケーションの基本であり、非常に大切であると思われま  
すけれども、この挨拶をしっかりできていない方が多いように感じます。そこでよりよい  
人間関係を築くためのツールとして挨拶で笑顔のあふれる町にしていくため以下お伺いし  
ます。

1点目、町、学校として笑顔と挨拶に対する認識の重要性の捉え方をお伺いいたします。

2点目、矢巾東小学校のスマイルあいさつ運動は、どのようなきっかけで始まったのか。  
また、現在の活動とほかの学校の状況と今後の活動についてお伺いします。

次に、町民全体での挨拶運動の状況と今後の施策の考えについてお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 挨拶の励行についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、挨拶は社会生活を営む上での基本的な礼儀であり、人と人をつ  
なぐ最も重要な行動であると認識をしており、私自身も町民の方々と挨拶をさせていただ  
き、笑顔でお迎えすることを心がけているとともに、昭和54年に制定いたしました町民憲  
章及び平成28年度には、職員みずからの提案により策定いたしました職員憲章を基軸に庁  
舎内外での笑顔での対応と挨拶の徹底を指導しているところであります。

4点目についてですが、あいさつ運動は実施しておりませんが、挨拶は一番の基本であ  
りますので、もうこれは昭和30年代から特に言われてきておりますが、もうこれはずっと  
ずっと前から全国でも展開されております「おはようございます」「ありがとうございます  
」「失礼します」「済みません」の頭文字をとった「オアシス運動」を範として、接遇  
研修を行い、私を含め職員も積極的な挨拶を行うように今後徹底をしてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、挨拶の励行についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、笑顔と挨拶は人間関係を築く上で非常に重要な要素であり、学校としても、その重要性を認識しております。児童・生徒、教員がお互いに笑顔で気持ちのいい挨拶が交わされることにより学校の雰囲気よくなり、さらに教師と児童・生徒との間によりよい関係が築けるものと捉えております。

3点目についてですが、矢巾東小学校のスマイルあいさつ運動は、平成19年度から始まった教育振興運動の活動の一つであります。児童会執行部が東小スマイルあいさつを地域や家庭に広げようとする取り組みです。現在も啓発の旗を掲げ、委員会等によりスマイルあいさつ運動を継続して行っております。

また、他校においてもあいさつ運動の取り組みがあり、児童会、各委員会によるあいさつ運動、PTA、各種団体の協力によるあいさつ運動などが行われております。挨拶のいい児童を「あいさつ名人」に任命する活動、来校者が生徒からすてきな挨拶を受けたときに、その生徒・児童の名前と感想を書いてもらう「あいさつの花運動」など、特色ある取り組みもあり、今後も継続して実施するよう推奨してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 学校でのあいさつ運動については、幾つかの効果があります。まず本人の自発性や人とのかかわりを引き出す効果、それから防犯効果、そして声を出すことで前向きになれるという効果があるようです。特にも前向きになれるという効果は、声をかけ合うことで、誰か自分に声をかけてくれる人がいる、関心を持ってくれる人がいると思うことで少しはハッピーになれる、そういうふうな気がするのではないのでしょうか。ですから、このあいさつ運動をもっと広めていくべきだと思います。このあいさつ運動、学校ばかりではなく、地域の大人たちにも取り入れていくべきだと思います。町では、あいさつ運動されていないというようなお話でしたけれども、例えば町内一斉あいさつ運動週間を設けるなど、いかがでしょうか。

それから、挨拶に関する作文コンクールなどの啓発活動も有効な手だてになると思うのですが、このような挨拶がみんなのできるコミュニティが活発な町は、明るく元気で住みたいと、本当に住みたいと思える町になるように思います。ぜひ明るく挨拶が飛び交い、あふれる矢巾を目指す取り組みを町内全体で始めてみてはいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず先ほどこちょっと私、答弁にも舌足らずなところがあって、今毎月職員の全体の朝会をやっているのです。そこの中では、やはりあいさつ運動の徹底なり大切さは、もう毎回のようにお話をさせていただいておるので、やっていないということではなく、やっておりますので、それでただこれをもう職場だけではなく地域、学校、これを今お話があった、これを一つの、私ども、例えばこれからは行政区長会議なんかもあるわけでございますので、そういうところなんかにもお諮りをしながらやはり私どもとしては、矢巾町としては、挨拶が全ての基本なのだということをみんなで申し合わせをしてやっていきたいなということで、今それではどのような形であいさつ運動の見える化をしていくかということについては、今後例えば地域であれば行政区長さん方または小中学校、高校とか、産業建設短期大学校または医大とか、そういうところもありますので、そういうところともよく話し合いをしながら、もう矢巾の駅をおりたら、もうそういったやはり明るい雰囲気や挨拶ができるというようなことをやっていきたいなと、こう思っておりますので、もう今後それは人権擁護委員とか、そんないろんな方々とこれから形にして見える化にしていきたいと思っておりますので、これは全ての基本だということできっちり取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

社会教育ということで教育振興運動というのを行ってございまして、子ども、家庭、学校、地域、行政の5者が連携して教育を進めていくということで現在も取り組んでいるところでございます。この一つとしてあいさつ運動を行っております。いつでも誰にも気軽に挨拶を交わそうということでテーマを設けまして教育運動のほうで取り組んでおりますので、これからもさらにあいさつ運動が活発にできるようこの5者が連携して行ってまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 取り組んでおられるということではございますけれども、このあいさつ運動、ある市では、ご紹介したいのですけれども、あいさつ運動の取り組みに対し

て半年以上にわたって社会教育委員の方々が検討して、その結果を提言としてまとめておられるそうです。そのように、もうちょっと推し進めていただきたいと思うのですけれども、例えば本町でも社会教育委員なりというところであいさつ運動の取り組みに対してもうちょっと検討して点検していくようなことはできないのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

社会教育委員の中でそのような具体的に挨拶ということに限ってのお話はしてございませんけれども、今後そういったこともテーマに挙げて、具体的な内容等も検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひそのようにお願いしたいと思いますけれども、このようにさまざまな効果が生み出される可能性をはらんだあいさつ運動ですので、ぜひ取り組んでいただきたいですし、まちづくりの上位計画としての、先ほど申し上げた第7次総合計画前期基本計画の中では、コミュニティの活性化という項目があるわけですけれども、その課題の解決の対策として挨拶の励行があると思うのですけれども、総合計画自体には、その具体策が示されておりませんが、私はこの計画にあいさつ運動を取り入れていく必要があると思います。

先ほどから申し上げているように、挨拶にはさまざまな効果があります。ぜひコミュニティの活性化を図る上にもあいさつ運動は役に立つと思いますので、まず計画に盛り込むなどして町内一斉で挨拶日本一を目指していったほうがいいかでしょうか。大げさなことではなく、まずは身近なところから始めるべきだと思いますので、そこが大きな意味があると思いますので、始めてみませんか。いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今、今月の1日からやはラジがスタートいたしまして、だから私はこのやはラジをうまく使ってあいさつ運動はできるのではないかなということで、まずその意味では、やはラジのラジオをもう少し普及させることがあれなのですが、いずれ今考えているのは、やはラジを通してのあいさつ運動、それからやはり何ととっても地域コミュニティなのです。これは、

もう自治会長さんとか、行政区長さん、公民館長さんとか、また先ほど昆秀一議員からも社会教育委員のお話もあったのですが、そういうふうな方々を含めて取り組んでまいりたいなと、こう考えておりますので。

ただ一つ残念なことは、私もこれからだんだんに自転車で通勤する時期になるのですが、不動小学校の子どもたちに朝会うわけです。おはようございますと言うと、全然何も反応が返ってこないのです。知らない人に声かけられたときには、知らないふりをしろということで、だから私のアピール度がまだ足りないのかなというものの反省もあるのですが、いずれ学校教育のそういった徹底しているようなのです。知らない人に声をかけられたならば、あとは私が自転車で踏んでいくと、どんどん、どんどん速く、変なおじさんに追いかけてというような、だからそういうこともないように、やっぱりこれは学校教育とか、そういった地域の教育、そういうふうなものにもしっかりと、そういったことも含めて対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからもちよっとお話をさせていただきます。

今町長のほうから話があったとおり、学校のほうでは不審者、そういうふうな変質者等の情報がありますので、知らない人に声をかけられても、そういったときには逃げなさいとか、大声を出しなさいとか、そういう指導をしております。ただぜひそのためにも安全な町にしていく必要があると思います。子どもたちが昔のようにいろんな人に声をかけられながら学校に行く、そして学校から帰るときに、きょうの学校はどうだったって近所の人に声をかけられる、その声に反応できる、それが本当の町、昔の町だったと思います。ぜひそういうふうなものにできるように教育含めてみんなと協力しながらやってまいりたいと、そう思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 防犯に関してなのですが、先ほど町長が言われたのと反対の意味であいさつ運動というのは効果があると思うのです。防災カメラも効果があるということなのですが、それよりも挨拶が効果があるというのは、不審者というものは声をかけられるのが大嫌いなのだそうです。顔を見てこちらから挨拶をされることで犯行がばれやすくなるのではないかとというふうに考えるそうです。よって、挨拶は子どもに対する不審者

対策にも有効であるということなのです。不審者にはこちらから挨拶をしましょう、ひるみまずと防犯テクニックの一つとして挙げられているそうですので、さらに挨拶がされない地域であると、そこは住民間のコミュニティが少なく、通報されるリスクが少ないと思われるのだそうです。昨今地域の関係が失われている中で、いま一度挨拶、声かけの効果を見直して、地域のコミュニティ活性化につなげてほしいと思いますので、防犯対策としてのあいさつ運動もお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今和田教育長がお話ししたとおり、いずれ私さっきそこで話を打ち切ってしまったのですが、その後、逆に今度は声をかけてもらえるようになったのです。だから信頼の醸成なので、信頼感の。だからそういうことをやはり粘り強くやっていかなければならないということで、私もほっとしたのは、後から今度はそうすると、正体がわかると、子どもたちが寄ってきて、いろいろなことを聞かれるのです。だからやはりそういう信頼感の醸成というものもこれから教育の一環として取り組んでいくことが非常に大事だと思います。だからこそ、やはり矢巾町に入ったならば、もう明るい町だと、元気な町だと言えることは、やはりあいさつ運動だと思いますので、そのことにこれからみんなで力を合わせて取り組んでまいります。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、交通マナー教育の徹底についてお伺いいたします。

現在議会の交通に関する特別委員会では、各種調査活動等をしておるところでございます。人間の営みの基本は、やはりマナーにあります。交通においてもマナーが基本であると感じるところから以下についてお伺いします。

1点目、小中学校での交通マナー教育の状況。

2点目、町民、特に高齢歩行者、高齢者の自転車、高齢ドライバーに対する交通マナー教育の状況と対策。

3点目、スクールガードなどボランティアの人材確保策、支援策について。

4点目、飲酒運転の状況と対策。

5点目、スマホのながら歩行や運転の対策。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 交通マナー教育のさらなる充実についてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、主に就学前児童については、田園ホールで交通安全防犯教室の開催、小学生は自転車の安全運転マナー教室、中学生は実際にスタントマンが事故現場を再現し、恐怖体験をすることで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ交通マナー研修を実施するなど、歩行時、自転車走行時の安全意識の啓蒙を行っております。

高齢者に対する交通マナー教育としては、年数回行われる交通安全運動に合わせたチラシ等の配布、交通安全ゲートボール大会や田園ホールでの交通安全大会の開催、各地区交通安全協会によるテント作戦などにより、交通マナーの啓発を実施しております。今後は、岩手県警察で所有をしておりますわたりジョーズ君を使用し、映像を使用して実際の道路を横断しているかのような模擬体験による体験型交通安全教室も開催し、高齢者に参加していただくことでヒヤリハットの事例体験を通じ、交通マナーの向上に努めてまいります。

岩手医科大学附属病院の開院とスマートインターチェンジの開設における交通安全対策について、今月2日に町交通安全対策協議会を開催し、今後予想される交通事情の変化等についての説明と委員からのご提言をいただいております。今後関係機関との協議を進めながら交通安全対策に取り組んでまいります。

4点目についてですが、昨年中の飲酒運転による町民の検挙者は、近年の飲食店の増加に伴い増加傾向にあります。今後の対策といたしましては、引き続き町のホームページや広報紙、班回覧等による飲酒運転防止の広報の発行と注意喚起に努めるなどの防止策を積極的に実施してまいります。また、来年度の取り組みといたしまして、町内の3つの行政区を交通安全推進モデル地区に指定することといたしました。指定した行政区につきましては、反射材の積極的な活用、飲酒運転の根絶の広報等の交通安全活動を積極的に推進していただくことで地域住民の交通安全意識を今以上に高め、交通事故防止及び飲酒運転の根絶を図ってまいります。

5点目についてですが、スマートフォンを操作しながらの歩行や運転により、交通安全上の被害者や加害者になるばかりでなく、ながら歩行により、防犯上の被害者になることも考

えられることから、安全教室や各種広報活動を通じてスマートフォンを操作しながら歩行することによる被害者や加害者になる自分の危険性、運転による自分と他者への危険性を十分に理解していただき、ながら操作を行わないよう岩手県警察と連携した取り組みに努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、交通マナー教育のさらなる充実についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、学校での交通マナー教育として、交通安全教室、通学指導及び街頭指導の際に、安全の指導に合わせて交通マナーについての指導をし、具体的な動きを確認し合うほか、DVDを利用して映像により、いい例、悪い例を目で確かめることで理解を深めております。交通マナーは、交通安全のみならず人としてのマナーにも通じることから、児童・生徒がマナーを守る人間に育つよう指導しているところであります。

3点目についてですが、スクールガードは、学校安全ボランティアとして活動していただいております。有志のボランティアのため特段の支援策は設けておりませんが、ボランティア活動の保険料を町が負担しております。また、研修会、情報交換を実施してスクールガードとしての活動の支援を行っております。

スクールガードの確保策として各小学校からも保護者に対する案内や各自治会へ協力依頼を行い、各地区から推薦いただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） まず交通安全対策においては、本町ではスマートインター、岩手医大の移転などにより交通量も大変ふえてきております。道路や歩道などのハード面の整備は目が行きがちなのですが、私はもっとソフト面での施策もしっかりしていく必要があるのだと思います。防災では、自助、共助、公助などと言われておりますけれども、交通安全においても自助では防ぎきれないもの、不可抗力のもらい事故や歩行者対自動車であれば、歩行者が被害に遭ってしまいます。そのためにハード面の整備に加えて、どう歩行者が自分の身を守るべきかをいま一度みんなに知ってもらうような交通マナー教室をしていく必要があるのだと思いますけれども、その辺を町内全体としては、どのように警察や交通安全委員会な



どの各所と町は連携して取り組んでいるのかお伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

町全体としてのマナー関係の状況でございますけれども、答弁の中では、就学時、就学前児童・生徒の部分、高齢者部分という形で答弁をさせていただきました。状況とすれば、このような形での活動にはなりますけれども、ここの中に啓蒙といたしましては、各地区の交通安全協会、こちらの部分、街頭に立ちまして、お年寄り、小中学生のみならず運転者、歩行者等への街頭での注意喚起と申しますか、活動もこれは実施いただいているというふうな状況でございます。また、町民全体の部分の中で交通指導員さん、交通指導隊の部分、こちら各地区活動、これは皆さんご存じかと思うのですけれども、街頭の啓発、特に朝の交通時間帯が多いわけですが、そちらのほうでの活動の充実を図っているというふうな状況でございますので、先ほど町長答弁しましたそれぞれ特化した事業のほかにもいろんな組織の部分の中で活動を推進していただいているというのがこれ一つでございます。

それから、その活動に際しましては、やはりそれぞれの協会等のみならず地元ですので、矢巾交番、こちらはもちろんでございますけれども、警察署関係、こちらとも連携しながら、いわゆる指導を一緒になって行っているというような状況でございますので、今後につきましても、ここら辺の協議会なり、安協、警察関係、連携を図っての交通安全啓発啓蒙と申しますか、これは続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 特に高齢者の歩行者や自転車に関してですけれども、一部だとは思いますが、飛び出しや車道を平気で歩いたり、右車線を歩いたりということも高齢者だけではありません。先ほども来るとき、反対車線歩いている大人もいましたけれども、これは大変危険なことだと思うのですけれども、雪でやむを得ず車道に入ってしまうというところもあるのですけれども、そこら辺の危険性を全く自覚していないと思われる方もおられるのです。小中学生であれば、今言われたように交通マナー教室とかあるのですけれども、高齢者に対して交通マナーを学ぶ機会というか、啓蒙されているとは思いますが、そこら辺の高齢者に対しての交通マナー教育については、どのようにされて今後していこうと思っておられるのかお伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えをいたします。

特に高齢者に特化したという部分でのご質問があったわけですが、ご指摘のとおり今の状況ですと、雪の状況、またこれは雪ばかりでなく、雨とか夜、ここら辺の状況によって、やはり高齢者の事故対策というのは、これは必要なところでありますし、それに組み込むものでもございますけれども、特に町長答弁ございました高齢者を対象にしましたわたりジョーズ君と申しまして、警察のほうで出しておりますシミュレーションと申しますか、画面に歩行環境シミュレーターが加わったものの訓練と申しますか、研修、これ実は昨年やろうといたしました。ただちょっと急な選挙と重なってしまって、そういうふうな事情がありまして、ちょっと延びた状況がありますので、これはまず必ず開催をして、高齢者に対しても、いわゆる交通安全の対策に努めてまいります。

それから、高齢者で運転、歩くばかりではなく運転部分につきましても、いろんな大きい問題があります。町の委員会等でも話し合われているわけがございますけれども、こちら具体的には警察との連携を図りながら、いわゆる高齢者の運転の注意喚起なり、ここら辺の部分を取り組んでおりますので、ここら辺も継続して実施しなければ、やはり高齢率上がってきてございます。ここら辺の対策につきましては、来年度からと申しませんが、充実を図りながら交通安全に努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 高齢者ドライバーについても今言及あったわけですが、昨年度道交法の改正で認知症などに対する対策が強化されておりますけれども、改正後のこの1年で高齢ドライバーの事故はふえているのでしょうか、減っているのでしょうか。この改正で免許を更新なされなかったり、できなかったとかという免許を返納されている方等は、どのように把握されて、改正の効果はどのようにお考えになられているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えをいたします。

まずご質問いただきました道交法、改正になっての効果という形でございますけれども、具体的に高齢者の部分につきましては、新聞等でご存じのとおり減ってはいないというふうな、これは状況はあります。ただこの認知症と申しますか、これに絡んだ部分については、

なかなかこっちは把握できておりませんので、そこの部分は、なかなか難しいお答えしかできないのですが、ただ一つだけ矢巾町で高齢者の捉え方いろいろあるわけですが、65歳以上に特化した部分の中で免許を取得している方、平成29年12月現在では4,081人、これは何も警察からもらった資料でなくホームページに掲載されてございますので、皆さん、これ確認できる数字でございますので、これは矢巾町で65歳以上で免許を取得しているのは矢巾町では四千ちょいと、四千余という形でありますし、それから高齢者の免許率という部分になれば、矢巾町の65歳以上の高齢者から割っていけば21.39%の65歳以上、全体の持っている方の割合が20%を超えているというふうな状況が、これまず一つあります。

それから、ご質問いただきました高齢者の自主返納、ここの部分について数字は持っていますが、矢巾町に特化して言えば、なかなかちょっと個人情報的なものがございますので、岩手県全体の部分の中での数字でございますけれども、自主返納している部分、平成28年の数字でございますけれども2,574名、この方々が自主返納、28年はしていると。また、もう一つ前々前といけば1,900人台、1,200人台、いわゆる年々返納者はふえているというふうな形の数字が出てございまして、矢巾町もそれにやっぱり傾向的にはなっているというふうな状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） 高齢者の運転免許の返納件数ということでございましたので、矢巾町の65歳以上の返納状況についてお答えいたします。

紫波警察署のほうで管理している、把握している数字でございますけれども……

（何事か声あり）

○健康長寿課長（村松 徹君） 個人情報に触れない範囲でお話ししたいと思います。ご案内のとおり道路交通法が改正されまして、それに伴いまして全国的に事故もそうですけれども、返納件数もふえておりまして、平成29年に入りまして、やはり法律の影響があったかと思いますが、平成28年中と比べますと、平成29年中においては倍増という状況になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） いずれ返納者もふえてきているということですし、対策が必要だと

いうことは、交通網の整備も含めてお願いしたいということなのですが、話ちょっと変えまして、スクールガードに対してなのなのですが、スクールガードや交通指導員などの人材確保に関しては、何のボランティアでもそうなのですが、忙しかったり、他人事だったり、いろいろな理由があるのですが、無理のないように、できるだけ負担が少ないようにしていけば、何よりもこのスクールガードというボランティアは、非常に重要だよという意識づけを始める必要を強く感じるわけなのですが、そのためには、今熱心に活動されている方がおられるわけですので、その方は、非常に心強いわけで、そのような人に、まず重要性を語ってもらうなどして活用していくとか、協力してもらうということも必要なのだと思うのですが、そういう方たちの協力についてはどうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） お答えいたします。

スクールガードの状況につきましては、まず募集方法なのですが、保護者への通知、あとは行政区長への依頼ということで今までやってまいりました。そして、各校でスクールガードはどういうことをしていただきたいかということの説明会がございます。その機会をとらえてベテランの先輩、そしていろいろノウハウを持った方々からこういうふうにするればいいのだよというようなアドバイスをいただけるような、そういった機会を設けてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひそういうふうな機会をつくって、そういうふうな方たちに思いを伝えてもらうということで傳承されていくのかなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

次に、飲酒運転に関してなのなのですが、役場1階に行政区の飲酒運転者の人数が表示されておられますけれども、なかなかなくなりほしくないように感じますけれども、皆さん、飲酒運転というのはいけないことだと自覚しているはずなのなのですが、いつまでたってもなくなるのは何でなのかなと私は思うのですが、たとえ今以上に法律が厳罰化されたり、検問など数多く取り締まりを強化しても、私は余り変わらないのではないかなというふうに思います。

飲酒運転する人の心理としては、自分は事故を起こさない、大丈夫だ、タクシー代や代行代がもったいなどという理由が考えられるのですけれども、タクシー代や代行代をけちって事故を起こすというリスクを考えたら、どちらがいいのかというのは、もちろんわかるはずですが。飲酒運転、その人や家族、そして事故を起こしてしまった場合には、その被害者やその家族などの一生を台無しにしてしまう可能性があるのです。そういう自覚をまずドライバーに持ってもらうことが一番重要なのだと思うのですけれども、そういうドライバーに対しての教育は警察などではどうされているのかちょっとわからないのですけれども、町としてドライバーに対しての啓発を答弁のようにされているようなのですけれども、より一層の啓発が必要だと思うのですけれども、そこら辺のお考えについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

全く議員さんおっしゃるとおりの活動なり、対策なり、これは必要だというふうには認識してございますし、活動面につきましては、答弁申し上げたとおりでございますけれども、このほかにも掲載はしてございませんけれども、春と秋の交通安全運動に際しましては、早目点灯を含めまして、飲酒運転の撲滅をこれは周知しているものは一つございます。

それから、役場職員で手前みそで恐縮なわけでございますけれども、年末、忘年会、新年会シーズンの前に、役場の若手職員、20名から30名ぐらいというところなのですけれども、町内駅周辺の飲食店、こちら夜ではなく大体夕方5時から7時ごろまでの間、矢巾交番と連携をして各飲食店を訪問しまして、来客者含めましてお店の方、いわゆる議員さんお説のとおり個人のモラルはもちろんなわけですけれども、一緒にいる方の責任というのもこれは今もう罰則のあれになっているわけですけれども、ここら辺の啓蒙も含めましてそういう活動もしておりますし、これも継続して、これも飲酒運転、なかなかこれは減りませんので、対策として進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 個人のモラル、非常に大切でございますので、より一層お願いしたいと思います。

それから、先ほど町長も自転車で通われているということでありましたけれども、医大ができて、いろいろこれからのエコを兼ねた健康のために歩く方や自転車を利用される方とい

うのの往來の増加も考えられるのですけれども、町外から来られるような方に対して、歩きスマホ、自転車運転のながらスマホなどの危険性を含めた通行マナーというのは、どのように注意喚起をされて促して、未然の事故防止につなげようとしておられるのか。また、自転車の事故もふえていることもありますけれども、自転車保険についての考え等もお聞かせ願えればと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えをいたします。

大きく2点出たわけですが、スマホ、歩きスマホを含めての対策状況でございます。こちらにつきましては、矢巾町に特化した部分につきましては、スマホ自体が歩いてやる自体そのものがあれなわけでございますけれども、スマホ自体そのものの防犯上も含めて実施しているのは、すくすくネットワーク会議というのを矢巾で持っております。これは子どもたちの休み期間中、春、夏、冬と3回実施してございます。その中には、小中学生はちょっと別としましても、高校生、短大生、こちらがベースになるわけでございますけれども、そちらも校長さんが委員として入ってございますので、防犯も含めて歩きスマホの部分の注意喚起、こちらを役場そのもの云々ではなく、紫波警察署さんから毎回講師お願いをしまして、防犯課長、それから交通課長さん、それぞれ交互に各先生方と申しますか、委員さんのほうに周知を行っているというのがこれ一つ状況でございます。

それから、2つ目にございました自転車の保険の関係、こちら私、詳しくはちょっとわからないのですけれども、いろいろ対策協議会とか、紫波郡の協議会、こちらに自転車屋さん等が入っているのがありますけれども、今はかなり保険については徹底されているようでございます。自転車を購入する際には、いずれこれ任意なのか強制なのか、ちょっとあれですけれども、これは入るような形の中でとり進めているというような状況があるというふうにお聞きしてございますので、特にこちらの周知、喚起部分については行ってはございませんけれども、自転車置き場等の見回り等に限定はされているわけでございますけれども、今後については、そこら辺検討はしてみたいなというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひ自転車の事故ふえておりますし、これからもふえるように思いますので、その辺の検討をお願いしたいと思っておりますけれども、先ほどの高齢ドライバーの対

策として、なかなか免許を返納できないという方もおられるということですが、ドライブレコーダーをつけて、その人の運転がどれだけ危険なのかということのを録画して、それを分析の材料にしながら危険運転を自覚してもらえるようにできるというものというか、そういうものがあるそうなので、飲酒運転に関してもセンサーで車が反応しない、エンジンがかからないということもあるようですけれども、そのような、いろいろな便利な機能が開発されてきております。それこそ自動運転というものも出てくるかと思うのですけれども、そのような機器を有効に使うためにも、町の公用車、全車ドライブレコーダーをつけて普及のためにそういうことをできないのか。そんなに高いものではないと思うのですけれども、普及のためを考えたら安いと思うのですけれども、そのような普及のさせ方ということと、あと設置する場合、補助等を考えてもいいのではないかと考えるのですけれども、その辺の考えについてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

2点、大きく出ましたけれども、まず公用車のドライブレコーダーの設置関係でございますけれども、30年度、今の予定ですと車両2台、具体的には今のところ大型バスとマイクロバス、こちら予定して予算化してございます。こちらは対応いたしますけれども、ご提案ございましたいわゆる全車という形の部分、これにつきましては、ちょっとこういうことを言うのはあれなのですけれども、高いものではないのですが、予算の状況等そこら辺見ながら、あとなぜ大型バスかということになれば、使用頻度の関係、ここら辺も勘案しての考え方で30年度進みますけれども、年度途中でも予算の状況を見ながら、全車というのはなかなか断言はできませんけれども、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、それに対するいわゆる安全上の町民と申しますか、相手に対して町からの設置補助の部分がございまして、今のところはそういうふうな考え、どこまで普及されているのかどうかも含めて、そこら辺は取り組みとすればいい取り組みだと思っておりますけれども、なかなか設置状況とか、ものとか何かいろんなものがやっぱりあるみたいですので、そこら辺検討をさせていただきたいなというふうに考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） そんなに高いものでないということでもありますので、ぜひ普及に

向けて考えていただきたいと思っておりますけれども、先日も高齢者の危険運転のドラレコの映像がありましたけれども、そのような証拠にもなりますので、お願いしたいと思っておりますけれども、年を重ねるごとに、必ず年を重ねるわけですけれども、そのような方の中でも冷静でいられないというような深刻な状態も見受けられました。よくハンドルを握ると人格が変わるという人がいますけれども、このような方の中には、医療的なカウンセリング等も必要な方もおられるように思うのですけれども、そのような方に対して運転するとか、運転できないというのは、この改正法の中で決められてはいるのですけれども、その辺の心的な支援というのですか、どういうふうに仕組みとしては家族から相談されたときには、どういうふうに支援していくのかということをお伺いしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

特にも認知症の方で、なかなかハンドル、免許証も返納しないし、ハンドルを握ると非常に危険だということが、やはりこれは全国的にも課題というか問題になっているわけございまして、家族とすれば免許を返納させたいけれども、家族であればあるほど本人は言うことを聞かないでいじりになったりというものがしょっちゅう新聞でもテレビでも出ているわけございしますが、そういった場合は、いずれ第三者が介入しながら町の保健師が、あるいは地域包括支援センターの職員等が訪問しながら、やはりやんわりと本人にそういう危険から回避するような対応につながるような、そういった支援と申しますか、そういう対応は通常業務の中でも行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、時間も経過しておりますので、ここで休憩をとりたいと思っております。

再開を11時20分とします。

午前11時11分 休憩

-----  
午前11時20分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き、昆秀一議員の4問目の質問を許します。

昆秀一議員。



○7番（昆 秀一議員） 次に、教育委員会についてお伺いいたします。

町の教育の要であります教育委員会は、町民にとって大変重要な役割を担っている機関であります。ところが、どういう方が委員になっておられて、どういうことをしているのか知っておられる方は少ないのではないのでしょうか。そこで教育委員会がどのように町民と向き合っているのか以下お伺いいたします。

1点目、教育委員の選出を公募にする考え。

2点目、教育委員会議と総合教育会議の役割関係と町民の理解度。

3点目、各教育委員の多様性の生かされ方。

4点目、教育委員会議の公開度についての認識。

5点目、教育委員会と所管課職員との役割関係についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 教育委員会の活性化についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、教育委員の選出に関しましては、教育は地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要と考えておりますことから、委員の年齢、性別、職業、出身地区等に偏りが生じないように配慮することが必要であると考えております。また、教育だけでなく、さまざまな方面に精通する地域の方を中心に選出するという考えもありますので、現在は公募での教育委員の選出は考えていないところであります。

2点目についてですが、教育長及び教育委員で構成される教育委員会は、教育委員会議において教育行政に関する基本方針を決定するほか、日常的な事務の報告を受け、その内容をチェックしています。また、総合教育会議は、町長と教育委員会が協議、調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、より一層の連携強化を図るための会議となっております。両会議の役割関係について、町民の皆様には十分な説明をしなかったため、その理解については、新教育委員会制度に移行した際にも、町民の皆様には十分理解されていないと思われまますので、今後より一層の周知に努めてまいります。

3点目についてですが、教育委員につきましては、各方面で活動されてこられ、それぞれが違った識見を持たれた皆さんでありますので、その識見を生かし、多様な角度から教育分野に関する意見を述べていただくことで町内の児童・生徒の学校生活が今まで以上に充実するよう教育行政に対する提言をいただいているところであります。

4点目についてですが、毎月開催されます教育委員会議については、原則公開となっております。

り、傍聴も可能となっております。会議の議事録につきましてもホームページで公開しておりますが、事前の開催日時のお知らせについては公開していないことから、今後はホームページ内で公開してまいります。

5点目についてですが、所管課職員は、学校や公民館などの教育機関の管理等を行うほか、教育委員会の事務局として教育委員会議において、毎月教育行政の執行状況を教育委員に報告し、その内容をチェックしております。

また、教育委員から新たな提言や意見があった場合は、それを具体化すべく施策を実施していく関係となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 地方自治体の教育行政の責任者は、町長ではなく教育委員会がその責任者であります。その教育委員会は、学校だけではなく、スポーツ施設、文化施設なども教育委員会の管轄にあります。文化財の保護も教育委員会の仕事ですけれども、しかしこの教育委員会のメンバーである教育委員は、首長によって任命され、議会によって承認されております。私は、その独立性から考えて、首長によって任命されるということは、ちょっとおかしいのではないかなというふうに思っておるのですけれども、この制度を変える方法の一つに公募による委員の募集があると考えております。

教育というのは、非常に重要だと思います。みんなも少なからず重要性を感じているのだと思うのですけれども、その教育の重要性というものを教育委員会が、その責任者として重要性を認識した上で活動されているとは思っているのですけれども、私はその責任が教育委員というよりも教育長そのものの肩に乗っている比重が非常に高いのではと考えております。

教育委員会の中では、教育長だけが常勤であります。ほかには非常勤であり、どのくらいの職務を委員が果たされているのでしょうか。教育委員の教育長以外の活動状況と、その活動量について伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） お答えいたします。

教育委員は、まず第一義的には教育委員会に出席して、いろいろ意見を申し述べてくださるというのが一番の仕事でございます。そのほか各学校のいろんなさまざまな行事、例えば運動会、学習発表会、そういったものに参加をさせていただいておりますし、それから入学式、

卒業式、こちらのほうにも出席していただきまして、はなむけの言葉等を読み上げていただいているようなところであります。

また、顕彰メダルとか、そういった授与式、そういった場合に来ていただいていますし、学校公開に来て各学校を、公開のときには来ていただいて学校での授業の状況を確認していただいているというようなのが主な仕事でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 違うのではないかと、言っていること、公募の考え方を聞いているのに、今教育委員の仕事を聞いているのではない。

教育長。

○教育長（和田 修君） 教育委員の仕事量ということで今中身については課長が答弁をいたしましたけれども、教育委員の仕事のためにいろんな資料をこちらのほうから提供しています。例えば教育委員会議のための資料は、事前にお送りして、そしてそれを読んでいただいて、熟読していただいて参加していただくと。それから、児童・生徒の様子を知っていただくという機会を多く持とうということで、今課長が申し上げたとおり学校行事に参加してもらっているということでございます。

なかなか非常勤ということで拘束する時間が少ないわけですがけれども、そういったところで努力していただいているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 主に教育委員会議というものがすごく重要なところではあると思うのですがけれども、議題については、どのように提案されているものなのでしょう。私はほとんど事務局サイドで用意されたものを事務局が整理して、課題や問題提起等をして、その説明を受けて、熟読はされていると思うのですがけれども、説明を受けてわからないところがあったら聞くなどのような、事務局が考えた方向性についての解決策しかめぐって話がないような気がするのですがけれども、ほとんど事務局が示した形以外で進んでいることというのがあるのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まずその議事の中身については、事務局が当然骨子を立てます。その最後のところで各委

員さんのほうからご意見がないかどうか、こちらのほうからお諮りします。ただ今までのところ大きな議題として出された例は、私の経験上、私がこの任になってからはございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） このような委員の会議を事務局が進めているということは、ある程度仕方がないのかなと思うのですけれども、最近教育委員会の形骸化というの也被われて、無用論というの也被されているところもあります。町の教育委員会は、県教委や文科省の意向などというのを例えば学習指導要領の枠の中でしか動けないというところの窮屈さが考えられるのですけれども、本来であれば町の教育委員会として県教委や国のほうを見るばかりではなく、しっかりと町民、そして学校の現場、児童・生徒を見て、保護者、先生の意向を重視して活動していているとは思っているのですけれども、より一層そういうふうな教育委員会でなければならないと思うのですけれども、本町の教育委員会としては、どう町民の意見を聴取しているのか、それを生かそうとしているのかということや教育現場からどのような声が上がっているのかというのを聴取はどう行っているのかということの、その意見の反映の仕方が幾つかあると思うのですけれども、お話しください。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まずそういう観点からも教育現場の人間ではない他方面の方々を教育委員に任命しているところがございます。それは教育現場の人間としては私がやっております。それ以外の方々、いろんな経験をされた方にご意見をいただく、そして各地域の、それぞれ違った地域の方々からも来ていただいていると。その地域ごとの声もそこに反映できるように、あるいは学校のPTAの代表とされる委員もおります。さまざまなそういう経験のもとでやっているということがまず一つございます。

ただ、今昆議員からお話しされたような、町民の声が本当にそこに反映されているのかというところまでいくと、それはまだ足りないのかもしれない。それについては、今後課題として取り上げてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 改編された教育委員制度の中では、首長が主催する総合教育会議というものが教育大綱などを決める総合教育会議となっておりますけれども、加えて予算の編成をする上でも責任者は首長で、しかも教育長以下さっき言われたように任命するのは首長です。そここのところ、教育委員会としては教育行政の独立性を確保するためにも、ある程度私は理解したいのですが、現状では独立性がちょっと確保されているのかというのは、ちょっとはっきりしないわけですが、そこで教育会議、教育委員、教育総合会議の委員の選定において、現在は職員、教育委員、町長が加わってやっておるわけですが、そこに公募で一般の委員を選出して議論や提案してもらうこともできないものなのでしょうか。そこら辺も出てくれば、開かれた教育委員会につながっていくのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 地方教育行政の組織また運営に関する法律があるわけです。そこで総合教育会議というのは、地方公共団体の長と教育委員会が、いわゆる団体構成、この構成メンバーになっておるわけですし、また総合教育会議、先ほど昆秀一議員のご質問の中にもあったとおり大綱とか、いろいろお示しをしなければならないわけですが、そのほかに例えば長と、それから教育委員会以外にオブザーバーとして総合教育会議にお願いするというは、今の仕組みではこれはできないわけでございます。

そこで私は、今各小中学校、高校もそうなのですが、学校評議員制度というのがあるわけです。だから私は、総合教育会議の中でいろいろ取り決め、決めて大綱を初めいろんなものを決めて出てくるルールがあるのですが、その中で私は学校評議員というものをもう少し、もう身近なところでいろんな小学校、中学校の学校運営にかかわっているわけですので、だからそういうことを私は総合教育会議とは別に町の教育委員会でそういったことのお話し合いをして、そしてそれを総合教育会議に上げてくるというのも一つの手法ではないのかなということで、やはり今昆秀一議員は何をおっしゃっているかということは、いわゆる何かいろんな意味で教育委員の活動なり、総合教育会議のあり方が見えないということをお話をされているわけでございますので、私らとしては教育委員会と町と一緒にやってそういうことの見える化を図っていききたいなと考えております。

一つの事例として今学校評議員はもうこういった制度化されているわけですので、そういうものをうまく利活用していくことも一つの方策ではないのかなということでお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 総合教育会議に一般が入られないというのは、ちょっと私は理解できないのですが、そういう制度になっているというのは、ちょっとわからなかったのですが、ぜひそういうところにも積極的に入りたいという人には、門戸を開いて開かれた委員会にしてほしいと思いますけれども、教育委員会の真の役割というのは、学力向上は二の次だと思うのです。教育委員会として一番大事なことは、町民誰もが乳幼児から高齢者までの教育を通して、地域住民社会全体のレベルを図っていくことにあるのだと思います。そのことによって教育による地域の活性化を実現していくことが教育委員会としての任務であるはずで、地域の声をしっかりと受けとめて、子どもたちにはしっかりと寄り添いながらを念頭に置いて活動していただきたいと思います。できれば、もっとも現場の声を聞きながら、教員の負担はできるだけ少なく、ふやすことのないように事務局等も考えていただきながら活動していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。何か所感があればお願いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えさせていただきます。

今昆議員のお話の中にありました教育というのは大切だということを、それを十分に真摯に受けとめまして、確かに教育の力をもって町をもっともって明るく、そして子どもたちが健全に育っていくように頑張ってもらいたいと思います。その先に学力向上もあります。一つに。ということで頑張ってもらいたいと思いますので、いろんなご意見をこれからもよろしく願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 昆議員、いいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これもちまして7番、昆秀一議員の質問を終わります。

次に、6番、村松信一議員。

1問目の質問を許します。

村松信一議員。

（6番 村松信一議員 登壇）

○6番（村松信一議員） それでは、議席番号6番、矢巾明進会、村松信一でございます。

それでは、第1問目の質問をさせていただきます。矢巾町の農業振興についてであります。町長は、本町の基幹産業である農業経営強化のために振興策に熱心に取り組んでおられますが、減反政策廃止後における農業全般についての考えをお伺いいたします。

1点目、平成29年度圃場面積2,700ヘクタールに対し、ウルチ米868ヘクタール、モチ米488ヘクタール、その他の肥料なども含めて1,427ヘクタールの作付実績でありました。新年度から始まります減反政策廃止による稲作計画について。また、本格的に取り組む銀河のしずくの作付計画についてお伺いいたします。

それから、2点目であります。輸入野菜からシェア奪還に向け、生鮮用野菜から加工、業務用野菜への転換を対象とした9品目野菜栽培の計画状況について。また、規模拡大による過大投資抑制の経営指導についてお伺いいたします。

3点目、農村には少子高齢化や地域別過疎化などの課題を払いのけ、地方創生振興のために地域がみずからの資源を生かした生産物や自然の恵みなどを含め地域を売り込む司令塔としての地域商社的な本町の道の駅の構想の考えについてお伺いをいたします。

4点目、農業委員会制度について、平成30年4月から新制度へ移行いたしますが、農業経営に重要な役割となる新農業委員の選考状況について。

以上、4点お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 6番、村松信一議員の矢巾町の農業振興についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町の町内で稲作計画は、ウルチ米が1040.3ヘクタール、モチ米が257.9ヘクタール、加工用米が87.2ヘクタール、ホールクロップサイレージ用稲、これはよく言われるWC Sですが、45.6ヘクタール、飼料用米が18.5ヘクタールとなっております。また、平成30年の銀河のしずくの作付計画は、昨年の3倍弱となる203.9ヘクタールとなっております。

2点目についてですが、本年春先の水田への9品目の野菜の栽培計画は、ネギが19.8ヘクタール、キャベツが4.2ヘクタール、レタスが2.9ヘクタール、枝豆が2.1ヘクタール、カボチャが1.3ヘクタール、タマネギが0.4ヘクタール、ホウレンソウ、ニンジン及びスイートコーンが0.1ヘクタール未満となっております。また、今後も担い手確保経営強化支援事業等の設備投資に係る補助事業を活用し、当該補助事業に係る申請内容を審査する上で、町内生産者

の設備投資が過大にならないよう指導をしております。

3点目についてですが、地域を売り込む地域商社的な機能を備えた団体が道の駅を運営している事例としては、宇都宮市農業公園、「ろまんちっく村」の指定管理者ファーマーズ・フォレスト社がありますが、同社が指定管理者となった後、大幅に収支が改善し、平成24年には道の駅「うつのみや ろまんちっく村」として認定され、現在に至っております。

当町の道の駅構想を策定するに当たり、さまざまな意味で参考となる事例はありますので、引き続き検討をしております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 高橋農業委員会会長。

○農業委員会会長（高橋義幸君） 引き続き矢巾町の農業振興についてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、昨年11月16日から1カ月間、推薦及び募集を実施した結果、団体及び個人からの推薦を受けた者16人、みずから応募した者が3人の計19人の農業委員候補者が応募しております。農業委員の定数は16人となっていることから、農業委員候補者の選考につきましては、矢巾町農業委員会の委員候補者審査委員会において委員候補者審査要綱に基づき審査しているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、2点まとめて質問したいと思います。稲作につきましては、簡単で単純に見ますと、食料で見た場合、29、30年度の比較では、モチ米が約47%の作付面積が減少しておりますし、銀河のしずくに当たっては、大幅に増加しております。このことでウルチ米の作付が増加したということがわかります。そこで質問であります、モチ米の大幅な需要減少をどのように捉えているのかというのが1点であります。

それから、2点目であります、米の生産調整の廃止に伴って野菜栽培の転作に活路を求める動きが活発化しておりますが、答弁の本町の9品目野菜栽培計画は、例年とほぼ同様の計画のように見受けられます。質問いたしました9品目の輸入野菜からの国産に変えるために加工用業務用野菜の転換等を推進する産地として野菜の安定供給のために生産を支援する事業であります、2月5日の応募で締め切りとなりましたが、紫波管内でも申し込みしたところがあるようでございます。10ヘクタール以上が対象となりますが、10アール15万円の



補助となり、10ヘクタールで1,500万円の補助となります。対象は、農協、農業組合法人、農業者で組織する団体などでありますが、本町でこの取り組みの情報発信や相談体制、そして農協などとの情報交換はどのようにされたのでしょうか。

2点お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまの1点目のご質問にお答えいたします。

需要減少の要因といたしましては、近年全国的に加工用米としてのモチ米の作付面積が増加していることと、平成28年度全国的な豊作によりモチ米も作況指数103ということでとれておりますので、繰り越し在庫の増大につながったものと考えられます。今後の米のJAの作付計画によりますと、モチ米につきましては、不動地区と大規模担い手農家に良質のヒメノモチの栽培を推奨していくということで引き続きモチ米につきましては販売にも力を入れていくとしておりますので、町としてもJAの計画に沿った支援をしてみたいと、このように思っております。

それから、2点目についてお答えいたします。加工業務用野菜生産基盤事業の採択要件には、ご質問にもありましたとおり10ヘクタール以上50ヘクタール未満という採択要件がございますので、現在矢巾町内で該当する取り組みを行っている営農団体等はないことから、直接の情報提供を行った団体はございません。今後の取り組みといたしましては、JA岩手中央管内での取り組みが可能かどうかを協議していくとともに、今後集落営農の法人化を進める中で、この事業が活用できる組織があれば積極的に進めていきたいと、このように思っております。農協さんとは、これに関する県の会議がありまして、それに同席をして、情報としては共有をしているところでございます。

それから、紫波町での申請状況ですが、こちらにつきましては、タマネギを10ヘクタール栽培している農事組合法人がブームスプレーヤーやコンテナ等の購入雇用に充てるための事業申請を行っているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） ただいまの答弁であります。この情報を取り扱う組織がないか、あるかというのは、誰が判断するのですか。その情報を出してから、それを受けるかどうか。あるいはこういう情報があるけれども、その組合の中でいろいろと検討した上でできるかで

きないかと判断をするのでしようけれども、今の答弁ですと、事前にないか、そういう形で決めて、それで出さなかったというような答弁でしたけれども、どうなのでしょう。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） 今回の案内につきましては、矢巾町の再生支援協議会のほうで取りまとめて調査しております作付計画に該当する団体がなかったということで今回情報提供をしなかったということですが、ご指摘のとおり先ほど答弁いたしましたとおり、今後営農団体等、それから認定農業者等で作る担い手の協議をする場を設定していきたいというふうに思っておりますので、そういった中でこの事業にかかわらずさまざまな補助事業のメニューがございますので、そのような補助事業等につきましては、積極的に情報提供をしていくような体制を構築していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松信一議員。

○6番（村松信一議員） ですから、以前の質問にもしましたけれども、そう判断しないで、まず作付計画がないというのは、情報がわからないからなのではないですか。もっともつと出せば、それでは考えてみようということがあるかもしれないではないですか、そういうことを私は言っているわけでありまして、今後そういうことでは、情報を出していただく、あるいは情報がとれるような雰囲気づくりをしていただきたいということでございます。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今ご質問のとおり積極的にこちらのほうから情報発信をしていけるような体制づくりに心がけてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問どうぞ。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次の再質問に移ります。今後の農業経営を考えた場合、稲作が大幅に増加するとは考えがたいと思います。圃場の半分は稲作以外となります。そこで安定的需要がある野菜栽培の規模拡大が考えられるわけですが、一定規模以上の栽培で効率的な経営をするならば、同一地域で同一品種の栽培を行えば省力化になり、栽培にはやっぱり農業法人が最適と私は考えます。

理由は、野菜は、連作障害が発生します。まとまった農地を数年ごとに変える必要がある

わけでありまして、これにはフォアス、日本語に直しますと、新地下水位制御システムというのでございますが、これが必要となってまいります。そこで県は、野菜産地の形成に向け、必要な機械や施設の導入経費、圃場の排水対策費などを補助する方針を打ち出しております。対象が減反政策で水田から畑作に転換する米農家を対象として、国、県、それから町で75%の補助となります。農業者に手厚い内容とすることで野菜栽培の生産振興を後押しするためでもあります。このことに関して今後本町ではどのように取り扱うのか、まず1点目の質問であります。

それから、以前矢巾町の野菜部会についての調査をしたことがあります。そのときは211名が野菜をつくっておりました。面積は51ヘクタールで31品目の野菜を販売用に生産しておりました。そこで農業関係者で約1,000棟のビニールハウスがあることがわかりました。稲作用がほとんどでありましたので、冬期間はほとんど使用されないということがあります。

そこで提案であります。農業団体が有効活用するために、これを考えてみてはどうかということです。いわゆる農業組合法人が借用して、冬場等の野菜栽培をしてはどうかと。それから、これは雇用にも結びつく、それからまた野菜栽培をする場合に、稲というか苗を育てなければならないわけです。それが冬場に野菜の苗を育てるということが必要になるわけですが、いずれ町長が申しております道の駅構想の議論の際に、冬場の野菜確保が絶対必要になります。この対応にもなります。この考えについて2点お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問、1点目にお答えいたします。

ご質問にありましたいわて型野菜トップモデル産地創造事業につきましては、事業要件が野菜の販売額1億円産地の創造ということがありまして、非常にハードルの高い事業だと思われませんが、先ほどありました加工業務用野菜生産基盤強化事業同様JA岩手中央管内での取り組みとか、法人化された組織、今後法人化される組織等で活用ができるようであれば、積極的に推進をしていきたいと、このように思っておりますし、またこの大きな事業だけでなく、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業等の補助事業や町単独で行っております集落営農応援事業、そして30年から実施を目指しております認定農業者の応援事業等を活用して野菜栽培の推進につきましては、積極的に推進をしてまいりたいと、このように思っております。

2点目についてお答えをいたします。JA岩手中央の野菜部会におきましては、現在ビニールハウスを有効に利用するというので、冬場コマツナの栽培を推進して進めてきており

ますが、ご質問にありましたとおり稲作用のビニールハウスは、期間ほとんど使用されていない状況であると思われます。そこでご質問にありましたとおり、今後は法人化された組織や担い手農業者などがこのようなビニールハウスを有効に利用できるよう担い手関係者の情報交換の場とかを利用いたしまして検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 続きまして、また矢巾町の農業振興についてお伺いをいたします。喜多方市というのがありまして、ここに17校の、喜多方に小学校17校がありまして、ここには農業科があります。10年を迎えたそうであります。それで平成28年度に小学校の農業科、3年生以上の作文コンクールを実施したそうであります。1,509名の作文であります。その中の豊川小学校の農業科で実践成果であるお米が食味分析鑑定コンクール国際大会において、安全性とおいしさが認められ、2年連続の金賞、最高賞なそうであります。受賞したと。福島ブランドのお米の商業にしょっちゅう出まして、同校の児童が出演したことによって小学校の農業科の関心が全国に高まって、全国各地から視察や取材を受けることが多くなったそうであります。農業を通じて豊かな心の育成、社会性の育成、主体性の育成を目指していることを申しており、児童の命の大切さ、家族への思い、ありがたいのさまざまな形、農業の魅力、質の高い発見と感動、感謝、希望と決意などを読み取ることができると結んでおります。

本町の基幹産業であります農業が元気でなければならないとしております町長ですが、近い将来矢巾の農業が株式会社化されることも目に見えております。そうなる部分もあると思います。そこで農業企業が大手の雇用先になるとも考えられます。本町の小学校に農業科を設置する考えについてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いつも新鮮な情報を提供していただける村松議員さん、本当にありがとうございます。ただ今各小中学校のほうで稲作づくり、小学校は5年生を中心にそういう体験がございます。それから、中学校のほうでも近所の水田を借りて、そういう稲作づくりということの体験活

動が行われております。その発展したものだというふうに考えられます。食育ということもございますし、大切な学習だと思います。これからご提言を受けまして、ちょっと検討させていただきたいと、そう思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今再質問で農業政策、または農業振興、そして今いわゆる小中学校に農業科の設置の考えがないかと。それでまず一つは、今こそ農業は先端技術、先端情報、これをしっかり見きわめて対応していかなければならない、もういわゆる私どもとしては、いろんな農業団体または機関との連携ということですが、私ども行政の立場からいたしたときには、いかにして情報を早く取り入れて、それを皆さんにかみ砕いて情報提供して、そして皆さんがどういうふうに考えていくかということがこれから求められておるわけでございますので、いずれ今の質問に対するうちの答弁も、言われてから考えてみるかということでは、これはもう今度の所信表明で、いわゆる農商工の連携、これはもう一丁目一番地だという中で今みたいな。

農業政策は、もうご存じのとおり産業政策と地域政策、この両面から取り組んでいかなければならないわけでございますので、いずれ今後やはり情報提供など丁寧な説明責任を果たしていくとともに、例えば今農業科ということで教育委員会もどきつとしたと思うのですが、この間認定農業者の方と話をしたときに、今子どもたちには農業作業の体験よりも、例えばICT化をしたドローンを使ってとか、それから今いわゆる、もう皆さんも先端技術でいろんな取り組みをなされている、そういう農業が昔と違うのだと、そういったIoTとかAI、もうそういう時代、それを農業作業とかの体験ではなく、子どもたちにはやっぱり夢がある農業をとということを、今みたいなことであるから担い手、後継者が育たないと。今認定農業者の方も学務課に話をしておるということでございましたので、私その後情報収集はしておらないのですが、いずれこれからの農業は、もうまさにIoT、AI、もうそういう、そしてそれをICT化していくのが求められると。だから、その中には、やはり先ほど言った産業政策としての、それから地域政策は地域コミュニティ、これが一番大事なわけです。そういったことをしっかり結びつけてやっていかなければならないと。

今の答弁で情報提供本当にしているのかどうか、ビニールハウスなんかも実際点検をして、そういうことのしっかりした基礎データに基づいての答弁なのか、いずれこれはもう一度精査をさせていただいてやります。これをやらなければ、本町の農業振興、農業政策は前進し

ないわけでございますので、そのところはひとつご理解をいただきたいということでございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） もう一点、農業の取り巻く環境についてちょっと質問させていただきます。

現在進めております農地集積につきましては、農業委員会の責務は農地利用最適化の推進と担い手農業法人への農地集積等が主な仕事でありまして、さらに地域は未来永劫活力を持って存続しなければならないわけでありまして、農地集積が進みますと、農地を貸した地主は、農地の持つさまざまな機能の維持管理への当事者意識を消失してしまふということが見受けられます。そこで集落営農組織や農業法人の経営が乗ってきますと、農地を離れた方々から、いわゆる地域別のコミュニティの衰退が始まるのではないかと私は心配しております。

農業委員には、地域別のコミュニティの育成機能は持ち合わせていないと思いますので、農地集約による新たな課題としてコミュニティの維持の強化及び農地周辺の河川や水路、農道、散策路等は、一般の方にも多面的に関係しているわけでありまして、環境整備は農業を離れても安心、安全な生活上必要な共有関係資源であることから、農業に関係しなくなった方々の協力体制をどのように考えているのかということが1点であります。

それから、農業委員の選考について、農業委員候補者の審査委員会の構成メンバーについて、それから審査中とのことではあります、審査期限がいつまでなのか、この2点お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣讓治君） ただいまのご質問の1点目にお答えをいたします。

現在町内では、多面的機能支払交付金を利用いたしまして30組織が農地の維持等の事業に取り組んでございます。この事業につきましては、農家、非農家、これを問わず構成員となることができるようになってございますが、ご質問にありましたとおり、全ての農地を貸した方につきましては、非農家という感じになって関心が薄らいでいくと、薄らぎがちだということは、そのとおりでございますので、今実施しております多面的機能支払交付金を利用して活動している組織、これの組織の範囲とか何かも協議して広げたり、狭めたり、いろんなことができる組織でございますので、この多面的機能支払交付金を使った組織を活用していただきまして、この農家を離れた方々も話し合いに入ってください、地域が一つとなって地域

の環境保全や地域コミュニティの維持が図られるような組織にしていけるよう当方といたしましても引き続きこの事業を活用しながら支援をしてまいりたいと、このように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 水本副町長。

○副町長（水本良則君） 2点目についてお答えいたします。

審査委員会の構成についてであります。これは審査委員会規定第4条に定められております。私と総務課長、企画財政課長、産業振興課長、農業委員会事務局長の5名と現在となっております。

次に、審査期限についてでございますが、ご案内のとおり現農業委員の任期は4月23日となっておりますので、次の予定を考えれば、3月中には町長に審査結果を報告したいというふうに考えております。

また、新農業委員の選任に当たりましては、議会の同意が必要となりますので、議会事務局と日程については、今後打ち合わせさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

以上でお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、区切りでございますので、昼食のために休憩に入ります。

再開を1時といたします。

午後 0時09分 休憩

—————

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、村松信一議員の2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

矢巾町のまちづくり改革元年についてであります。町長の年頭の挨拶において、より安全、安心なまちづくりの推進のため、医療、福祉、保健、健康、子育てを一体的に取り組み、生活しやすい災害に強い学習できるまちづくりを掲げており、住んでよかったという町から住

みたくなるまち矢巾の実現について話をしておりましたが、その考えについてお伺いをいたします。

1点目、医療、福祉、健康、子育てを一体的に取り組むための具体策として、共稼ぎの増加、保育園不足や学童の余暇時間サポート等、子育てや介護など、その一部は家庭内対応が可能となる多世代家族の考え方について。

2点目、高齢化社会の課題解決に向けてIT、IoT、AI等を活用した健康長寿社会の構築が重要であり、この取り組みを行政と共同研究をする機関として、岩手県立産業技術短期大学校に専門研究科を誘致する考えについて。

3点目、学習できるまちづくりのさらなる教育充実策として、ドローンによる体験学習を授業に取り入れる考えについて。

4点目、音楽のまちとして、音楽が身近にある環境づくりのため庁舎や各施設、矢幅駅から岩手医大までの道路など、町関係施設にBGMを流し、日常的に自然と音楽が聞こえるまちづくりへの考えについて、以上4点お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 矢巾町まちづくり改革元年についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、多世代家族の中で家族が協力して子育てや介護を支え合って暮らすことは、子育ての面においては、保育施設の待機児童解消や学童の余暇時間のサポート等、介護の面においては、住みなれた自宅で生活することなど、本町が抱える課題解決につながることを考えられます。

多世代家族の支え合いの実現のためには、家族がお互いに健康でいることも大切であり、お一人お一人の健康意識の向上と健診を契機とした生活習慣病の発症予防及び重症化予防、そして介護予防を通じた健康づくりを今後も推進してまいります。

2点目についてですが、岩手県立産業技術短期大学校は、設立以来進展する産業技術に対応できる柔軟な思考を持ち、新しい価値を創造していく意欲的な実践技術者を育成することを目的に本県の職業能力開発を推進する中核を担っておりますが、今後予想される人口知能のさらなる技術革新を取り入れたものづくり産業の高度化と高付加価値化を進める学科の設置について、先月21日、岩手県知事に直接要望書を提出したところであります。県立産業技術短期大学校では、社会の変化に応じてカリキュラムを常に見直しているとのことであり、また県としても今後はIT、人口知能技術に係る高度人材の育成が重要であり、さらには企業の現場において、こうした技術の応用を推進したいと聞いております。引いては、多数の



人材を輩出できる環境が整うことで企業誘致にもつなげられることが期待されますので、今後も町において要望活動を継続してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、矢巾町まちづくり改革元年についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、ドローンは災害状況の撮影用、農業用、物流など幅広く利用されてきており、そのドローンを授業で使い、児童・生徒に体験させることは、先端技術に対する関心を持たせ、新たな活用方法を考える機会とすることができるなど教育的にも大きな効果が期待できるものであります。現段階では、ドローンの体験学習を授業で取り入れる計画はありませんが、今後さらなる教育充実策として実施可能かどうかも含め、各学校と検討してまいります。

4点目についてですが、町民の皆さんが音楽を身近に感じられるよう町公民館とやはば一くでは、毎日プログラムを変えて全館にBGMを流しております。また、今年度から公共施設においてミニコンサートを開催し、生の演奏を聞くことができる機会を設け、すばらしい音楽に触れられる環境づくりに努めているほか、矢幅駅において矢巾町にちなんだ音楽を流すことができるようJRと協議を進めているところであります。

なお、役場庁舎等の公共施設には、BGMに対応した放送の設備がないところもありますので、環境を整えながら今後とも日常的に音楽が聞こえてくるようなまちづくりの実現に向け事業を展開してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、多世代家族のことについて質問させていただきます。本町の直近のデータによりますと、高齢者単身世帯が575世帯、それから高齢の夫婦世帯が813世帯と増加傾向にあるとしております。矢巾町健康長寿まちづくりプランのアンケートでは介護が必要となった場合に希望する生活として、自宅で家族による介護希望、それからホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ等を合わせると希望するということが52%で特別養護老人ホームなどでの生活が19.9%で、はるかに上回り、自宅関係で生活を希望している人が多いとあります。

町長は、医療、福祉、健康、子育てを一体的に取り組むとしておりますことについて、医療は自宅では難しいわけでありますが、介護や子育ての一部は自宅でもできるとのこの生活の利点があります。多世代家族には実は多世代住宅が必要であります。ある喜寿の多世代住宅を建てた方の同居後比較したデータによりますと、子育て、親世代ともそれぞれ別居していたときと比べて住居費、食費、光熱費などの大幅な削減がされ、親の老後のことを考えて同居することで子どもの面倒を見てもらえる、子どもの遊び相手になってくれる、食事の用意をしてくれる。いざという時の見守りがいる、安心感があるなど、多世代家族が必要とする、いわゆる多世代住宅が各世代が分離した生活を送る現代社会において豊かなコミュニティの構築を目指すためのものでもありますが、この多世代家族に必要な住宅について2点お伺いをいたします。

まず本町で積極的な推進を図るべきと考えますが、その考えをお伺いいたします。

それから、実はこの多世代住宅には、国の支援策がたくさんございます。ここで一々申し上げると、たくさんありますので申し上げませんが、こういった多世代住宅の支援策を今までどのように対応してきたのか2点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） それでは、私からお答えさせていただきます。

多世代住宅の効用といいますか、メリット、デメリットもあるのかもしれませんが、メリットは重々あるというふうに我々のほうでも認識してございます。また、町長もみずからの口で今後の時代は、核家族の時代から多世代型のほうになっていくのではないかというふうな予言めいたことをお話をしたりもしてございます。そういった観点もいずれありますので、今後具体的な推進の方策等を考えていく時代になっているものだと認識してございます。

2点目でございます。これまでの町での対応ということですが、残念ながらそういった観点での町としてのフォローなり、ケアはしてきていなかったというのが実態でございます。唯一似たような、目的がちょっと違うのですけれども、定住化という意味合いでおととしから始めております利子補給制度によりまして3世代住宅を建築したいというふうな申請に対しては、通常5年間のところを2年延ばしてというふうな対応をしておりますので、そういった意味では、多世代型住宅のケアはしているということにはなりますが、目的がちょっと違っておりましたので、今後いわば別な面のことも考え、住宅政策というものの一環として考えていく必要があるものだというふうに考えております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） そういった多世代住宅、もう少し具体的に打ち出していきたい。例えばそういう家を建てる場合、工夫すれば、もう支援金がたくさん入ることがあります。例えば玄関を2つつける、それからトイレを2つつくる、それからお風呂を2つつくる、この中の3点セットのうち2つつくれば、多額の支援金が入ります。そういったこともあるのです。ですから、玄関は裏玄関をつくれば、2つになりますし、そういったことなのです。ですから、そういったことをもっと打ち出していきたいということで、まだまだたくさんありますけれども、そういったことについて今後もっともっと積極的に取り組んでいただくことをお願いしたいと思いますが、その考えについてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのお話のとおり国の施策としては、国土交通省が主にいろんなリフォーム推進とか推進しておるようございまして、これ市町村を經由せず個人もしくは大工さんのほうといいますか、建築業者さんのほう經由で出している補助のようございまして。そういったところにつきましても、今後PRを町としても積極的に進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） その続きです。PR、わかりやすく、もっと積極的にお願いして、議長、次の質問に移りますが、よろしいでしょうか。

○議長（廣田光男議員） はい。

○6番（村松信一議員） それでは、2点目、再質問に移ります。産業短大にインテリジェンス科の誘致についてですが、健康長寿とは、簡単には自分のことは自分でできることとされておりますが、これからの健康長寿社会にはテクノロジーの活用が重要であるとされております。全国的には、各地域に固有の健康問題があるわけでありまして、地域ごとに健康格差がこれからますます広がるのではないかという危険性があるとも指摘されております。地域が元気になり、地方創生と地域未来創生がさらに進むことに健康テクノロジーの活躍の場が現在きております。AIを手段として使いこなし、住民の生活がよりよくなるような社会の実現であります。健康長寿の社会には、産学官の3つが力とベクトルを合わせスクラムを組むことで実現可能となりますが、ある企業が発売しましたアイボは、飼い主の意向に沿っ

と一緒に生活しながら育て、成長させるいやし系のAI搭載の大型ロボットであります、家族や関係者が離れても会話の内容や生活状況が映像で確認できる機能により、高齢者世帯やひとり暮らし生活弱者の安否情報収集や見守りなどをロボットが代行する時代の到来により、今後各方面で急速に普及すると思われま。高齢化社会には、各行政における地域課題があり、それぞれ特養の運用、使用形態に合わせたソフトを開発する必要があるわけでありま。開発メーカーでは、教育、見守り機能、パーソナルアシスタント機能などを追加を検討し、パートナー企業とオープンなソフトウエアの開発環境をつくっていくとしておりま。

そこで、既に産業短大に対する要望書は県に提出されたとありますが、それとはまた別にこちらの矢巾町では特有のそういう介護のいろんな実態がいろいろあるわけでありまので、そういう企業が求めておりま。ですから、今後とも要望活動を継続していくわけでありまですが、本町の見守り、それから介護を取り巻く大きな課題解決にこういった企業との提携を考えてはどうでしょうかお伺いいたしま。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたしま。

ひとり暮らし等の高齢者の見守り等におけるそういうIT等の活用については、これからの時代、ますます重要性、必要性が増していくものと考えておりまので、町といたしましても、産学官の部分でそういう情報、連携を図りながら実際の見守りに非常に効率が上がるような形がもたらされるよう、そういった連携を検討してまいりたいと思いま。

以上、お答えといたしま。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありまか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次の質問に移りま。ドローンを小中学校で児童・生徒に扱いを教える動きが実は広がっておりま。いわゆるドローンの体験授業でありまが、ドローンという教材は、ハード面、ソフト面の両方で実用的でありま。ハード面では、航空力学、電子工学、無線工学、電気工学、情報工学が求められ、それからソフト面では、マナーと法律が求められておりま。子どもにとっては、ゲーム操作の延長でありまので、この授業が実は大変受けるわけでありま。第一生命が毎年実施しておりま大人になったらなりたいものの調査では、15年ぶりに学者とか博士になりたいということが男子では1位になっただうでありま。学校では理科教育に物すごく力を入れておりまが、日本人によるノーベル賞の連続受賞などが理由ではないかと分析もしておるわけですが、そこでお伺い

いたしますが、今の子どもたちが社会人になるころには、各業種で、種目で必須資格となると思われまふ。今我々が社会に出て働くときに、普通は普通免許証ぐらひは持っていなければならないとか、そういう時代になります。ですから、町長の年頭の挨拶にもございます学校での教育を継続して充実させることとありますが、ドローンの体験学習こそが充実策に最もふさわしいのだと思ひます。私には、むしろできない理由が見つからないわけです。前向きな検討についてお伺ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今後ドローンはいろいろな世界の場面に入ってきて、もう必ず必須なものになってくるというふうにおぼれております。もう現時点でも既に社会に十分浸透しているというふうな認識で私はおります。

先日なのですが、役場職員でドローンの操縦の資格を取った職員がおまして、その職員から学校の授業でドローンを使つてはいかがかというふうな申し出がございました。その内容につきまして毎月開いております校長会議において、こういう申し出があったのだけれども、学校で何か活用策を考へてみないかというふうなことで問題提起といひますか、投げかけたところでございます。

現時点では、まだ反応はないところでございますけれども、今後教育委員会と学校とがいろいろ協議をしながら先ほど申し上げましたとおり、もうこれからの世界、ドローンなしでは多分うまく、ドローンが必須になるような世界になると思われまふので、その知識を身につけてもらうためにもどのような授業がいいのかというふうなことも検討して導入に向けて協議し続けてまいりたいなというふうにおぼえております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） そのアンケート、子どもたちの使つたアンケートによりますと、おもしろいのは、忘れ物をしたときにとりに行つてもらえるとか、おもしろい話がいっぱひあるのです。でも、時間がありませんので、次の質問に移らせていただきます。

それでは、医療、福祉、健康、子育てを一体として取り組むということのまた再質問であります。矢巾町健康長寿まちづくりプランによりますと、生活支援サービスの充実策について、生活支援コーディネーターを配置するとあります。このような方々に対して対応とし

て、地域サロンの開催、それから見守り安否確認、外出支援、買い物、調理、掃除などの家事支援の仕組みを矢巾町健康長寿まちづくりプラン、4月から始まる、2年間で始まるわけですが、この事業計画の中に盛り込まれておりますが、医療、福祉、健康、子育てを一体的に取り組むために病児保育の実態について、今は紫波町にお願いして広域で実施しているわけではありますが、県立都南支援学校、それから療育センターの開業、そして本町に今度小児科がまた開業するわけでございますが、紫波町と行っていることの兼ね合いについて、今後どのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

紫波町と広域で進めている病児保育につきましては、大変好評を得ておりますので、好評というか利用されておりますので、30年度以降も継続をお願いしていきます。また、今度町内に開業する小児科の先生からは、病児保育については取り組まないという意向を伺っております。ただ岩手医大の附属施設、保育園等では、病児保育に取り組んでいくという意向を示しておりますので、今後も町内の開設につきましては、努力に努めてまいりますことをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、3問目の質問に移らさせていただきます。

明治150年のイベント開催についてであります。明治以降の日本の歩みを改めて整理し、技術や文化、芸術に対する特別展示会等が全国各地で開催されております。次世代に残す施策として、市町村や民間に対し明治期等の文化財の修復や活用、デジタルアーカイブ化などの国の支援策があり、本町の取り組みについて以下お伺いをいたします。

1点目、各種文化遺産のデジタルアーカイブ化について。

それから、2点目、遺産、歴史のまち歩き遠足等の企画や明治期の矢巾町や盛岡市近郊の風景写真やパネル展などを開催してはどうか。

それから、3点目、各消防屯所には貴重な遺産である椀用ポンプが保管されておりますが、これをイベント等に活用してはどうか。

以上、3点お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 明治150年のイベント開催についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在多くの文化遺産は、紙や写真等のアナログで保管されており、後世に貴重な資産を残すためには、デジタル情報の形での管理が必要とされております。また、その情報をデータベース化し、ネットワークを利用して誰でもアクセスできる環境整備をするため、国の補助金を活用しながら順次取り組んでまいりたいと考えております。

2点目についてですが、町内には個人で貴重な資料を所有している方がおりますので、明治期の写真等について、町民に広く資料提供を呼びかけ、企画展の実現に向け取り組んでまいります。また、歴史に触れる機会として、町内の文化財等をめぐるイベントを企画してまいりたいとも考えております。

3点目についてですが、今では貴重となった腕用ポンプが町内の屯所には3台ありますが、状態を確認しながら消防関係のイベントや企画展への展示が可能かどうか検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、明治150年の歩みを次世代に残す施策についてですが、時間の経過によって散逸や劣化が懸念されている明治以降の日本の歩みを改めて整理し、未来に残すために明治期等の資料の収集整理や保存を行うとともに特別展示会の開催や明治期に新たな道を開いた若者や女性、外国人の活躍を知り、よりどころとなった精神を捉えるため、また日本の技術や文化といった強みを再認識するため明治期の技術や文化、芸術に関する特別展示会が全国各地で開催されております。

1月には1,827カ所、2月には2,226カ所で明治150年イベントが開催されました。岩手県では、県内の学校2校で明治日本の産業革命資産の構成資産を知る高野鉄工鉱山の普及啓発、盛岡駅、二戸駅では、世界遺産パネル巡回展、釜石市民ホールでは、近代製鉄発祥160周年記念事業が既に開催されております。明治以降の歩みを次世代に残す施策として市町村や民間において明治期等の文化財の修復や活用、デジタルアーカイブ化などに対する取り組みが推進されるよう支援を行っておりますが、町内にも建造物、文化遺産が多く存在します。それで写真の資料提供呼びかけ、企画展の実現に取り組んでまいるとありますが、先ほど申し上げました4月、2月、去年1年間かけてこういう企画をして、今実際しているわけでありま

して、今の答弁では、これから取り組んでまいりますとか間に合うのですか。明治150年というのは、5年後、6年後の話ではないのです、ことしなのです。ことしの中でそういったことができるのですか、宣伝して、そして企画してできるのですかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

30年度の1年間でできるのかというご質問でございますが、これから計画する形になりますので、いつということは申し上げられないのですけれども、明治に関係する矢巾町にかかわりのあるものを皆さんのほうに収集のほう声かけいたしまして、例えば矢巾町にかかわりあるものを皆さんのほうに収集のほう声かけいたしまして、例えば矢巾町にゆかりのある歌人であります西塔幸子さんとか、あと北上川の渡り舟とか、そういったものを地域の方々に資料提供をお願いいたしまして、資料館と、あと曲がり家を活用いたしまして企画展のほうの実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。また、町民の方々にも明治に関する資料とか、写真とかも提供いただきまして、企画のほうを実現するように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

村松信一議員。

○6番(村松信一議員) わかりました。気持ちはわかりましたけれども、もう明治170年か180年ぐらいの話をして困るのです。だからそういうことをもっと早く気がつかないと、私がこういう質問をしました。でも、そのことについては、もう1年前から取り組んでいます。そういうことだったら理解できるのですけれども、実現できるように頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 何かありますか、間に合うかと聞いていたのですが、間に合いません。

和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えします。

今野中課長のほうから説明がありましたけれども、とにかく頑張ります。やります。やれるように頑張ります。あとは、その後でご指摘をいただくことが出てくるかもしれませんが。

○議長（廣田光男議員） 次に、4問目の質問を許します。



村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 環境にやさしいまちの構築についてであります。

環境負荷の少ない町の構築に向けてクリーンエネルギーの普及を図るための町施設のLED化、民間業者による町内でのメガソーラー発電など、環境にやさしいまちに向けた取り組みが着実に進んでおり、全町民が参加する取り組みとして行政所有の全車両のEV化、水素ステーションの設置、EVカー購入補助等、「環境にやさしいまち矢巾」に取り組んではどうかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 環境にやさしいまちの構築についてのご質問にお答えいたします。

行政所有の全車両のEV、いわゆる電気自動車化に対する取り組みですが、本町では削減に向け公用車の一部にハイブリッド、いわゆるエンジンとモーターを併用した車を導入してきたところであります。さらなる温室効果ガスの削減が期待できるEVカーに関しては、充電設備等のインフラの普及や充電に要する時間の問題などの課題に対する技術の進展、国などの補助事業の状況を見きわめながら現行車両の更新時期を勘案し、段階的に導入を検討してまいります。水素エネルギーは、環境負荷の少ないエネルギーとして期待されていることから、岩手県では水素利活用の勉強会を開催しており、本町も参加することで情報を得ながら、その普及状況や供給体制の動向を注視し、導入について検討してまいります。

町民に対するEVカー購入補助等の取り組みにつきましては、現在EVカーを新車で購入の際、一般社団法人、次世代自動車振興センターにおいて、その車両に応じた補助金を申請できる制度があるほか、一部自動車メーカーにおいては、その充電費用に関しても便宜を図るなど企業においても普及に向けた事業を展開していることから、購入を検討している町民への支援策となるよう有益な情報の提供に努めるとともに、購入補助等に関しては、今後検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 岩手県でも一般的な発電所で1番目は釜石製鉄所の火力発電所です。それで矢巾のシリウス、太陽光発電、これは2つありますが、県内で全ての発電所の中で40番目と41番目に当たります。それから、太陽光発電だけの発電ではシリウスは12番目で3メガワット、2つありますが、12番目と13番目で、かなり大きな発電のランクづけを

されております。そこで環境にやさしい矢巾の構築のためにやはば一くに小型のE Vが今後ますます多く発売されると思いますが、これをレンタルを始めてはどうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの質問にお答えいたします。

環境にやさしいまちの構築ということでしたので、住民課のほうからお答えさせていただきますけれども、まずやはば一くでの小型E Vカーのレンタルということで今ご提言いただきました。こちらについては、今後そういったものがますます出てくると思いますので、そういった時期を考えましてご提言として承りたいと思いますが、環境にやさしいまちをということですので、そのほか今できることをちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、まず矢巾町ではE Vカーは今公用車としてはございません。ハイブリッドがあるということで先ほどご答弁いたしましたけれども、ここについては、今すぐできることのひとつであろうというふうに考えております。

日本は今欧米、それから中国にもおくれをとっておるということで日本でもこの夏に日本版E V戦略ということで電気自動車の普及を目指しておまして、そういった中で補助等もあるというふうに聞いております。そういったものもちょっと活用しながら、今矢巾町の公用車、更新時期が来ているものはちょっとないような状況なのですけれども、そこら辺の走行距離、それから燃費、そういったものを勘案しまして、E V自動車もかなり値段が下がってきております。ガソリン車と比べても100万円ぐらいの差で買えるものもございますので、そういったことから考えれば燃費のいい車、ましてやCO<sub>2</sub>を出さない車ということで一定の効果はあろうかと思っておりますので、順次とはなりますが、できるものから交換をさせていただきたいというふうに思っております。

その延長上にそういったものが普及しますと、そういったレンタルの部分もまた考えるときが来るのかなというふうに思っておりますので、いずれは今E V化ということで頑張っていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で6番、村松信一議員の質問を終わります。

次に、14番、小川文子議員。

1問目の質問を許します。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番 (小川文子議員) 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。

まず1問目の質問をいたします。1問目は、子育て支援と移住、定住の促進について町長にお伺いをいたします。

子育て支援と移住、定住の促進について、まず1問目として、結婚、出産の祝金を支給してはどうか。

2問目として、町営住宅について、特にも子育て世代の移住が可能となるように、町内居住の入居条件を緩和できないか。

3番目として、賃貸住宅へ入居している子育て世帯を対象に家賃を補助することができないか。

この3点についてお伺いをいたします。

○議長 (廣田光男議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長 (高橋昌造君) 14番、小川文子議員の子育て支援と移住、定住の促進についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、結婚や出産の祝金は、若者や子育て世代への経済的支援となるとは思われますが、本町におきましては、一時的な支援策の先にある継続的な子育て支援策として母子保健施策を初め保育園の待機児童解消や保育料軽減、そして中学生までの医療費助成などを実施しており、現在は結婚や出産の祝金については考えておらないところであります。

2点目についてですが、現在町営住宅の入居募集を行うと、すぐに入居者が決まる状況であるため、現時点では町内居住要件を緩和する考えがありませんが、今後町営住宅の整備方針を検討し、平成31年度に矢巾町住生活基本計画を策定する予定であり、その際に、入居者資格についても検討してまいります。

3点目についてですが、1点目のご質問と同じく多くの子育て世帯が対象となる支援策を継続して実施してまいることから、現在は家賃補助については考えておらないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長 (廣田光男議員) 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） まず1点の結婚祝い、出産祝いでございますけれども、一時的とは申しますけれども、きめ細やかな、いわゆる子育て支援が今求められております。総務常任委員会では神奈川県の上北町に子育て支援を対象といたしました町営住宅の建設について視察をしてまいりましたけれども、その町でも中学校の卒業まで医療費の助成をやり、保育料の軽減をし、さらに結婚祝金、出産祝金もやっておりました。

本町は、確かに高橋町長のもと急速に子育て支援は進んできていると思います。しかし、今岩手県内の中から見ますと、大体真ん中の辺のあたりなのです。ほとんど就学前というのは、今も滝沢市だけでございますし、盛岡市も紫波町も中学校卒業までになりましたし、高校卒業までという自治体がかなりふえている中で、本町は進んだとはいえ、まだ道半ばであるという認識をまず持っていただきたいと思います。その上で、例えば去年の1年間の出生数は220人くらいですけれども、例えば1万円ずつの補助金を出せば200万円程度で済みます。もう一方で必ずしもお金とも限らないのです。結婚した段階で本町の特産品であるお米を10キロ差し上げるとか、あるいは産後によいとされるヤマブドウの原液を1本差し上げるとか、そういうことをしますと、予算的には数十万円のできるのです。問題はいかに心配りができるか、結婚や出産を、誕生を町として喜ぶ、町全体で応援する、そういう気持ちがあるかどうかにもまず示されることなのでございます。そういう点での考え方をお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まず実は結婚祝金とか出産のお祝金の前に、今実は先ほど村松信一議員への答弁の中でも産業技術短期大学校に、いずれ人口知能を含めた学科の新設を考えてほしいということとあわせて、子ども医療費助成の現物給付化もお願いしておるところでございます。それで私は、まず中学卒業までは実施をさせていただいたのですが、この現物給付化を県として取り組んでいただけるということになれば、私はその次には高校生卒業までの医療費助成ということは、当然視野に入れて考えていかなければならないということで、私はできるのであれば、そういった祝金よりも高校卒業までの医療費助成の拡大に力を入れていきたいということで、ただその条件として今市町村要望で私どもお願いしております子ども医療費助成の現物給付化、今いろいろ情報収集しておると、県は前向きに検討されているような方向のようでございますので、私どもといたしましては、それを踏まえて皆さんと協議の上、高校卒業までの医療費助成の拡大の実現が私は先行実施をしてまいりたいと考えております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 私の12月の一般質問で高校卒業までできないかという質問に対し、早急にはできないというようなお答えでございましたけれども、ただいまは大変力強いまず答弁があったわけで、ぜひ高校卒業まで実現をしていただきたいと思います。

結婚等については、今後婚活等の推進も含めてもっと大きな別の視点からもまた取り上げていていただきたいと考えるものです。

さて次に、町営住宅への入居要件でございますけれども、本町の場合は、町内に居住しているか、あるいは町内に職場があるかの入居要件がございます。盛岡市、そして紫波町では、住民票の提出はございますけれども、居住要件はございません。先日矢巾町の町営住宅に入居を申し込みたいという方が私の知り合いを通じてありまして、30代の若いご夫婦とお子様連れでございました。しかし、町内の居住、住んでいるところが紫波町で仕事場が盛岡市ということで要件に合わないので無理だったわけでございます。しかし、この若い世帯が移住をしたいという要望がありながら、みすみすこれを受け取ることができないという状況は、大変私は残念なことだと考えました。

町の計画では、平成31年にいわゆる町営住宅の整備方針を検討して、その中で検討していくということもありますけれども、少なくとも2年先の話でございますので、7次総の中で人口3万人をまず目指していくという中で、議会も町当局も3万人の命題にどういうふうに立ち向かっていくのか。これ一筋縄ではいかないことでございます。そういう中であって、町営住宅はいっぱいだから町内在住者でまずいっぱいなのだというのはなく、広くやはり門戸を開く、そして最終的には抽せんで決まるので、必ずしも町民が当たるとも限りませんけれども、やはりそこは8市町、盛岡広域のそういう協力関係の取り組みもある中で、矢巾町だけがそこで門戸を開いていないというのは大変残念なことだと思うし、3万人構想についての大変もったいない話だと考えますけれども、それについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、お答えをいたします。

この入居条件につきまして、町の近隣の部分を確認しましたところ、今盛岡、滝沢あたりは、確かにこういった入居条件はありません。ただし、紫波町は現在残っておりますので、8市町を見ますと、半々ぐらいの状況になっています。今小川議員さんおっしゃるように、今後考えれば、そういった入居要件の部分はかなり前から出てきておりまして、あるところ、

ないところまちまちでございますので、今後検討する部分には値するのかなと思っております。

あとあわせてこれまでいろんな委員会のほうからご提言ありました整備計画とか、そういったものもありますので、いずれ現時点での建物の中でそのままがいいのか、改めて新しく整備を進める箇所も含めて全体的に見直しするべきのほうがいいのではないかとということで、ちょっと新年度以降本格的にそういった部分を検討していきたいなということで担当のほうでは考えておりますので、もう少し時間を頂戴していただいて、ちょっと中身を検討させていただいた上で、その3万人構想も含めてそういった撤廃したほうがいいのかどうかという部分を考えて前向きに考えていきたいなとは考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、3万人構想の中で果たす町営住宅の、公営住宅の役割についてどう考えるのか、そこについてお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

答弁の中では、31年度に町の住生活基本計画を策定すると。ただ今土地利用のことも住宅政策のことも、もう待ったなしの状況で、実は私も今いろんな不動産、金融機関から、矢巾町ではなかなか土地の市街化調整区域を含めて非常にやりづらいということで、今紫波町にシフトしておるといってお話も今漏れ伝え聞いておるわけです。だからこそ土地の利活用、住宅政策はもう待ったなしなのです。そこで今小川文子議員から言われたからということでなく、このことについては内部で、今回もその意味では副町長の人事も国土交通省なり、これから農林水産省との協議もありますので、これを早める機会にぜひしていきたいと。副町長もそのことでしっかり取り組むということでございまして、いずれ前倒しをしなければならないもう状況にあるのです。だから今言った広域8市町が4つやって4つやっていないと、そんなのではない。矢巾町としてどのような取り組みをしていくかということが今求められておるわけでございますので、このことについて内部でしっかり検討して、先送りではなく前倒しをするような考えで取り組んでいきたいと、こう考えておりますし、もうお約束しておる平成35年度までの人口3万人構想、これを着実に、堅実に進めていかなければならない状況にあるわけでございますので、そここのところはひとつご理解をいただきたいと思

います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 先ほどの上北町の視察の中では、きめ細かな子育て支援をやっておりまして、その中で特にも子育て世代の移住を見込んだ町営住宅の建設をしておりました。そこが条件が大変よくて、首都圏からの通勤可能だということ、神奈川県でございますので、そういう中でございましたけれども、約10億円で町営住宅を建てて、そして21世帯68人の移住と、それから出生数の増加につながったということがございます。やっぱり確かに3万人にするためには、本当にかんりの思い切った政策をとらないと、とても3万人にはならないだろうと。

本町は、いわゆる税収がまず高いということで、国の地方交付税が少ない中で人口がふえれば、国の交付税は確実に上がりますので、この人口をふやすということは、交付税を増加させる上でも、今後のまちづくりにとっても大変貴重なことでもあり、そして移住してきた人はいずれ町税を払い、そして町内で仕事をしていくわけですから、本当にこだわっている場合ではないというふうに私は思います。その点について町長も前倒しにまず考えていくということがございますけれども、特に子育て世代の移住、定住については、力を尽くしていただきたいと思います。

昨今の子どもの貧困のこともございまして、必ずしも新しい家を新築したりということでは移住できる子育て世代はそう多くはないと思います。やはり賃貸が中心になるのではないかと考えられます。そういうことも含めてこの町営住宅の果たす役割というのは大きなものがあるかと思っておりますので、そのところをしっかりとまず取り組んでいただきたいと考えます。

最後に、全般的に矢巾町の今の状況を見ますと、人口が2万7,300人ぐらいのところ、出生数が死亡数よりも少ない関係になっています。転入が1年間で1,000人くらい、転出が950人ぐらいでようやく転入のほうが少し多いという状況でございます。このままいくと、到底3万人にはちょっと無理かなという感じがしまして、医大頼りの3万人というのは、余りにもちょっと無理だと思うのです。だからやはり町としていかに人口を定住をさせる、移住させるか、その考えについて、今の人口動態からしてどういうふうに考えるのか、最後にそこを聞きたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、お答えをいたしたいと思います。

これまでもいろんな議会の中でご答弁しておりますが、今度いずれ土地利用の関係で調整区域からいわゆる市街化区域の拡大とか代表質問でもございました地区計画とかという形で新たな調整区域の中での対策とかというのも打ち出しております。これはまずは市街化区域をまずふやしていくと。これは3万人に合わせてというのもそうなのですが、やっぱり今現段階で新しく建てる場所が実際のところ少なくなっているというのが実態でございます。ですから、何とか市街化区域拡大に向けて努力していくということがまず一つでございます。

それがなかなか難しいという状況であれば、その次に考えられるのが市街化調整区域ではありますけれども、地区計画の中で何とかできないかと。その住む場所を確保していきたいなということで、それにこれから真剣になって取り組んでいくわけですが、そういった中である程度町だけではなくて、やっぱり民間の力もかりながら、そういった努力というのも必要になってきますので、いずれ公共、民間、一緒になってそういった取り組みに向かってこれから取り組んでいきたいなということで、あと問題は土地の制度に対するいわゆる例えば具体的に言うと農振の関係とか、そういった土地政策の部分がどうしても時間かかってきますので、いずれそういったものも一つずつクリアしながら何とか建てられる場所をふやしていきたいなということでできるだけ3万人に近づけるように努力していきたいなということで現在考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 道路都市課長のほうからは、いわゆる受け皿としての宅地の供給という観点から答弁いたしましたけれども、私からは、実際にこちらに来ていただく気になっていただくための政策ということで既に行っておりますけれども、利子補給制度ということで展開しております。こちらにつきましては、確実に人口増加につながっておるものというふうに評価できるかなと思います。これまで87件、定住人数は286人、そのうち161人は町外からいらしていただいた、呼び込むための施策としては、一定の成功になっているかなと思いますので、今後はそれも展開しつつ、それから結婚新生活支援というふうな子育て世代、これから結婚なさってというふうな部分の支援も進めますし、さらには今やらんとしているローカルブランディングもその一環だと私どもは考えていますが、矢巾町っていいところだなというふうに思っていた。そして、呼び込みつつ逃げないようにといたしますか、いつかは帰ってきていただくような、これも一つの昨年行いましたナイターもナイター



の経験を積んだ子は、矢巾ってやっぱりいいところだったよなど多分思っていると思いますので、20年後ぐらいに帰ってこようかなという気になっていただきたいなと思って、そういった考え方で進めておりますので、ソフト面と申しますか、そういったことでも一応やれることを頑張っている状態でございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問に追加させていただきますが、まず保護者の皆さんのニーズ、希望は、保育園に入りたいということでもありますので、前の12月議会でも90人、30年度ふやすということでお答えしておりますが、さらに小規模の事業所を認可できないかというところも含めて100人をふやしていきたいという30年度に向かっております。

そしてまた、医大頼みということでは議員からご指摘ありましたが、30年度の開設も医大のほうで101人ということありますので、まずこのように子育てのニーズ、保育園に入りたいというところは計画的になお30年度、31年度に向かしていきたいなと思っておりますので、その面につきましても努力をいたしてまいりたいということを答弁させていただきます。

○議長（廣田光男議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで小川議員の1問目の質問を終わりますが、ここで休憩をとりたいと思います。

再開を2時10分にします。

午後 1時59分 休憩

—————  
午後 2時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） では、2問目に移らせていただきます。町民の企画、提案によるまちづくりを。町民の企画や提案を生かしたまちづくりを進めるために以下町長、教育長にお伺いをいたします。

1問目は、町民による企画を募集し、その実現のために補助金を支給してはどうか。

2番、音楽のまちを実現するため企画を募集してはどうか。

3番、町内産食材を使用した料理や加工品のコンテンツを実施し、道の駅開設に結びつけることはできないか。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町民の企画、提案によるまちづくりについての質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町におきましては、これまでも町政全般において常々町民の皆様の声に積極的に耳を傾けながら施策を推進してきたところでありますが、新たにご提言のような補助制度によって町民の皆様がさまざまな意見や要望の声を上げるばかりではなく、その中から志ある方々がみずから主体的にまちづくりの担い手として参加するようになり、本町の目指す協働のまちづくりが大きく前進するものと期待するところであります。

なお、同様の制度が東京都八王子市で市民企画事業補助金制度として実施されており、住民参加のまちづくりに成果を上げていると伺っております。今後八王子市の事例を参考に、新たな制度の創設を検討してまいりたいと考えております。

3点目についてですが、町内産食材を使用したやはばくだんに次ぐ新たなやはばおでんの具材の開発や6次産業化出商品化された加工品のおいしい食べ方などを提案するコンテンツの実施が考えられます。これらの料理や加工品のコンテンツは、新しい名物料理や特産品の開発に結びつき、町の魅力発信につながると考えており、実施に向けて検討してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、町民の企画、提案によるまちづくりについての質問にお答えいたします。

2点目についてですが、平成28年11月に「音楽のまち やはば宣言」を行い、町民の皆さんに音楽が身近に感じられるような授業に取り組んできております。今年度は、主に公共施設でのミニコンサートを開催したところであります。

音楽のまちづくりの取り組みとして今後とも町民の皆さんがよい音楽に触れられるような機会の提供や音楽活動への支援を行ってまいります。その一つとして町民からの企画提案やイベントの共同開催などにも取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 東京都八王子市の取り組みについては、総務常任委員会で視察を行ったところでございます。その際に、町職員も同行いたしまして、同じ目線でお話を聞くことができ、今回このような計画実施につながったのではないかと、職員研修も含めてまず実感しているところでございます。東京都八王子市を初め今多くの自治体で協働のまちづくりを推進をされていて、本町もそうでございますけれども、これをさらに推進していくために八王子市の場合は、いわゆる協働推進課というものを一つの課として設けておりまして、そして大きな市でございますので、職員も10人弱ぐらいそこに張りついているということでございましたし、町民の提案をいろいろ支援して生かしていくために、いわゆる活動支援センターとなるものをまず立ち上げてやっております。本町の場合は、企画財政課がこれを扱うのかとは思いますが、協働推進課、まちづくり課とも言っているところもございまして、けれども、こういうふうな課の立ち上げを将来考えるのかどうかについてまずお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まず今のところ私どもとしては企画財政課の政策推進室の中で、やはりその中でしっかり対応させていただいて、そしてその後今小川議員からご指摘のあったとおり、やはり一つの課として独立させたほうがいいのであれば、その後検討させていただくというところで現在のところは企画財政課の政策推進室で対応させていただきたいということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） そこでいろいろなお話を聞いたわけでございますけれども、職員の説明では、協働のまちづくりを推進していく中で市と、それから市民と事業者が3つの柱で市政の運営をしていくと。職員としては、ややもすれば今までは、決まったことを町民、市民に流す上から目線の感じがあったけれども、この協働のまちづくりをして、市と事業者と市民が対等の関係でつき合うと、そこが非常に重要であったということに気づいたというお話でございました。

また、立ち上げに当たっては市が支援をするのだけれども、最終的にはやっぱり自立をしていくと。そしてまた、人材を育てるための市民塾というようなものもやっておりました。今後答弁の中でも八王子市の事例を参考にいろいろ検討をしていくということでございましたが、私はここが非常に感銘を受けたところでありますので、トップダウン、市民に対する対応の目線の関係が非常に重要ではないかなと思ったのですけれども、それについての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

そこで今ご指摘のとおりです。だからこそ私は、この考え方を深化させていくことは非常に大事だと思うのです。やはり人づくりは、いつも言っているのですが、私はいろんなところで、例えば今回の代表質問、一般質問でもございましたように、やはり職員、中核になる職員がしっかりしなければならぬと。その中では、いわゆる提案制度とか、それから私は特にやはりリードしていくのは何といても職員なわけです。そのために政策の立案から推進していく、そういう立案能力だけではなく推進能力も求められるわけですので、そういったことをしっかり私は人材育成をしながら進めていきたいということで、ある意味では遠回りなようであって、しかし一番肝心なところに力点を置かなければ、この事業は協働のまちづくりはうまくいかないと思うのです。だからこそ人材の育成に力点を置きながら、そして私先ほどもやはりこれからは町は4輪駆動でいかなければならぬのだということでまさに先ほどは町なり議会、そして町民の皆さん、そこには企業とかいろんな方々にも入っていただいて、そして協働のまちづくりを推進していくことが大切だと思っておりますので、そういうことを一つ一つクリアしながら、できる限り八王子市に近いような、もうそういった町民の皆さんに喜ばれるような町の協働づくりに取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） せっかくですので、担当課長、意見ございますか。

藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 私どもの職員も八王子市にお邪魔していろいろ学んできたようでございます。余り表に出ない、余り芳しくない部分の情報も若干入手してきておりますので、そういったところも含めよりよいスタイルが、矢巾に合ったスタイルを考えたいなど思っております。今後ともいろんな形で皆様にもご相談申し上げる機会があると思っておりますので、その節はよろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） それでは、音楽のまちのほうなのでございますけれども、昨年音楽のまち宣言をしてミニコンサートが行われました。私も駅の待合室で行われた冬のマリコンコンサートにも参加いたしました。そして1月28日に行われました、いわゆる軽音楽の関係のアコースティックライブのほうに私どもの合唱団が参加をいたしまして、大変いいコンサートだったと思います。その中で矢巾発のいわゆるシンガーソングライターといえますか、つくって歌える優斗さんという方がCDを発売しておりましたし、多彩な音楽活動が町内で繰り広げられているということをまず実感できる企画でございました。

一つ思ったのは、両方とも非常に参加者が少なく、参加者といえますか、いわゆる聞きにいらっしゃる方が少なくて、宣伝とか広報の上でちょっと足りなかったのではないかなということが一つございます。

もう一つは、やはり町内にはかなりの音楽活動をやっている方がいらっしゃいます。不来方高校、それから矢巾北中の合唱団はもとより町内の女声コーラス、男声コーラス、混声合唱団、そして田園室内合奏団、これは年に1回は田園フィルハーモニーオーケストラに変身をいたしますし、それから矢巾の矢巾音楽隊というブラバン愛好家の皆さんの団体もございまして、ことしの夏もコンサートをするということでまず募集を始めているようでございます。やはりこういう音楽活動をやっている団体とのいわゆる集まりといえますか、意見を聞く場があってもいいのではないかなと思うことがございます。また、個人としてもいろいろやっているといらっしゃる方もいるし、グループもありますので、やはりどういうふうな形でやっていったらいいかを、やはり町として町民の声を聞く場が欲しいなという気がいたしまして、非常に前向きな答弁でそういう声も聞くし、音楽活動への支援をやっていきたいと。それから、企画の協働企画もやっていきたいということが出されていますので、これをやはり多くの町民の皆さんにお知らせをしていただきたいと思います。

こういう支援制度がありますと、いろんな大きな事業が可能になってまいります。7年前に私どもの田園合奏団が田園フィルハーモニーとなりまして、町内の合唱団と一緒に第九演奏会をやったことがございます。このときには、町から100万円の補助をいただき、県の文化振興事業団から100万円の補助もいただいて、実現の運びとなったものでございます。ですので、音楽活動をさらに高めるためには、やはり資金も必要となります。そういう関係で、やっぱりそういう活動を支援する姿勢を示していただいたということは大変いいことだと思う

ので、これをいかにやっぱり町民に知らせていくかということ、広報あるいはホームページ等でぜひ大きく知らせていただきたいと思いますのですが、その関係についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

今年度公共施設等で町の小さなミニコンサートということで何回か開催させていただきました。確かに参加人数でいけば30人、40人という形でちょっと少ないところもありました。やはり広報活動が少ないというご指摘でございますが、町としても広報紙、ホームページ等を活用して行ってまいりましたけれども、今後ともその活用をしながら、またやはラジとかテレビのコマーシャルまではちょっと難しいかもしれませんが、そういった形で広報をして、より多くの方々に音楽に触れていただくように考えてまいりたいと思います。

また、先ほど音楽団体の横のつながりとか、その方々の意見等の集約ということもありましたので、そういった機会も設けながら取り組んでまいりたいと思います。

あと資金の関係でございますが、芸術家基金等もございますので、そういった大きなイベントに向けて企画した場合に、それを活用しながらそういった場を設けていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいま社会教育課長のほうからもPRの件をお話しさせていただきましたが、やはラジもそのとおりでございます。番組の中でそういった告知をする時間をいっぱいとりたいと思っておりますので、今はまだネタがない状態ですので、どんどん発信していきたいと思っておりますし、矢巾町では今フェイスブック、インスタグラム、ツイッターもやっております。そういったものも活用して、今どきの若い人は、結構そういうところから情報を入手するということが多いようでございますので、そちらも積極的に使っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） それでは、3問目、町長にお聞きをいたします。

3問目は、南昌グリーンハイツをスケート場にということで、今年度水漏れのためになかなかその原因がわからなくて改修するためには1億円以上要するというので30年度の営業は難しいというお話でございました。その中で私もいろいろ考えてみたのですが、冬期間の運動施設が少ない本町にありまして、一方でドーム等をつくって、雪のないところで運動をするというのも一つの方法ですけれども、この雪と氷を利用しない手はないなという感じがいたすのでございます。山はそんなにはないですけれども、例えばちょっとした丘があればスキー場にもなりますし、田んぼに水を張ればスケートもできると、そういう環境にあるということを生かすまちづくりができないかということをまず考えたのでございます。

グリーンハイツは、一つには冬期間の活用ということで考えたのです。配水管に影響を与えないように配水管のところにしっかりと鉄の板を張って、中に水が落ちないようにした段階で、その水を入れて凍らせれば、天然のリンクができるのではないかと。あそこはガラス張りですので、日中は太陽光が入りますけれども、夜間はほとんど外気と同じくらいの気温に下がるので、いわゆる天然のリンクができる。私が申し上げた、いわゆる一般的なスケート場ではなく、ただ水を入れて凍らせるだけの天然のリンクなのでございます。お金をかけてやるのではないのでございます。そこら辺を含めてまず質問をしているところでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 南昌グリーンハイツをスケート場についてのご質問にお答えいたします。

スケート場として利用するには、老朽化部分の補修、スケートリンク施設の新規整備など、多額の建設費用が必要であるとともに、近隣には規模や利便性でまさる競合施設が複数存在し、運営上も採算を見込むことが難しいことから、スケート場としての活用は困難な状況であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 先ほど言いましたように、多少の補修は必要かと思いますが、50センチぐらいの水が凍れば、あそこ1メートル20センチぐらいですので、隣のプールサイドにつかまりながらスケートができると、柵もつくらないでいいと。そして天然型ですので、凍らなければその年は休みにすると、凍ったらやると、そういう程度のものなのでございます。

そして、もちろん靴は用意しなければならないでしょうけれども、入場料も取るのか、取らないのか、その程度の誰でも来て楽しんでくださいよというような程度のスケート場を意味しているのをごさいます。

そして幸いにもトイレとお風呂があるので、体を温めて帰ることができる。冬場、どこにも親子で出かけるところが町内にはないのです。ですので、町内で親子が触れ合う場になるのではないか。いろいろ考えて、裏のあたりにちょっとミニスキーでも持って行ってソリ滑りの場所にしてもいいし、いわゆる立派なスケート場とかスキー場ではなくて、お金をかけないでできるのをやってみてはどうかという提案なのをごさいます。それらもちょっと無理だというような話ですけれども、これはちょっとそういうことですので、ぜひ一考していただきたいということをごさいます。

もう一つは、グリーンハイツの今後、これはちょっと一般質問の中には入れておかなかった部分なのをごさいますけれども、水漏れはするけれども、その水については、去年、おとしあたりから矢巾温泉の水がそのまま水道水として供給できるということで約1,500万円ほどかけて管の補修をやっているの、漏れる分には幾らでも補給はできるかと思うのです。なので、多少漏れながらも安全上があるかどうかということの専門家の審査、これがまず必要かと思ひます。

例えば子どもたちのプールがあります。浅いプールがありますけれども、あそこに大きなプールとの間にパネルを敷きますと、子どもだけのプールは安全にできるのではないか。あるいはブルーシートを柵にひっかけて水たまりをつくってもいいわけで、今あるものをいかに、失われた機能はまずさておいて、残っている機能を利用してまずプールの再開ができないかということがまず1点あるのです。その中であってまずそういうプールの機能を損なわないようにしながら冬場のスポーツ、スケートができないかという、その上での提案なのをごさいます。

プールについては、矢巾中学校が水泳部が廃部になるために、あそこを町民が利用するプールに活用できないかという提言もありましたけれども、子どもはあそこは無理です、深過ぎて、幼児。ですので、やはり子どもが、幼児が泳げるプールが必要ですので、そういう形でグリーンハイツを今後存続させるという、将来的には、やはりもっとまちなかにプールを、町民プールをつくるのが理想だと思ひます。これはスポーツのまちを宣言した高橋町長の今後の手腕にかかっているわけをごさいます、今できることをまずやってみてはどうかという提案でごさいます。それについてのお考えをお聞きしたいと思ひます。



○議長（廣田光男議員） 通告とはちょっと若干違いますけれども、議長として南昌グリーンハイツの利活用についてということで承ります。それでは、それに対しての答えをお願いします。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まずきょう小川文子議員の質問の内容を聞いて、やはりしっかり質問の内容は聞くべきだということを改めて認識をさせていただきました。そこで今実は本当に赤面の至りなのですが、昨日はそういったことで水漏れ事故によって、いわゆる火災報知機が誤作動したということで、まずもって大変ご迷惑をおかけしたわけですが、それで今私どもといたしましては、まず南昌グリーンハイツの今後どのようにしていくかということがまず大事なわけですが、私どもとしては、やはりこの老朽化については、大変あれなのですが、ここまでひどいとは思っておらなかったのです、正直なところ。だから、そういったことを勘案しながら、まず南昌グリーンハイツはこの3月で一旦閉めさせていただいて、そしてできれば今ご提案いただいた小規模のプールとか、スケートリンクとか、そういうことも一つの選択肢。今言われているのは、半分であるそこを水槽の親方みたいなものに使えないとか、いろいろな、やはりおもしろい提案があるのです。だから、私どもといたしましては、議員各位にはできれば今回3月で一旦南昌グリーンハイツは閉館をさせていただいて、そして次のステップをどのような形にしていくか。やはり今後の南昌グリーンハイツのあり方について、その中でただいまご指摘いただいたことも踏まえながら検討していきたいと。

それから、もう一つ今思いついたことなのですが、これは教育委員会に関係することなのですが、学校のプールは、それこそ子どもたちのスケートリンクにできないものかなということで、この辺は後から教育委員会と、特にも教育長、学校現場ともお話し合いをさせていただいて、ということは今度の平昌のオリンピック・パラリンピック、物すごかったです。もう本当に私ら小平奈緒から初め本当にすばらしいです。だから、やはり冬季スポーツは小さいときからスケートとスキーはやらなければ、後から大きくなってからというのはだめなのだそうです。だから、その意味では、そういうこともひとつスポーツのまちを考えていく中できょうはいいご提言をいただいたなということで、これ以上は私は踏み込めないのひとつお許しをいただきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

教育長さんが足りないようですが、教育長さん何かありますか。はい、どうぞ。

○教育長（和田 修君） 突然アイデアが出てまいりましたけれども、学校のプールをスケート場にということで屋外の施設、風雪にさらされるという点もありますし、凍るかどうかの検証もしなければいけないですし、さまざまなことを検証しながら考えてまいりたいと思います。

いずれ矢巾中学校のプール、夏利用ということに向けてまず努力させていただいて、そっこのほうをまず第一優先にさせていただきたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 突然で済みません。

それでは、以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。

---

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 2時39分 散会

平成30年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第5号）

平成30年3月9日（金）午前10時開議

議事日程（第5号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一	君	住民課長	浅沼	仁君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀	君	健康長寿課長	村松	徹君

産業振興課長 稲垣 譲治 君  
農業委員会  
事務局 長 村松 亮 君  
教 育 長 和田 修 君  
社会教育課長 野中 伸悦 君  
代表監査委員 吉田 功 君

道路都市課長 菅原 弘範 君  
上下水道課長 山本 勝美 君  
学務課長 村松 康志 君  
学校給食共同  
調理場所長 佐々木 忠道 君  
農業委員会会長 高橋 義幸 君

**職務のために出席した職員**

議会事務局長 吉田 孝 君

係 長 藤原 和久 君

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の会議日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

5番、齊藤正範議員。

1問目の質問を許します。

（5番 齊藤正範議員 登壇）

○5番（齊藤正範議員） 議席番号5番、矢巾明進会、齊藤正範でございます。

1問目の質問をさせていただきます。まちづくりの考え方についてお伺いいたします。

第7次矢巾町総合計画前期計画の中間点を経過する平成30年度の事業についてお伺いいたします。

1点目、ヘルスケアゾーンにおける企業件数について、平成31年度までに5事業所を目標にしておりますが、現状と見通しについてお伺いします。

2点目、起業を志す方への指導体制で起業意欲のある方の発掘と意欲向上の取り組みについてどのように行うのかお伺いいたします。

3点目、矢巾地域まちづくりコンソーシアムの活動状況と行政とのかかわり合い、またまちづくり会社の広報体制についてお伺いします。

4点目、空き家対策について、その調査結果と移住などに結びつける施策の考えをお伺いいたします。

5点目、公共交通の補完として運行しているさわやか号の利用状況と今後の運行についての考えをお伺いします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 5番、齊藤正範議員のまちづくりの考えについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、岩手医科大学附属病院を中心とするヘルスケアゾーンにおける企業数は、現在15件となっておりますが、周辺地域の土地の状況から病院の移転開業予定であります来年9月までにあと数件の立地があるものと見込んでおります。

2点目についてですが、起業を志す方々を対象として起業家塾を開催しており、事業運営や資金の専門家から適切な指導を受けられる体制を整えるとともに、起業家交流会や経営力向上セミナー等の開催と周知により起業を目指す方が集い、情報収集する機会の提供に努めております。また、起業に対しての支援として矢巾町創業者支援事業補助金を設けており、起業に踏み出す方々の最初の一步を後押ししております。

3点目についてですが、活動状況につきましては、昨年9月に町との間で地方創生に関する包括的連携協定を締結し、町からの委託事業としてインキュベーション拠点施設のコンセプト設計及びSNSを活用した情報発信、また町内の地域団体から依頼を受けて調査活動や会議運営支援等の業務を行いながら新年度からの事業展開に向けた準備を行っている状況であります。

次に、行政とのかかわりにつきましては、まちづくりコンソーシアムは、町の支援によって昨年6月に一般社団法人として民間有志により設立されたものでありますので、行政とは立場を異にする独立した民間法人であります。町では運営が安定するまで段階に応じた支援を行う必要があると考えており、当面の間スタッフとして地域おこし協力隊を派遣することとしております。

次に、コンソーシアムの広報体制につきましては、独自のホームページ、SNS、情報紙の発行等が考えられますが、今後活動を起動に乗せていく中で地域の関係団体と広く協力関係を築き、公益性の高い有用な情報については、協力団体と連携して広報活動を展開できるようになることが望ましいと考えております。

まだ設立から日が浅い法人ではありますが、今後徐々に実績を重ねながら行政との良好なパートナーシップのもとに本町の地方創生を牽引していく役割を期待しているところであります。

4点目についてですが、昨年度に実施いたしました空き家実態調査では、町内で空き家の可能性がある建物が149軒あり、そのうち所有者等が空き家であるとした建物が60軒ありました。本年度は、その調査結果を踏まえて矢巾町空き家等対策計画を策定中であり、その中で利活用が可能な空き家については、空き家バンク等の仕組みを用いて移住等の促進を図る方針を盛り込む予定ですので、来年度には不動産事業者等の協力を得ながら町内の空き家を流通させる仕組みを整え、インターネット上の全国版空き家バンクを通じて県内外に広く情報を発信していきたいと考えております。

5点目についてですが、さわやか号は現在北回り線は火曜、金曜、南回り線は月曜、木曜と、合わせて週4回運行しております。平成29年度は、1月末現在において3,282人にご利用いただいております。北回り線が2,504人、南回り線が778人の利用実績となっており、1台当たり平均4.8人と、ほぼ前年度同様の平均乗車数であることから、一定の交通需要がございます。今後につきましては、本年度策定いたしました矢巾町地域公共交通網形成計画において、地域特性と公共機関の特性に応じてデマンド交通のエリアとコミュニティバスのエリアを区分する運行形態や公共交通を階層化し、デマンド交通は自宅や集合地点、いわゆる拠点までを結び、コミュニティバスは拠点同士を結ぶことで交通網を形成する運行形態など、より適切な運行形態を検討した上で事業化をしております。

したがって、デマンド交通の運行開始後もコミュニティバスの運行が必要となることから、大幅な路線や運行形態の変更等を詳細に検討する予定としております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） では、再質問いたします。

病院が移転するわけでありまして、ただ病院が来るというだけでは交通混雑等を招くだけであって、我が町にとっては有意義な点がないと思いますけれども、病院が開院することによって交流人口の増や矢巾町に定住する方がふえる、並びに企業がふえるなどして税収の増収が図られるなどの利点が見込まれると思いますけれども、ヘルスケアゾーンに進出した15の企業の業種と見込まれる税収について試算できておればお聞きしたいと思っております。

また、7次総合計画の前期計画は、あと2年あるわけなのですけれども、現時点で企業の目標件数は大幅に達成しており喜ばしいことだと思いますが、残りの期間についての目

標値の見直し等の考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問、1点目にお答えいたします。

ヘルスケアゾーンの進出企業の業種ということでございますが、このゾーンにつきましては、現在病院の予定地の東側の地区でございます。あそこにはスーパーマーケット、それから百貨、それから飲食店、それからコンビニエンスストア等が今のところ進出しております。答弁にもありますが、まだ若干空き地がございますので、そういったサービスのお店が進出するものと期待してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） ただいま進出予定の15件の税収見込みということでしたけれども、ちょっとその辺はまだうちのほうでは見込みが立っていないという状況になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 目標の見直しにつきましてはですが、現在のところまだ考えておらなかったところですが、普通に考えれば必要なのかなと思いますので、今年度中には結論を出したいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 次に、起業する方の支援についてちょっとお伺いしたいと思いますけれども、起業者の交流会や経営力の向上セミナーを開催するとしておりますが、具体的にはどのような内容なのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

このセミナーにつきましては、矢巾町単独の開催ではなく、盛岡市、滝沢市、紫波町との共同開催になってございます。どうしても単独でありますと、受講される方の人数が少ないということで効率的に考えて4市町で共同で開催しているものでございます。

内容につきましては、専門家の起業に関するアドバイザー的な講師の先生をお願いいたしまして、その受講希望される方を集めて講習会を開催すると。起業家塾という名前で開催し



てございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 当町では、起業する方に向けての事業としてウエルネスタウンプロジェクトで取り組んだわけなのですけれども、それら等の関連はどのように位置づけるのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） 当課で担当しているのは、先ほど申しました4市町でやっているもので、こういった起業される方の情報収集とか、起業した後のどのようにしていけばという、こういうセミナーにつきましては、起業する方にとって非常に有意義な場と捉えておりますので、企画財政課のほうでやっている、そういうセミナーもあわせながら、そういう機会をどんどんふやしていければいいのかなということで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 今産業振興課長のほうからお話があったとおり正直言いました、今現状としては全く別個に動いている状況ではあります。ですが、つなげていく必要当然あるなとも思っておりますので、情報共有から始めていきたいと思っております。

なお、ウエルネスタウンのほうは起業家塾でやっているような本格的なところに行く前の、今起業家塾は完全にその気になっている方々を本当に持っていくという話なのですが、これまで当課のほうと申しますか、ウエルネスタウン構想の中でやっているのは、その手前の方々、まだ本当にどうしようかなと迷っている方々をその気にさせるという方向で今取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） まさにちょっと今再質問しようかなということを答えていただいたわけなのですけれども、起業する意欲のある方の発掘という部分も非常に当町にとっては、せっかく医大が来るという起爆剤があるので、必要ではないかなというように思っております。ウエルネスタウン構想でせっかく多額な事業費を使った中でいろいろなノウハウを得た

わけですので、ぜひその効果、その得た知識を使った中で新たに起業したいなと思うような取り組みはするということなのですからけれども、力強くしてもらいたいなというように思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

それで今答弁の中で起業家塾は、町単独でなく、よその市町村との連携ということですが、やはり本町におきましては今後、先ほど私の答弁の中にも町の創業者支援事業補助金、この補助金のあり方も含めて起業する方々、それこそ起業できる環境づくりをやっていくことが非常に大事なわけでございますので、今後はそういったことも含めて私どもとしては、本町において起業しやすい環境づくりのために補助金の見直しとか、それからこれからどのようなニーズがあるのか。今のウェルネスタウン構想のことも含め、包含しながら前向きに取り組んで考えていきたいと。その中では、先ほど税収のこととか、今後の企業数の件数のあり方についてもご質問があったのですが、やはり起業していただくからには、私ら本町の税収構造もどういふふうになるのか、そういうふうなことをしっかり把握しながら対応していかなければならないと思っておりますので、このことについては、齊藤正範議員のご指摘のとおりしっかり発掘して、そして対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） まちづくり会社の件につきましてちょっとお伺いしたいと思います。

民間の出資による会社という答弁をいただいたわけなのですからけれども、行政としてもまちづくり会社の活動は重要だと捉えているというように答弁いただいたわけなのですからけれども、とりあえず今活動しておりますインキュベーションの拠点施設のコンセプト設計を委託しているという、それらに従事しているという回答でしたが、その内容と現状についてお伺いいたしたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） コンセプト設計につきましては、既に11月の時点で完了しております、それをもとに今現在工事進んでおりますが、旧区画整理事務所の実際の設計プランを確定させて今動いているということです。3月には完成するというところで盛んと今やっている最中でございます。ですので、いずれコンセプトのほうは、それを成果品として既

にそこから先に動いているという状況でございます。

それから、関連いたしますので、それ以外に実際にやっていることと現在動いていることは、不動地区の活性化支援事業ということで、そちらのほうから要請がありまして、活性化協議会のほうのワークショップの実施とか、資料作成等のコンサル的支援を今現在も進めているところでございます。

それから、地方創生プロモーションということでこちらもまだ最中ですが、スタンプピットの活用ということでイベント単位でのいろんな活動を、これは特に主に地域おこし協力隊がメインになって実施しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） まちおこしの事業を行っている関係上、町とのかかわりが非常に強いと思っておりますけれども、まちづくり会社の経営の資金調達はどのようになっているのかお伺いしたいとともに、軌道に乗るまで地域おこし協力隊員を派遣するというをおっしゃっているわけなのでございますけれども、地域おこし協力隊員の目的は、できれば任務が終わった後も当町に定住してほしいという定住策の一環のほうの主たる目的ではないのかなというように私は捉えておりますけれども、このまままちづくり会社に派遣していて、協力隊員が果たして任期を終えたときに、矢巾町で生活できる収入源、続けてまちづくり会社に採用していただくという方針なのかどうか、その辺の取り扱いについてお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） まちづくりコンソーシアムの資金調達につきましてですが、現状ではまだベースとなるような仕事、それからお金が入るような内容ができていない、それは今後役場の中の道路都市課のほうともいろいろ協議をしておりますが、あそこの施設の維持管理を基本的には受けるというふうな形をベースの事業として考えています。

それから、それだけではなくて、今やっていないことでもあそこの場所なりを使って何らかの収入が得られるような方策を考えましょうということで今検討しておりますのが東西自由通路全体含めて広告の場所として使えるところがあるなど、商品価値があるなどという場所があることはわかっていますので、そういったことから実際に収入を得られるような形を目指しつつ、ゆくゆくは指定管理ができるような体制をとりたいなというふうなことを考えております。ただまだ途上でございますので、これから具体的なものを詰めたいと思ってお

ります。

それから、協力隊についてですが、これは我々もふだんから彼らと実際に話をしておりますけれども、最終的には3年間で最長ということの中で3年間は協力隊の仕事ということで町から直接お金を払って仕事をしてもらっているわけですが、その後について、彼らも自分の人生ですので真剣に考えております。ただある意味具体的に何をやるからというふうなところまでいっていない部分もあります。特に彼らもまだ若いので、そういった今後どうするのかということも彼らも考えながらふだんの仕事もするというふうなことでおまして、今のところは少なくとも矢巾町には定住したいというふうな声は聞こえていますが、やはり3年後なりに具体的に収入源が得られるようなことができるのかという話は、まだこれから彼ら自身も模索しているところだと思います。

なお、それ以降、コンソーシアムに残りたいというふうなことについては、基本的には問題がないというふうに思っておりますので、ただコンソーシアムだけでその後人生全て暮らせるのかということ、さすがにそこは難しいところもあると思いますので、やっぱりそういったところも含め、彼らみずからが起業するなり、いろんなことを考えていかなければならないというふうになっていますので、そちらに対して我々としても彼らの人生を預かっている身だと、立場だというふうに考えておりますので、真剣に相談に乗ったり、場合によっては支援したりというふうなことも考えなければいけないというふうに思って日々彼らとつき合っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 方向性はよくわかりましたけれども、まちづくり会社というのは、当町のPRを行う会社かなと一瞬私はそのように思っておりますので、情報発信とか、そういう部分、必要だと思っておりますけれども、やはり資金の裏づけがなければ十分な活動と、職員確保についても協力隊だけに頼っているわけにも多分いかないとは思いますが、今後力強く活動していくと思うのですけれども、その辺がもう少し資金の裏づけについてちょっとよくはっきりしないのですけれども、早目にまちづくり会社に対しても、その方向性を協議して出してやる必要があるのではないかなというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 済みません、先ほど私言わないでしまったところもごさいますけれども、当面の支援ということは町としてもする必要はあるなと思っておりまして、協力隊以外の方をやはり必要だろうということで考えておりまして、そういった方々の人件費相当分を目安に町として具体的に支援、お金の形で支援する必要があるなというふうに思っております。そちらのほうも考えておるところでございます。ですが、それですと通せるわけではないという前提でものを考えなければならないので、ふだんから長く続けられるベースとしての業務を先ほどお話ししました施設の維持管理というところからスタートしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） もうちょっと迫力ある答弁ないのかな、前向きな。ないか。

再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） よろしく元気を出して活動できるような資金、裏づけ資金がないとやっぱり活動も大変だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

空き家活用についてちよつとお聞きします。空き家活用については12月会議でも同僚議員が質問してありまして、答弁につきましてはやや同じような答弁でありましたけれども、やはり何の事業でもそうだと思いますけれども、タイミングという部分が非常に大切ではないかなというように思っております。幾らいい政策でもタイミングを逃せば、効果が半減するのではないかなと私は考えており、矢巾町は医大が移転してくるということで住宅の、住む場所の需要も今が多分多い、ここ一、二年が多いのではないかなということが予想されます。それについて不動産会社に登録するとか、全国ネットに載せるとか、空き家解消で答弁いただいておりますけれども、本当にそれだけでいいのかどうかという部分をお聞きしたいと思ひます。ここの活動については、どこの自治体でも行っておることでもありますけれども、先ほども申したとおり当町は医大が来る、住む場所が限られているという、その問題をはらんでいるときに、もう少し積極的な取り組みが行えないかどうかお伺ひいたしたいと思ひます。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 空き家の活用の部分ということですが、今現在行っておりますのは、空き家の計画のほうは間もなく完成といいますか、案はもうできてありまして、内部決済、それから公表という段階を経て確定するものになります。内容はもう既に確定はしております。それで今後、やはり空き家の場合考えなければならないというか、一番最初に

考えなければならないのが、あくまで所有者のものなので所有者の意向が第一です。ですので、所有者意向を調査とその後のアンケートの関係で確認できたところについては前向きに進められると思っておりますので、そこについては、答弁の中にもありましたけれども、不動産業者の方々の横のつながりというのは今まで余りなかったように見ておりますし、そこと矢巾町の行政のほうともつながっていなかったというのが実態がありますので、まずそこをつなげていくことを30年度速やかに行いたいと思っております、そこからいろんな出てくるアイデアなり、情報なりを共有しながらどういうふうにやっていったら、より積極的にいけそうなのかということ、その中から見出していききたいなと正直思っております。

やはりこれ、行政の側もある意味では不動産の専門家ではありますが、実際の不動産の流通というふうな側面から見ると素人でございますので、そういったところをやっぱりプロの方々と情報共有しながらどういう形が一番望ましいのかということ、まずは我々としては研究しながら、具体的な政策をなお考えていきたいなと思っております。

なお、全国版の空き家のデータベースのほうには、こちらはもう申し込み、手を挙げておりますので、向こうのほうから返事が来るのを待っている状況でございますので、そちらのほうは進められておりますし、もう一点積極的にやるとすれば、前回のアンケートで利活用したいというふうなお答えがあったところ以外のところにもう一度、本当にいいですかと、もっと利活用ということを積極的に考えませんかというふうなご案内は差し上げる必要はあるなと思っております。

その所有者の意向が最優先だということもあり、ちょっと歯がゆいところもあるのですが、やっぱりそういった方々の利活用したいなというふうな思うような気持ちに働きかけるのがどういう方法がいいのかということを探っていく必要があるのだろうなと思っております。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 続きまして、さわやか号の運行について再質問させていただきます。

さわやか号の運行は、デマンド交通と区分して運行形態を検討をするとの答弁がありましたが、検討する期間はどの程度必要なのか。また、さわやか号の運行見直しは数年前から利用率が低いということで課題とされておりましたが、答弁にあるとおりの拠点間を結ぶ運行とすれば、町民の利用者がふえる可能性があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） さわやか号の運行見直しにどのぐらい時間をかけるのかというのですが、こちらにつきましては正直申しますと、30年度の後半から開始したいと思っております。デマンド交通の検証の際に、同時に新たなルート設定、デマンドがこうなって、さわやか号がこうなってというふうなものをそのときから開始したいと思っておりますので、ここ半年ぐらいの間に一つの検証のためにルートを考えるというつもりでおります。

なお、検証ですので、なぜ検証なのかということもあるのですが、結局は利用されなければ、そのルートに意味がないということ、極論を言うとそうになってしまいますので、こちらで考えたルートが本当に利用者の方々にとってベストな答えなのかというのは、我々も、恐らく利用者の方もお持ちでないので、我々がひとつ考えたこれならばいいのではないかというものをまず路線設定して、それも全部認可とか一連の手続きは必要になるのですが、それをした上で検証をして、検証を一定期間やった後に、その検証内容を踏まえて見直しをするのかというふうな検討をさらにしていく必要があると思っております。

いずれ30年度の後半から開始するという事に全力を注いで、そこで新たなルート設定というふうに、それを実施に移して検証していくということの方針はそのとおりでございますので、そういった内容での考え方になってまいります。以上です。

我々としては、その利用される方は、基本は町民の方と思っておりますので、当然にできるだけ今よりは利用数がふえるようなことを想定して、ぜひそうやっていただきたいというつもりでルート設定をします。ただ答弁の中にありましたように今2つの考え方を持っています。階層化して、デマンドである程度集めて、そこから束ねた人数を回すというふうな階層化した考え方と、もう一つまた別におおむねこのルート設定ならもっと利用されるところがあるだろうなというところは、そこはそのままさわやか号とし、それ以外のエリアを基本デマンドでまたどこかに集める、割と利用しやすいところを集めるという方法論もあると思っておりましたので、そこも含めて半年後の検証の段階には詰めた上で実施してみたいなというふうに思っておるところです。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 矢巾町は、面積が狭い町でありますので、デマンド交通を行えば、交通弱者対策はそれでコミュニティバスの運行をしなくても可能ではないかと私は考える

わけです。それで山崎議員の会派代表質問の答弁の中でデマンド交通を実施する交通事業者の運行管理許可の取得が必要との答弁がありましたが、もう運行する事業者は決めていて計画に入っているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ある意味デマンドがあれば定期運行バスは要らないのではないかというふうなお考えというふうには受けとめますが、デマンドの最大のある意味弱点なのですが、前日までの予約にしか対応しません。ということは、急にやっぱりきょう乗りたいとか、定時運行しているものがあればそちらでいいやというふうなニーズに対しては応えられないのです。

そういう意味もあって、定時運行する部分でも何とかなる部分は、そのとおりコミュニティバスで。そして、前日予約で大丈夫なニーズ、交通弱者の方のおおむねのニーズは、恐らくそれに対応できるのではないかなというふうに考えていますけれども、そういった前日までの予約でいいという方々に向けてはデマンド交通というふうな、しかもタクシーと違いますので、自分一人で専用に乗るのではないのです。デマンドで予約を受けた方々で複数、同じルートでいけそうな方がいれば、途中、途中に寄って、何人かで乗って行きたい場所の、そのリクエストの範囲で途中でおりる方もいて、もっと乗る方もいる。デマンド、タクシーのイメージというより結構バスに近い、しかも路線がその都度場合によっては変わる、その日によって変わり得る、そういったものの最適な経路を予約状況に応じて考えていくというふうなことをする必要があるので、予算に盛り込んでおりますけれども、そのための運行管理システムというものが必要になるというふうなものでございます。イメージをちょっと何となく言葉だけで捉えられるといろいろあると思うのですけれども、デマンド交通に関しては、そういったメリットもあるのですが、デメリットもあるということをご理解いただきたいと思います。なので、定時運行も必要だというふうに考えております。

あと許可の話、バスについては、基本的に今もう県交通がさわやか号を運行しているという関係もあり、ほかの事業者が入ってくる余地は現実ないのかなと思っていますので、バスについては県交通さん前提となりますし、デマンドに関しましては、実態的にバス事業者というよりは、明らかにタクシー事業者のほうのエリア、領域でございますので、タクシー事業者さんということになります。こちらで決め打ちしているわけではないのですが、タクシーの場合は、タクシー事業者さんがおおむねそれぞれのエリアを決めて、同一料金で全部やっている関係もあり、ほかのところが入ってきてどうのこうのというのは、なかなか現実



的には難しいのではないかなと思っております。そういった意味もあって、これまでも公共交通会議では、矢巾町でタクシー事業をやっている矢巾タクシーさんに入ってもらって、この会議の内容とかデマンド、矢巾町でも考えているのだなということの情報は入っているわけです。ですので、あとはうちから実際に矢巾タクシーさんにまだ頼んでいる状況ではございませんが、今後はやっぱりそこを前提に考えていくということになるのだろうなというふうにとなたでも予想すると思えますけれども、それは矢巾タクシーさんも恐らく声がかかるのかなというふうなつもりではおるのではないかなと思います。ですが、まだ現状は……

○議長（廣田光男議員） 課長、余り踏み込み過ぎる、それでは。まだ今検討委員会をやっていた最中のことだから、試験は試験でいいが、もう少しフラットな話ししてもらわないと、余り。

○企画財政課長（藤原道明君） 運行事業者さんを考えているのかということで……

○議長（廣田光男議員） それは矢巾タクシーに特化したとか、そういうことではない……

○企画財政課長（藤原道明君） ではないです。

○議長（廣田光男議員） そういうふうな話をきちっとしないと。

○企画財政課長（藤原道明君） そういうことで、いずれまだ具体的にはお願いしていません。

○議長（廣田光男議員） 齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 考え方についてはわかりましたけれども、デマンドタクシーを使ってしまうと、コミュニティバスの運行は考えなくてもいいのではないかなと私は、先ほども言ったのですけれども、なぜかと言えば、そこの使っていない地域で使いたいとしても、あらかじめ予約すればデマンド交通で対応できる話ですので、何となくその費用がダブるような感じを持っているわけで、その費用があったとしたらデマンド交通のほうの費用に向ければ、よりよいサービスが可能ではないかなというように感じるわけです。

これは考え方ですので、いろいろ議論していかなければならないとは思っておりますけれども、もう一つ、運行管理の許可の問題がないとすれば、矢巾タクシーのちょっとホームページを見てみたけれども、本社は永井ということで矢巾町ではなく、土壌とすれば盛岡のほかのタクシー業者も同じ矢巾町まで営業範囲を持っているので、乗り合い運行許可の資格を持っているタクシー業者もいるわけですので、見直すという前提に立つとすれば、9月後半でなく、もう前半早目のところから検討できるのではないかなというように私は感じるわけなのですけれども、後半まで引っ張らなければならぬという、その部分について理解できないのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） これ議会としては、交通問題の特別委員会があって、そして中間報告を今町長に出しているところなのです。だから、そこで特化した話を出すのではなくて、今検討した課題も踏まえながら今後の方向性ということで今お願いをしているわけです。だから、やっぱりそこで決めたというふうな話ではないということを今齋藤議員が言っているわけです。だから、その考え方の整理の問題ですから、課長、そのところを説明できますか。

藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） まずそういったお話があるやには……

○議長（廣田光男議員） あるやではない、出しているでしょう。受けているでしょう、もう。

○企画財政課長（藤原道明君） いや、正式には受けていないものだと思いますけれども、いずれそういったお話があるやには伺っておりますので、そういった点も踏まえながら検討はしてまいりたいと思います。

なお、半年引っ張らなくてもいいのではないかというふうなお話もありますが、そもそも全然ルートも変更するし、手段も変えるということになりますと、明らかに周知のために一定期間を要しますので、それは半年までかからないのではないかと問われれば、そのとおりかもしれませんし、運行事業者が最初からできるような状況ならいいのではないかという議論もあると思いますので、そこも含めて検討はしてまいりますが、さりとて例えば4月、5月からというのはさすがに不可能だと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

それでデマンド交通とコミュニティバスのことについては、今ちょっと課長の答弁にも突っ込み過ぎもある、また舌足らずのこともあったのですが、いずれ公共交通会議でまた議会でもそういった委員会を設けてやっておるわけでございますので、それをしっかり尊重をしながら対応してまいりたいと。

それで特にもデマンド交通、私どもは交通弱者というか、いろんな課題を抱えている皆さん方もいらっしゃるわけです。だから、私どもは特にもデマンド交通については、もうこれは私どもの最優先課題であるわけでございます。ただコミュニティバスと組み合わせてやった場合に、相乗効果というかどうかというふうなものが考えられるか。もし考えられないのであれば、これはもう廃止すればいいのであって、ということは、片方は今課長が言うように、

デマンド交通は前日なり、前々日にお願いをしてやると。コミュニティバスはもう定時運行になりますので、そういったやはり私どもは私らの目線ではなく、実際お使いになられる方々の目線で対応していかなければならない。だから、そういったところをしっかりと検証していきたいなど。

それで先ほど空き家対策のことも含めて、例えば空き家も市街化調整区域なんかにあった場合には、いろいろと課題もあるわけです。だから協議会として県のほうにも空き家対策、しっかり講じていくために要望書を協議会で県のほうにお願いするかというふうな議論もありますので、もうそういった、やはり一つ一つハードルを超えてやっていかなければならない。だから、そのところはひとつ時間を要するところがあるかと思いますが、ご理解いただきたいと。

そして、まちづくりコンソーシアム、いわゆる共同事業体、こういうのにこそ空き家対策とか交通対策、そういうところにまちづくり会社は、私はもう使い勝手、使い勝手がいいと言えばあれなのですが、会社をつくり放しではなく、そういうことをきちんと私らのほうからもお示しをして、そしてまちづくり会社にも空き家対策とか、交通対策にもしっかり取り組んでいただくようお願いする。それが私どもの会社設立の大きな目的なわけですので、そのところはひとつご理解いただきたいということでちょっと企画財政課長は、ちょっと興奮ぎみで突っ込んだお話をさせていただいたのですが、ただそのところは私らももう一度原点に立ち返って検討させていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 本町の基幹産業である農業政策についてお伺いいたします。

1点目は、農業者などで構成される活動組織への支援や法人化を推進している組織に支援すると施政方針で述べられておりますが、個人の認定農業者への育成はどのように行うのか。また、集落組織などのかかわりをどのように整理していくのかお伺いします。

2点目、認定農業者には経営規模拡大の計画策定が求められておりますが、農地集約が進んでいる当町においては、新たに農地を集約し、規模拡大とするということはどの程度可能なのかお伺いいたします。

新たに任命される農業委員は、当町の場合、農地利用最適化推進委員の業務も兼務するこ

ととなっておりますが、農地など利用最適化も同時に推進し、成果を上げる任務も加わることから推進の公正な実施と各現場での活動の整合性を確保する指針を定めることとなっておりますが、進捗状況をお伺いします。

4点目、指針の策定に当たっては、担い手の農地利用集積面積、遊休農地解消面積、新規参入者数などの目標値と具体的推進などが挙げられておりますが、現時点での考えをお聞きいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 農業政策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、認定農業者を含む担い手は、経営所得安定対策等のさまざまな補助事業の対象となりますので、このような利点を十分周知した上で認定を受けようとする生産者に対しては、農業経営改善計画の策定について指導してまいります。

認定農業者と集落組織とのかかわりについては、認定農業者と集落組織の双方が将来的な農業経営のあり方について意見交換を行う連絡協議会を本年8月までに設置し、人・農地プランの見直しに向けた集落の話し合いを関係機関と協力して支援をしてまいります。

2点目についてですが、担い手への農地集積率が高い当町において、新たに農地の規模拡大を行うには、担い手間の農地利用の調整が不可欠であり、当該規模拡大の可能性は、その調整の結果によるものと考えております。町は、各地域における担い手の将来的な農地利用のあり方を定めた人・農地プランの策定にかかわる地域の話し合いが円滑に進むように支援をしてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 高橋農業委員会長。

○農業委員会会長（高橋義幸君） 引き続き、農業政策についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、推進委員を置かない農業委員会においては、農業委員の就任後速やかに定めることとされております。指針の策定に当たりましては、一般社団法人全国農業会議所から指針の参考例が示されており、これを参考にしながら新農業委員全員で作成することで実効性のある指針の策定ができるものと考えております。

4点目についてですが、目標値については、指針策定時に定めるものとし、現時点での具体的な推進については、31地区で策定している人・農地プランの見直しの話し合いに積極的に参加し、各地区の中心経営体の農地の利用集積、集約に取り組んでまいります。

次に、遊休農地の発生防止解消については、耕作が困難な農地について農地所有者の意向を把握し、担い手への貸借等により未然に遊休農地の発生を防止する活動に取り組んでまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 当町の基幹産業を支えている農業、特に担い手や農業組織なのですけれども、当町はもう既に81.3%の集積になっているということで国が目標としている71%をはるかに超えているという状況になっております、現時点で集積されていない農地の所有者や経営実態は把握されているのかどうか伺うとともに、その農地は、もしか最適化委員の事業推進によってさらに集約、集積することが可能な面積なのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（村松 亮君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今議員さんおっしゃったとおり今現在81.3%になってございまして、その大ざっぱな内訳ですけれども、認定農業者が28%、それから法人が同じく大体27%、そしていわゆる集落営農、その部分についてが45%ということで、今集積されているのが約2,220でございましてすけれども、そのうち約1,000がまず集落ということになってございまして、残りの例えば十何%のことになると思いますけれども、集積されていないのが約20%弱ということで、これにつきましては、これから農業委員さんが決まりまして、それぞれの個別にこれからの農業のやり方といいますか、農業経営について各個人のこれからずっと農業ができるのか、それとも将来貸していかなければならないのかというふうなところを、そういうのを調査いたしまして、これから残りの集積、そっちのほうにつなげていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 意欲ある認定農業者は、規模拡大を目指して面積だけではなく、営業規模の拡大を目指して日々努力しているわけなのですけれども、答弁の中に面積規模拡大については、ちょっとなかなか困難性があるという答弁をいただいております。その中で今度新しく選任される農業委員の任務は、非常に重い任務があるのではないかなというように、

これからいろいろ調査を行っていくということでもありますけれども、我々とすれば、農業委員の方の介入、地域によってはなかなかうまく個人の担い手並びに組織、法人等の調整がなかなかうまくいっていない地域もあるとお聞きしておりますことから、新しい農業委員さんの活躍を非常に期待するわけなのですけれども、その辺の調整の取り組みということで答弁にあった認定農業者と集落組織が将来の農業経営のあり方について意見交換を行う連絡協議会を新たに設けるといふ答弁だったのか、それとはちょっと全く関係ない時点での内容なのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

私のほうからは、答弁書にありました話し合う連絡協議会の今構想、決定ではありません、構想のほうをちょっとお話ししたいと思います。この協議会に入っていたきたいと思っっているメンバーでございます。構成員として町内今8農事組合法人がございます、こちらの8組織、それから残る集落営農でやっている組織が23組織ございます。この中で法人化を目指す組織の方には入っていただいて、法人化した組織からの情報提供などを受けていただきたい。それから、町内には個人というか、認定農業者の方が個人で会社を設立している個人の農業法人もございます。当然認定農業者の方、そちらを目指していただくのも結構ですので、その人たちにも入っていただきたい。それから、今私申し上げました認定農業者さんとかの中で農業法人を個人で立ち上げてやっという方にも入っていただきたいということで、農業者のメンバーはそういう構成員を募集して協議会に入っていたきたいと思っておりますし、事務局につきましては、当課、矢巾町の産業振興課と農業委員会、こちらが事務局として、先ほどの議員のご質問にもありますとおり農業委員さんの役割が非常に大切であるということで、この事務局につきましては、産業振興課と農業委員会のほうで共同で対応していきたいと、このように思っております。

それから、アドバイザー的な立場となると思いますが、岩手県の農業公社さん、盛岡農業改良普及センターさん、この辺の県の行政機関につきましては、アドバイザーとしてこの協議会のほうに入っていたきたいということで、こういったメンバーでこれから農地のあり方、集約のやり方、こんなことで農業者がどんな問題を抱えているのか、どんな要望を持っているのか、こういったことをこの協議会の中で意見交換をしながら情報交換をしてみたいと思います。

そこで出てきた問題等を踏まえまして、人・農地プランの策定につきましても、地域の話

し合いに産業振興課、農業委員会が行きまして、地域の話し合いが円滑にできるように支援をしてまいりたいと。当然そこには普及センターさんなりの県の組織にも入っていただいて話し合いをより深めていきたいと、このように思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 新農業委員の役割という話ですが、村松農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（村松 亮君） 新しい農業委員会がかわりまして、農業委員も農地の集約に積極的にかかわっていくということで農業委員会でも一応1月から今現にある31地区のプランについて、今の農業委員さんですけれども、勉強会をしております。引き続き、新しい農業委員さんになりましたら、担当の地区を決めまして話し合いに積極的に参画して取り組んでまいりたいと思います。

それから、やはり農業委員さん、集約に当たりましては、まず一番は顔の見える環境を築くというのがまず大事だということに、いろいろ本を見まして書いておりますので、まずは地区のほうに入っていくまして、農業委員さんと農業者の方々が気軽に話し合えるような関係をつくっていければなど。まずはそこからスタートなのかなというふうに思っておりますので、いずれ今産業課長のほうからありましたけれども、協議会のほうに私らもかかわって積極的に進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 大いに農業委員の方の活躍を期待するわけでありましてけれども、なかなか組織と個人の担い手間の調整というか意思疎通がとれないというような話も聞きますので、直接の話よりは、やっぱり農業委員さんとかが介入した中でいろいろ協議するという部分は非常にいいことだと思いますので、積極的に介入してほしいなというように思っているわけなのですが、最適化推進事業にかかわる報酬なのですが、説明では24万2,300円を1.3から7倍の範囲のランクで支給するという、活動状況によって支給するということになっているわけなのですが、当町においては、なかなか集積、集約についての活動するという場面が厳しい、集約されているので厳しい状況になるのではないかなと思っているわけなのですが、その辺何か活動状況、それだけが最適化委員の活動ではないのですが、ある程度の実績をいろいろ高いレベルで達成しておりますので、目標はまだ決まってから決めるという答弁をいただいておりますけれども、方向性だけについて、例

えば何も実績が余り上がらなかったとすれば、0.7の報酬が支給されてしまうのかどうか、ちょっと活躍する場面が少ないなということを感じるものですから、ちょっと所見がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（村松 亮君） お答えをいたします。

農地利用最適化交付金につきましては、まず一つが活動実績、それから成果実績と2つあるわけですが、活動実績につきましては、農業委員さんの活動時間、活動実績にあります担い手の農地集積、集約化の推進活動、それから遊休農地の発生防止、解消活動、農地中間管理機構との連携活動、それから新規参入の促進活動ということで、この活動にかかわった時間を集約いたしまして、その活動時間の多い方につきましては1.3、それから低い方については0.3ということで決めてございます。

成果実績につきましては、今議員さんおっしゃったとおりなかなかそこは難しいということで、成果実績につきましては、国から交付になりました交付金を平等に支払うということで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 活動の場が矢巾町少ないのではないかと行っていただけでも、それは大丈夫だかという話、そこは。局長。

○農業委員会事務局長（村松 亮君） 活動につきましては、いずれ今先ほどから出ております集約、集積の部分で実績は難しいと思いますけれども、やっぱりさっき言ったように農家さんとかかわってやっていくのも活動でございますので、それでもって活動していくということになります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、ここで休憩をとりたいと思います。

再開を11時20分とします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。



次に、3問目の質問を許します。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 1月に当町と友好交流協定を締結している普代村に会派合同による視察研修を実施してきました。その際、両町村の文化や物産についてさらなる交流ができるのではないかという意見がまとまったことから以下伺います。

1点目、普代村の伝統文化である鶺鴒神楽は、宮古市の黒森神楽とともに久慈市から釜石市まで神楽宿を務める民家に宿泊しながら巡業する全国でもまれな岩手県指定の無形文化財となっております。鶺鴒神楽を矢巾町の郷土芸大会に特別出演していただくとともに、普代村にも合唱グループがあるとのことから合同発表の機会などをつくり、さらに住民交流が図れないか伺います。

2点目、ふるさと納税の返礼品として矢巾町の農産物と普代村の海産物を詰め合わせた商品を企画し、両町村の農海産物をPRと販売につなげることができないか伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 普代村とのさらなる交流についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、寄附される方に対する返礼品の魅力向上については、日々検討を重ねているところであり、普代村の海産物と本町の農産物の詰め合わせにつきましても、かねてから前向きに協議を進めております。現段階では、誰がこん包を行うのか、こん包する場所までの輸送経費、冷凍便で送る海産物と普通便で送る農産物を同一こん包できないといった課題があり、実施できておりませんが、今後も実現に向け方法を模索してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、普代村とのさらなる交流についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、矢巾町郷土芸能大会には、特別出演として町外で精力的に活動している団体を招聘し、町内団体の活性化を図る目的で出演していただいております。特別支援団体の選考は、主催団体であります矢巾町郷土芸能保存会で決定しておりますが、全国でも貴重な廻り神楽であり、国指定重要無形民俗文化財となっていることから候補として推薦してまいりたいと考えております。また、普代村は遠隔地であることから、合同練習の機会を設けることはできないと考えますが、日程の調整を行いながら町芸術祭等の機会を利用し、

共演するなどの交流を検討してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 普代村との文化交流については、藤原議員が前にも質問したわけなのですが、今話している分には現在できているグループが合同練習しなくともできる活動ではないかということで話になったわけなのですが、答弁を見ますと仕方ないような気がしますけれども、推薦するとか検討するという文字になっていて、実施するという力強いお言葉がないのですが、私としてはさらなる住民交流を普代村と行ったほうが良いと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

答弁書のほうで推薦するというようなはっきりとした表現ではないということなのですが、答弁書にも書いたとおり決定する団体がそうだとする矢巾町郷土芸能保存会が決めるということで町が決めるということではないということで推薦という言葉を使わせていただきましたが、実質的には実現に向けて取り組みたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） ふるさと納税の返礼品なのですが、ふるさと納税の説明の中で町のほうからもそういう企画があるということでお聞きはしたわけなのですが、ちょっと私考えて、ここに書いているのは進めないための理由を書いているだけの話であって、誰がこん包するのか、冷凍便と普通便で送るとかが課題であるという捉え方がちょっとおかしいのではないかなと私から言えば思います。何も一つにしないで別々に送ってもいいわけなのですから、やるかどうかということでは私はないのかなと。農産物と海産物というのは、非常にいい取り合わせ、食卓ではないかなと。別々に送られても食べるときは一緒に食べられるという部分もあるし、それぞれの地域から発送してもいいのではないかなというように相互の謝礼品のパフレットにこれを送りますという登録ができれば、それぞれから発送してもいいのではないかなというように思っているわけなのですが、検討しないでぜひ

実現してほしいなというように思います。いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 普代のふるさと納税担当の方とは昨年ですけれども、一度協議をさせていただきました。余り向こうが乗り気ではないというのが正直なところでしたので、そこにうちが全てのお金を負担するからお願いしますとまでは言ってきませんでした。当然にイーブンの関係、対等の関係でというふうなつもりで相談に行ったのですが、全然乗り気ではなかったものですから、このような答弁になってございます。ただコスト度外視でやれというふうな方向性になればなっただ、それは実現は可能だと思います。ですが、ちょっと私のところでコスト度外視ということまではお約束できかねるので、以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

今の第1点目のご質問、それから第2点目、特に第2点目のふるさと納税は、矢巾町ようやく今月1億円を突破しました。それでまず私どもはできることは、いわゆる真水は3分の1ぐらいでもふるさと納税に矢巾が力を入れているのだということをやはり発信していかなければならない。今お聞きすると、普代村では私らにすると海産物と農産物を一緒にして返礼品として送れば、送られた方もいいわけなのですが、それがなかなか難しいというのであれば、お互いにどうせ私どもできるのであれば、普代村の海産物を使って返礼ということもできるので、それは今後しっかり話し合いをして、これは私の事務局段階であれなのですが、桎屋村長にもお話をして、私どもも一昨年11月4日には、音楽のまちやはば宣言もしておりますし、郷土芸能大会のこともそういったところではない、やはり私どもが強い意思を持ってやろうとすればできることなので、どうも人ごとみたいなあれで今ご指摘されて、私も大変申しわけなく思っております。いずれいわれる普代村との交流は、これまでも積み重ねられた実績がありますので、さらにこれを積み重ねていきたいと思っておりますので、齋藤議員のご質問については、しっかり丁寧に対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 当町のふるさと納税の取り組みについては、非常に敬意を表するわけでありまして。私の提案については、向こうの事情もあるということで状況はわかりました

けれども、返礼品についてぜひ我が町をPRできるような商品も数多く取り扱ってほしい、その中には普代村と友好協定を結んでいる関係上、相乗効果が得られればなということ考えておりますので、町長から力強い答弁もいただきましたので、ぜひ実現に向けられるようにしていきたいと思っておりますので、回答を聞かなければ議長に指摘されますので、見解をお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 今海産物というのは生ものばかり限定しているけれども、干物だつてあるんちゃ。

藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） これまでの町のPRになるようなものも日々いろいろ声をかけて探しております。なかなか物を出す立場の方々が商売気がないと言ったらあれかもしれないですけども、だったりとか、なかなか勇気を持ってくれないというところもありますので、今後とも頑張っていきたいと思っておりますし、普代さんにもなのお声をかけて進められるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で5番、齊藤正範議員の質問を終わります。

次に、17番、米倉清志議員。

1問目の質問を許します。

（17番 米倉清志議員 登壇）

○17番（米倉清志議員） 議席番号17番、公明党の米倉清志でございます。ことしは雪が非常に多く、町を挙げて取り組み、町民の安全対策については非常にご苦労されておりますことに対しまして、関係各位または地元消防団の活動にも感謝をするところであります。さきの大雨洪水災害時においても、町消防団が総力を挙げて町民の救済や復旧に出動していただきましたことに町民の皆さんは大変頼もしく勇気を持ちながら災害復旧に立ち上がりました。私は、地域消防力の強化に向けた消防団の活性化について町長にお伺いしたいと思います。

消防団員の退職報奨金の引き上げや出動手当の増額、団員OBの再入団などについて、平成26年3月に提案し、現在退職報奨金5万円の引き上げ、出動手当の倍増など、待遇改善されてきましたが、近年各地で大雨等大規模災害が多発しておりますが、予想もしない

災害が発生すること、真っ先に出動するのは消防団であります。この消防団は、対応するためにあらゆる技術を駆使しながら作業を進めているわけではありますが、本町の消防団の現状と今後の対策についてお伺いいたします。

1点目、現在の消防団員の充足率が85%以下の部は何個部か。

2番目、充足率の低い部の実態をどのように把握し、どのような対策をするのかお伺いするものであります。

3点目、今全国的に団員確保対策が講じられておりますが、本町での確保に向けたお考えをお伺いします。

4点目、町内には多くの企業等が所在しておりますが、その企業からの団員勧誘対策についてお伺いします。

5点目、今後さらなる高齢化社会が到来するが、団員不足の対応策として女性消防団員による救急処置や介護対応等が求められるが、女性消防団員の確保対策についてお伺いします。

茨城県阿見町女性消防隊が平成16年に発足し、11名で活動しております。防火、防災、救命講座などの開催、出初め式等では、軽可搬ポンプ操法を披露しております。本町においても女性消防隊を編成しているが、今後の時代に対応すべく女性消防隊を再編成し、町職員の女性職員や農協職員、保育園、幼稚園、学生、各企業等の女性職員も含めた消防隊を再構築すべきものと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 17番、米倉清志議員の地域消防力の強化に向けた消防団の活性化についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町消防団の充足率は、先月末現在で82.9%となっており、そのうち充足率が85%に満たない部は、約半数の6個の部となっております。

2点目についてですが、比較的都市部に位置する部の充足率が低い状況にあり、サラリーマン団員が多いことが実態として挙げられます。このような部においては、日中も人員が不足することから、平成27年度から機能別消防団制度を導入し、団員を募集しているところでもあります。また、自主防災会長会議などの機会を捉えながら募集に努めているところでもあります。

3点目についてですが、本町では県内他市町村に先駆け、団員の出動手当の増額に着手

し、県内トップクラスの出動手当の金額となっております。また、昨年12月からは、岩手県では岩手消防団応援の店の事業を開始しており、本町においてもこの事業を補足する形で矢巾町消防団応援事業を実施してまいります。事業所が団員に対し、利用時に何らかのサービスを提供していただくことで団員の優位性を確保する事業であり、より多くの団員確保につながるよう努めてまいります。

4点目についてですが、先月13日、盛岡市消防団、紫波町消防団とともに本町消防団が消防団協力事業所表示制度の団員確保における表彰として、岩手県中央農業協同組合を表彰しておりますが、町といたしましても、こういった積極的な取り組みを行っている事業所を広報等で周知し、消防団と企業の協力体制をバックアップしてまいります。

また、先ほどの応援事業の事業者募集とあわせ企業訪問や商工会との連携による消防団の応援体制と団員確保への取り組みを推進してまいります。

5点目についてですが、本町女性消防団員は、平成9年に当時の婦人消防協力隊から婦人防火クラブと女性消防団員とに分かれたわけですが、そういった中で結成され、先月末現在17名おりますが、主に後方支援を行うこととして全員が応急手当普及員という応急手当の講師の資格を取得すべく訓練を行っており、そのほとんどが資格を持ち、他の消防団員の応急手当の研修会講師として活躍しているほか、地域への応急手当の普及に努めております。また、ラップ吹奏の技能を持つ方は、男性のラップ隊員と同様に、消防演習や出初め式などでラップ吹奏を行っております。

本町女性団員は、他市町村に劣らない活躍を行っておりますが、今後は町職員はもとより各企業からも広く女性団員確保に努め、その全てが応急手当方法の資格を持つような取り組みを推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員） 1点目、2点目についてですが、充足率の最も低い部は何%になっているのかと。その部に対して支援策が必要ではないかと思えます。また、その対策を講じているのかお伺いしたいと思えます。

また、機能別消防団員制度を導入し、募集していると答弁がありました。私も元団員から機能別消防団に入団したよという声をお聞きしました。その責任感の強い思いに心が厚くなりました。非常に感謝をしているところでございます。しかしながら、いま一つその

効果があらわれてこないような状況ですが、もう少し対策について入団していただける、協力を得られる対策について考えられるか、対策についてお伺いいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

最初の質問でございますけれども、低い部の一番の充足率につきましては63.3%というのが一番低い状況でございます。それから、この対策、低い部分の対策につきましては、それぞれ各部等での勧誘と申しますか、これは当然でございますけれども、答弁申し上げましたとおり機会を捉えながら各自主防の会議、防災会議等々での勧誘と申しますか、お願い、また直接的に自治会、行政区のほうにお願いをしているというような対策も講じているというふうな状況でございます。

それから、2点目につきましてでございますけれども、機能別消防団員の関係でございます。機能別消防団員につきましては、それぞれこれも各部での勧誘がベースになってございますけれども、いろいろOBなり、警察等々のOB関係をベースにしてお願いをしているところではございますけれども、なかなか仕事等々の関係、また地域によってはそのような過去経験されてきた方がなかなか少ないという形の行政区、地域もございます。そこら辺のまず進み方とすれば、やっぱり声かけ、各消防本部関係の部分の対応、お願い、ここら辺がベースとなるわけでございますけれども、やっぱり一番の部分は、地域格差の部分で町場と申しますか、大きい市街化区域と申しますか、こちらの地域になってくれば、なかなか地域間の結びつきと申しますか、コミュニティというのがなかなかとりづらい状態のようなどころもあるもので、なかなか思うような形にはいっていないのが現状ではございますけれども、先ほど申し上げましたとおり機会を捉えながらPR、周知、それから答弁で申しましたどうやっても消防団員、組織の魅力を高めることがやっぱり一番かなというふうな形の中で今一生懸命取り組んでいるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員） 続いて、3点目、4点目についてですが、本町は他市町村に先駆けて団員の報奨金や出動手当を増額しております。このことは、団員は元気をもらい、活動にも力が入るものであります。さらに、岩手県としては、岩手消防団員の店事業を開始してお

ります。団員確保対策については、サービスと優遇体制を実施しているところでございます。中でも花巻市は多くの企業、商店が加入していますが、本町においても30年度には支援対策を講じ、サービスの店など応援事業に対し協力を得るような対策については、どのような目標を持って取り組むのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えをいたします。

今度新たに本町でも応援、岩手消防団応援の店、これを参考にいたしまして、連携をいたしまして矢巾町もこの事業に新しく例規というか、規制を加えたところでございます。規制というか、新たに取り組みを始めたところでございます。こちらの内容につきましては、議員さんお説のとおり今現在県内ではやはり花巻市、一関市が先行してございます。こちらの部分につきましては、お店の数につきましても、2月現在では花巻、奥州、一関の部分で53件ほど登録されておりますけれども、矢巾町の部分につきましては、まだことし1月からスタートしたというふうな事業でもございまして、なかなか現在加入にはまだ至っていないところでございます。登録に至っていないところでございますけれども、今後消防団の優遇を高める制度でございまして、こちらのほう団、町を挙げまして店の加入に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員） 他の市町村では、このように消防団の優位性といいますか、支援体制といいますか、例えば店では消防団員であるということを表示すると、例えば単価を10%下げるとか、いろんなことをサービスでやっているような状況が聞こえてきます。それで本町でも、ことしから始まったということですが、やはり早くこの趣旨を徹底しないと、いや何のためにやるのやということで募集しても、なかなか集まらないのではないかと。この趣旨もう店とか、徹底するにはどうしたらいいのかと。やっぱりこれは訪問して、趣旨を伝えて募集していけば、その趣旨に賛同して、我々の生命財産また安全を守ってくれるわけですから、こういうことで賛同する店は多く出てくるのではないかなと、こういうふうに思いますので、ぜひともこれは総力を挙げて加入する店とか事業所を多く出していただきたいと思いますが、お考えいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。



○総務課長（山本良司君） お答えをいたします。

まさに議員さんおっしゃるとおりでございます。今後の対策としても徹底して取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、加盟店の状況等を見ますと、これも話し合ったとおりでございますけれども、ポイント制とか、あとはスーパー銭湯の割引という形のをベースにしてやっているみたいでございます。実は、本町につきましても、まだ決定はしてございませんけれども、数店やりますよというか、この制度に協力しますよと、そういうお店も声かけをいただいているところでございます。したがって、今後徹底するという意味で訪問、こちらもしながらお店の協力をいただいてまいりたいというふうに考えてございます。取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員） ぜひそのような協力していただく店を数多く募集して加盟していただければ、本当にそれは心強く本当に有志でもって団員になる可能性もどんどん出てくるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、5点目の質問でございますが、女性消防隊については、本町では早くから取り組んでおります。その成果も上がっているようでございます。近年本町では火災は少なく推移しておりますが、自然災害による大規模災害時の後方支援とかが中心になるだろうとの答弁もありましたが、高齢化社会が進む中、多くの女性隊員が必要ではないかと考えます。ついては、先陣を切ってこの春から町女性職員または保育園、幼稚園とか職員に対して入団を勧め、また順次企業等にも女性社員への勧誘をしてはどうかと考えるわけですが、いかがでございましょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えをいたします。

大変まさにいい提案でございます。提案そのものに対してのあれでございますけれども、役場町職員の部分、具体的に申しまして職員179名のうち約4割ほど、70名ちょっと切っておりますけれども、女性職員がおります。この中でいわゆる新たな消防団組織の構築ということで、これを起爆にして各企業さんへもというふうなご提案でございます。私はまことにいい提案だとは思いますが、ただ役場職員の部分に限って申しますと、1人、2人入ると

というのはなかなか効率的ではないなど。できるものであれば、先ほど言った全職員がというのがここで何たりしゃべればあれなのですけれども、理想は私はそう思うでございます。

ただ後方支援という一つの捉え方の部分の中で現在も女性消防隊の方が取得してごます救命救急、これだけでもとは言いませんけれども、これの取得だけでもやはりいざ災害のときにもう立派な後方支援に町職員としてもなるのかなという捉え方もしてはございます。ただ消防団員さん、男性、女性含めまして、それぞれ災害時には、当然現場対応でございますので、災害時になかなかこっちの町の役場本体の部分が手薄になるというまずございます。これは正直なところでございまして、そこら辺のバランスと申しますか、先ほど言ったように全職員というのは、これは理想中の理想なわけでございますけれども、そこら辺見きわめるといのか、何でもかんでもという形のものにはなかなかいかないと思いますけれども、できるだけそういうふうな形の中で女性消防団員の誕生と申しますか、組織づくりについても取り組ませていただきたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、今総務課長は前向きになったり、後ろ向きになったりしてあれなのですが、まずこれはこれから消防団長さんともお話ししなければならぬのですが、できればまず各企業には、私ども団長名と町長名で何としてもまず団員に加入していただくようお願いをします。それも持参をして、郵送ではなく、各部の部長さん方にもしっかりお話をしてお話をして対応していきたいなということと、それから先ほど答弁の中でも岩手消防団応援の店ということがあったのですが、いずれ町内の企業にもそういったことはもうしっかり足を運んでお願いをしていくということで、特にも今女性の方々、もう国でも1億総活躍、特にも女性の方々の社会進出、そして活躍の推進は、国でも国挙げて今やっているわけでございますので、何かもう消防といえばイコール男性と、今災害が大規模化、多様化している中で後方支援も非常に大事なのです。だから、最前線で対応するのは、もちろんこれはもうそういったここであれば盛岡南消防署の矢巾分署とか、団の方々なのですが、女性にとっても女性団員は後方支援といったことで。

それから、あともう一つは、今防災士の資格というのがあるのです。できれば女性団員にはそういう資格を取って、そしていわゆる火災予防運動とか、そういうところに力を入れていただくように進めていくことが一つの考え方ではないのかということで、これは団と町と一緒に連携して、前向きに検討してまいります。

それから、これからやはり矢巾町の役場に新採用された職員は少なくとも団に入っていたいて、そうすると地域のコミュニティのことも知ることができるのです。だから、そういうことをお願いしてやっていくということで、今おる女性を全部団員にするというのではなく、今から一つ一つ積み重ねていきたいということで、できれば岩手県では矢巾町は女性団員とともに団の活動をしているのだと言われるような組織に練り上げていきたいと思いたすので、ご理解をいただきたいと思いたす。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員） 町長にご回答いただきまして、次の質問がちょっとあれですけども、あえて再々質問させていただきますが、女性消防団員による消防隊を編成しておるということでございます。茨城県においては、さらに軽可搬ポンプを操法し、活動していますが、本町においても女性消防隊を編成した上で軽可搬ポンプ操法を実施してはどうかと、町の消防演習や出初め式などに出場してはどうかと。そして、その団員のユニフォームもカラフルにしてPRも兼ね、特に目立つような服装というか、そういうものをもって実働隊としてのPR、こういうものを編成してはいかがかあえてお伺いしたいと思いたす。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

もう米倉清志議員は、前へ前へと、まず女性団員の確保が最優先課題なので、それができた暁には、今ご指摘の女性消防隊、そういうことまでつくれるような人員構成になったならば、今ご指摘いただいたことには真正面から取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思いたす。

○議長（廣田光男議員） ここで昼食のため休憩をとります。

再開を1時とします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、米倉清志議員の2問目の質問を許します。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員） 矢巾町中心地、矢幅駅前上堰にホテルの里の建設について町長にお

伺いたします。

矢幅駅前に花壇をつくり、小川の上堰にゲンジボタルが飛び交う観賞地を創出することについて伺いたします。

本町では、観賞地を新規に開拓創出し、観光客を誘致するためにひまわり畑や道路に花を植え花ロードを整備し、またやはば一くの外玄関にも花の塔をつくったりし、町を挙げて花の町をつくる効果を上げておりますが、さらなる開拓についてお考えをお伺いします。

2点目ですが、矢幅駅周辺において、ホタルが飛び交うようになれば、全国的にもホタルが舞い飛ぶ町として知名度が上がり、観光客の増加が期待されると思われるが、駅周辺の池や上堰でホタルを育成できるように整備してはどうか伺いします。

3点目ですが、上堰沿いに花壇の柵をつくり、アーチにフジ柵や果物の樹木、さまざまな花を植え、憩いの場としての公園をつくり、地域の方々が出店し、にぎわいを創出してはいかかお考えをお伺いするものであります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 駅前上堰にホタルの里建設についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、投資効果を最大限に発揮するためには、短期間に集中して整備を行うことが重要であることから、本町最大の観光資源であるひまわり畑など、既存の観光地の機能強化を中心に進めながら新規開拓に向けて常に情報を収集しつつ、状況を見きわめて、さらなる開拓を進めてまいります。

2点目についてですが、ホタルの育成を目的として、ねむの木公園内の池や上堰水路を整備することは、清掃等の維持管理を行う上で難しいことから、まずは現在の施設でホタルが生息可能かどうか維持管理の方法も工夫しながらホタルの幼虫や餌の放流を試験的に行ってまいります。

3点目についてですが、上堰沿いの観賞地やにぎわいの創出について維持管理のあり方も含め、地域住民を初めさまざまな方からご意見をいただきながら検討する必要があると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員） 本町は、花のまちとして大々的にPRしているわけです。やはば一くにも花の塔を立てたり、ひまわり畑またスマートインターチェンジ付近の道路にも花を植

えて、皆さん総出で花のまちをつくり上げているということに対しては非常にいいことだなど。他市町村からもこれを見学に訪れていると。特にひまわり畑などには駐車場がないとか、こういうことも聞こえております。

私は観光地は、よりよい関心を持てる観光地と、これは創出するものだと、つくり上げるものだと考えております。矢幅駅前池や上堰にゲンジボタルが飛び交うまちをつくってはどうか、こういうことですが、なかなか難しい面もあると思います。清流でないにだめだとか、今そういう昔であれば、農薬とか家庭の排水、油とか、家庭用油が流れたりして水が汚れてホタルが減ってしまったということもあります。今はもう上水道、下水道も全部完備されまして、また農薬についても余り植物に被害のないような農薬も開発されまして、ホタルが住める状況が出てきておると。不動の児童館の前とか、木宮神社の前、また太田川、また町内各地においてゲンジボタルが数多く舞い飛んでおります。盛岡や花巻からも見物に多くの方が見えてきております。

駅前での育成は非常に難しい面もあると思いますが、1年、2年の短い期間では、完璧なものではできないと思います。それで、何年もかかりホタルの育成をしてふやしていくことが大事ではないかなと。また、不動木宮神社の前では、一生懸命面倒を見る人がおられて、幼虫とかカワニナを持ってきて放して、それをどんどんふやしていつているという人もおります。こういう手間が少しかかりますけれども、こういうやっぱりそれが成功しますと、本当にゲンジボタル、1センチ以上大きいホタルですので、非常に珍しいということで各地から見える方がふえてきておるわけです。町の中心部にホタルが飛ぶことは非常に珍しいと、全国へのニュースにもなると思います。成功されるためのお考えをまたお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

町長答弁でもございましたように、現時点では、上堰のところに試験的にということでお答えをさせていただきますが、あそこの場所につきましては、夏場にポンプで水を酌んで流しているという状況でございますので、冬場については水が流れていないという状況がございますが、議員さんのご提案につきましては、やってみる価値はあるのだろうということで答弁しているとおり、まずは試験的に幼虫、カワニナ等を購入した上でやってみたいということ考えております。

なお、こちらにつきましては、管理しているのがやはば一く職員のほうで管理しており

ますので、今職員と話し合いをした中では、例えばちょっと量ほどの程度になるかわかりませんが、そういったものを購入して、まずは水槽で育成をして、その時期になったら放してみると。水槽にいる間は、例えば子どもさんとかが見えるところに置いて、どのような形で生息しているのかというのを観賞しながらやるのも一つの方法ではないかということも話をしておりましたので、まずはそういった部分からスタートして、そして放して、やっぱり次の年もうまくいくようであれば、だんだん個体をふやしていきなり、今後の進行を考えていきたいなということで今のところは考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員） 本当にありがとうございます。しかし、水槽に入れてみるというのは少しどうかと思うのですが、ホタルの幼虫は水の中にいるとき、カワニナという貝を食べるのです。それでこの貝に張りついてカワニナを食べるわけです。それを水槽、子どもたちに見せていいものかどうかという問題もある、どうでしょうか。巻き貝みたいな貝に頭突っ込んで食べるのです。溶かして食べるのです、あれ。ただ貝もふたをぱたっとしましますけれども、そのふたから液を入れたりして食べるのです。そのところは少し考えていただければなというふうに思います。

それで何年もかかる、水を今ポンプで揚げているということですが、いずれホタルとか何か水があればいいのです。それから、水がなくなっても、この木宮神社の前は水が枯れます。冬場はもう鹿妻堰から流れてきません。それでもやっぱり潜るか何かして土の中に入っているかちゃんと生きているわけです。なので、水が流れなくても大丈夫だというふうに私は思っているのですが、このこともぜひ考えていただきたいと思います。

それから、さらに上堰沿いに花壇をつくり、フジ棚とかいろんなつくって、そこに花を植えたり、花を植えられなければ、鉢でも何でもいいと思うのですが、小さい、私も何回かあそこを歩いてみて、小さい公園みたいな三角地とか、五、六カ所あるのです。ああいうところに花を植えたり、それから上堰の両サイド、歩くところ、あそこに花をぐわっと全部植えたり、川沿いに植えたりして、花のロードをつくったら、花の道をつくったら、非常に観光客というかがふえてくるのではないかと。

先ほどもお話ししましたがけれども、木宮神社のあたりには遠くからも来て見るのです。花のことも煙山地区に花の畑があるけれども、どこですかという私も何人かに聞かれましたけ

れども、こういう名物をつくっていくのは、やっぱり我々の考え方といいますか、名所をつくるのは、待っていれば出てこないのであって、私のほうはつくってやってきていけば、つくって皆さん見てもらうようにすればいいのかなと。そこから春から秋にかけて花のまちができれば出店や何かして、ここでにぎわいをつくっていけるのではないかと。ぜひとも花の栽培を望むものですが、お考えについてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まず今フラワーロードのお話が出たので、これはやはりこれから駅前、駅西は、いろんな方々がもうおいでになられるので、私はフラワーロードは、一つの町の魅力の発信のあれで非常にいいことだと思います。ただこのホテル、実は私昔保養センターでカジカを養殖したことがあるのです。この養殖がうまくいかなかったのです。それでいろんな工夫をしてやったのですが、だからいわゆる私今上堰にホテル、放したときはいいかもしれませんが、次から定着するのかどうかということ、だからまず1回もうやらないでだめだ、だめだということはあれなので、挑戦はさせていただきますが、ただ成功度は低いような気がするのです、はっきり言って。だからこのホテルの里についての構想、これはもしうまくいったときはあれなのですが、ホテルより花の里構想のほうが非常に私は実現性があるって、皆さんからも親しまれる、そして今何といっても親水性という水に親しむ、そういう環境、親水環境も求められるわけでございますので、そのところはこれからしっかり検討させていただきますので、ホテルの里については挑戦はさせていただくが、継続して幻想世界が実現できるかということは、なかなか難しいということだけご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問、どうぞ。

○17番（米倉清志議員） ホテルについては、岩大でも研究グループがありまして、そこで非常に研究されて、いろいろ案を出しているわけです。そこには水があります。水があって、その水路があれば、そんなに難しいことではないかなというふうに私は思うのですが、ただ餌とか、そういうものはあるので、カワニナは何食べるのだと、こういうことになります。あれは野菜をあげると野菜を食べるのです。それから、その野菜を食べたカワニナをホテルの幼虫が食べると、それで卵を産んで、その繰り返しです。そういう環境を整えればいいのかと思います。ただ短時間ではちょっとなかなか難しい面がありますので、ぜひとも大変なことだと思うのです。矢巾町駅前に、中心部にホテルが出るよ、これは大変なニュースになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ぜひとも実現したいと思いますが、い

かがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 先ほどもご答弁させていただいたのですが、花の里構想は、これは実現性もあるし、取り組んでまいります。このホテルの里、一度は挑戦させていただきますので、あと継続できるかということ、うまくいけば、だからできれば米倉清志議員からぜひ岩大とか何かのホテルの研究家、ご紹介いただいて、そして挑戦はさせていただきたいが、そこで挑戦してうまくいかなかったときは、お許しをいただきたいということにご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員） スポーツ、芸術の人材採用についてお伺いしたいと思います。

スポーツや芸術で専門的な指導者が不足している学校を対象に国や県は人材の配置を進めております。本町の対応についてお伺いするものであります。1つ目としては、指導者や部員不足でクラブ活動を停止する現状があります。文武両道の町として人材育成に全力を挙げてはどうかと、こう思うものでございます。

2点目、平昌パラリンピックの日本代表選手を輩出しているが、オリンピックなど国際的な大会に活躍する選手の育成に取り組むべきと思いますが、この対応についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） スポーツ、芸術の人材採用についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、部員数や生徒数の減少による指導者、部員不足が深刻化する学校に対する対応につきましては、来年度から県教育委員会が運動部や文化部などに部活動指導員を新たに配置することといたしました。具体的な説明が19日の週に開催されるという情報を一昨日得られました。この事業により、子どもも専門的な指導が受けられるなど、メリットも多いことから文武両道の町を目指し、部活動指導員の配置を積極的に進め、人材育成に努めてまいりたいと考えております。

2点目についてですが、オリンピックなど国際的な大会などで活躍する選手の育成につきましては、1点目でも述べましたが、部活動指導員の配置を積極的に進めるなどの取り組み



をして、国際的な大会等で活躍できる選手の育成につながるよう取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員） 少子高齢化ということで各中学校また学校でも少子化によるものか、生徒数が減少していると。また、生徒の傾向にもよるとは思いますが、各部の活動が停滞する部があるということでございます。国や県では指導者が不足し、専門的な知識を持った指導者が不足していると。こういう学校に対して優秀な技術を持った指導者を派遣すると、こういうことになって、先ほど教育長からお話ありましたが、ただ申し込みがないと、派遣することはできないということなのです。そういうことで本町としても何の、芸術も含めていまずから、何の学科なのか、それから何のスポーツ部類なのか、こういうものを選定して派遣をお願いするということが非常に大事ではないかなと思います。ただ部員数が少ないから廃部しました。これではちょっとそのスポーツを志す生徒たちが非常にがっかりするのではないかと、このように思いますので、その対策についてちょっとお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まずこの県の事業について、国からのものを受けて説明を聞いた上ですけれども、各中学校の実情を踏まえ、そして必要な指導者についての希望をしていきたいと思っております。

あとだんだんに国のほうでもきょうの新聞にも出ておりましたけれども、文科省のほうから学校スポーツというよりも、地域スポーツのほうに移行すると。地域の中で指導者がやりたい子どもたちを集めてそういうふうな部活動に移行することによって教員の働き方改革、いわゆる多忙化の対策ということも考えているというふうな方向性を出してきていますので、それに向かってということですが、こういうふうな制度を使って、できるだけ先生方の多忙化を少しでも和らげるように努力してまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

米倉清志議員。

○17番（米倉清志議員） 本県においては、オリンピックに選手を派遣しております。非常に活躍されて、我々も心躍る思いでテレビを拝見したり、テレビの前で大声を出して頑張れとかやったわけですが、パラリンピックも開催されます。きょうからでしょうか。本町

においては、以前に横澤さんを派遣できました。今回は、高橋選手が出場するという事で、非常に明るいニュースでございます。この朗報もあり、非常に楽しみにしておりますが、このような一流の選手を育成するには、その選手の特長とか、技能はもちろんでございますけれども、それを支える家族、指導者、これが非常に大事ではないかなと思うわけです。私もスポーツをちょっとやってきたのですが、その監督なり、コーチの教え方によって選手の伸び率が物すごい違うということがあるわけです。そういう指導者の派遣をぜひ要請して、矢巾町からもオリンピック選手、これを輩出したいと思いますが、再度お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずオリンピック選手、パラリンピックに出場する選手、本町から、あるいは本県からたくさん出ているということ、それを支えている家族、それから指導者、本当に大変な努力だと思います。そういう指導者を本町でもぜひ育成したいという願いは持っております。そういう意味で実際に活動している、例えば地域の地域スポーツとしてハンドボールの指導にかかわっている地域の方、たくさんおります。そして、それにかかわる中学校の教員もおります。それはもう中学生だけを指導しているのではなくて小学生も指導している、そういう教員もおります。そういう形でたくさんな形で地域スポーツとして根づかせようと努力している方々がたくさんいる。その中からそういう子どもたちがオリンピックに出たり、パラリンピックに出ていくと。最終的にというか、最初は、やっぱり運動を好きになる。あるいはその競技あるいは芸術でもいいですけども、そういったものを好きになるような子どもたちをつくっていかなければいけないと、そう思います。そこから始めていく、それを上手に引き出してくれる指導者を育てていくという相乗効果が生まれればよいと、そういうふうにごく考えながらこれから取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） それでは、これで17番、米倉清志議員の質問を終わります。

次に、13番、川村よし子議員。

それでは、川村よし子議員の1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。

まず1点目は、国民健康保険制度の広域化について質問させていただきます。1点目についてですが、国民健康保険制度について全国的に4月から広域化になり、財政運営の責任主

体は都道府県に移行します。新制度は、被保険者の多くが低所得者であるにもかかわらず保険税が高いという国保の構造問題は何ら解決しないばかりか、負担増と徴収強化が迫られる恐れがあります。政府は、新制度による急激な値上げが政権への国民的批判を招かぬよう激変緩和措置を行うこととして矢巾町は6年間の据え置きを明言しました。市町村は、新制度でも賦課徴収の権限を有しております。激変緩和措置が行われても高過ぎる保険税は変わりなく、独自の減免制度の実施、拡充のために法定外の繰り入れが必要と私は考えることから以下3点お伺いします。

①、国保の均等割の子ども分について減免に踏み出す自治体が出てきておりますが、基金を切り崩し当町でも実施するべきではないか。

②、4月から子どもの医療費の窓口無料化に対して課されていた国保交付金の減額調整、国保のペナルティーのうち未就学児までが廃止されました。都道府県交付金を含めた当町への影響についてどのように見込んでいるのか。

③、交付金等の減額調整、国保のペナルティーの全廃を国に求めるべきではないか。

以上、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員の国民健康保険制度の広域化についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、被保険者数により課税される均等割は、岩手県内全ての市町村で採用され、収入のない子どもも課税客体として保険税に算入されておりますことから、現行制度において子どもが多い国保世帯は保険税の負担が重くなる傾向にあります。子どもの均等割を減額する場合は、財源として他の被保険者の保険税を増額する方法、財政調整基金を充当する方法、法定外繰り入れを実施する方法などが考えられますが、他の被保険者や町民全体にその負担を課すことはできないと考えております。

本来収入のない子どもを均等割に算入することは、国の子育てに関する負担軽減策を押し進めている政策とも相入れないものであること。被用者保険制度にも存在しない負担であり、他の医療保険制度との公平性を保つためにも国の負担による免除や軽減の見直しを要望していく必要があると考えております。

2点目についてですが、岩手県では、平成28年8月から現物給付が開始されており、給付実績額をもとにした推計では43万5,000円ほどの減額調整となります。今後この額が県からの

国保交付金に増額されることから、子育てにかかわる事業の歳出に充ててまいります。

3点目についてですが、医療費助成の現物給付による国保交付金の減額調整は、子育て世帯の医療の充実を図ることを目的とした子育て支援の観点からも廃止するべきであり、県に対して国への声を届けるために要望書を提出しており、今後も引き続き廃止に向けて働きかけてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 答弁では、子どもの均等割を減額する場合、財源として3点述べられております。このことについてまず1点目がほかの被保険者の保険税を増額する方法、財政調整基金を充当する方法、法定外繰り入れを実施する方法とありました。そこで質問させていただきます。

財政調整基金は、補正予算の中で質問したところ、現在1億800万円ほどあるようにお聞きしました。今後広域化になり、この財政調整基金はどのように使われるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） お答えいたします。

ただいま財調が1億822万円ほどあるということでした。確かに29年度、今現在そのようにことになっております。財政調整基金の条例の改正のときにもお話ししましたけれども、これから6年間激変緩和があるということで矢巾町ではなるべくその税を上げないということで今努力をしております。これまでの基金は、やはりそういった税金の部分からの積み上げでございますので、これを今後も税金を抑制するというので使っていきたいというふうに考えておりますし、国民健康保険の30年度の予算の中でも今現在3,000万円ほど取り崩しております。そういった部分で上げないことをまずやっていきたいというふうに考えております。

なお、今回のご質問の中で町は6年間据え置きを明言したというふうにございますけれども、ちょっと私の記憶の中ではそのように据え置きということを6年間確約したことはなかったと思いますけれども、いずれなるべく6年に近い間抑えていくように頑張りたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再々質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　そもそも国保は、憲法第25条を基本に国民どこにでも必要な医療を受けることができるよう国民皆保険として誕生しておりましたけれども、国の国庫補助金が50%から25%に減額になり、市町村によっては一般会計からの法定外繰り入れを行ってきて保持しているところもあります。矢巾町は、この間一度も法定外繰り入れは行ってきませんでした。しかし、町民からは高く支払えないということを言われます。そして、差し押さえ、滞納、延滞金まで発生していることが予算とか決算のときに報告があります。そういうことで私は何度か生活実態、その支払えていない方、それから差し押さえする方の生活実態を把握しているかということも提案したのですけれども、そういうことも余り、窓口ではされているようなのですけれども、全体的にはされていないようにお伺いしますが、それはどのようなになっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君）　生活実態について全体のようにされていないということでしたが、ちょっと意味がわからないので、中身もう一度質問いただけますでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　質問の内容を整理してください。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　滞納している方、それから延滞している方、差し押さえをされている方の生活実態をどのようにつかんでいるかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君）　こちらからは、そういった滞納されている方については、当然窓口に来ていただきまして納税の相談をしていただいているといった中で、当然中には分納誓約ということで1回には納められないということで分納誓約していただいて月々幾らという形で支払っている方も中にはいらっしゃいます。そういった中で、当然支払いできる根拠というものをこちらとしては明示していただくということから生活状況調査ということで一筆、対象になっている方に収入とか借金が幾らあるのとか、1カ月の生活はどうやって暮らしているとかということをもつつかんだ上で、必要な場合には社会福祉協議会なり、福祉・子ども課のほうにそういった援助とか支援が必要な方がいれば、そちらのほうに誘導して生活実態の把握に努めているといった状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 国保を滞納すると、1年間滞納した場合に短期保険証、矢巾町は資格証明書は発行されておりません。その中に短期保険証を発行される中に子どもさんのいる18歳未満の方が5世帯あるということが言われておりますが、その状況ときには子ども課に連絡して、いろいろ対処しているのですけれども、その対処の仕方はどのようにして改善されてきているのでしょうか。子ども課にお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 保険証というのは1つしかないのですが、被保険者証ですか。ですね、短期被保険者証ですね。短期被保険者証なそうです。

佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 前回の議会の中でも川村議員のほうからお話がありましたけれども、子どもの世帯のほうには短期被保険者証を交付してほしいというご要望にお応えいたしまして、つい最近の短期保険証の発行分からについては、早目にお手元に届くように、子どもの分の短期保険証については、お手元に届くようにこちらとしては努力しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

お子さんがいる方の低所得というか生活費の相談に対しましては、丁寧に対応するようにということで必要な支援につなげるようにということは相談員と共有しておりますが、必要によっては、学校の関係の制度のほうに一緒についていったりとか、あるいは水道のところとか、あるいは保育料のことであれば私どものところでございますので、まずは丁寧に対応するようにということは心がけていることをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほどの答弁の中に収入のない子どもを均等割に算入することは、国の子育てに関する負担軽減策を押し進めている政策とも相入れないものであること、被保険者保険、このことについてどのように考えているのか。

国保の均等割をめぐっては、サラリーマンなどが加入している被保険者保険は、子どもの人数がふえても保険料が変わりませんが、市町村国保は世帯内の加入者数に応じて賦課される均等割があります。子育て支援に逆行すると考えています。国のやり方について町長の考

え方として町としてどう取り組むかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに国の、今子育て支援ということで進めております。これを考えますと、ちょっとこの制度については、私自身もかなり国保世帯に厳しいものというふうな考えはございます。ただ、国民健康保険の今の地方税法上では、応能割、均等割というものが50、50という割合で賦課するというふうなきまりがありまして、その中には最低でも所得割、それから均等割、この2つだけは外せないというような形の地方税の法律の中に定められておりますので、その中ではどうしてもそういったそれぞれ保険を受ける方には、税としてかけなければならないということとはございます。

ただこれを例えば今の子育て支援という観点から考えた場合、国民健康保険ではそういったことがあるので、ルール上今考えられませんけれども、他の保険制度では、いわゆる所得のある方に保険料を賦課しているということで子どもさんたち何人いようがそういった負担はふえないわけですけれども、そういったものと国民健康保険の制度、そういったものの考え方を国のほうにやはり要望していかない限りは今の中ではそういったものが解決しないのかなというふうに思っております。いずれ子育て支援という観点から何らかの軽減策ということは今後考えていくべきものと思っておりますので、そういったものは要望していきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 埼玉県富士見市は、人口が11万4,000人ほどですが、高過ぎる国保税の引き下げを求める中で第3子以降の子どもの均等割を全額免除する制度を創設して2018年来月から実施されます。対象は、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の均等割を全額免除、所得制限はございません。減免額は、1人当たり3万6,000円、医療分が2万5,100円、後期支払い分が1万1,000円、影響は、対象者が203人、減免総額は733万円、これは2017年10月時点です。というようなこともあります。それから、全国の自治会では、2015年1月8日に国に請願書を出しています。持続可能な国民健康保険構築に向けた緊急要請として、内容としては、子育て支援の観点から子どもにかかわる均等割保険料の軽減や地方の自主的な取り組みを阻害する地方税単独事業にかかわる国庫負担の減免措置の廃止、国

保基盤強化協議会で都道府県が提案した方策の実施に向けて真摯に検討することというようなことが全国的に行われているのですけれども、矢巾町としては、国にそういう意見書を上げる考えはないのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まずもう川村よし子議員もご存じのとおり、国民健康保険制度は、もう国民のいわゆる皆保険制度の最後のとりでなのです。そして、負担と給付の公平、これはもう求められておりますし、それから今度は保険者が市町村から都道府県になると。そのときに保険税の水準化というか、保険料のそういった水準の関係、平準化、それから保険料の算定方式の統一ということが求められてきておるわけです。そこでこれまでは市町村でいわゆるそういった保険税の取り扱いをやってきたのですが、今度は保険者が岩手県となることで、今お話ありました均等割の課税のあり方については、これは県内の町村、今19あるわけですが、そういう町村会の中でも協議をさせていただいて、そしてできるのであれば1市町村ではなく、私ら矢巾町単独ではなく、町村会の中で検討してまいりたいということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。再質問ですね、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 国保についての最後の質問になると思いますけれども、埼玉県の富士見市で行われた減免額が子ども1人当たり3万6,100円ということなのですけれども、医療分が2万5,100円、後期高齢者の支払い分が1万1,000円、矢巾町ではどのくらいになるのですか。ゼロ歳の子どもの1人分と考えることでどのくらいになると試算されておるのですか。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに全国でそういった自治体もあるということで私もちょっと調べてみました。富士宮市ですか、富士見市ですか、18歳未満の子どもということで申請によって支給しているということですので、賦課については当然通常どおり賦課をしているということでございましたけれども、矢巾町において同じようなパターンで計算させていただきますと、3人目以降といえますか4人とか、そういった方々が今矢巾町では35人ほどおります。そういったところから計算しますと、医療分の保険税が矢巾の場合は均等割で2万500円、それから支援金分が4,000円ということで、そのほか介護分というのは、当然子どもにはかかってきませんので、



その2つということで1人当たり2万4,500ということになります。当然ゼロ歳からということになります。これを掛けますと、大体85万7,500円というふうな金額というふうに試算しております。これ全部18歳とかまでになると、その10倍ぐらいかなというふうには試算しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 財政調整基金が1億800万円ほどあって、そして子ども1人当たりについてトータルで2万4,500円ということで、そのトータルで85万円をその基金から捻出すと3人目の子どもたちは矢巾町では35人いらっしゃるということなのですけれども、少しでも子育てをしている世帯には支援になると思うのですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） 先ほども申し上げましたけれども、財政調整基金につきましては、今まで税を負担していただいた方の中から少しずつ積み上げてきたものでございますので、私どもとしましては、やはりこれから30年からまだ始まっていないので、こういったふうな財政運営になるか、まだ県も模索しながらというような状況にはなりますけれども、状況を見ながら、いわゆる全ての被保険者の方々の負担を軽減するという意味で、その方々の軽減といえますか、税を抑えるという意味で使っていきたいと考えております。

なお、これから数年たってそういった財政調整基金が減らないと、例えば保険事業を充実させて健康な方がふえて、そういった部分で抑えられていくということであれば、そういった部分を考えたいとは思いますが、やはり今のところでは、ここの部分は国民健康保険の事業の中で考えるのではなくて、もしやるとすれば、やはり子育て支援という観点から考えていくべきではないのかなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 財政調整基金は切り崩さないということですが、2点目に質問させていただきました現物給付が開始されて給付実績額をもとに推計で43万5,000円の減額調整となりますということで、国保交付金に増額されるということなのですけれども、その活用とかはどのように考えているのでしょうか。

私は、やはり第3子とか、そういう子育てに大変な世帯に、やはりそういうところにお金を使うべきだと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まずこの基金、これは川村よし子議員、本当に血のにじむような努力をして積み立ててきているのです。それは、なぜ積み立てをしておるかということは、今回はあれがなくなり撤廃されたのですが、医療費、保険給付費のいろんな何かインフルエンザとか何か大流行して、そういった医療費がかさむと、そういった保険給付費の変動とか、それからもっとわかりやすく言うのであれば、将来の国保税の税収、これもどのように変動になるか、そういう不安定要素がある中で、特にもこれまで国保財政運営というのは、非常に厳しい財政運営を強いられてきたのです。その中で私は、今お話しした血のにじむような思いで積み立ててきた基金、これを今お話のように第3子の子どもさんたち、もうあれすれば八十何万円、額にすれば少ないかもしれません。

ただ考え方として見た場合、私は小川文子議員の一般質問にもお答えしたのですが、できるのであれば国保の被保険者だけではなく、できるのであればそういった子育て支援をみんなに均等に恩恵を与える、できる子育て、そして子育て支援制度、そういうふうなものにお金を使っていきたいなと思っておりますので、国保財政の中でそういう基金のやりとりをするのではなく、子育て支援は一般会計の中でしっかり取り組んでいくと。だから私は、小川文子議員の結婚祝金とか、出産の祝金、それよりもできるのであれば先行実施して、それには現物給付の今県を通して国で要望しておるのですが、いずれそういった課題解決した上で高校生の医療費の無償化も考えていきたいということで、どうか視点を国保だけにとらわれないでもう少し大きな立場でご理解をしていただければと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今子どもの虐待というようなこともありますので、やはり国保で皆保険の中で子どもたちが命が守られるような、そういう方策を立ててほしいと思います。子育てする方たちは、正規職員もいますけれども、非正規の方たちもたくさんおります。ですので、国保に加入して保険料を支払う、それだけでも子育てをして大変だなと実感をしていると思います。ですので、大変なこと、事件とか起きないように対策が必要だと思います。そういうことも含めて子ども課の課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） よし子議員、堂々めぐりになっています、今議論が。それは、町長さんお話ししたように、国保と一般福祉行政とは違うということを言っているわけです。違う場で議論しませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、まずそれでいいですね。

それでは次に、2問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 2問目、高齢者福祉と介護保険についての質問をします。

1点目についてですが、憲法25条には、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあります。年々年金が引き下げられ、電気、ガス、上下水道料金など、生活維持の公共料金の値上げが相次いで行われております。ひとり暮らしや二人暮らしの高齢者は、切り詰めた生活が日常化しております。このような状況の中、自治体の役割として住民の命と暮らしを守ることが求められていることから以下5点お伺いします。

1点目、第7期介護保険事業計画に当たりアンケート調査を実施しておりますが、高齢者の生活実態についてどのような傾向にあると認識しているか。

②、要支援1、2に続き、要介護1、2の在宅介護サービスを保険給付から外すことが決定しました。認知症を含め高齢者の4人に1人が介護を必要とする地域状況であり、現制度において軽度認知症介護は家族任せという状況となっております。保険料天引きではありませんが、介護保険制度の利用は、財政的に許される高齢者だけが利用する状況が生まれてきているのではないのでしょうか。介護の格差があらわれ、認知症の早期発見、早期対応の社会が希薄化していると思われませんが、その解消に向けての対応についてお伺いします。

③、後期高齢者保険料と介護保険料のダブル値上げになるが、基準額で年間どのくらいの値上げになるのか。

④、第7期介護保険料が基準額で1カ月6,500円に決まり、年額9,600円の値上げになり、大きな負担になります。このことは、滞納者をふやすことになり、介護サービス利用に限界が生じないか。また、所得段階層をふやすことはできないか。

⑤、より介護予防の普及が大切であります。憲法25条に沿って給付は支払う能力ではなく、必要に応じてということと、応能負担原則などについて具体的にどのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 高齢者福祉と介護保険についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、家族や生活状況についての家族構成の設問では、息子と娘との2世帯が約40%と最も多く、夫婦二人暮らしが約30%、ひとり暮らしが約10%という回答になっております。また、ふだん介護、介助が必要かの設問では、介護、介助は必要ないが約77%である一方、主な介護者は配偶者が約25%、娘が約24%、息子が約16%という回答になっております。

2点目についてですが、認知症初期集中支援チームを設置し、早期発見及び早期対応に向けて関係機関と連携し、ご本人及び家族への訪問活動を行い、必要と判断した場合は、医療機関の受診を勧奨しております。また、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携、認知症の方々と、その家族への支援体制を整備しております。

3点目についてですが、介護保険料は、基準額で月額800円、年額9,600円の増額となりますが、後期高齢者保険料は据え置きとしたところであります。

4点目についてですが、介護サービスの利用に制限が生じないように相談支援を行いつつ必要な介護サービスを提供するよう対応してまいります。なお、基準保険料段階は9段階であります。本町は10段階に設定し、低所得者に配慮しているところであります。

5点目についてですが、介護保険制度においては、原則65歳以上の要介護、要支援認定者に対し、介護、介護予防サービスが提供され、利用料負担や介護保険料は、所得に応じて負担することとされております。なお、高額介護サービス費を初めとする利用料の軽減制度の勧奨及び介護保険料の第1段階の軽減を引き続き実施をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 答弁では、認知症の答弁の中で包括支援センター、認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携、認知症の方と、その家族への支援体制を整備しておりますという答弁をいただきましたが、まだまだ続くこととは思いますが、オレンジリング活用、そういう研修会をやってきたのですけれども、地域との兼ね合いとか、地域でのコミュニティとの兼ね合いはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

地域包括支援センターにおける認知症の取り組みにおける地域との関連ということでございますけれども、定期的に各地区循環という形ではないのですが、アルコ内で認知症の介護相談の窓口を開設したり、あと認知症サポーターの養成ということで総合計画の目標である4,000人は既に超えたわけですが、そういった認知症にかかわる共通理解といたしますか、そういった研修を深めながら、さらに実働部隊としてオレンジボランティアとしての、例えば家事援助の生活支援サービスに結びついたりとか、いずれさまざまな形の中で地域の民生委員さんが主に地域の窓口になっておられるわけですが、そういった地域での民生委員さんを初めとした方々とも連携しながらそういった認知症についての理解を深め、認知症になっても安心して地域で過ごしていけるということを目指しながら取り組んでおるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今月末にも認知症のセミナーというか講演があるわけですが、認知症は普通に誰でもなるという感覚は町民の中にだんだん浸透してきているとは思いますが、2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になると言われております。全国認知症の家族の会というのがありまして、認知症の新時代が訪れると、認知症の新時代と呼んでおります。町長の施政方針演述の中で第7期介護保険事業計画の初年度として自立支援、重症化防止に向けた取り組みを推進するとともに、ボランティアも含めた介護人材の確保、養成に努めてまいりますとあります。高齢者のひとり暮らし、二人暮らしの方たちは、自分が認知症になってもわからない、普通の人になると考えれば、そういうことも含めてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） 認知症の対策につきましては、川村議員もおっしゃるとおり、やはり早期発見、早期治療が一番重要というふうに言われておりまして、町におきましては、昨年度から引き続きまして岩手医科大学と連携しました認知症コホート事業、これは全国8地区ということで8カ所ということで東北では矢巾が選ばれたわけでございますけれども、いずれ昨年度500名、ことしも500名近くの方々のMRIを通じた早期発見ということで、非常に町民の皆さんからも早目にそういった認知症以外の部分でも、例えば動脈瘤が見つかったとか、そういった声が寄せられているところでございますが、そういう取り組み

を通じながら、その発見した後の受け皿としましては、例えばこずかた診療所での認知症診断治療もありますので、そういう意味では矢巾はそういう社会資源に恵まれている状況だと思っておりますので、その地の利を生かしながら、さらに認知症対策を推進していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 矢巾は恵まれているということで東北でも1カ所選ばれている、そういうことで安心しております。

次の質問に入ります。2019年の後期高齢者医療保険料を据え置く方針を国は示されました。所得に応じて課せられた所得割は7.36%、加入者が均等に負担する均等割は3万8,000円、18年度に国の軽減措置が見通しされるため1人当たり保険料の年額は、2017年度が2,377円増になって4万3,240円、月額では3,603円、18年、19年は、医療財政調整基金25億円を活用すると国は話しています。この場合、次期改定の20年、21年には89億円の不足が出るという保険料率の値上げがどうしてもなるのではないかという考えの方がおります。後期高齢者医療保険は、2年ごとに保険料が改定され、介護保険は3年ごとに改定されますけれども、収入の少ない方、後期高齢者で収入が153万円から211万円の所得層は、16年では5割軽減でしたが、17年度は2割軽減、18年度からは軽減なしで岩手県内では2万人がその負担増となっております。矢巾町の状況としては、何人ほどがその階層に入るのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに30年、31年については、県では25億円の基金を取り崩しまして、医療費の伸びもそれほどではないということで据え置きを決定したところでございます。

ただ制度が平成20年にできてからもはや10年がたつということで本来制度上は、そのような負担の軽減措置、激変緩和措置といいますか、急激な負担がふえないためにそういった1割負担の方を今まで9割軽減といったような方もいたわけですけれども、いよいよ制度が10年たちまして本来の姿に戻すということで、これは制度上、実際には29年からもう始まっているわけですけれども、7割、5割、31年には廃止ということになっております。

今影響として考えられる人数については、30年の影響では350人ほどかなというふうに考えております。基本額は総額で260万円ほど増額になるというふうに広域連合のほうからは示さ

れているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 後期高齢者医療制度については、つくる段階から私たちは反対してきたのですが、国では小さく生んで大きく育てる後期高齢者医療制度というようなことで状況が10年たってだんだん見えてきましたけれども、今回65歳以上の介護保険料と、それから75歳以上の後期高齢者保険料が一緒になって75歳以上の方たちどちらも納めるわけです。それで今まで後期高齢者保険また介護保険料、滞納している方、家族が負担している方、そういう方がいると思いますけれども、介護施設に入っている方もいると思いますけれども、どのような対応をされているのか、税務課とか高齢者福祉担当の方とか困難というか、そういうところをお話しいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 抽象的質問ではなくて具体的に何を聞きたいのですか、もう少し絞ってください。

○13番（川村よし子議員） 国の制度に対してどのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

国の制度につきましては、例えば介護保険制度は、平成12年度からスタートして、かなりさま変わりして制度の内容も非常に事細かくてわかりづらい部分もありますので、そういう部分については、もっと国民に対してわかるような制度設計にしていただければというのは、担当課としては感じてはおりますけれども、町民の皆様におかれましては、そういった部分、少しでもわかりやすくお伝えできるように努めていかなければならないと感じておりますし、あと2025年問題もあるわけで、全国的に軒並み介護保険料もさらに今後上がっていくことが予測されますけれども、いずれ市町村も介護保険財政というか、特別会計を運営していく上で、非常に本当に血のにじむような苦勞という、先ほどもそういう言葉を町長が申し上げましたけれども、介護もそういう状況でございますので、少しでもやっぱり国の負担をふやしながら市町村の負担も少なく、一番は被保険者の方々の負担が少なくなるような制度であってほしいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町も大変な状況はずっと考えておりましたけれども、今回の7期の介護保険料、1カ月6,500円は決まったことなのですけれども、基準額で決まったことなのですけれども、所得段階層をやっぱり、答弁では国の9段階を10段階にしているということなのですけれども、10段階を見ましたならば年間所得が400万円ということなのですけれども、それよりもまだ年間所得の多い方もいると思うのですけれども、そういうことを考えて、もっと段階をふやして、収入の少ない方が一番大変なのですけれども、そういうことを考えても、やっぱり10段階になったのか、そこら辺をお伺いします。そして私は、やっぱりもっと段階をふやすべきだと思いますが。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

10段階につきましては、盛岡広域でいきますと、盛岡市が11段階、矢巾町が10段階、それ以外はまずほぼ9段階という状況でございますけれども、ご案内のとおり平成30年8月には、高額所得者の方におかれましては、応分の負担をしていただくという制度の趣旨上、そういう考え方なので、理解できるわけですけれども、利用料につきましても、まず3割負担になるというようなこともございまして、町といたしましては、介護保険事業計画策定委員会等とさまざまそういう有識者の皆様のご意見も踏まえながら最終的に10段階となったところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） 先ほど後期高齢者の所得制限の廃止の部分で9割軽減、そういったのがなくなるというところでちょっと数字間違えましたので、訂正させてください。影響人数が373人、影響額が150万4,398円という試算が今出ているところでございます。

申しわけございませんでした。

○議長（廣田光男議員） それでは、ここで2問目の質問を終わりますが、休憩をとります。

再開を2時25分とします。

午後 2時15分 休憩

—————



午後 2時25分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、川村よし子議員の3問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 質問3点目、農業政策についてお伺いします。

政府は、40年間続けてきた米の生産目標の配分である減反を2018年度から廃止します。農政の根幹とも言える米の需給と価格の安定に対する責任を放棄し、農家にどれだけ生産するかを判断を任せ、価格も市場任せになります。さらに、減反したことによる直接支払交付金も廃止となることから、以下4点お伺いします。

①、基幹産業である農業を維持していくために、町として担い手育成と一農家の安定した所得の確保が必要であると思われまます。認定農業者の所得水準は1人当たりどの程度かお伺いします。

②、T P P、F T Aは、世界貿易自由化路線と大型化する農業を支援し、日本型農業である家族農業を減少させることにつながると思われまますが、町の考えをお伺いします。

③、家族農業を支援することが耕作放棄地の解消や景観保持、担い手育成につながるのではないですか。

④、学校給食の地産地消率を引き上げるためには、家族農業者への支援が必要ではないかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 農業政策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町では認定農業者1人当たりの所得を把握しておりませんが、認定農業者が策定する農業経営改善計画によれば、認定を受けてから5年後の農業所得が1人当たり最低でも400万円になることが見込まれております。

2点目についてですが、T P P等が始まることで県内農産物の生産額が減少するとの予測があり、町内の家族農業者の農業経営への影響も懸念されておりますので、農作業の省力化、高収益作物の導入などにより安定経営を行っていけるよう支援をしております。

3点目についてですが、町は家族農業者に特化した支援はしてませんが、耕作放棄地の解消のため、農地中間管理機構等を通じた農地の担い手への集積及び集約を行い、農村の景観保持のため多面的機能支払補助金等を活用し、担い手育成のため経営体育成支援事業等を活用した支援をしております。

4点目についてですが、家族農業者に特化した支援ではありませんが、農作物流通消費拡大事業により、学校給食にて使用する町内産米を購入する費用の一部を補助しておりますので、今後引き続き当該補助を継続してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町長は、常に矢巾の基幹産業は農業と言っておりますが、若手の担い手育成の拡充を考慮し、兼業農家、家族農家の支援も予算化するべきと私は考えております。今現在行われている矢巾町の農業振興を見ますと、農家収入であった米直接支払いの予算を廃止し、公共事業の土地改良予算をふやしております。これは、矢巾町も、国も、そしてその国の政策をそのとおりにやっているように私は見ているのですけれども、農業振興とか農地費の予算を見てもそのように見られるのですが、そうなのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

7,500円の直接支払いにつきましては、これは国としての政策でやってきております。確かに新年度予算には計上してございません。それでこの事業につきましては、町単独で実施できるような財源もございませんので、直接支払いについては終了ということになります。

それから、農業の支援につきましては、先ほど答弁いたしました7,500円の直接支払いについては、国のほうでも農業予算に全て使っていくというような方針になってございます。大きな使い道といたしましては、今度新たにできる制度の収入保険制度、これに大きくお金を使いますし、農地耕作条件等の改善事業、今町でも取り組んでおりますが、そちらのほうに使用していくというような方針でございます。

町といたしましては、それらの国の制度に基づきまして支援制度をしておりますが、その家族というか、30年度につきましては、まだ予算を通していただいているわけではありませんが、30年度の町の新しい施策といたしましては、今まで集落営農でしか使ってこられなかった集落営農応援事業というのがありますが、それを認定農業者の個人の方へも野菜等の作付に取り組んでいただける、規模拡大をする方についてですが、こちらについては矢巾町の認定農業者支援事業として新年度の予算には計上させていただいておりますし、若干ではございますが、転作の作物につきましても町が推奨している品目に関しましては、若干のかさ上げをする予算をお願いしております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず誤解のないようお願いしたいのですが、今私がいつも言っている本町の一丁目一番地である農商工業の振興、これはもう当たり前、基本的なことをごさいます、だから道路とかの予算に、その分が使われているのではないかと。これは全く誤解をごさいます、今私どもが命の道路網整備をしなければならない。もう喫緊の課題なわけです。だからこそ今、今月の24日には、もう矢巾スマートインターチェンジが開通すると。それに合わせてもう県は県道、私ども町道は町で整備をしておるわけをごさいます。そのために今後岩手医科大学附属病院が来ることによって、もう代表質問で山崎道夫議員なんかからも質問があったのですが、いずれ私どもとしては、今後この渋滞、混雑の緩和、そういった解消のために取り組んでいかなければならないということで、いつも言っているのですが、私は農業問題は2つの、いつも言う産業政策と地域政策なのだということ。だからもっとわかりやすく言うのであれば、もう産業政策としては、私ども本町としては、農業政策の推進のために何としても農業を成長産業化をさせたいという、そういう思いで対応させていただいておりますし、また多面的な機能の維持、こういったものを発揮することによっての地域政策と、この2つを両立させながら進めさせていただいているということ。

そして、農業のいわゆる今私どもがもう一度ひとつ農地プランを見直ししなければならないというのは、まさに認定農業者とそれから集落営農組織の法人化または非法人化、こういったものが一体となる。それから、専業農家と兼業農家、そういったことをもう一度人・農地プランの中身を見直しをして、そして今私どもとすれば、平成30年度中に農業ビジョンを議会の皆さんまたは農業者の皆さんにもお示しをしたいということで今後農政審議会か何かを通して進めていくということをごさいますので、間違った誤解のないように、そこはもう何といても私は本町の基幹産業は農業であるということを川村よし子議員にしっかりわかっていたいただきたいということをお願いして答弁とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町長の力強いお言葉をいただいたのですけれども、再度質問させていただきます。

日本の食料自給率は39%から、今度38%に引き下がりました。矢巾町独自の食料自給率は

100%を超えているとは思いますが。しかし、食料自給率全体で引き下がっているわけで、矢巾町としてもやっぱり引き下がらないような方策、どこにつくるかなということ、私はやはり子どもたちの考え方、そういうことをつくるためにも学校給食の中に地産地消率という数字であるのですけれども、やっぱり60%以上はしてほしいと思うのです。学校給食に納品している農家、小さい農家、大きい方もいると思うのですけれども、そういう方たちにも支援する方策、答弁では米の支援策があるということですが、やはり個人のところにも支援が必要だと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

学校給食のことについては、教育委員会から答弁させますので、私はいわゆるこの間も答弁させていただいたのですが、今まさに農業は担い手の確保、これが重要なのです。だから私は児童・生徒に農作業の体験も通して農業のことを知ってもらうことも大事だと。しかし、今後はこの間もお話ししたとおりドローンとか、いわゆるいろんなもう今それこそ本当に簡単なコントロールでICT化なんかもできると。そういう現代農業、こういったことをやはり児童・生徒にも知ってもらって、そして農業を身近に感じてもらうことが私は非常に大事なことだと思います。

それで学校給食は、私の所管ではないので、教育委員会のほうからお答えさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 佐々木学校給食調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（佐々木忠道君） それでは、私のほうからは、学校給食に關しましてのお答えをさせていただきます。

学校給食共同調理場設置、平成16年4月からでございますが、ずっとまず50%は町内の、済みません。全給食の使用率の野菜、農産物の使用割合は16年の開設当初以来50%をまずキープさせていただいておるところでございます。

あとは、農家への支援ということでございますが、私どものほうからは直接的な金銭的な支援ということはありませんが、さまざま機を捉えまして、農家さんのほうに實際足を赴きさせていただいてございます。というのは、實際農家さんの畑に行かせていただきまして、給食調理場ではだんだんにこの季節このような料理を、給食を出したいよというようなことをお話しさせていただきました上で、今農家さんではどのような農産物がありますかと、今大体例年の時期を見ますと、こういう野菜が出ているなというところにもお邪魔をさせていた

だきながら、今はこういうのがとれているな、こういうのはことしはちょっとこういうのが難しかったなというのも実際現地に赴かせていただきまして、農家さんの声をお聞かせいただきまして、そういった献立の工夫の中でさらなる町内産の農産物の利用というところにも上昇にも努力をしておるところでございまして、そういった形の中で少しでも農家さんに給食の情報の提供なり、農家さんから情報をいただきながらというところでも努力をさせていただいておるところでございまして。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 給食センターの所長さんの努力を聞きましたけれども、もっと努力をして農家をふやすことが必要ではないかなと思うのです。私は、家族農業の人たちにも認定農業者とか営農組織とか、総法人化とか、そういうところの支援ばかりではなくて、家族農業の方たちにも支援が必要だと思うので、給食のことを提案、給食の使用率を提案しているわけで、家族農業を守ることが矢巾の農業を守ることにもつながるのではないかということで質問させていただいておりますので、給食センター所長さんももう少し努力をお願いしたいと思うのですけれども、数字で見るとは見えけれども、やっぱり今現在の……

○議長（廣田光男議員） わかりました。質問の趣旨は。

それでは、佐々木給食所長さん、ご回答をお願いいたします。

○学校給食共同調理場所長（佐々木忠道君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり農家さんとのやりとり、畑に出向きまして私どものほうでもいろいろ話をさせていただきながら若い農家さんもお紹介いただけないかというふうなことでさまざま、あとはJAシンセラさんのご協力もいただきまして、農家さんの情報をいただいたりしながら給食に提供していただける農家さんのお紹介等々もさせていただいております。

そして、先月にも農家さんとお話し合い、いわゆる平成30年度の献立に向けた農家さんとのやりとりもさせていただいております。この時期はこういうのが欲しいですよ、あとこの時期、例えば冬の時期、なかなか野菜くださいといっても難しい時期ではございます。そういった中でも、例えば可能な限り時期をずらしていただきながら少しでも町内産の農産物を給食に利用したいなという思いでさまざまご紹介をいただいておりますのでございまして、先月の説明会には、新たな農家さんのお夫婦もいらっしゃっていただきながらそういった私

どもなりの農家さんの給食提供いただける農家さんの開拓にも努力をさせていただきますけれども、今川村議員さんからも叱咤激励ございましたので、ますますそういった部分にも努力をさせていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今国では2018年度の米から生産調整から撤退し、備蓄米の買入れの入札もやられたわけですけれども、そのメリットが減ったので、備蓄米に対して生産団体の関心が薄く、予定買入れ数の8%にも達しなかったというような情報も入りました。備蓄米の作付は、生産調整に数えられておりましたが、交付金が10アール当たり7,500円がなくなったので、やっぱりつくる側もいろいろ模索している状況でこういう結果になっているわけですが、やはり岩手県は減反というか、自由にするとということを決めました。ですけれども、矢巾町として、やはり小さい農家も景観とか、それから地域のコミュニティとか、いろいろ守っているわけです。ぜひ集団営農とか、認定者農業者、法人化ばかりではなく、家族で農業をやっている方たちの支援も必要だと思いますが、その件については、なかなか前向きに私には聞こえないのですけれども、どのように考えているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

先ほども申し上げたとおり、いずれ人・農地プランの見直しをさせていただきます。その中で家族農業も、私ちょっと見えないのは、川村よし子議員が家族農業にいろんな対策が講じられないと、具体的にどういうことなのか教えていただければ、すぐ反応できることもあると思いますので、家族農業にもいろんな農業形態があるわけで、その中には支援策とすれば、例えばいわゆる農機具とか、または野菜とか何かのときの種苗の種子に対する補助とか、いろいろあると思うのです。だから具体的に家族農業のどういうところに行き届いた助成を考えてほしいかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） お尋ねがありますので、お答えください。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） それこそ農家の方たちは土地を持っていて、遊休地になっている方もいます。あと耕作放棄地になっているところもあるようにうかがえますけれども、そういうところを担い手の方はもちろん助成しているとは思いますが、ですけれども、家族でやって

いる方たちに、例えば学校給食のハウレンソウを出すとか、それからニンジンを出すとか、そういう方たちに市場と同じくらいの値段でとか助成をして何キロ以上出したところにはどのくらい支援するとか、そういう方法を出す必要があるのではないかなと思うのです。というようなことです。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 川村よし子議員、誤解のないようにしてほしいのですが、今私反問権を使わせていただいたのではなく、中身をよく知りたいということで誤解のないようにひとつお願い。そこでお答えをさせていただきますが、今お話あったことは、農業の中でも、やはり市場原理というのがあるわけです。だからこそ今TPP対策とかEPA対策、どうするかと。その市場原理です。だから家族農業だけを特別に保護するということは、これはなかなか難しいことなので、ただその中においても、これから例えば先ほど事例を出されて学校給食のお話があったので、そういうことは教育委員会の中の共同調理場ともよく連携しながら川村よし子議員のお話しされている内容をまず私どももしっかり受けとめて対応させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） よろしいですね。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2018年度から国際家族農業年、農民の権利宣言案というのが普及しようという団体がありますけれども、日本政府の今の農業に対してのやり方が、やはり大型の農家を支援することが多い、やはり小さい農家も地域では大きな役割をしているのだというところを矢巾でも新たに町民にアピールする、そういう機会に学校給食は大きな役割を果たすと思いますが、そういうところで私は質問させていただきました。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

国際家族農業年というのは、これはもう終わりましたのです。今かなり前、かなりというか何年か前にアピールされたことで、私もそのことはわかっておりますし、それで今川村よし子議員がお話しされた国際的なこれは一つの大きな取り決めなので、それは今後の農業政策を推進する上で参考にさせていただいて進めてまいりますので、そこでひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員のやつは時計をとめるべきでしたが、時計をとめなかったの、許します。

それから、よし子議員、やっぱりいいでないですか、あなたは。1を聞けば10も11も答えてくれる大変すばらしい質問でありました。終わります。

これで13番、川村よし子議員の質問を終わります。

次に、2番、水本淳一議員の質問に入ります。水本淳一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(2番 水本淳一議員 登壇)

○2番(水本淳一議員) 議席番号2番、町民の会、水本淳一でございます。

それでは、健やかな生活を守るまちづくりについてお伺いします。

前副町長さんのこともありましたので、恐縮ですけれども、自分の例も出してお伺いしたいと思います。健康づくりにつきましては、私も最近体重オーバー等の関係で特定保健指導を受けておりまして、なかなか改善しないところがありますけれども、意識的には非常に変わってきており、ありがたく思っております。

まず1点目と2点目の質問でございますけれども、今毎年100万人以上の方ががんにかかると言われ、人ごとではない状況になっております。私も3年前までは町の健診で全て判定がAということでしたので、自分は全く健康だと信じていました。ところが、体に異変がありまして、病院で検査した結果、がんが確認され、自分にもとうとうきたかと感じてしまったところがあります。町の健診で発見できないがんにかかるとは思ってもいませんでした。ただし、幸い早期発見でしたので、今はメタボを除き健康な状態です。そのときは、町の健診の結果を過信し過ぎていたと思います。がんに対する知識も全くありませんでしたし、さわやかハウスでもいろいろの情報を発信していたと思いますけれども、そのときは少しアドバイスが欲しかったと思っております。自分の昔が一番の原因ではありますけれども、そのように思いました。

こんなこともあり、人間ドックの利用とか、今度は全部検査を受けたいとは思いますが、こう見ると結構受診料が高かったり、時間的な面で気軽に受診できないなと感じたりしております。話は変わりますが、車椅子を利用したことがある方からトイレ関係でコミュニティの行事への参加を諦めたり、リハビリで苦労した話を伺ったことがあります。

以上のことから健康づくりと難病患者への支援に関して①、1点目として、病気、特にがんに対する知識の啓蒙について。

そして2点目として、人間ドック等の個人負担の軽減について現在どのように行われているのか。



また、3点目として、車椅子利用者が利用できるトイレのコミュニティ施設を含む各施設への設置について。

それから、町内リハビリ施設の現在の状況と今後の対策について4点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 2番、水本淳一議員の健やかな生活を守るまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町におけるがんの死亡率は、死因の第1位であり、がん罹患するリスクの減少に向けた一次予防対策として、町広報やホームページなどを利用し、がん予防に関する知識の普及啓発を行い、あわせてがんの早期発見、早期治療につながるための2次予防対策として平成21年度から国庫補助事業がん検診無料クーポン事業なども活用し、検診受診率向上に向けた取り組みを行っているところであります。今後も国のがん対策推進基本計画において、予防可能ながんリスク因子として掲げられております喫煙、過剰飲酒、塩分の多い食品の過剰摂取など、避けられるがんの予防のため情報発信や及び普及啓発を行うとともに、検診受診率向上とあわせてがん予防に向けた取り組みを推進してまいります。

2点目についてですが、本町では特定健診受診率向上を目的として、国民健康保険に加入しております40歳から74歳までの特定健診対象者が人間ドックで特定健診項目を受診した場合、特定健診項目相当分の費用を助成しております。国民健康保険以外の方への人間ドック費用助成は実施していないところでありますが、町民全体の健康増進を図るため、町内事業所等他の医療保険者における助成状況の把握と情報共有に努めてまいります。

3点目についてですが、町の公共施設におきましては、屋外の活動施設を除く施設で車椅子利用者が利用できるトイレを設置しております。また、コミュニティ施設につきましては、町内の自治公民館の35施設中8施設において設置されている状況であります。

4点目についてですが、平成28年8月時点の県の調査では、町内のリハビリテーション施設は10カ所、その専門職は104名おり、内訳は理学療法士47名、作業療法士51名、言語療法士6名の状況で県内においては、非常に恵まれた環境下にあります。

今後とも関係機関と一層の連携を図り、リハビリ専門職のマンパワーを生かした介護予防事業や健康づくり事業を展開し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 町広報やホームページなどを利用し、がん予防に関する知識の普及啓発を行っているわけですがけれども、私としては健診の場所にパンフレットとかを置いて、その都度こういうのは危険だよ、ぜひ受けろとか、そういうのを自由に見られるというか、渡してもらえれば、用意していただければいいなど。受診者への直接的なアドバイスも必要と思っております。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

健診の際、受診者の方に、よりがん検診の重要性について伝わるような手法については今後検討して新年度からできるところから積極的に実施してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） この1月に行われた町民と議会との懇談会の場で、さわやかハウスの一角にでも、病気の方やご高齢の方とか、それを介護する方が悩みを打ち明けられる、いろいろ相談できる場所があったら欲しいなどというお話がありました。私もちょっと病気をしたとき、何か詳しく知りたい、相談したいと思い、一番最初にさわやかハウスに電話したわけですが、電話しただけでそういう場所ではなかったなど感じた記憶があります。病の方あるいは介護する方への心のケアをする場所が必要であると思っておりますけれども、その点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

介護あるいは病気についての悩みの相談窓口ということで私ども健康長寿課の窓口、そして込み入った話の場合は奥のお部屋でそういったお話を聞ける対応も行っておりますし、あとは向かいには社会福祉協議会もありますし、あと介護に特化した形の中では、先ほど川村よし子議員の一般質問の際お答えした地域包括支援センターの月1回アルコで行っている介護街角相談所とか、さまざまありますけれども、やはりそういう部分について町民の方々によりわかりやすく気軽に相談できる体制のPRを強化していかなければならないというふう

に感じましたので、そこら辺を強化してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） PRのほう、よろしくをお願いします。

矢巾町にはリハビリ施設がなく、聞いた方からですけれども、町外のリハビリ施設のほうに行っ受けているのですけれども、非常に混んでいて待たなければならない状態だということ詳しくはありませんけれども、聞きましたけれども、このところについてちょっと質問したいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

町内のリハビリ施設につきましては、主に病院関係が中心となるわけでございまして、例えば町内には104名のリハビリ専門職、理学療法士、作業療法士、言語療法士がいらっしゃるわけですけれども、そのうちの104名のうち70名は南昌病院にいらっしゃる方々ですけれども、いずれ町内にもそういうリハビリ施設、いわゆる機能回復訓練施設があるということも、やはり以前からやっていただいておりますし、町の介護予防事業においてもいろいろご指導いただいているわけですけれども、そこら辺につきましても、やはりPRが必要であるということ考えますので、そのように対応してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 全てのコミュニティ施設に車椅子利用者ができるようなトイレの改造やはり、使う人は少ないかもしれませんが、トイレを改造すると誰でも使えるわけですから、そういうのが必要と思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 企画財政課が担当してコミュニティ施設整備事業補助金というものをやっております。こちらにつきましては、これまでメニューとしては当方で用意しておるものではございますが、相談があれば、できるだけ対応するような考え方を基本的には、そういうふうな考え方でおります。今確かにこれまでの実績等を見ますと、水洗化については相当進んでいて、水洗化事業のメニューまだあるのですけれども、相当進んでおりま

して、こらちを例えばそういった形の車椅子対応の改造といったところに対しても補助を新たに新設するなり、今のやつを切りかえるなりというふうな対応が必要かなとも思っておりますので、なおこの補助、基本的には前の年度にコミュニティからのご相談を受けて予算化したりしているという関係もございますので、もちろん我々としても積極的には考えますが、具体的なお相談があれば、なお一層進めやすいので、あとは財政的な問題だけです。いずれ積極的に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは、2問目、家庭的保育事業の取り組みについてお伺いします。

12月の一般質問において待機児童解消対策としての家庭的保育事業について、私たちの町民の会の会派で質問しましたところ、平成30年度から取り組む予定であるという答弁をいただきました。そのことから以下についてお伺いします。

1点目の現段階での保育所申し込みの状況についてですが、来年度から認可保育所の新設及び町内の定員増により90名の定員増になる予定であり、ゼロ歳児9名、1歳児9名、2歳児24名、3、4、5歳児48名の増員とのこと。年少児の受け入れが少ない状況から、ここの年齢別申し込み状況はどのようになっているか。

それから、2点目の家庭的保育事業取り組みの推進状況についてですが、前回の答弁では課題を精査しながら事業を進めるということでしたが、その後の状況は。

3点目の盛岡市との連携で実施される研修会日程についてですが、29年度は盛岡市と広域的連携により、市での研修会に参加することで11月に研修会がありましたが、30年度の予定は。

それから、④番目ですけれども、盛岡市での研修会が30年度も11月に開催されるのであれば、30年度の開業にはならないのではないかと。それなら早く開催される盛岡市以外の市町村において同様の研修会の受講はできないか。一般企業で法律が変わったとはいえ、1年も2年も育児休暇をとることは、現段階では無理と思われる。今後ますますの女性の社会復帰のために保育ニーズの需要が高まると予想されます。本町で出産、子育てする女性にとっ

て日本一住みやすい場所であるためにも真剣に取り組んでほしいのですが、今後の取り組みをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 家庭的保育事業の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、来年度の矢巾町内の保育園及び認定こども園の申し込み状況は、新規申し込みが224名となっており、継続入所と合わせた入所予定児童数は前年4月入所の1,015名から16名増の1,031名となっております。なお、そのうち3歳未満児については、30名増の403名となっております。

2点目についてですが、事業希望者から家庭的保育事業の相談を受け、事業内容や開始時期、人材の状況等について確認し、来年度中の事業実施を目指しているところであります。

3点目についてですが、盛岡市の研修会日程は決定されていませんが、本町からも受講できるよう協議を進めてまいります。また、来年度は本町主催となる研修会開催についても検討を進めております。

4点目についてですが、県内での研修会開催については、実施予定の市町村の情報を得て受講できる機会をふやせるよう協議してまいります。本町主催の研修会開催の実現に向かって鋭意努力をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 1点目で3歳未満児は前年より30名増ということではありますが、4月入所の段階では待機児童はないという見込みでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

定員をふやしてまいりましたので、人数的には受け入れられるというふうに準備は進めてきましたが、やっぱり保護者様の第1希望の保育所にそこがかなわないとか、通勤範囲と離れてしまうとか、兄弟が別々になるとか、そのような状況がありまして、まだ調整をしている状況にはありますこととお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） もう少し詳しく。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 人数的には受け入れをできるかなというところまで準備を進めていますが、そのようになかない、保護者様の希望に沿えないことが出ています。

今の段階では出ておりますので、そこをまだまだ調整している状況にあります。

○議長（廣田光男議員） 今はないのでしょうか、大丈夫なのでしょう。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

きのうの段階でまだ27名の希望に沿った調整をしている状況はあります。ただ受け入れの枠ということと希望というか、保育所の希望というところのマッチングをしている状況にあることをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） あといろいろなところで聞いていきたいと思いますが、2点目ですけれども、事業希望者があるにもかかわらず家庭保育事業の開所がおくれているのはどんな理由なのか。

それから、来年度中の事業実施を目指しているとありますけれども、目標としては何月ごろを目指しているのか。来年度末なのか、それともここまで何とか、そういう目標があってもいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

家庭的保育事業の1人から5人のところはおくれている理由は、やっぱり研修です。研修を受講した方ができるということがありますし、あとは認可、家庭的保育事業といえども市町村が認可するものでございますので、そのところの認可の基準を満たしていただけるような建物とか、人材とか、調理に向けた準備をしていくところですが、まず町長の答弁にもありましたように、町が研修を主体的に行っていくところを年度の前半に目指したいというところを考えております。そしてまた、その基準を満たせるようないろいろと相談に乗っていきたいというところを目指しますので、30年度に開設できればと思います。

もう一つ、小規模の、これはまたもう少し人数がふえまして、今相談を受けている段階では10人のところというところの提案を受けていますので、できるだけ年度の前半にできるように相談をしているところというところをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 県内での研修会が早い時期に実施されないのであれば、県外等での研修会も早く開始をするようにはできないか。待機児童が出てからでは遅いのではないか。

本町を働く世代が安心して子どもを預けられる日本一子育てしやすい町ナンバーワンにする考えはないのか伺います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） お答えいたします。

研修会につきまして、やっぱり大手に頼るところがありましたので、どうしてもその日程調整のところがあったようですが、これは私どものところでは、私どもというか町内には専門職がたくさん専門の事業所がありますので、そこと協議したり、あるいは県にいろいろと相談したりしながら町内での研修会開催を目指していくところを先ほどお答えしたとおりでございますので、そのことは努力してまいります。

そしてまた、矢巾町に住んで子育てしたいという方の希望に沿えるように保育整備、そしてまたほかの安心した子育ての相談できる場所等の確保も含めて矢巾町で子育てできる環境づくりにつきましては、一層庁舎内の連携をとりながら努力してまいりたいということをお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 県外についてはいかがでしょうか、県外等での研修、これも調査していかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきます。

いずれ研修会については、私福祉・子ども課とも協議させていただいて、いずれ町内で早く開催できるように、どうももごもごというあれで、もうやりますので。ということは、これは子育て支援策の中でも一番大事なところなので、だからそのところはしっかり対応してまいりますし、それからもうご存じのとおり来年度は、30年度はあれですけれども、平成31年度からは国の政策で保育園、幼稚園の無償化が始まるわけです。当然いわゆるワーク・ライフ・バランスの関係もあって、お願いする人がふえてくるわけです。そういうふうなものをしっかり対応していかなければならないと。だから、保育園の園の施設の増設と、それから家庭的保育事業、これを両輪のごとくにあれしてしっかりした受け入れ対策を進めてまいりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは、住民協働のまちづくりについてお伺いします。

町長によるご用聞き隊による地区懇談会が現在開催、継続されていまして、町長へ直接訴えることができ、とてもよい企画とっております。ただ、ご用聞き隊のほうもそんなに回れる状況ではないと思います。全地域の対応は難しいと思います。そこでことし、今年度の去年、今年度の当初新聞で見たことがありましたけれども、地域担当職員による対応も本当に重要になるのではないかと思います。そこで1点目として、各地区からの要望、意見等に対する対応状況について。

2点目として、今後の予定について。

3点目として、地区担当職員の現在の状況と今後について。

3点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 住民協働のまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、各地区から出された要望や意見は、所管課において対応方針を検討し、すぐに対応可能な案件につきましては、早急に対応し、検討や協議が必要な案件につきましては、行政区長と協議を重ねており、今後も各行政区の課題解決に向けた取り組みを継続してまいります。

2点目についてですが、今後のご用聞き隊の開催は、町政懇談会との調整を行いながら来年度も継続して開催させていただき、地域での困り事や心配事などを直接お伺いすることにより、住民協働のまちづくりに努めてまいります。

3点目についてですが、今年度から実施しております地区担当職員制度につきましては、2月末時点において道路修繕依頼や行政区での会議出席要請などを含め17行政区から22件の案件に対応しておるところであります。今後につきましても、今年度実施した内容を検証し、地域における課題を迅速に解決するため、より身近で町民に寄り添った活動にしていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 地区担当職員制度につきまして、これまで22の案件が出ているとい



うことですけれども、道路修繕依頼、それから会議出席要請のような案件が出ていますが、ほかにどういふのがあるか、出されている件。

それから、会議の出席により出された内容がどの程度実現できているかとか、そういうところをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

1点目についてですけれども、地区担当部分、答弁申し上げたほかに主に要望関係がベースになります。要望については、ここに書いている道路関係等がございますけれども、そのほかには公園関係とか、コミュニティ関係がいずれベースになります。地区担当部分のベースとしましては、コミュニティ行政区から出される部分の、今申し上げました要望部分の、いわゆる役場との窓口先がわからないとか、そういう部分をまずベースに受けます。受けた部分については所管課、こちらのほうに例えば道路関係、いろんな関係の部分の所管課のほうに回した中で、これは回答をもってして各行政区のほうに返事をしているというふうな状況でございますので、出された都度、時間的にはそんなにかけてはやってはございませんけれども、そのような形で対応をさせていただいてございます。

あと2点目の部分につきましては、1点目とダブるわけですけれども、内容的には、やはり行政区さんからの要望なり困り事と申しますか、改善事をベースとしておりますので、こちら辺は一概に回答できない部分、例えば地区懇談会ご用聞き隊部分の中で回答できない部分、いわゆる持ち帰っての部分なり検討する部分というものもございますので、それも受けながらそれぞれのさっき申し上げましたとおり所管の部分での対応をもちまして行政区さん、コミュニティさんのほうに回答をお返ししているというような今流れになってございまして、それぞれ対応させていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、4問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは、広域連携の推進に関してお伺いします。

当町でも高齢化が急激に進行していることから、町境の地域、特に国道4号線や東北本線から離れた地域に居住する高齢者の交通手段の改善がこれから重要になってくるわけですね。

れども、さらに医大が開院することにより、近隣市町からの流れも当然多くなってくるでしょう。しかし、紫波町方面とのつながりについては、何か余り進んでいないように個人的に思っております。古館駅は町境付近にあり、矢巾町民の利用も多いこととともに、当町の南側の地域は日詰方面に近く、そちらを利用することも多い状況です。先日産業建設常任委員会で紫波町にお邪魔し、今の状況についてお話を聞いてまいりました。その中で、紫波町では古館駅のロータリー化についての要望もあるようですが、現時点では財源的に難しい、いつになるかわからないという状態で、私としても古館駅に近いほうですので、古館駅の西も使えるようになったらいいなと思ったりしているところですが、国からの予算獲得も含めて紫波町と連携が必要と思われまますので、その考えについてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 広域連携の推進についてのご質問にお答えいたします。

本町では、本年度初めて公共交通網について具体的な計画を策定したところであり、来年度から数年かけて町内の交通網ネットワークを変更していくこととなります。その先の課題としては、隣接する盛岡市と紫波町との交通網を考えていくこととなりますが、そのためには、県が主導する形で広域での交通網を考えていく必要があります、県では現在そのような検討がなされていると聞いておりますので、古館駅も含めた交通結節点を有効に生かし、住民の利便性の向上と移動手段の確保に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 交通網に関しては、当然町の周辺部から中心への今流れとなっているわけですが、紫波町から矢巾町に来たいとか、矢巾町の人でも紫波町にちょっと行きたいということも結構あると思いますけれども、今オンデマンドが始まったばかりであるのですけれども、この連携で両町を結ぶデマンド交通とかは考えられないでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問ですが、まず考えようとしているのが矢巾町というエリア内での交通をいかにしていくかということではあります。ですが、今水本議員もおっしゃったように、古館駅に向かうデマンドがあってもいいのではないかとも思っておりますので、そこは別に紫波町と非常に難しいやりとりをする必要まではないと思っておりますので、そういったことは考えていきたいなと思っております。

なお、真剣に例えば両町、あとは盛岡市とかが絡むようなものになりますと、それぞれの思惑なり、それぞれの財政状況なりというものが非常に関連してきまして、前向きな方向での政策決定というものが、なかなか正直大変時間がかかるものになるのだろうなと思っていますので、紫波町中心部と矢巾町の南側のほうを結ぶというところまではちょっと踏み込めないのかなと思います。古館駅ぐらいなら大丈夫ではないかなと思っています。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 将来的には、そういう紫波町の中心とか、そういう何かできればいいなと思っています。

あともう一つですけれども、2020年の実用化を目指してGPSや電磁誘導線を使った自動運転の実証実験が各地10カ所のようなのですけれども、行われているようですけれども、東北でも一昨年は秋田県仙北市、田沢湖岸なようです。今年度は秋田県の上小阿仁村で行われたようです。この間聞きに行ったところ、紫波町さんもこの実証実験をやりたいということで何か、そしてこれは10年後には全国的に普及するだろうということを言っていました。ただ、このGPSに関しては、中山間地を中心の実証実験なようなので、矢巾町には合うかどうかあれですけれども、この3月4日に私は東北農民管弦楽団の演奏会で上小阿仁村でちょうど演奏会がありまして、そのときに村長さんが私たちの懇親会に出席くださったこともありまして、そのことをちょっと聞いて伺うこともできたりしました。紫波町さん、あるいは上小阿仁村さんを聞きますと、両者の話を聞きますと、時速が14キロから30キロぐらいで障害物があれば、普通免許のドライバーの同乗している方が動かすとか、そういうような状態なそうです。そのうちに町内中心部でもそういうのが実用化してくるのではないかなとは思いますが、その点については矢巾町ではどのようなあれになっているかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 自動運転についての町の考え方と伺いますか、今担当レベルのところではありますが、先月仙台で研修会がありましたので、そういったところに行って情報を集める、勉強している状況でございます。なお、その復命によりますと、そこに国土交通省の職員も参加したり、最先端の研究内容が報告されたそうです。それでアメリカのグーグル社の施設内で自動運転、ご存じの方であればあれですけれども、レベル4で動いているそうです。そういった最先端はそういうふうな状況になっていまして、むしろあと何年かで

ハードウェア的にとか、動かすことについてのソフトウェア的な問題は解決しそうな状況らしいのですが、いかんせんレベル4を実際に公道を走らせるとなると、その国の法律が対応できていないと出せないということで国土交通省の職員も法律をどういうふうを考えるべきかということをおある意味そういう視点で勉強しに来たらしいのですけれども、なかなか民間主導ではないと国は後追いしかできないというふうな見解だったらしいのです。いずれ我々もそういった最新の情報とかは常に見ておいて、実証実験にうちが名乗りを上げるかどうかということまではまだちょっといいっていませんけれども、どんどん考えていきたいなと思っております。

なお、デマンド交通については、自動運転と比較的相性がいいと、バスよりは相性がいいらしいですから。ただいずれ割と高度な技術が必要になりますし、日本はアメリカにかなりおけているそうですので、早く実現してくれればいいなとは思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、5問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは次に、住みたくなるまちやはばの青少年への取り組みについてお伺いします。

私たち会派は、この1月23日にやまゆりさん、それから明進会さんの会派合同研修で福岡県みやま市の電力事業の取り組みについて視察してまいりました。その中で福岡県みやま市では、エネルギー政策課の取り組みとして自分の地域に誇りを持たせ、地元で何かやりたいということをお一人でも多く思ってもらえればということから、小中学校に出前講座という形でみやま市で行っているエネルギーの取り組み、バイオマス、循環社会の取り組み等を教えているそうです。その話の中で都会に出て行き、帰ってこない理由が3つある。1つは、地域のことを伝える機会がない、もう一つは地域の人と接する機会がない、あとは自分たちの未来を変えられることを伝えていない、この3つがないから子どもたちは出ていったら帰ってこないことなので、帰ってきてても地元で活躍できる場があるということをお子どもたちに少しでも教えることが非常に大事であると話してまいりました。

私もこういうことは大事であると思っておりましたので、都会に出て子どもたちがUターンしたくなるようなまちづくり、それを狙いまして1点目として、地域について子どもたちにどのように伝えているか。

それから、2点目として、町あるいは企業から学校への出前講座の考えについて。

以上、2点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 住みたくなるまちやはばの青少年への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、小学校では社会科副読本で「わたしたちの町やはば」を用いて町の地理、人々の暮らし、仕事、生活に密着したまちづくりなどについて学習しております。また、郷土芸能としてさんさ踊りについては、矢巾東小学校以外の全児童が運動会で踊っており、ほかにも不動っ子のつどい、町の芸術祭等でも地域での芸術文化活動を通じて地域とのかかわりを持っております。さらに、町主催の子ども議会では、子どもたちの視点で気づいた地域の課題を行政と直接質疑応答することで地域社会と行政のかかわりを学習しております。そうした学習や活動の中からさまざまな形で地域について子どもたちに伝わっているものがあると思われまふ。しかしながら、これまでは行政、民間ともに将来のUターンを意図した活動は行っていないのが現状であります。

2点目についてですが、小学生からさまざまな職業を学ぶ機会が大切であることから、将来の職業選択の幅を広げるため来年度事業として仕事の学習教室を開催いたします。また、地元企業による体験教室を開催し、町内の事業主について知るとともに、仕事に要する技能や資格について学ぶ機会を設けることといたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 来年度事業として、仕事の学習教室を開催するとありますけれども、どのような内容か。

それから、地元企業による体験教室、こちらもどのような内容かお伺いします。

それで今まで職場体験とか、いろいろやってずっと長年やっていると思いますが、これも継続してやっているかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣讓治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

実は、仕事の教室というのは、今までうちのほうで高校生を対象にインターンシップ事業というのでも取り組んできましたが、もっと早い段階で仕事について学んでほしいということ

で、これまだ学務課、学校のほうと詳細に詰めておりませんが、私どもとしては、例えば役場職員になったならばこういう仕事をするのだよ、こういうふうにすればなれるのだよというようなこととか、ちょっと役場職員は余り興味ないと思いますので、例えば例に出しますと、消防士さんがあるわけですが、消防士になるためにはどういう勉強をしなければならないか、どうしていかなければならないか、ふだん消防士さんは火事を消しているばかりではないので、もっと子どもたちに見えない、いろんなお仕事をさせていただいているので、そういった詳しい子どもたちに表面から見えない仕事のいいところばかりでなくて、消防士さんだったら寝ないで3日に1回仕事をしているのだよとか、子どもたちに見えない苦しいところも教えながら一つの仕事というのは、それを教えて子どもたちがどう判断して、それを聞いてなりたいというのか、あんな辛い仕事はなりたくないというのがどっちになるかわかりませんが、詳しく子どもたちに教えていきたいということと。

それから、地元企業の体験教室ですが、矢巾町にはこういう仕事をしている会社があります。その会社に行ったら、将来的に幾ら給料をもらえるかまでは教えてもらえるかどうかわからないのですが、一つの子どもの選択肢として、先ほどからUターンとかの話もありますが、町内にはこういった仕事をする会社があるよということ子どもたちに教えて、将来選択肢としてそういう会社があるのであれば、町内の仕事を目指して勉強していくのだというような、そんな形の学習会とか体験教室を30年考えていきたいということで思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 3点目のご質問についてお答えしたいと思います。

小学校、中学校のほうでの職業体験についてはどうなっているかということでした。小学校については、学年とか、あるいは学校全体での講話等でのものでしかありませんけれども、中学校の場合には、2年生のところでの職場体験、職業体験をしておりますし、それから中学校3年生で修学旅行に行った際に、修学旅行先でこういう職場を訪問したい、どうしているのかを知りたいということで班別行動のときにそういう形で職場訪問をしております。そういったことが今なされているということでお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 最後でありますけれども、町長も夢のある職業ということをおっしゃっていましたが、町内の大企業とか、そういう体験とかあるようですけれども、その大企業あるいは町内出身の芸術家とか、スポーツマンとか、いろいろいらっしゃると思いますけれども、そのような方たちを呼んで夢のある話を聞くのもよいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 一昨年町民会議のほうでしたでしょうか、イベントとして青山学院大学の原監督を呼んでの講演会がありました。その際には、両中学校の生徒が全員参加し、その中で特に駅伝を体験している駅伝部、両方ありますので、その子どもたちが質問をしたりとか、実際にインタビューをされたりとか、そういう場面もありました。そういう形で子どもたちに夢を与えられるような、そういう人たちを呼んで講演をいただく、そういう機会をいろんな形で取り組んでまいりたいと、そう思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上をもちまして2番、水本淳一議員の質問を終わります。

---

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、あさっては休日休会、12日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

午後 3時45分 散会





平成30年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第6号）

平成30年3月12日（月）午前10時開議

議事日程（第6号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	17番	米倉清志	議員
18番	廣田光男	議員			

欠席議員（1名）

16番 藤原義一 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一	君	住民課長	浅沼仁	君

福 社 ・	菊 池 由 紀 君	健康長寿課長	村 松 徹 君
子 ども 課 長			
産 業 振 興 課 長	稲 垣 譲 治 君	道 路 都 市 課 長	菅 原 弘 範 君
農 業 委 員 会			
事 務 局 長	村 松 亮 君	上 下 水 道 課 長	山 本 勝 美 君
教 育 長	和 田 修 君	学 務 課 長	村 松 康 志 君
社 会 教 育 課 長	野 中 伸 悦 君	学 校 給 食 共 同	佐々木 忠 道 君
		調 理 場 所 長	
代 表 監 査 委 員	吉 田 功 君	農 業 委 員 会 会 長	高 橋 義 幸 君

**職務のために出席した職員**

議 会 事 務 局 長	吉 田 孝 君	係 長	藤 原 和 久 君
-------------	---------	-----	-----------

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、16番、藤原義一議員は、都合により欠席する旨の通知がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の会議日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、本日も一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

15番、藤原由巳議員。

1問目の質問を許します。

（15番 藤原由巳議員 登壇）

○15番（藤原由巳議員） 議席番号15番、矢巾町政策研究会やまゆり会の藤原由巳です。今回は、大きく3点について質問をいたします。

1問目は、2月22日に開会しました今定例会における高橋町長の所信表明演述を受けて、以下質問をいたします。

1点目は、財政運営について積極的な投資や先駆的な取り組みをまちづくり改革元年と位置づけて推進するとありますが、その具体的手法について伺います。

2点目としては、快適性と安全性を高めるまちづくりに関する水需要増加への対応における現水源の将来像や築川ダム関連をも含めた具体策、上下水道事業における施設や管路等の老朽化対策への年次別具体策について伺います。

3点目として、一丁目一番地政策とある産業の活力を高めるまちづくりについて、以下お伺いいたします。

①、国の米政策が大転換されますが、それに対応すべき本町の水田農業、米政策をどのように進めるつもりでしょうか。

②、本町水田農業の中で全国的評価を得てきましたモチ米の生産が大きな岐路に立たされておりますが、その対策を伺います。

③、法人化の推進とありますが、法人の現状をどう把握し、将来の見通しをどう捉え、個人担い手と法人の両立推進対策をどう考えておりますでしょうか。

④、園芸作物の中で近年面積拡大が著しく、岩手県一の面積を誇るズッキーニのさらなる奨励対策と最盛期の労力支援対策について伺います。

⑤、ここ数年異常とも言える高価格で取引されている和牛子牛生産事業がありますが、本町においては、地域的な事情もあり、また生産者の高齢化等から限られた地区、農家での生産となっておりますが、その中で環境対策や更新すべき素牛が高価格から導入できないなどと多くの課題が提起されてきておりますが、その中で近年若年層での新たな取り組みもあり、本町農業生産額の向上や飼料作物生産での水田利活用にも寄与しており、今後の和牛振興対策についてお伺いをいたします。

⑥、均衡のとれたまちづくりに向け、町の東南部と西南部の農業振興対策こそが産業の活力を高める一丁目一番地と考えますが、均衡のとれた矢巾町の将来構想はどうでしょうか。

⑦、商工業の振興において、新規立地店舗及び既存商店等の連携とありますが、駅西地区に進出予定の店舗の概要とこのエリアを核としての新たなまちづくり構想はいかがでしょうか。また、駅前の空き地、主に2カ所でございますが、この利活用策をお伺いをいたします。

最後、4点目でございますが、平成30年度はスポーツのまちとしてスポーツ振興策を人づくりの柱とありますが、その具体策はどうでしょうか。また、30年度における町民運動会の開催の可否をお伺いをいたします。

よろしくお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 15番、藤原由巳議員の平成30年度の施政方針演述についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在岩手医科大学附属病院の移転開院に合わせ町道拡幅整備等の大規模な道路整備事業が本格化しており、国庫支出金の財源確保はあるものの、町債や基金の取り崩しにより対応しているのが現状であります。しかしながら、開院後は交流人

口の増加や関連施設の開設、雇用拡大等による消費拡大や地方税収入確保につながる効果が期待できると考えております。

また、循環型社会の形成を目指して取り組む公共施設等先進的CO<sub>2</sub>、いわゆる二酸化炭素の排出削減対策モデル事業を実施することで再生可能エネルギーの有効利用や省資源、省エネルギーの推進を進めつつ、電気料等の経常経費の削減を図ってまいります。

さらに、本町の魅力発信や産業振興、移住、定住促進つながる地方創生事業の推進により、ふるさと納税のさらなる増額に向け、全町的に取り組み、自主財源の確保につなげていきたいと考えております。したがって、これらの諸施策により、徐々に財政運営を好転化させていきたいと考えております。

2点目についてですが、現水源の将来像や築川ダム関連も含めた具体策については、現在の水源は東部浄水場系で4カ所、西部浄水場系で5カ所の井戸を水源とし、現在十分な水量を確保している状況であります。しかし、今後は矢幅駅周辺の開発や岩手医科大学附属病院の開院に合わせ、関連する大型施設の建設が計画されているところであり、水需要の増加が想定されることから、東部浄水場系に井戸を2カ所新たに確保するとともに、西部浄水場系においては、旧源泉の活用と現有井戸の更新を進めており、安全安心の安定給水を確保しているところであります。また、築川ダム関連の具体策については、平成33年3月にダムの完成が予定されており、盛岡市と共同で需要増加に対応できるような体制を構築してまいります。

次に、施設や管路等の老朽化対策の年次別具体策につきましては、水道事業においては、矢巾町水道事業ビジョンに基づき、平成27年度に策定しました矢巾町水道事業経営戦略において平成37年度までの年次計画を策定しておりますが、5年ごとに見直しをしながら施設や管路等の更新を進めてまいります。また、下水道事業においては、平成27年度策定しました矢巾町公共下水道管路長寿命化計画、矢巾町農業集落排水施設最適整備構想に基づき5カ年間の更新を計画的に進めております。

3点目についてですが、本町の水田農業、米政策については、本年以降生産者は実需に応じた米生産を行うこととなっており、矢巾町農業再生支援協議会が定めた生産目安に基づき町内の認定方針作成者は作付を計画しております。また、県が作付を推進している銀河のしずくの生産については、町も作付を推進してまいります。

次に、モチ米の生産振興についてですが、日本一のヒメノモチ団地としてモチ米栽培に取り組んできた経緯がございますので、今後も農協、生産者等からの要望を踏まえ、必要

な支援をしてまいります。

次に、法人化の現状及び将来の見通しですが、平成31年度までに町内にある集落営農組織31団体が法人化を目指すこととなっておりますが、現在そのうち8団体しか法人化に至っておりません。個人担い手と法人の両立推進対策についてですが、個人担い手と法人の双方が将来的な農業経営のあり方について意見交換を行う連絡協議会を本年8月までに設置し、人・農地プランの見直しに向けた集落での話し合いを関係機関と協力し、支援をしてまいります。

次に、ズッキーニの奨励対策及び労力支援対策についてですが、本年につきましてもズッキーニを地域振興作物に設定し、産地交付金を活用した生産振興を行います。また、生産者の労働力不足を補うため、岩手中央農協が提供する無料の職業紹介サービス等の情報を積極的に提供してまいります。

次に、今後の和牛振興対策についてですが、今後も畜産クラスター事業等を活用し、最新鋭牛舎等の導入を補助し、作業効率化、生産性向上を図ってまいります。また、飼料作物につきましても引き続き水田活用の直接支払交付金等を活用し、生産を支援してまいります。

次に、町東南部及び西南部の農業振興対策についてですが、安定した農業経営を実現できるように、それぞれの地域に適した人・農地プランの策定に係る地域の話し合いが円滑に進むよう支援をしてまいります。

次に、駅西地区に進出予定の店舗の概要とこのエリアを核としての新たなまちづくり構想についてですが、店舗の名称を仮称矢巾駅西口ショッピングセンターとし、株式会社ユニバース及び株式会社サンデーの2社が施設設置者となっており、工事着手は今年25日、営業開始は今年10月30日が予定されております。矢幅駅西地区のまちづくりにつきましては、矢幅駅西地区計画で定めたとおり住宅や福祉施設を中心に生活環境と景観に配慮しながら商業施設や既存工業施設の共存を図ってまいります。

また、矢幅駅前における空き地の利活用につきましても、岩手医科大学附属病院敷地内へのショッピングモール設置計画や矢幅駅西口ショッピングセンターの建設等もあり、駅周辺の人の流れの変化が見込まれることから、今後の動向を注視しつつ利活用の検討を進めてまいります。

4点目についてですが、スポーツのまちに取り組む目的は、人づくりという観点であり、スポーツという手段が効果的であるという考え方によるものであります。この観点から、

競技スポーツ、生涯スポーツ、障がい者スポーツのそれぞれの分野で取り組みを進めてまいります。競技スポーツへの取り組みとしては、未就学時期の運動体験事業を実施していくほか、小中学生の運動能力向上につながる指導者の確保に努め、町体育協会と連携しながら国際大会でも闘える選手を育成するための土壌づくりに取り組んでまいります。生涯スポーツの取り組みとしては、総合型地域スポーツクラブである楽々クラブ矢巾と連携し、引き続き誰もが楽しくスポーツを行える機会を提供してまいります。

また、矢巾町からお二人のパラリンピックのパラリンピアンを輩出したことを機に、障がい者スポーツの普及と支援のため、基礎知識と理解を深めることにつなげることを目的とした障がいの有無を気にすることなく、誰でも障がい者スポーツに触れることのできる機会をつくってまいります。このような取り組みを通して多様な価値観に対応できる人づくりを進め、人生100年時代に向けて健康に過ごせるまちづくりにつなげてまいります。

なお、来年度の町民大運動会の開催につきましては、昨年町コミュニティ会長連絡協議会、町体育協会を含む6団体で構成されております検討会の中で開催に当たってのメリット、デメリット及び競技種目の内容等について検討を重ね、その検討の結果を行政区長会議にお諮りしたところであります。行政区長協議会では、来年度に町民大運動会を開催する旨の決定をし、本年10月7日に4年ぶりとなる町民大運動会を開催する予定となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 非常に具体的な答弁をいただきましたが、何点かを項目ごとに絞って再質問をさせていただきます。

まず最初に、1点目につきましては、今ご答弁あった内容にて財政が好転化することを全町民とともに期待をしていくものでございます。係数等の詳細につきましては、今後予算決算委員会にて議論させていただきますことでここは2点目の上下水道問題で質問をさせていただきます。現在は5カ所の井戸で十分な水量を確保しているとのことですが、3年後に完成する築川ダムとの関係は、大分前の話になりますけれども、いろんな課題が多いというふうに聞いておりましたが、今後あるいは現在まで、そして今後どのような形でこの問題を町民に説明してまいりますでしょうか。

あわせて老朽化対策をも含めた平成27年度に策定した矢巾町水道事業ビジョンと下水道

にかかわる長寿命化計画なり、最適整備構想がそれぞれ策定したわけですが、その後2年間経過いたしましたして、大きな課題もなく順調に経過しているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず築川ダムの治水に関してでございますが、答弁にもありますとおり33年3月にダムが完成いたします。今のところ盛岡市と矢巾町で共同で受水ということになってございますが、まだお話は現在進めているところでございます。施設の利用に関しましては、盛岡市の浄水場、築川の浄水場、そちらとあとは管路につきましては、まずもってそれを増強しなければならないというふうなお話は聞いてございます。ただ増強するに当たっては、多額の経費がかかるわけございまして、そちらのほうの経費を幾らかでも削減できるように矢巾町700トンではございますが、これを新配水場、今できております1,300トン／日に700トンを夜間に受水できれば何とか管路の更新は防げるのかなというふうに私自身が模索しておりまして、そちらのほうの施設の利用に関して今後経費のかからないような形で進めてまいりたいと思っております。

次に、2点目でございますが、水道ビジョン、水道ビジョンにつきましては、策定しました27年に策定しておりまして、これが水道ビジョンではなく経営戦略、こちらのほうは管路の更新計画とあわせまして10年間の更新計画を策定してございます。27年に策定しましたのは、岩手医科大学が移転するという形で東部浄水場で給水した場合に大丈夫なのかということでこちらの検討をしまして、27年に管路更新も含めた施設の整備計画を策定してございまして、今のところ順調に進んでございます。

あと下水道につきましては、予算の委員会、2月27日にご説明してございますが、資料としてご提示させていただいております。下水道に関しましては、長寿命化計画、これが28年から32年まで進めてございまして、マンホールのふたの更新、あとは管の更新等を計画的に進めているところでございます。

次に、集落排水でございます。集落排水は、機能強化計画で今のところ進めておりますのが間野々地区でございます。間野々地区、ポンプの更新等、こちら国庫補助事業を使いまして平成28年から31年までの更新計画を立てまして順調にこちらのほうも進んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。



藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 水道のほうの関係につきましては、今ご答弁あったように非常にある意味で順調に経過しているということですので、一安心いたしました。ただ築川ダム関連につきましては、多大なる経費もかかるということですので、今後それぞれの関係する組織の中で十分な議論を重ねながら進めていただきたいというふうに思いまして次の質問に入ります。

次は、3点目からの高橋町長の一丁目一番地施策としての答弁に再質問させていただきます。まず最初に、本年度から本町の水田農業施策、先日も答弁されておりましたが、現段階での水稻作付面積は、昨年と比較してどうなのか。また、以前から大きな課題とされておりました岩手医大附属病院あるいはその関連施設への米を含む農産物の供給に関する協議は、現段階でどのような形になっておるのか、その辺のところをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

岩手県の再生支援協議会、再生協のほうから示されている昨年は生産目標面積が矢巾町が面積換算すると1,305ヘクタール、それからことし県のほうから示されました生産目安につきましては1,333ヘクタールということで約28ヘクタールふえてございます。この原因につきましては、今まで年間で日本で8万トンずつ需要が減っているということでずっと毎年生産の目標面積は減ってきているわけですが、今回岩手県のほうで計算した中身に全国での矢巾町の米のシェアというものが、この係数につきましては県が持っているわけですが、それをかけ合わせたということで矢巾町の作付の示された面積が若干ですけれども、本来、今までの政策からいうと減っているはずなのですが、28ヘクタールですけれども、ふえたという結果になってございますので、よりよい米の生産をしていくということが必要だと思われまます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 2点目の医大附属病院に対する農産物の供給の状況の協議の状況ということですが、1度私どもが間に入りまして、J A岩手中央と岩手医科大学のトップレベルのところでの協議が一旦ありまして、その後基本的にはこずかたサービスが一手に請け負っているということもありまして、こずかたサービスとJ Aさんのほうで今

現在協議中だというふうに聞いておりますが、結果どうなったかまでは、ちょっと私どもでは知り得ていないという状況でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 今の後段のほうの医大との関係でございますけれども、私も議会も去年の春に医大のそれぞれの関係する方々と懇談会を持ったわけでございますが、そのときにこずかたサービスの関係者もおいでになったわけでございますが、なかなか厳しいお話をいただいておったように記憶してございますので、その辺のところはこれからJAとも協議しながら慎重に進めていただきたいと。何せ将来のここの農業を左右するような一大事案ともなりかねませんので、ひとつお願い申し上げたいと。

それでもう一つは、日本一のヒメノモチの団地を形成しておりました本町のモチ米生産ですが、大きな岐路に立たされておるようでございますが、その辺の農協や生産者との協議の状況はいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣議治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

モチ米の生産につきましては、平成28年度に非常に全国的に豊作だったということと、それから生産調整の加工用米として他県、違う地区でもモチ米に取り組んでいる地区がふえてきて、繰り越し在庫が非常にちょっと拡大しているというのが現状でございます。

JAさんと協議をしておりますが、農協としても引き続き良質のヒメノモチの栽培、それから増収については進めていくということで生産地区を若干区分けをしているようでございます。モチ米につきましては、不動地区と大規模担い手農家にモチ米のほうを頑張ってもらいたい。それから、徳田、煙山地区につきましては、今県のほうで進めております銀河のしずくを目玉として推進をしていくということで煙山と徳田、それから不動地区ということでそれぞれ推進していく計画を農協のほうでは進めていくということで話をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） ということで先人が非常に苦勞して産地、団地化をしましたモチ米団地でございますので、何とかここはJAと行政、一体となりまして再度復活を希望す

るものでございますので、トップセールス等も兼ねながら何とかお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、法人化対策、これなかなか進まないようでございますけれども、いずれ今回この協議会を立ち上げるということでございますので、いずれこれはずっとここ10年以上、もう20年も前から懸案事項でございます。何とか今年度にこの辺のところをこの協議会の中できちっとしたあり方を示していただくようお願いしたいわけでございますが、その辺に向けての現段階での決意のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今こちらで計画をしております協議会の構成メンバーですけれども、現段階で法人化が終了している8つの組合、それから残っている23ありますが、その集落営農組織で、その協議会でいろんな情報を得たいと希望する組織、それからご質問にもありましたとおり、個人担い手との両立という観点から個人の方で法人を立ち上げている組織の方もおりますので、その個人の法人の方、それから認定農業者等で担い手を目指して一生懸命規模拡大とか、経営改善に取り組んでいる個人の方もいらっしゃいます。その中で将来会社を設立したいと、法人としてやっていきたいと希望している方、この方々をメンバーとして構成員として集めたいと思っておりますし、事務局サイドといたしましては、当課産業振興課と、それから今度は農業委員さんもいろいろ役割がふえてまいりますので、事務局といたしましては、農業委員会と。産業振興課と農業委員会でこの組織をバックアップしていくと。

それから、アドバイザーといたしまして岩手県の農業公社さん、それから盛岡の農業改良普及センターさん、この辺につきましてはアドバイザーとして参加いただいて、いろんな観点からご意見をいただきたいということで、これを本年8月までに設立したいということで今年度何回開催できるかわかりませんが、まず集まっていただいて、どのようなニーズがあるのか、いろんな方々が集まりますので、その中でいろいろな話し合いをしながらどのようなニーズがあって、町はどのような支援をすればいいのかというのを話し合いの中から見つけていきたいということで今計画しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

今大きく3点についてお話があったのですが、岩手医科大学の病院食のことについては、やはり私どもも県内には、県内というか、この町内にいろんな病院もあれば福祉施設、介護施設、いろいろ保育園もある。その中で小中学校には地元産の米を使っていたということなので共同調理場を中心に、まず矢巾町の地元産米、これはもうおいしいのだということをしてPRしていかないといけない。そのためには、管理栄養士とか、そういう実際現場に立ち会っていらっしゃる方々にもPRをやって、そこの中から、まず私どももう岩手医大の附属病院が来るからそこということ、これも大事なのですが、もう一度原点に立ち返って町内のそういった米飯の対象になる施設、そういうところとしっかり協議を重ねながらやって、それを何としても岩手医科大学の附属病院の病院食につなげていきたいということで、一つ一つ積み重ねながらやっていきたいと。

それから、モチ米、このことについては、いろんな農協サイドからもこれまで取引したところでいろんな問題があって、なかなか供給がこれまでどおりはいかないということは、もうお聞きしておると思うのですが、いずれこのことについてはJAの組合長さんともお話しして、ぜひ私らにしてはトップセールスをさせていただきたいと。今できれば加工場を矢巾に誘致したいのですが、過去にもうご存じかと思うのですが、盛岡市は矢巾で綱引きがあって、それで頓挫した経緯もあるので、このところは慎重に見きわめながら対応していきたいと。そして3つ目の法人化への誘導策、これは今もうこの間からもお答えさせていただいているのですが、人・農地プラン、それから農業ビジョン、こういったところでしっかり協議をして、具体的な支援策を、やはり町からもお示ししなければなかなか法人化に踏み切れないということがあると思いますので、やはりその支援策をしっかりとお示しして誘導してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） ただいまは町長のほうから力強い答弁をいただいたところでございまして、次にいきますが、いわゆるズッキーニです。岩手県一の栽培面積を誇る我が矢巾町特産のズッキーニの本年度の栽培計画面積をどのように捉えておりますでしょうか。そして、その面積に対する産地交付金をどの程度と想定されておられるのでしょうか。また、夏場にこの作業が集中するわけでございまして、非常に今法人であれ、個人農家であれ、高齢化が進んできている中で夏場の労力対策が非常に大きな課題として浮かんできて

ございます。そこで先ほどはJAのいろんな組織というお話がありましたが、やはりJAにもお願いしているわけですが、なかなかJAとの労力支援の競合がありまして、なかなか思うように来ない部分もあるということから、ここでひとつご提案でございますけれども、夏休み時期ということで、例えばの話ですが、大学生等を活用した本町独自の労力支援バンクなどを考えるおつもりはないのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目、ズッキーニについてでございますが、去年は面積は若干ふえていたのですが、去年はちょっと天候不順ということで生産額のほうはちょっと落ち込んだというようなケースもございますが、町といたしましても農協さんのほうでは、これ岩手中央管内になるわけですけれども、ズッキーニで販売額1億円を目指せということで農協さんの座談会の資料にも1ページを使いましてどんと宣伝をしていただいておりますし、矢巾の野菜部会の中にズッキーニ部会も開設されたということで非常に農協さんとしても力を入れているということでズッキーニの場合は、麦の後にもやれるという非常に転作については有利な作物ですので、引き続き町といたしましても支援をして広げていきたいというふうに思っております。

2点目、交付金の金額ですけれども、これは30年度につきましては、これから申請をして上のほうの許可をもらわなければならないのですが、その準備段階といたしましては、来年度もズッキーニにつきましては、戦略枠ということで通常の野菜枠よりも若干ですけれども、高いところを目指して申請をしてこれを何とかかち取りたいということで目標額は4万円を目標に申請をしていくと。これをかち取りたいと思っております。

それから次に、3点目、労力の支援でございますが、ご指摘のとおり農協さんのほうのセンター、去年の実績で43件、53人のあっせんということで若干数のほう少ないように思われます。これあっせんしている中身ですが、非農家さんで主婦とかシルバーさんが中心での派遣ということになっているようでございます。

ご指摘にあったとおり、ズッキーニ等の夏場の収穫時期とかの労力不足等に大学生は使えないかということがありました。非常に農協の結果を聞きますと、どうしてもシルバーさん、それから主婦ということで力仕事にはちょっと不向きなのかなというところもあつたりしますので、その辺十分に検討させていただきまして、当課といたしましては、農業でなくて普通の職業のハローワーク等のかかわりもありますので、そういった手法を見な

がら、その労力の集めて独自になかなかセンターというのはつukれないかもしれませんので、この農協の支援センターさんと十分その辺の、うちのほうからこういった労働力あるよというふうに紹介をしたり、その辺の連携をとりながら労力支援のほうには努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 課長、大学生の話に特化して話しているから、そこら辺に絞ってしゃべって、やる気あるのか、ないか。

稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） 今即決でやりますというお答えはなかなか難しいので、どのようにして活用できるのか調査をさせていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） ということで非常に多分矢巾町で一番面積を持っているのは我が法人でございますので、何とかもう70馬力以上が炎天下非常に大変な作業なわけでございます。例えばですが、大学生等がもしあれば、宿泊は公民館、風呂は環境施設組合の風呂と、ちゃんと準備ができておりますので、どんどん派遣していただければ、受け入れは可能でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと。

次、和牛振興に関係していきますが、国の家畜導入事業等が以前はずっとあったわけでございますが、最近のその状況はどうあっているのかと。そして、本町では基金の積み立てもやっておるわけですが、非常に素牛が高くて、今導入しかねるという声がいっぱいあるわけでした、その辺のところ、今のところの状況と、現段階での考え方をお伺ひしたいというふうに思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり全くそのとおりでございますので、現状でいきますと、この基金の導入、家畜導入事業、県からの補助を受けているもの、それから町単のものがああります。昨年、ことしご質問にもあったとおり非常に素牛が高い状況にございまして、更新が潤沢に行われていない状況にあります。それでやっぱりかつてより20万円、30万円という素牛が高い状態ですので、なかなか更新できないでいるということで、この事業のほうも実は利用されてい

ない状況にございますが、家畜導入事業を行いますと、それなりに補助金のほうが4万6,000円、その他組み合わせでもうちょっと金額出ますので、決して農家にとって不利な事業ではございませんので、この間ちょっと農協さんのほうとは協議をいたしまして、来年度上半期でございますが、何頭かこの基金を使った導入を行っていくということで農協さんとは協議をさせていただいておりますので、先ほども言いましたとおり農家には決して不利な事業ではございませんので、我々もこの家畜導入事業、もっとPRをいたしまして少しでも導入の資金に充てていただくと。それから、素牛が順調に更新されなければ、将来的に非常に困った事態を起こす可能性がありますので、その辺は農家と連絡をとりながら農協さんと協力してきちっと、今子牛が高いからといって安心するのではなく、将来を見据えた素牛の導入計画等も進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきます。

今課長からも答弁させていただいたのですが、今畜産農家の方々も、やはり心ある方々は、オリンピックが過ぎると、今和牛で日本は売り出しておるわけですが、だから今私どもやはり今後そういったオリンピック終わった後の安定した畜産経営ができるような、やはり指導を農協さんと一緒になって強化していかなければならない。だから今の高値で推移しているうちに畜産クラスター事業等初め、できるものはしっかり今のうちに取り組んで、そして将来やはり永続性のある畜産振興対策をしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） それではその次、ただいま町長さんからは力強い答弁をいただきましたから、次の項に入ります。

町の中心部は、先ほど来の医大等々の関係で非常に活気が出てきておるわけでございますが、周辺部はご案内のとおりの内容でございますが、答弁にはいろいろあったわけでございますが、ここで伺いするのは、西部地区での今の中山間事業の実態と今後の方向性はいかがなのでしょうか。

また、東南部地区という曖昧な表現でございますが、例えば徳田地区なり、その辺を中心として考えた場合ですが、古くからの良質米の産地であることは皆さんご案内のとおりでござ

ございます。先日から銀河のしずくあるいはモチ米の話題等も今出てきてございますが、この地域の農業者の意欲の向上なり、そして矢巾町、先ほど町長のほうからもあったわけですが、良質米だと、おいしい米だということをしてPRするためにも、そして去年JAが実施したわけですが、抽出した中で食味値分析をもらいました。私も出したわけですが、私が出したサンプルも含め60サンプルの平均値が食味値ランクで、いわゆる特A基準を上回った数値が出てございます。少しばかりではなくちょっと高いです。そういうことから、ここはこの地域に、なかなかこれは県とのいろいろな協議が必要かと思いますが、金色の風を導入してはいかがかと、私はそう思うわけですが、その辺の考えをお願いしたいと。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣讓治君） ただいまのご質問1点目にお答えいたします。

中山間地域協定の事業内容ということで平成27年度から31年度まで行える事業でございます。対象地域が不動地区の西側、西部側ということで高速道路を境に、そこから上の西側という地区が対象地区になってございます。交付金額が約2,200万円ほどの交付金額をいただきまして、やっている事業といたしましては、それぞれの地域で違いますが、U字溝の布設とか、防草シート、それから尻水口の改良、それから大堤とか大白沢川とかの景観を守るということで周辺の整備ということで多面的支払機能交付金と似たような事業内容でございますが、その中山間版という形でいただいている事業でございます。

この地域につきましては、岩手県の特認地域というふうな扱いで位置づけられておりますので、今やっている要件、これを満たせば31年度以降も事業継続が見込まれるというようなことになってございます。これ多面的と同じで5年に1回計画の見直しというようなことがありますので、必ずということではないですが、今の現状を考えますと、31年度以降も事業継続ができるのではないかという見込みになってございまして、これを各地区集まった不動中山間地域協定という組織の中でこの事業をこなしているということになってございます。

2点目のご質問にお答えをいたします。金色の風の作付ということですが、ご質問にあったとおり、徳田地区非常に良質米の産地ということは、皆さんご承知のとおりだと思いますが、平成30年度産の銀河のしずくと金色の風の作付農家登録に係る募集要項ということで、県のほうから出ている要項がございまして、これによりますと、金色の風につきましては、奥州市、一関市、金ヶ崎町、平泉町の標高120メートル以下の地域にという、そういう文言が掲載されてございまして、金ヶ崎町より南側、それから標高が120メートル以下とい



うことで、絶対これ以外のところに作付してはいけないということはどこにも書いてはございませんが、ちなみに銀河のしずくにつきましては、盛岡市以南から北上市以北で標高240メートル以下というのが定められてございますので、県の募集要項からいきますと、残念ながらちょっと徳田地区、該当しないのかなということでは思いますが、県のほうからは矢巾町さんはぜひ銀河のしずく頑張ってくださいということで、30年度の作付計画も……

○議長（廣田光男議員） いいじゃ、今金色の風の話だから、まず余り詳しくなくていい。

○産業振興課長（稲垣譲治君） わかりました。以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをします。

まず町の周辺部、これはやっぱりこれまでももう市街化調整区域との関連性があって、ただいつまでもそういうことを言っておっては前に進まない。そこで今うちのほうでは地区計画または地区計画等という5つの大きな枠組みの中で矢巾町が、その中からどれか一つでもいいからできないかということで今担当にも話をしております。いずれもうこれまでは調整区域だから何もということは、この周辺部は座して死を待つのかということで、今高齢化の問題もある、いろんなことを抱えているわけです。やはりその課題解決のためには、私らが動いて、県なり国に要望していくということで、私はだからことし一丁目一番地にしたというのはそこなのです。そここのところに取り組みなければならないと。

それから、金色の風、これは藤原由巳議員と私はぴたっと一致するのです。実は、この間町の再生支援協議会があって聞いたのです。なに、おら銀河のしずくでない、金色の風やりたい。そしたら、盛岡広域でも今盛岡からこっちが、以南があればと言うのですが、試験的に作付を認めて様子を見ると。だら、金色の風もそういうことできないのかと言ったら、担当部長が、まずそったなことへらねえでけろじゃと、こう言われたのですが、ただやはり私どもは挑戦することが大事なので、これは課長はちょっと後ろ向きな答弁をしたのですが、やはり金、銀でやること。そのためには、私ども取り組まなければならないのは土壌診断から作付の調査をしっかりやって、金色の風に合った作付ができるかどうか。これは農協と私らも一緒になってやらなければならないと思うのです。だから最初から諦めるのではなく、その辺のところを、恐らく盛岡市以北も銀河のしずくに挑戦してくると思うのです。だから私どももそういう試験的にしか認めないと、それもだめだと、金色の風は。でも、これからは粘り強いいろんなことを踏まえながら対応していきたいということで、ただこれはかなり厳しいということだけのご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） ということで何かぴたっと合ったようでございますので、近い将来金色の風が吹くだろうと期待をして次に移ります。

駅の西口のショッピングセンター、今お示しいただきまして10月末にはオープンするということが非常に喜ばしいことだというふうに思っております。ただ今もちょっと町長のほうからお話あったわけですが、周辺には調整区域等々があるわけでございますが、やはりショッピングセンターを核とした駅西地区のまちづくりというものを考えてみてはいかがかということで、その分を含めて質問をさせていただいたわけでございますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 駅西地区のまちづくりという観点でというご質問でございますが、10月にはユニバース、サンデーのショッピングセンターはでき上がるわけです。そのでき上がった後の人の動向というものをしながらということになると思いますし、もう一点違う視点でお話ししますと、スマートインターはでき上がるのですが、スマートインターから駅西に直結するような、間接的にはもちろんつながっているのですが、直結するような道路もないという状況もあります。また、さらに長い視点でいきますと、盛岡西バイパスの延伸がどこを通過していくのかという、その動向も非常に関連してくるものと思っております。うまいぐあいにといいますか、矢巾の中心部の脇を通過していくような形で西バイパスがさらに南のほうに延びていくということであれば、この駅西とバイパスを直結するような駅西側に車の流れを呼び込むようなルートを新たに考えるということも当然やるべきことなのかと思っておりますし、そこに至る前でも、旧アイワの体育館の土地、体育館として継続的に使えるかどうかはともかくとし、あそこに一番いいロケーションにあの土地があるわけで、そういったところの、長期的にはそういったところの活用、またさらには旧矢巾中学校なりというところも種地としてはあるということ踏まえて、今後いろいろ考えていく必要があるものだというふうには捉えてございます。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） できるだけその辺のいろんな構想、いろんな形の中で協議しながら進めていただければというふうに思います。

この項の最後になりますが、スポーツのまちに取り組むというふうなことの中で、国際大会でも闘える選手育成という項目があったわけですが、県もやはり同じような考えで平成30年度予算にトップアスリートを育成するためとして約700万円の予算を計上して今審議中でございます。そこで本町としても、やはり国際的な選手を育てるのであれば、今岩手県、県がやっていますが、スーパーキッズ事業を矢巾型、それとまた特化した矢巾型スーパーキッズ制度の立ち上げが必要ではないかと思いますが、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

矢巾型のスーパーキッズということで、今県の事業でスーパーキッズを行っておりまして、来年度につきましても矢巾町から3名の児童が対象となっております。県に従いましてというわけではないのですけれども、矢巾型ということをやっとどのような形で取り組めばいいのか、また指導者の件も今後考えなければならぬと思いますので、そういったところも加味しながらちょっと取り組みに対して考えていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

今毎年、小中学校のスポーツの方々も含めて顕彰メダルを授与しているわけです。だから私は、そういった児童・生徒をメダルだけ授与して終わりということではないのです。だから矢巾型のスーパーキッズをこれから考えていくというのではなく、やはりもう行政の一番悪いところは、次にこれからということはやらないことなのです。だから私はもう今年度からそういう、何もいいではないですか、ハンドボールに特化して。まず今ハンドボール、実はスポーツのまちという前に、私の心の中にはハンドボールのまち宣言をしたいなという気持ちがあったのですが、ただそうでは何か随分町長もあれだなと、視野が狭いなと、もう少し大きな視点で物事を考えることはできないのかということもあったのであれなのですが、もうハンドボールのまちに特化していいのです。そしてここから一番最短距離にあるのは、もうハンドボールで国際級の選手、今そうでなくても不來方からもう出ているわけですから、全国で活躍しているのが、それをさらにきょうは大変失礼ですが、もう水本淳一議員のご長男だってそうだったわけです。だからやろうとすればできるわけですので、これはスポーツ、文化のことについては、町長部局も関連あるわけでございますので、しっかり対応してまい

りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、ここで休憩をとります。

再開を11時10分とします。

午前11時00分 休憩

-----  
午前11時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

あらかじめ議長からお願いがございます。質問者についてはこのとおりでありますが、答弁者はもう少し整理をして、要点を答えて説明員ともどもお答えいただくように留意願います。

それでは次に、第2問目の質問を許します。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） それでは次は2問目になりますが、先般同じように和田教育長から平成30年度の教育行政方針が16ページにわたって示されましたし、述べられました。その中でですが、私が感じた段階で今から質問させていただくわけでございますけれども、1点目は、学校教育の充実についてでございますけれども、①として、豊かな心の育成。②、確かな学力の保障。③、健やかな体の育成といった生きる力を育むとありますが、①では、生徒指導の充実に向けて、②ではさらなる指導体制の改善に向けて、③でも努めるほか努めます等々、具体策がまるで見えないと私は感じました。この点からこの3点の具体策をお伺いしたいと思います。

それから、2点目としましては、学校規模及び通学区域の適正化において、学区の見直しは町の行政区の動向注視とありますが、行政区の見直しにおいても、ある意味において行政区の意向に多くを委ねていると思われることから、教育委員会としての学区再編素案を示すべきと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

3点目としては、社会教育における生涯学習の充実についてでございますけれども、今後さらなる高齢化社会が見込まれる中、自治公民館活動が自治会においては活動に大きな格差があるとも言われてきております中で、自治会コミュニティ活動と一体化し、町職員がそれぞれ配置されておるわけでございますが、公民館活動と一体となった地区担当職員の活用に

より、自治会と自治公民館活動の一体化を図ってはとありますが、その所感をお伺いいたします。

4点目につきましては、今回の教育行政方針とは別ですが、2月22日の本会議におきまして、徳丹城史跡周辺の活性化に関する請願が採択されまして、その関連意見書も採択されました。この請願は、主に6項目にわたっておりますが、その中から今回は①として、町歴史民俗資料館と曲がり家の改修及び利活用。②として、町立德田小学校の移転検討の2項目について教育長の見解をお伺いするものでございます。

①につきましては、30年度に屋根のふきかえ予算が計上されておりますが、その後の季節ごと、春夏秋冬の利活用計画と屋内外の維持管理計画を示していただきたい。②につきましては、震災後耐震工事が行われ、現在に至っておりますものの、十数年前から移転ありきと示されており、地区住民にとっては徳丹城史跡の活用とあわせて大きな関心事案でもあることですので、今後何年後がその移転の目安となるのか、その見解をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 教育行政方針を受けてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、豊かな心の育成のための方策として、第1に、生徒指導の充実ということでご質問いただきましたけれども、それを全て含めて道徳教育の充実、生徒指導の充実、学校不適應への対応、教育相談機能の充実、小中連携教育の強化に努めることによって取り組むことによって、その中の一つの生徒指導の充実が図られると、そう考えております。

次に、確かな学力の保障のための方策として、基礎、基本の定着を図り、みずから進んで学習に取り組む態度の育成、教員相互の授業参観や指導主事等の訪問指導を受けての校内研修による教員の指導力の向上、自分の考えを相手に伝える言語活動力の強化、学力調査結果の分析と活用、国際理解教育、ボランティア教育、消費者教育などの特色ある教育課程の編成、働くことの意義やとうとさを理解するためのキャリア教育の推進、さらに英語教育の推進にも取り組んでまいります。

次に、健やかな体の育成のための方策として教員の体育の授業力向上と地域のスポーツ指導者や大学生を活用した学校体育の充実、児童・生徒の心身の健康保持のための健康教育の推進、各種検診の実施と事後指導の充実、体力向上や運動に親しむ環境づくりに取り組んで

まいります。

2点目についてですが、本町の学区は、原則として行政区単位で定めております。これは同じ行政区の子どもが同じ学校に通うことで旧知の仲間と一緒にスムーズに学校生活になれ親しむことを配慮してのことです。学区の再編に当たっては、今後の本町の開発状況を踏まえた行政区再編の結果を踏まえて決定することとなります。学区の決定に当たっては、矢巾町立学校通学区域検討委員会を組織し、町民、特に若い世代の意見を十分にお聞きしながらできるだけ速やかに検討を行ってまいります。

3点目についてですが、自治公民館は自治会の中心的な役割を担っており、自治会活動と連携して行なわれるものと捉えております。自治会と自治公民館活動は、その地域の主体的なものであり、その地域の特性を生かした活動を尊重すべきものと捉えております。そのため教育委員会としては、各自治会の活動支援として自治公民館長研修の開催や移動公民館事業を実施するなど、地域の活性化につながる事業に取り組んでまいりますので、地区担当職員については、町と自治会長または行政区長の連絡役として活用してもらいたいと考えております。

4点目についてですが、季節ごとの活用計画としては、春には矢巾町徳丹城春まつり、夏には小学生を対象に夏休みに合わせたわたまるキッズ探険隊として昔の生活体験、夏から秋にかけては曲がり家での宿泊体験、秋から冬にかけては歴史民俗資料館での企画展を計画しております。

屋内外の維持管理計画としては、今回の曲がり家の屋根修復工事に合わせ、曲がり家南側くぐり戸屋根と井戸の屋根修復工事を行う予定でありますし、歴史民俗資料館については、照明のLED化やトイレの洋式化について順次取り組んでまいりたいと考えております。

次に、徳田小学校の移転については、十数年来の懸案事項ではありますが、平成22年度に耐震工事を実施したことにより、この先10年以上は教育施設として使用することができる状況であります。一方、平成31年9月には岩手医科大学附属病院が開院し、新たな町並みの形成も予測されることから、その状況を見きわめ、ある程度各校の児童数のバランスを考えた学区の再編、移転場所の検討が必要となります。したがって、移転時期については、少なくとも医大開院後の数年先になるものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 1点目のことにつきましては、今の答弁で非常に町民も心強く思っただろうというふうに思っております。そういうことで2点目の学区の関係に入りたいと思うのですが、学区の関係は、先ほどの答弁では、行政区の再編後が望ましいというふうなことでございまして、次の質問で町長のほうに行政区の再編の質問をしておりますので、その際一括して質問したいと思いますが、議長、いかがでしょうか。関連ありますので、議長、町長の答弁いただいておりますので、その後をしたいと思いますが。

○議長（廣田光男議員） 了解しました。それでは、その部分については割愛し、次の質問に譲ります。

○15番（藤原由巳議員） それでは、その次に参りますが、今曲がり家のお話がありました。いろいろ改修工事もことし計画されて、いろんな活用策も出てございます。そういった中で、通告にはなかったわけですが、かつてマスコミ報道されてございますが、ことしに入りまして文化庁の日本遺産への申請が出されておまして、4月には発表になるという報道がありました。認定されるかどうかは別として、認定された場合どのようにこれに取り組むご予定なのか、その辺の見解をお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） お答えいたします。

この日本遺産につきましては、文科省のほうで取り組んでいる内容でございまして、東京オリンピックに向けて海外からいらっしゃる方々に日本の魅力を伝えるということで日本遺産を指定して、そういった文化遺産等を紹介する目的で取り組んでいるものでございます。今回の取り組みにつきましては、盛岡市、奥州市、矢巾町、秋田市、大仙市の5市町で取り組んでございまして、おのおの城柵関係の遺跡ということでPRするという事で取り組んでおります。この日本遺産に認定後につきましては、PR活動の補助金等もありまして、チラシとか、あと看板等、あと整備の内容等の協議をこの5市町で協議会を作成いたしまして、その整備とPR方法を検討して整備というか、それに取り組むもので3カ年計画でこれは行うこととなっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） それでは、認定されてからの対応を期待しております。

次に、徳田小学校の関係に入りますが、答弁ではそのとおりの答弁をいただきましたが、

つい2年ほど前までは当時の教育委員長、教育長からは、移転に向けた協議に入りますよという教育行政方針で述べられたことがございましたが、今回はこの先10年以上はまだ使えるというふうなお話で、それはそれで理解するわけでございますけれども、いずれ徳田小学校、かなり古くなってきてございまして、あそこをこの先10年もあのままにしておきますと、次からの更新、その他の学校の更新計画もいろいろあるかと思いますが、ざっくばらんのところ、まだ10年以上、本当に考えませんか、その辺ちょっと再確認したいと思います。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えさせていただきます。

まずどのぐらいの見通しということですが、これは先ほど申し上げましたとおり、いろんな関係がございます。医大が完全移転されたときに、どういう状況になるか、それを見きわめなければいけませんし、行政区の再編のこともありますし、さまざまなことが関連してございます。そういうことを見きわめた上で、いずれ10年ということではなく、こちらのほうで見通しをしっかりと立てなければいけない近々の問題だと、課題だと思っております。協議をさせてください。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、3問目の質問を許します。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 最後の質問になりますが、町長にご質問いたします。

昨年度、28年度におきまして当時の新しいまちづくり調査特別委員会と総務常任委員会にて調査研究と検討協議を重ね、29年4月には、その集約報告を行い、町当局に政策提言をいたしました。今回はその中から4点ほど質問をさせていただきたいと。1点は、行政区の再編にかかわるその後の経過でございます。2点目は、不動地区の3ヘクタールの活用策。3点目は、民有地を活用した開発計画について。4点目は、町営住宅の老朽化と防災対策について。この4点についてお伺いいたします。

①につきましては、行政区の平準化と前段にあった小中学校の学区再編にも大きく関連する事案でございますが、その後の経過はどのようになっているのかお伺いしたいというふうに思います。

②については、不動地区の中心地でまとまった面積があることも踏まえ、昨年途中には新



たな情報もありましたが、その後の経過はどうなっているのかお伺いをしたいというふうに思います。

③につきましては、徳田橋かけかえに伴う周辺民有地、アップルセンターなり、あるいはパチンコ屋も解体されまして更地になりましたが、その辺のところの利活用計画、どのように考えているのかお伺いします。一部町有地もあるやにも聞いてございますが、よろしくお願ひします。

④については、3団地ある戸建て住宅の老朽化対策が急務と捉え、その中でも医大附属病院に隣接する矢巾住宅は、周辺景観とも合致せず、また入居者もひとり暮らしや高齢化が見られ、災害時の対応も踏まえ、速急に検討を要すると特別委員会でも合意、提言されておりますことから、特にも前向きな答弁を願うものであります。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 新しいまちづくり調査研究特別委員会から政策提言を受けて、その後の経過についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、行政区の再編につきましては、昨年全行政区長から再編に係る意向調査を実施し、3行政区から再編の意向がある旨の回答をいただいております。回答のあった3行政区につきましては、行政区内の全世帯を対象にしたアンケート調査の実施方法等について協議を重ねており、いずれの行政区におきましても行政区再編及びアンケート調査の実施は、各行政区の総会に諮ってから結論を出したいとの意向があったところであります。今後におきましても、3行政区の意向を第一に考え、適正な行政区再編に取り組んでまいります。

2点目についてですが、現在隣接土地所有者とともに地権者の立場として交通事業者と協議をしている状況であります。決定事項はまだなく、詳細についての公表は協議に影響を与える可能性があることから差し控えさせていただきます。いずれ公表が可能となった暁には、議員各位にもその結果をお示しをいたします。

3点目についてですが、現在かけかえ工事が行われております徳田橋西側は、全て民有地であることから、その土地の取引について町が仲介することはできませんが、民間事業者などからの業務立地相談があった際には、用途地域が工業地域であることを踏まえ、適宜未利用地として情報提供をしております。

4点目についてですが、今後町営住宅の整備方針を検討し、平成31年度に矢巾町住生活基

本計画を策定する予定であり、あわせて具体的な整備手法などを検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） それでは最初に、先ほど教育長のほうの質問と関連のある行政区の再編についてご質問させていただきます。

3行政区からその意向がある旨との答弁でございますが、町当局が考える行政区の適正規模、いわゆる人口もしくは世帯数、その辺をどう捉えておるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

適正な規模、一つの基準、今まで行政区再編してきた経緯等々踏まえての規模でございますけれども、調整区域につきましては150世帯、市街化区域については250世帯というのを一つのめどにしております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） ということで前に総務の常任委員会でもお伺いしておりまして、変わっておらない答弁だと思います。そこで今3つの行政区からいろいろお話があるということでございますが、これも大体2年ほど前の総務常任委員会でお聞きしておりますので、大体はその内容に準ずるかと思いますが、いずれその後例えば聞いたところ400世帯以上の行政区もあると。少ないところも、これはいろんな事情があつてやむを得ないわけですが、多いところ、町として全く行政区に委ねているような状況ではないのかなというニュアンスで聞こえるわけですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

先ほど言った規模のそれ以上の行政区、いわゆる再編を含めまして対応につきましては、それぞれ全行政区、全ての行政区の区長さん、こちらを対象にまずきっかけをつくっているということは、これはあります。それから、規模によっては、もうおいおいと、すごいぞというようなところありますので、その部分につきましても町のほうとしても規模、内容と、いわゆる行政のほうから自治会、行政区にお願いする部分で支障を来すような状況があれば

まずいので、これは直接行政、総務課のほうからも確認、指導は入れていますけれども、少なくとも3地区のうち2地区については、かなりボリュームのある大きい世帯数になっているわけですが、各地区の行政区、それぞれいろいろ工夫、やり方やっています。もちろんもう一つの行政区についても、それも参考としてこちらも情報を提供してございますし、ここにきまして一つの行政区についてもかなり各自分の自治会での改善に向けた考えという方も持っています。

したがって、それぞれ大きい行政区、規模の大きい行政区については、そのような形で町としてもアプローチ、頭ごなしにはいきませんので、やっぱりアプローチ、協議、相談の中でそれぞれ取り組んでいただいた結果、今月3月、各自治会において地元の総会、こちらに諮りたいという意向もやっぱりあります。したがって、うちら当初予定している部分よりも若干対応するということか、進める時間がちょっと窮屈な状態にはなってきましたけれども、そういう形で大きい行政区には取り組ませていただいているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 行政区再編については、今答弁のあったとおりの状況でございますが、今度は先ほどの学区の再編絡みでちょっとお伺いしますが、今このような状況なそうでございます。そこで仮に学区を再編するといったもそう簡単にはいかない、行政区の再編を待つのであれば。やはりここは、先ほど話した適正規模な学校、そして子どもたちが平等な教育を受ける環境をつくるということであれば、やはり教育委員会としてもある程度の学区、適正、これが適正ではないかというところを示しながら、双方協議しながら進んでいかないと、今聞いている話の中では、行政区の再編に意欲のあるのは3つのうち2つという話がありましたが、1つは東小学校学区、1つは煙山小学校学区です。分かれても学区は全部同じということになりますと、いわゆる学区の再編には結びつかないと。そこが想定されてございますので、先ほどの徳田小学校ではございませんが、やはり適正規模にしたことによって、例えば学校の移転場所もいろいろ想定されてくると。やはりこの辺のところはちょっと急いで進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） まず学校の適正規模ということでお話がありましたけれども、まず単学級で、要するに1つの小学校で各学年に1学級が成立する、これがまず最低限度のとこ

ろではないかなと。これが複式が開始されました、その複式が進行していきます、この先子どもたちが、入学してくる子どもが少ないという、この状況がずっと続くというのであれば、やはり子どもたちの競争力とか、あるいは学ぶためのある程度の施設をつくるためには、統合とか、あるいは違った形を模索していかなければいけないと、そう考えております。

そういうことを踏まえて、これから先の子どもの動き、これから入学してくる子どもたちの動向を見ながら町当局と検討してまいりたいと思います。これは、先ほど申し上げたとおり10年先とかではなくて、もっともっと間近なところでの目標を立てて考えていかなければいけないと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 時間も大分経過してまいりました。それでは、次の質問に入りますが、徳田橋が今盛んとかかけかえ工事をしてございまして、ご案内のとおり橋の西側はかなり空き地が目についてございます。そういったことから、あそこに何らかの企業誘致なり、あるいはもうちょっと面積が狭いのであれば、何らかの開発なども必要ではないのかなと。特にも沿岸部からのアクセスが非常によくわかるわけですので、そう考える地元の意見なわけですが、その辺のところ現段階ではいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

このことについては、矢巾町唯一の先ほど答弁の中でも工業地域、だから私どもそういったことも踏まえながら、まずしっかりその用途に合った企業の誘致をやはり最優先課題で取り組んでいかなければならないと。せつかくあそこには下田工業団地がありますし、そこで今私どもがちょっともう少し現場に足を向けて、例えば徳田橋ができる前に東北食品はできていたのです。これは私も橋ができてから東北食品ができた、そうではないのです。だからこそ私どもこれからの企業誘致は、特にも今藤原由巳議員の質問の中にも交通アクセス、これがよくなるわけでございますので、そういったことをしっかり捉えながら、そして工業地域という優位性、有利性を生かしながらしっかり取り組んでまいりますので、そしてその中では、下田工業団地にも連絡会がありますので、しっかり協議をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） それでは、最後の質問になりますが、今まで私で12番目、多くの議員から本町の人口3万人に向けての質問や提言がされてきてございますが、なかなか具体的な提案と申しますか、施策が見えてこられないように感じてございます。そこで今2万7,000人前後、プラス3,000人、この3,000人をふやすためにどうすればいいか。先ほど来行政区の再編とか、いろんなお話もありましたが、学校の移転、そういったこともございますが、やはりここは一気に1,000人なり、2,000人の大団地というのは、これは難しい話だと思いますので、せいぜい500人前後の団地を五、六団地程度、いわゆる先ほどちょっと答弁にもありました今の町営住宅、戸建て住宅の今後の検討材料にもなるかと思いますが、そういったことも必要ではないのかなど。500人前後の団地を五、六団地あれば、大体3,000人ぐらいふえると。そういった方向で進めてはいかがかと思いますが、その辺の考えがもしありましたならばお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

先ほどの金色の風もそうなのですが、このことも藤原由巳議員とはぴたっと一致するわけです。それでただ具体策をこれからしっかり示していかなければいけない。私は、土地利用の利活用、それから住宅政策、先ほども具体的に矢巾住宅のこともお示しいただいたのですが、もうこれは待たなしのことなので、いずれそういった先ほどいわゆるこれからの中長期の財政計画も考えた場合、やはり人口増というのは非常に大きな柱になってくるわけですので、そういったことにつきまして、いずれ土地利用、それから住宅政策。

あともう一つは、その受け皿として、やはり矢巾町は子育てしやすい環境にあると、お年寄りさんもあれなのですが、やはり若い人たちにおいでになっていただく。そのためには、やっぱり子育ては矢巾だという環境づくりを担当課にも強く指導して今やっていただいておりますが、いずれそういったことをしっかり含めながら総合的な施策を取り入れて、やはり人口3万人に結びつけていきたいと。

ただここ一、二年、今度スマートインターチェンジが開通すると、いろんな流通団地のことも含めて今もうそういうお話もいただいておりますので、激しい動きが出てくると思いますが、一つ一つ内容を精査しながらしっかり対応してまいりたいということで、いずれそのために3万人構想に向けてしっかり取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで15番、藤原由巳議員の質問を終わります。

次に、8番、藤原梅昭議員。

1 問目の質問を許します。

（8番 藤原梅昭議員 登壇）

○8番（藤原梅昭議員） 議席番号8番、一心会、藤原梅昭です。今回は、代表質問を含め13名の通告があり、私が12番目で大変お疲れでしょうが、大トリはまだ控えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。平成30年度施政方針の中より以下お伺ひいたします。

快適性と安全性を求めるまちづくりについて、阪神・淡路大震災より23年、東日本大震災よりきのうで7年、8.9豪雨災害より5年、近年にも熊本地震、岩泉台風10号災害、この9日には、宮崎、鹿児島で新燃岳の噴火と続いている自然災害があります。また、今後30年以内の南海トラフ巨大地震初め北海道東部沖の超巨大地震等の発生確率が年々高まっております。その中で当町の災害に対する対応状況を以下お伺ひいたします。

1つ、東日本大震災での被災地への復興支援対応状況及び原発事故放射能による農産物等への風評被害対応についてお伺ひします。

2つ目、8.9豪雨災害、台風10号被害を教訓とした水害想定地域、危険地域の対応状況についてお伺ひします。

3つ目、防災無線、監視カメラの稼働状況及び防災ラジオの普及状況についてお伺ひいたします。

4つ目、消防団員と機能別消防団員の充足状況と増員方法と自主災害組織の活動状況についてお伺ひします。

5つ目、県内危険な踏切7カ所のうち3カ所が矢巾町にあると。そう指定されたわけですが、今後の改善計画についてお伺ひします。

空き家調査状況及び耐震強度等危険な空き家対策についてお伺ひします。

以上、お願ひします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 8番、藤原梅昭議員の快適性と安全性を高めるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、震災発生直後から継続して行っております長期的支援として、本年度は大槌町に1名の土木技師職員を派遣しているところではありますが、来年度におきましても継続することとしており、そのほか被災市町村からの応援要請があり次第、短期的支援としての職員の出張派遣を行うこととしておりますので、引き続き可能な範囲での人的派遣を行い、被災市町村の支援を行ってまいります。

次に、農作物等への風評被害対応としましては、岩手県特養林産施設等体制整備事業を活用し、町内の原木シイタケ生産者への原木及び種菌の導入を進めているほか、町内の生産農家等からの要望がある際には、JA岩手中央矢巾地域営農センター内にある食品放射能測定モニターにより、放射能物質濃度測定の簡易検査を実施しております。また、昨年12月には、一般社団法人東日本原木シイタケ協議会とともに東京電力ホールディングス株式会社本社を訪問し、損害賠償及び逸失利益損害賠償を継続するよう要望したところであります。

2点目についてですが、平成28年10月にチラシを全戸配布したほか、自主防災会長会議で岩手河川国道事務所の職員による説明をいただくなど、北上川氾濫時の浸水想定区域について周知に努めております。また、県管理河川における水害想定区域については、現在県で新しい想定区域のデータを作成中であることから、データが整い次第北上川の浸水想定区域とあわせ両者を掲載した防災マップの更新を平成31年度中に行えるよう準備を進めているところであります。

3点目についてですが、防災無線は平成24年度にデジタル化され、全44局が活用されております。監視カメラにつきましては、町内を東西に流れる県管理の4つの河川に1カ所ずつ設置し、ゲリラ豪雨や台風などの際に、迅速な避難情報の把握に役立てております。防災ラジオにつきましては、約1,600台の配布対象に向けて先月19日から配布を開始しており、先月末時点で約1,200台の配布を完了しておりますが、現在も購入希望の問い合わせが多いことから、今後も配布を継続し、普及を図ってまいります。

4点目についてですが、消防団員は先月末時点で定員380名に対し315名で82.9%の充足率となっており、内訳は正団員が270名、機能別団員が45名となっております。増員のための手段としては、従来からの団員による勧誘のほかに自主防災会長会議を初めとした会議での地域に対する要請や各種イベントでの勧誘チラシの配布等を行っております。

また、自主防災組織については、町の防災訓練や消防演習に参加いただいているほか、組織ごとに防災講演会や防災学習車の資機材を活用した独自の訓練、消防団と連携した救命講座等を開催し、地域住民の防災意識の高揚に努めております。

5点目についてですが、本町で改正踏切道改良促進法に基づく法指定箇所指定されている3カ所のうち上杉踏切は詳細設計が今年度完了し、平成31年度から拡幅工事に着手する予定となっております。また、白沢踏切及び南矢幅踏切についても、引き続きJR東日本と協議を行いながら順次整備を進めてまいります。

6点目についてですが、昨年度実施の空き家実態調査では、空き家の可能性がある建物が149件、うち所有者等が空き家であるとした建物が60件ありました。本年度は、その調査結果を踏まえて矢巾町空き家等対策計画の策定を進めているところであります。今後も空き家の増加が予想されることから、計画には継続的な空き家調査の実施を盛り込み、計画に沿って正確な状況の把握に努めてまいります。

なお、昭和56年以前の建物は、現在の耐震強度を満たしていないことから、大地震の際には倒壊の可能性が高く、特に留意すべきものと認識しております。危険な空き家への対策についてですが、空き家であっても個人の所有財産であることから、所有者に対する適切な管理の呼びかけが最優先と考えており、必要な情報の周知に努めてまいります。その上で老朽化が著しく所有者が適切に管理できない等の理由で周辺に著しい悪影響を及ぼす空き家に対し、安全確保及び環境保全の観点から、町による危険除去や除却等が必要となる場合も想定されますので、来年度に空き家対策条例を制定し、そのための仕組みを整えてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 復興支援対応、原木シイタケ風評被害賠償対応と、町長以下しっかり対応していただき、大変ありがたく思っております。町長が率先していくことによって、相手はかなり対応が違うという話が出ておりまして、これからもひとつ対応のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

きのうから大相撲春場所が始まり、我が錦木関が初日勝ちました。この日が来ると、郷土のためにも頑張りたいということできのうは大震災の3.11の日だったわけなのですが、今後とも郷土岩手の英雄として頑張つてほしいというふうには思っております。7年たった今でも7,758人の被災者が不自由な生活をしているというふうにお聞きしております。いまだに応援職員も71名不足しているという状況の中で来年度もしっかり対応していただけるということで本当に岩手県民の支援を矢巾町からという形でしっかり行っていただきたいと思っております。



シイタケの原木もある農家では1万本欲しいところが3,000本しかまだ手に入っていないと。それが現実でございます。この近くの原木については、まだまだ測定値をクリアしていないということで使えないと。今では県北の久慈地方から、久慈、軽米、こちらのほうから仕入れてきているわけですがけれども、なかなか今度は切り出しが手が少なくて出せないと、そういう現実もあるようですので、しっかり県のほうと連携をとりながら対応のほどお願いしたいなというふうに思います。

平安時代、これは貞観大地震というものがあまして、ちょうど東日本大震災に似ていると。この東日本大震災の前後、貞観地震の前後には、必ず地震、噴火が続いていたと。今でもいろんなところで地震があったり噴火があったりしているわけですがけれども、そういう確率からいくと、必ずや南海トラフあるいは北海道東部の地震が起きるのではないかというふうに非常に懸念しているわけですがけれども、先日郡の議長会の研修において、岩大の客員教授で危険アドバイザーである越野修三さんという方の研修を受けております。この方は、陸上自衛隊出身で阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、数多くの災害現場に指揮官として出動しておられる方であります。そのときに話したことが二、三あるのでご紹介をしておきたいと思っております。

正常化の偏見と、これは異常を認知しても正常と解釈しようとする。自分にとって都合の悪い情報は無視すると、そういう傾向が人間にあると。今回の大地震でも情報があっても、40%ぐらいが避難していないと、こういうような話をしていました。正しい知識を習得し、訓練を繰り返すと、避難行動等を習性化するということが非常に大事であるというふうに言っておりました。そういうことで私も回数を重ねて必ず安心、安全の質問をしているわけですがけれども、毎回やはり状況は変わっておりますので、それを町民の方にぜひわかってほしいと、自分のところにいつ来るかわからないと、それは忘れないでほしいということを思いながら話しております。

防災は事前準備で決まると、段取り8分という話をしておりましたけれども、さらに他の方は、何か災害が起きたときにどうやって復旧、復興するのがスピーディーに安全に行くかということをおあらかじめ、起きてからではなく、災害想定して準備をしておく、これが復旧、復興にスピード感を持って行うのにさらに重要であるというような話もしておりました。危険が発生したときに対応は、リーダーシップをきちっととっていただくことはもちろんですがけれども、最悪を予想して意思決定をし、空振り覚悟で行動しろということもおっしゃっていました。見逃しは許されないと。いや、それは考えていなかったと、想定外だったとい

うことは許されないと。

この前の、昨年の大雨警報時、いち早く避難所を開設していただきました。矢巾町で公民館を避難所として開設しました。これは1人だかしか実際避難はしなかったのですけれども、大いに評価したいというふうに私は思っております。役場職員の対応ということで担当組織だけではなく、全組織フル稼働の災害対応がチーム力として非常に必要であると。起きたときには、自分は担当外だというのは1人もいないと、全て担当のつもりで、そのためにも日ごろのその対応訓練が必要ではないかというふうにおっしゃっていました。

私は、質問の中に消防団をふやす方法はありませんかという質問をさせていただいたのですけれども、さすがに特別な方法はないと、一番大事なのは地区コミュニティが大事であると。みんなが日ごろからそういう話し合いをしながらその気になってもらうしかないというふうなお話もしておりました。

そこで確認したいと思います、現場の消防団員の意見ということで高橋町長にし消防団長さん、あるいは副団長さんとの意見交換があったそうですが、その際にいろんな意見があったわけですが、私が聞いている限りでは、いろんな女子の消防団の増加とか、あるいは機能別消防団の増員と、いろんな意見ありますけれども、一番切実に困っているのは、実際に活動する消防団員が手が足りないと。これはまさにどこでもそのような状況なわけですが、全体的な消防団の見直しというか、あるいは今徳田3分団、煙山5分団、不動5分団と全部で13分団あるわけなのですが、ここら辺の地区的なバランスも含めながら、要は消防活動をするためにどのような再編方法がいいのか、いわゆる消防団の再編は考えているのかいないのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

結論からお話すると、今13部あるわけですが、この再編については、やはりそれぞれの部は長い歴史と伝統がある、また重みもあるわけでございます。そういった中で、今後この再編については私は今岩手医科大学の附属病院が来ることによって、矢巾分署も消防署の格上げの話も出てくると思います。それから、もう一つは、やはり県が総合防災基地構想も当然考えるときがくると思いますので、その辺のところも踏まえながら、やはりこれはそういった歴史の重みがありますので、各部にはそういったこともよくお聞きはしながら、また見きわめながら対応してまいりたいなということで考えておるわけでございます。

それで東日本大震災、このことについての団の対応、実際消防活動やって亡くなられた方

々もあるわけでございますので、やはり今後は先ほど越野修三さんのお話が出たのですが、この方がおったから本県では自衛隊との連絡がスムーズにあって、非常に私は越野さんの力は大きかったと思うのです。そういったことで、その中でいろいろなお話をご紹介していただいたのですが、いずれ私どもは先ほど藤原梅昭議員から本当に評価いただいて感謝するのですが、空振りというのは、いわゆる想定外のときに、あのときこうすればよかったということを何を言われようがやっぱり私はやるべきだということで、去年はまず防災安全室にも話をして、やはり状況を見きわめながらいち早く対応するようというようにことをしておりますので、いずれ私どもはきのうで7年たったのですが、あの日あのときを忘れることは決してできないし、またこれからも私どもは被災地にしっかりまずともに手を携え、そして寄り添うことが一番大切なことだと思っておりますので、いずれ今後年月がたっても、このことはしっかりつないでいきたい。

そして、今応援職員が大槌に派遣をさせていただいているのですが、仮設住宅からの出勤です。これはうちの職員を初め町民の皆様方もわかっておらないかと思うのですが、やはり今もうできたときと違って劣悪な環境の中でそういった仮設住宅から出勤していると。その中で一生懸命地域に寄り添って取り組んでいる職員もおるのだということをややはり皆さんにもご理解をいただきたいなということで今後の再編については、これはやらないということではなく、いずれ時間をかけてもやらなければならないときが来ると思いますが、再編のあり方については、これからしっかり状況を見きわめながら対応をさせていただくということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 消防団というのはコミュニティが一番だというふうに私も思っておりますので、その辺のところは慎重にやりながらかつ機能的な消防団にならなければいけないということも踏まえて検討していただきたいというふうに思います。

それから、消防団を先日同僚議員の中から企業の話が出ましたけれども、やはり大企業であれば、必ず防災組織というか、そういう組織はあります。小さい、多分中ぐらいの組織でもあるのではないかというふうに思いますので、ぜひ企業でそれぞれ消防団というか、防災組織をつくっていただいて、それを消防団との連携のもとにどう、いわゆる日中は、外から働きに来ているわけです、矢巾町に。夜は逆になるわけですがけれども、その日中、矢巾町の消防団が手薄なときに、やはり対応していただくとなれば、そういう日中いる人たちをどう

活躍してもらおうかということが大事になってくるのではないかなというふうに思います。

そこでその企業のそれぞれの防災組織をぜひつくっていただいて、その消防団との日中の、日勤、夜勤ではないですけれども、そういう連携も含めながら対応していただければ、さらに安心、安全なまちになるのではないかなというふうに思っておりますが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

いずれご指摘のとおりで、これはもう大手の企業というか、これはもうことし、いわゆる平成30年度からは職員も防災士の資格を取得させ、また今後はそういったことも消防団ともよく話し合いをしながら、いずれ私びっくりしたのは、愛媛県のある会社に行ったときに、もう店長以下防災士の資格を取得させているのです、南海トラフの対応のために。これは私もびっくりしたのです。

だからやはり私は今言うような防災士の資格の取得、これは職員も消防団も企業も、そして今細かい詳細については、担当課長から答弁させますが、今保健、医療、福祉の災害派遣時、この災害時のチーム編成をしての対応、これもやはりこれからは求められるということで、そういった内部組織もしっかり構築しながら、特にここには岩手医科大学または災害時には南昌病院を中心に熊本地震なんかのときも福祉チームを派遣させていただいたし、医療チームはもちろんこれは医大が中心になって災害時のときに派遣しておるわけですので、いずれそういったチームに入られるような、やはり矢巾町からもそういう人材を育てていきたいなということで、そのためには防災士の資格から一つ一つクリアをさせて、特に保健師とか栄養士とか、社会福祉士とか、そういうような人材を町としてもやはり育てて、そしてそれが防災対策のいわゆる強固な一つの組織が構築できるのであれば、これに越したことがないわけですので、そういったことにしっかり前向きに取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

町長の答弁そのものでございますけれども、具体的な内容等に若干ご説明申し上げますけれども、消防団、中小企業含めて組織体制の部分、町の消防団との連携の関係については、消防団、なかなか企業では組織しているものはあるわけですが、町の消防団との特化、いろんな形で難しいところはございますけれども、こちらにつきましては、特に消防団のみ

ならずいわゆる防災士、こちらの部分の取得についてもうちらでは取り組んでまいりたいと。いわゆる団の業務ばかりではなく防災士としての業務を行う形も防災活動の一つかなというふうに捉えてございます。町の職員でも既に今年度1名取得してございますし、来年度につきましても、これはまだ予算協議中でございますけれども、可決を賜りながらふやしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、災害派遣チームの部分につきましては、これも人材育成に結びつくわけでございますけれども、先般の答弁、一般質問にも答えました救命救助、いわゆる女性消防隊含めでの形のこれも取得免許の部分でございますし、それから専門である医大、南昌病院、DMATとか南昌病院の派遣チームでございますので、ここら辺の部分の連携というような形で災害対応には対応してまいりたいと。したがって、ご質問のあります消防団特化のみならず、これは町内近隣の企業さんとの連携、職員のいわゆる入団も含めましてここら辺を対応させていただきたいなというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） いろんな角度からひとつ安全、安心なまちづくりをお願いしたいなというふうに思います。震災後に生まれた子どもは、今度小学校に入ると。確かに7年たつと小学生になるわけですけれども、小学1年だった子どもは中学校になると、そういう非常に節目の7年というふうになるわけですけれども、災害は忘れたころにやってくると、そういうことわざがあるわけですけれども、災害は必ずやってきます。今までのとおり想定外のところも今では想定内と、そんなような形になってきているわけですけれども、だから忘れてはいけないということをするためにも当町として大雨被害のあった8.9、この近辺に1週間ほどやはば一くでもどこでもいいのですけれども、写真展示とか、そういう啓蒙週間、関連情報を発信していけるような、そういう企画をぜひ子どもたちの集まる場所を中心にできればやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

啓蒙活動については、角度の変わった部分の中での町で取り組む部分がございます。今ご提言ございました部分については、前から考えてはおらなかったところがございますので、確かに長くこういうことがあったということ伝えていくという、これもやっぱりひとつ今

お聞きした中ではいいアイデアかなというふうにちょうだいいたしました。したがって、場所、時期含めまして検討いたしますけれども、早ければ来年度からでも進めさせていただければというふうに思いますし、あとは消防演習、防災訓練、ここの部分の中でも若干イベント系ではないのですけれども、展示系の部分、やっておりますので、それとは別なという多分ご意見だと思いますので、そこら辺もあわせた中で取り組まさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 来年からですか、総務課長。

○総務課長（山本良司君） 展示関係、やはぱ一く等との写真展示等含めて、これについては来年度から取り組まさせていただければなということで検討させていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ぜひ忘れられないように続けていただきたいというふうに思います。

監視カメラは正常に稼働して役立っているようですが、最近の災害状況はいろんなケースがあり、空からの情報が非常に重要であるというふうに私は感じております。そこでドローンの操縦資格も職員が得たという話をお聞きしましたが、防災対応、鳥獣被害対応、農業の栽培状況の把握、観光資源情報、学校教材等々多方面での活躍が期待されるので、積極的な活用をお願いしたいわけですが、今どのような活用方法を考えているのか再度お聞きして、この防災対応にもぜひ役立てていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまの藤原梅昭議員から幾つか列挙していただきましたのですが、まさしくそのとおりだと思っております。ただ現状個人で資格を取得した人間が1人、30年度の予算で、いわゆる職場として1人養成しようというふうな形での予算をとっておりますし、機体も1台導入しようということで考えております。1台体制と操縦士の問題もありますし、今後どういった形に生かしていくのが一番いいのかということをいろいろ研究していかなければならないものだなと思っております。

具体的なお話をしますと、そもそも滞空時間といいますか、飛ばせる時間の制約というのは、まだまだ強いです。せいぜい20分とか、長くてもたしか40分ぐらいだと思いますけれ

ども、そのぐらいなので、それから重量物は積めない、積むというふうなレベルのものとなりますと、もっと高額の機体を導入したり、もっと訓練をした状況でないといけないということもございます。正直申しまして30年度導入は、ドローンというものの可能性を探るためのものというふうに捉えております。本格的な運用のためには、やはりそういったものを積み重ねた上で実際に使っていくというふうなことが妥当なのかなと思っております。

なお、他県の例の大きな市では、防災用の専門のスタッフをドローンチームとして、3人ぐらいだと思いましたが、組織しているところもあるやには伺っております。そういった形まで持っていけるかどうかは今後の展開かなと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 昨年度大雨降った日があったわけですが、その際にいわゆる水は30分、1時間たってから増水してくるのです。上流のほうからどんどん流れてきて、そういうような情報というのは、例えばこの西側の山のほうからいきますと、そういうような状況もある意味で想定しながらいわゆる人命を守るというような対応につなげていければ、いち早く対応できるのではないかなと。ぜひその辺も含めて災害、防災対応等々に、あるいは観光資源対応等々に来年、再来年と言っていないで、できるだけ早く対応していくことが、いわゆる他市町村に先駆けてやっていくと、そういう矢巾町だなという見方もされるわけですから、そういうことも含めてスピーディーに進めてほしいなど。

それから、昨年度大雨のときには、北上川も大分増水して、また逆堰の排水ポンプが稼働したというよりも、ポンプないからあそこに持って行って水をくんだわけですが、今後の対応としてポンプも自分たちで用意したいという話があったわけですが、この辺に関しては、国土交通省からいらした水本副町長が専門の分野かなと思えますけれども、いずれぜひあそこには毎回必ず増水すれば発生する事案ですので、その辺の対応を含めて、もし道路が狭ければ道路を広くするなり、そういう対応をしていかないと、大きな被害につながるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

水本副町長の出番をちょっと今あれだったのですが、実はこのドローンについては、今型どおりの答弁をさせていただいたのですが、県の総合防災室ではもうその体制に入っておる

ということで、私どもも職員を研修の場に派遣をさせていただきたいし、それからもうこれから農業サイドとか、いろんところでドローンの利活用は出てきておりますので、もう今町内には農家の方がドローンを持って対応している事例もあるわけですので、そういった方々と一緒になって進めてまいりたいということで、いずれ今先ほど私もちよっと舌足らずの答弁だったのですが、防災士とドローンはもうセットで防災対策には取り組んでいかなければならないと思っておりますので、そこはひとつご理解いただきたいと思ひますし、いずれそういったことで県の総合防災室とも。

もしことし消防演習で団長さんのお許しをいただけるのであれば、防災ヘリもいいですが、ドローンのひとつあれもモデル、模擬飛行も一つの取り組みではないのかなと、その辺は検討させていただきたいと思ひますので、ご理解をいただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「逆堰のポンプの件は」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 今対応の話。高橋町長。

○町長（高橋昌造君） この排水ポンプについては、去年は例えば岩手県河川国道事務所から派遣をさせていただいて対応させていただいたのですが、いずれ今はこの間も皆さんにお願いしてあれだったのですが、第12部のポンプ車をあれして、まず今1台は、もし処理場の構内でもうどうしてもというときは、そういった排水のための対策は、ただ逆堰から北上川の排水は、とてもこの消防ポンプでは及ばないので、これからもできる限り河川国道事務所をお願いして対応していきたいなど、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ぜひお願いしたいと思ひます。

それで踏切の話をしたと思ひますが、上杉踏切は31年度から拡幅工事に着手予定という予定のようですが、それに伴って第2分団第4部の屯所が移動しなければいけないというような状況になって、今地元ではいろいろ右往左往しているわけですがけれども、これは土地の取得から屯所の建設と、非常に多額の費用がかかるということで今回各行政区の総会でも積立金についていろいろ承認をもらっていると、そういうような状況だと思ひます。

それでお伺いしますが、これに伴う移転と建設のそういう支援というか、その辺のところについては、どのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思ひます。



○議長（廣田光男議員） 藤原梅昭議員、今の質問は踏切移転の話ですか、それとも4部の移転の話ですか。

○8番（藤原梅昭議員） 踏切移転に伴う4部の移転。

○議長（廣田光男議員） ちょっと質問の内容とは違ったけれども、まず……

○8番（藤原梅昭議員） 答えられれば答えていただきたいです。

○議長（廣田光男議員） 踏切のほうの話、ではまず踏切の質問のようですので、菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、お答えをいたします。

踏切の関係に関して4部の屯所の部分ということでお答えをいたしたいと思います。一応踏切を拡幅する際は、前後のほうで必ず歩道が設置されていなければならないというのが前提条件にありますので、あそこの上杉踏切につきましては、今お話のありましたとおり4部の屯所前については、歩道が設置されておりませんので、今回の拡幅に合わせて歩道を設置するという考え方になっております。

その中で基本的に歩道のみであれば建物には当たらないわけですが、ただあそこの地理的な場所がちょっといわゆる傾斜がきつくなるということもございますので、現在コンサルさんをお願いして、どの程度費用が伴うのかという部分を算定している最中でございますので、その中身によっては費用が、例えば部分的な改修になるのか、もう少しかかるのかという部分が数字的な部分も出てくると思いますので、これにつきましては、いずれ算定してからお示ししていくというふうな考え方でおります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 踏切の移転等は4部とは特に、今のところは考えていないということ、当たらないということ。

菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） お答えします。

踏切自体は建物には当たりませんので、基本的には土地のみという考え方にはなりますが、ただ機能保障という面では、もしかしたならば4部は、いわゆる水槽付ポンプですので、少し長いポンプ車でございますから、切っただけで果たして屯所として活用できるのかという部分が多少やっぱり疑問になっておりますので、そうしますともしかしたら建物も若干手をかけなければならない可能性もあるということで今回先ほど言いましたようにコンサルさんをお願いして、その保障の関係の算定を進めさせていただいているというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） それでいいですね、踏切に関しては。再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） わかりにくい質問をして済みませんでした。そういうわけで理解はできましたけれども、いずれ移転をしなければいけないというふうに、もう地元では動いておりますので、その辺も含めてしっかり地元に残り負担のないように対応をしていただきたいというふうにお願いします。

それから、空き家対策について議会懇談会でも何回か指摘されております。移住、定住を促す意味でも活用が重要ではないかというふうに思いますが、何か話を聞くと、非常にその活用については、消極的な話しか出てこないわけですけれども、都会のアンケートによると、若者の40%が何かチャンスがあれば、いわゆる地方に移住したいというようなアンケートが出ています。これは、アンケートですので、しっかりした数字だと思うのですが、それだけのいわゆる移住、定住の希望があれば、何かの形でそれを救ってやると、そういうような対応はやっぱり早急に必要なのではないかなというふうに私は思うわけですが、空き家の活用についても同じように何かそういう前向きな取り組みをお願いしたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 前向きでないというふうな捉え方をなさっているように聞こえますが、答弁にもありますように所有者の意向が最優先でございます。勝手にできないものでございますので、所有者の意向をさらに突っ込んで確認をさせていただき、利用可能な場所は、その情報を流せるような体制をとるということをもってして消極的だと言われると、ちょっと困るのですけれども、一応それは頑張りたいと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、ここで途中でありますけれども、昼食のため休憩をとります。

再開を1時10分とします。

午後 0時30分 休憩

-----

午後 1時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、2問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） それでは、2問目、産業の活力を高めるまちづくりについてをお伺いいたします。

T P P 11、日欧E P A、日米F T Aと、ますます厳しい農業情勢となっております。食料安全保障を重視し、農業が基幹産業、商工業も重要な産業とされているわけですが、具体的な対応策について以下お伺いいたします。

農業振興策として具体的な考えについてお伺いします。

平成31年1月からスタートする農業経営収入保険制度への対応についてお伺いします。

鳥獣被害対策についてお伺いします。

森林環境税の誘導による森林資源活用及び松くい虫対策について伺います。

東部、西部の観光開発、振興への具体的な取り組みについてお伺いいたします。

企業誘致への対応状況についてお伺いします。

以上、お願いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 産業の活力を高めるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、T P P 等が始まることで県内農産物の販売金額が減少するとの予測があり、農業経営への影響が懸念されますので、機械導入や基盤整備等による農作業の省力化、農地の汎用化による高収益作物への導入など農家が安定経営を行っていただけるよう努めてまいります。

2点目についてですが、現在の農業災害補償制度と新たに始まる収入保険制度、それぞれにメリット、デメリットもあることから、加入の窓口である岩手県農業共済組合と協力しながら各農家の実情に合った選択ができるよう制度のP Rに努め、相談に対応してまいります。

3点目についてですが、イノシシによる被害は雫石町まで拡大しているほか、県内のほぼ全域において鹿による被害が発生している状況となっておりますので、矢巾町鳥獣被害防止対策協議会において新たにイノシシや鹿の捕獲用わなの導入を進める予定としております。また、近年ふえてきておりますハクビシンやカラス、熊等の有害鳥獣の駆除を矢巾町猟友会に委託し、実施しており、引き続き被害防止の対策に取り組んでまいります。

4点目ですが、いわゆる森林環境譲与税は、間伐、人材育成、木材利用の促進等に充てることとなっておりますので、譲与が開始される平成31年度に向け、本町における用途を検討してまいります。また、松くい虫対策として、昨年の夏には、岩清水、城内山を中心に約130立方メートル分の松くい虫被害木を伐倒、倒して駆除したところではありますが、いまだ岩清水等において被害木が発見されておりますので、引き続き当該被害木を倒す駆除を行う予定としております。

5点目についてですが、東部については、史跡徳丹城跡整備基本方針に基づいた史跡内の城柵や案内板、遊歩道等の整備を行い、観光資源につなげるよう進めてまいります。西部については、本町最大の観光資源であるひまわり畑の一層の集客を図るため、案内標識やトイレ、駐車場などを整備し、季節限定の産直や軽食提供施設などの施設を充実させ、東北一のひまわり畑を目標に整備を進めてまいります。

6点目についてですが、岩手流通センターを中心に用地の問い合わせがあることから、進出企業のニーズの把握に努め、土地利用とのマッチングを図り、企業誘致に向けた情報収集に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 県では、T P P対策費として86億8,000万円の予算計上が今回されております。経営体育成基盤整備事業費、低コスト原木供給に向け、間伐材の生産、林道整備などの経費補助などがいろいろあるようですが、それに対して町としての対応もしっかりしながら県の予算を残すことのないようにぜひ矢巾町に対応できるような働きかけをしていただきたいなというふうに思いますが、今のお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、いろんな補助事業のメニューはございますので、今度つくります協議会と、そういった場を通じまして、その地域に合った農業ができていくようにいろいろなメニューを紹介しながら町としても支援をしてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 戸別所得補償が廃止されT P Pが承認されると、そういうことになると、本当に大変な農業事情になるというふうに感じております。食料安全保障、国土荒廃防止、地域コミュニティ等々の重要な農地の役割があるわけですので、ひとつその辺も含めながら農地が荒れないような政策を続けていっていききたいなというふうに思います。

農業経営収入保険制度、これは新しく創設されたわけですが、農業共済制度との選択制ですが、青色申告者でなければ加入できない等々の条件がいろいろあります。特に集落営農等での混乱のないような対応をお願いしたいわけですが、今の対応状況はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣讓治君） 町といたしましても、昨年2月に青色申告等が必要だということで勉強会を開催した経緯がございます。今の現在の状況ですけれども、こちら農業共済組合が加入の窓口になるということで、その勉強会等につきましては、共済組合さんがるる進めているところでございます。実際に先日矢巾町のリンゴ部会さんの総会がありまして、その総会でも共済さんから担当者呼んで収入保険の勉強会を開いてございます。そっちこっちで開いておりまして、各集落営農等さんでもどのような選択がいいかということで今共済さんのほうでは収入保険と農業共済、ならし対策、野菜価格安定対策、どっちが自分に合っているかということで、ある程度の情報を入れるとシミュレーションできるソフトもございますので、本当にシミュレーションしてみないと、どっちが自分にとって有利かというのがなかなか見えてこないという制度になってございますので、このようなソフトなどを利用いたしまして、自分たちに合った有利なほうを選択していくように今後も我々もPRを行っていきますし、機会あるたびにPRしていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） いろんな対応が必要となりますので、ぜひPR含めながら個別に、もうマンツーマンで対応していただくようお願いしたいなというふうに思います。

有害鳥獣の駆除を矢巾町猟友会に委託しているわけですが、猟師育成のためにも矢巾町の射撃場の整備をしっかりと進めなくてはいけないというふうにお聞きしていますが、今の進捗状況をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） お答えいたします。

ただいまの進捗状況でございますが、先日首長懇談会において矢巾町長から提案をしていただきまして、盛岡広域管内で取り組んでいくということで、詳細につきましてはこれからですが、盛岡広域の問題として取り組むということでご承認をいただいているところでございます。

その後、担当レベルの課長会議を1回開きまして、いろんな問題点等提示されてございまして、今その1回目が出たところを精査している状況で、今月末に第2回目の担当者の、今度は課長だけでなく、実際の担当者も入っておりますが、その盛岡広域管内の担当者の会議をやって、詳細についてこれから詰めていくという進捗状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 猟師も足りなくなっていると、そういうような状況にありますので、ぜひ女子も対象になっているそうですので、女子も含めながら進めていただければいいかなというふうに思います。

山は財産にならずということ相続手続が進んでいないということが大きな問題になっております。全国でも4分の1ぐらいが所有者不明というふうに見られておりますが、森林は木材生産のほか、水源の涵養、土砂の流出防止、酸素の供給、地球温暖化防止の面からも大変貴重な資源であります。森林環境税は、都会人の関心を高め、国民共有の財産としての認識を深める意味でも大いに有効と考えます。これの譲与税の配分には、事業申請が必要であり、県、市町村、それぞれ配分されるわけですが、半分は面積割、残り半分は人口割等々で配分されるというふうに聞いております。

そこで提案ですが、東京の人口の多いところでは、環境税を使う手だてがないというような話を聞いております。ただその森林圏と森林地域と連携をとれば、その税金を別な使い道にできると、そういうような話もありますので、ぜひそういう、例えば東京の墨田区等々とはいろいろ連携をとりながらやっているわけですけれども、そういうところとの連携をどのように考えているのかお伺いしておきます。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

譲与税の配分につきましては、ざっと試算してみると矢巾町で180万円ぐらいの配分がある

のではないかなということで見込んでいます。それから、今のご質問にありまして、とおりに都会のほうのまちと連携を図って、その分を山里というか山のあるところという話には確かに出ておりますので、そのような活用をできるのであれば、ぜひそのように矢巾町にというような話をしたいと思いますが、何分まだ詳細が発表されておられませんので、その状況を見ながら有効に矢巾町に配分をしていただけるように要望をしてみたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ぜひそういう有効な使い道を探していただきたいなど。森林環境税は2024年からスタートします。ところが、来年の19年から前倒しで国が借金して、それで使い始めると、そういうようなシステムになっておりますので、ぜひ早急に積めていただいて有効に税金を使っていただきたいなど、こういうふうに思います。ことし2月6日に矢巾の新種発表がありました。酒米の吟ぎんがを使った別将改め徳丹城と、ラベルも一新した南昌山が発売されました。特にも南昌山は、「銀河鉄道999」の作者松本零士先生のデザインのラベルで出され、非常に期待されております。そこで松本零士先生は、昨年盛岡には来て、矢巾には立ち寄りませんでしたけれども、「銀河鉄道999」が11年ぶりの新作が完成し、再出発ということで再度また発売されるそうです。そこで子どもたちへの贈り物の一つとして宮沢賢治の銀河鉄道、それと宮沢賢治、藤原健次郎さんとの友情物語等々のコラボも含めて松本零士さんをぜひ矢巾に呼んで何か企画をしていただきたいなどというふうに思うわけですが、検討の余地はあるでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣讓治君） お答えいたします。

南昌山を製作しております矢巾共同センターさんのほうで松本零士さんを矢巾にお呼びしたいという計画は持っていらっしゃるようでございますので、ただいまのご質問にあったとおり町といたしましても、ぜひ矢巾町に来ていただいてひまわり畑から南昌山を見てもらいたいということで支援をしてみたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 時間もなくなりましたが、農村への移住情報を提供するふるさと回

帰支援センター、これは東京の有楽町にあるそうですが、相談件数が2017年、前年比26%増の3万3,165件というふうに若者の田園回帰の動きが加速しているというふうに言われております。希望する移住先は、市街地などの地方都市64%、農村27%と、山村14%ということで地方都市志向が目立っております。そこで移住先の条件として就労の場があること、就労形態として企業での就労が66%というふうになっているわけです。そこで企業誘致としての動きと同時にふるさと回帰支援センターの利用状況は、どのような形になっておりますか。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） そのセンターの利用状況につきましては、申しわけありません。手元に今資料を持ち合わせてございませんので、後刻お答えいたしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

○8番（藤原梅昭議員） 利用しているか、していないかだけ。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） 現在うちの課としては、今現在利用のほうはございません。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

はい。

○8番（藤原梅昭議員） ぜひそのようなすばらしいセンターがありますので、利用していただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） それでは、2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 時間もなくなりましたので、3問目と4問目関連がありますので、一緒に質問してよろしいでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 読み上げるだけだったら順番にやってください。

○8番（藤原梅昭議員） 学校教育の充実についてお伺いします。

教育委員長と教育長を一本化した効果についてお伺いします。

地域のスポーツ指導者や大学生の活用について具体策をお伺いします。

中学校のクラブ活動で廃部が起きているが、原因とクラブ活動についての考え方を伺います。

世界中に問題になっているゲーム依存症への対応についてお伺いします。



矢巾型コミュニティ・スクールとは、具体的な考えをお伺いします。

学区の見直しについて具体的な考えをお伺いします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 学校教育の充実についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、新教育長を置いて1年以上が経過したわけですが、効果といたしましては、教育行政における責任の明確化、教育委員会の審議の活性化や迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する町長との連携の強化が図られ、教育委員が町長と直接意見を交わすことなどにより、今まで以上に教育委員会の活性化につながりました。

2点目についてですが、大学生の活用は、岩手大学の学生の陸上指導の派遣事業としてこれまでも実施しており、今年度は町内陸上記録会前の8月から9月にかけて計6回、延べ11人の岩手大学の学生が町内各小学校において陸上競技の指導を行いました。来年度においても、今年度と同様に継続し、児童の体力向上に努めてまいります。

3点目についてですが、中学校のクラブ活動の廃部については、主な原因は生徒数の減少によるものであり、人数不足により規定の人数を満たさないため競技が成り立たない、1人当たりの活動費等の負担がふえる、教員数の減少で顧問もつけられないという問題が出たことによるものであります。学校では、さまざまなクラブ活動があるほうが生徒の選択の幅が広がり、望ましいことではあります。先ほど述べましたとおりさまざまな問題が生じてきたことから、生徒や保護者からアンケートをとり、その結果を受けて1年間ほど検討を重ね、部活動の健全化に向け部の数を適正化したものであります。

4点目についてですが、ゲーム依存症への対応として小中学生及び保護者向けに携帯型ゲーム機の長時間使用による学習や日常生活への影響について文書で周知し、家庭においてルールを話し合っゲームを使用するように協力を求めるなどの対応をしております。

5点目についてですが、本町の少ない学校数ということを経験として考え、複数校での学校運営協議会の設置を考えております。また、本町が教育振興運動として培ってきた学校、家庭、地域の連携を基盤として生かせる形を模索し、地域とともにある学校づくりを目指してまいります。

6点目についてですが、本町の学区は、原則として行政区単位で定めております。これは同じ行政区の子どもが同じ学校に通うことで旧知の仲間と一緒にスームズに学校生活

になじめることを配慮してのことです。学校の再編に当たっては、今後の本町の開発状況を踏まえた行政区再編の結果を踏まえて決定することとなります。学区の決定に当たっては、矢巾町立学校通学区域検討委員会を組織し、町民の皆様、特に若い世代の方々の意見を十分にお聞きしながら、できるだけ早目に検討を行ってまいります。先ほども答弁させていただいたとおりでございます。

以上、お答えいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 安心と信頼が寄せられる行政経営について、以下お伺いします。

30年度はスポーツのまちとしてスポーツ振興策を人材育成の柱とした多様な価値観に対応したまちづくりへの具体的な考えをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 安心と信頼が寄せられる行政経営についてのご質問にお答えいたします。

スポーツのまちに取り組む目的は、人づくりという観点であり、スポーツという手段が効果的であるという考え方によるものです。さきの平昌オリンピックにおいて私たちは、日本選手団の活躍からたくさんの感動をいただきましたが、その感動がどこからくるのかというと、それぞれの選手が努力した過程、困難に立ち向かい、真摯に取り組む姿勢だと感じております。そのようなスポーツに取り組む人をふやすことで人と人との交流が生まれ、活気に満ち、健康的で思いやりのある町にしていきたいと考えております。

競技スポーツへの取り組みとしては、未就学時期の運動体験を重要と捉えた事業を実施していくほか、小中学生の運動能力の底上げにつながる指導者の確保に努め、町体育協会と連携しながら国際的な大会で闘える選手を育成するためにも土壌づくりに取り組んでまいります。

生涯スポーツへの取り組みとしては、総合型地域スポーツクラブである楽々クラブ矢巾と連携し、引き続き誰もが楽しくスポーツを行える機会を提供してまいります。

また、矢巾町として2人のパラリンピアンを輩出していることから障がい者スポーツの普及と支援としては、基礎知識と理解を深めるため、障がいの有無を気にすることなく、障が

い者スポーツに触れることのできる機会をつくってまいります。

このような取り組みを通して、多様な価値観に対応できる人づくりを進め、人生100年時代に向けて健康に過ごせるまちづくりにつなげてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 3月9日からパラリンピックが始まり、当町から高橋幸平選手がスキー回転、大回転に出場しますが、大いに楽しんで経験してきてほしいものです。これについて当町からどのような支援があるのかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。最後の質問です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

平昌冬季のパラリンピック、9日に開催されたわけですが、高橋幸平選手は、今度やはば一くと公民館で14日と17日の午後にテレビで放映されるということで、このことについては、担当課でも周知、PRをしておるわけございまして、私どももう伸びしろのある選手だということもお聞きしておりますし、そして何よりもやはり私ども本町のいわゆる日本の国を代表してアスリートとして本当に期待をしておりますし、これからもさらに次に向けて大きく飛躍されますことを心から願って、私も大願成就を必ず果たしてほしいという思いで応援をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 以上で8番、藤原梅昭議員の質問を終わります。

次に、9番、川村農夫議員。

1問目の質問を許します。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 議席番号、9番、一心会の川村農夫でございます。一般質問の内容がこれまで登壇された皆様によって幅広く取り上げられてきましたので、最後となりましたが、私は小さくすき間の部分について質問してまいりたいと思っております。

それでは、第1問として、岩手医科大学附属病院開院までの課題の一つとされてきましたイセファームの養豚場臭気対策について町の取り組みと、その展望についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 9番、川村農夫議員のイセファームの臭気対策についてのご質問にお答えいたします。

イセファームの養豚事業者から発生する悪臭が気温や気圧の変化等、時間帯によっては数キロメートル以上離れた地域まで到達し、矢幅駅周辺においても悪臭が及ぶこともあり、長年にわたり問題視されてきたところでもあります。事業所の存在する区域は、県が定める臭気指数による規制区域外のため、悪臭防止法に基づく対処はできない状況であることから、町では、事業者にも責任をもって悪臭に対処してもらうよう平成12年度に公害防止協定を地元自治会立ち会いのもと締結し、臭気測定や水質検査等を行い、事業活動の監視をするとともに、苦情があった際は、事業者にも改善するよう要請をしてきたところでもあります。

また、岩手医科大学附属病院が平成31年に開院することに伴い、交流人口もふえることも予想されるため、昨年度から岩手医科大学矢巾キャンパス付近で新たに臭気測定を行い、監視を強めているところであり、今後も苦情が出た際は、当該事業者に対し根本的な対策を求めるとともに、原因者として真摯に対応するよう改善を求めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） ご答弁は、苦情が出た際には当該事業者に対して根本的な対策を求めるとともに、原因者として真摯に対応するよう改善を求めてまいりますということですが、仄聞するにイセファームは移転するのではないかという話に始まり、宮守村とか遠野市とかという移転先の話が流れた時期もありました。そういった類の話は一切ないということでしょうか。私は、展望をも質問したのですが、移転も含めた展望は一切ないということでしょうか。

岩手医科大学附属病院に臭気が押し寄せても移転についての取り組みは特になく、企業側の動向を注視する、あるいは注視していくということで、移転への働きかけなどはしないと受けとめてよろしいのでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

答弁書は、これは住民課の環境係で、それで正直なところ産業振興の観点からお答えをさせていただきますが、イセファームとは完全移転をぜひお願いしたいということで、私就任してから、これはもう私の取り組まなければならない最大の、最重要課題ということに位置

づけてこれまでも対応してまいりましたのですが、なかなか煮え切らない。それで私、たまたま就任してから間もなくイセファームの当時の常務さんにお会いして、私のほうからお邪魔するというと、必ずこちらに来るということで、今その方がイセファームの社長になられておるのですが、いわゆる徳田事業所には、今イセファームから部長が派遣されておって、この方がなかなか一筋縄でいかないというか、もう最初は完全移転わかったということで畜産クラスター事業を導入して進めるということで、私も遠野市役所まで本田市長さんにご挨拶もさせていただいて、その後いろいろ紆余曲折がありまして、今度は部分移転でなければならないというような今話が出てきておりまして、今私どもとしては今の現況であれば、これはもう大変なことなわけでございますので、完全移転か、部分移転かと。もう完全移転すればこれは何も問題がないわけですが、部分移転で、もしそういうことになるのであれば、今の豚舎では、これはもう当然あれなので建てかえをして、もうそれこそ無公害の豚舎に、そういう臭気が出ないような最新鋭のものを考えてもらわなければならないということで、今のところそういう状況で、これから完全移転か部分移転かという部分移転では今イセファームから示されているのがそういう状況なので、これからまだちょっと時間がかかると。

ところが、私らにすれば今の養豚場であれば、これは何も一つも解決しないわけですので、だからできる限り早く畜産クラスター事業に。県も国もオーケーなのです。もうこれはお願いして、だから国も県もオーケーで、あとはイセファームの決断だけなのです。だからそのところをまず私らとすれば今後どのような、できれば今月末ぐらいにお示ししたいと。

ただこれまでも何回も裏切られてきているので、私できれば本社に足を運びたいと。ところが、社長がいつもいないというのです。そういう会社はないと思うのです。だから私は、今ここの徳田事業所を通して交渉していますが、今後本社を通して交渉したいなど、こう考えておりますので、そこのご理解いただきたいし、もし要望しなければならないときは、町だけではなく町議会からも、あるいは地域からも要望をさせていただくことも出てくると思いますので、そのときはぜひご理解をいただきたいとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、2問目の質問を許します。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） とんずらされないようにといたしますか、最後まできちんとし遂げることが出来ますよう期待いたしますが、2問目の質問に移ります。

本町の基幹産業と唱えながらも矢巾型農業とは何かについてお伺いします。具体的な規模別、種目別の農業経営の地域ごとの主業型農業者については、国の施策に沿って専攻しておられるところが多く見られますが、小規模農地所有者の農地活用を探る方法を具体的に描き出すことができないでおります。本町に限らず集落内の農地、畑地の活用をどう組み合わせていくかが真の地域農業として、そして矢巾型農業には必要と考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 農業の具体的施策展開についてのご質問にお答えいたします。

集落内にて望ましい農地、畑地の活用を行うためには、集落における農地、畑地の活用計画を定めた人・農地プランがそれぞれの集落に適したものであることが不可欠であり、各集落それぞれの特色ある人・農地プランを策定することが矢巾型農業の形成につながると考えます。このことを踏まえ、町は人・農地プランの策定に係る集落での話し合いが円滑に進むよう支援をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 人・農地プランの策定に集落の話し合いが円滑に進むように支援してまいりますとの答弁ですが、具体的に進める手法として基本的の方針を持っているのかということですか。

地域に入って話を聞きながら、その雰囲気によって事例も示されないままではなかなか進めないと考えるからであります。実は私事ではありますが、20年前に母親が経営移譲をいたしまして、地域農業の情報源であった農家組合の会議やましてや生産組合の時代に入りますと、農地をというより水田稲作を耕作していないと、一切の農業情報はなくなりました。農業分野のコミュニティから疎外感さえ感じてしまうほどになったわけでもあります。いや、うちの農家組合とか生産組合が悪いという意味ではございません。いずれ対象者から外れてしまっているということなのです。

そうした中、見渡すと、リンゴの木はどんどん切り倒され、ついには草刈りだけをして地域に悪影響を及ぼさない程度に景観を保っているだけの草地となった元の樹園地がふえてきております。また、根菜、野菜畑は、草を生やさないためにトラクターで定期的に耕起を繰り返していると。そんな景色もふえてまいりました。これは現実的に耕作が放棄された土地

と呼ぶに匹敵する状況であります。

このような状態を地域集落コミュニティの一体として捉えて対策を講じていかなければならないと思うのであります。実は、地域農業をどうすればいいか、羽多實氏の冊子を読みました。これは、産業振興課長さんにもおあげいたしました。農地が広く要る、広い農地を必要とする農業経営と、それから農地はそれほど要らないが、所得が上がる農業経営等を地域の土地と資源状態が許す範囲で組み合わせたいける、そうした農業、農村でなければならないというふうに考えます。

担い手とはならない農家、すなわち安定的な兼業農家、それから高齢者による専業農家、自給目的だけの農家、こうした方々の農業生産が国ベースで3割以上を担っているということが言われております。もちろん6割以上は、効率的、安定的な農業経営によって生産されていても、担い手とならない農家の生産にも期待がかかっていることを忘れてはならないと思います。そしてそういう方々は、村を維持する、村の中で誇りを持って地域社会の発展に尽くすということが出来る方々であります。実は、日本の農家が昭和30年以降考えてこなかった農家の分化、分かれる化という言葉を使いますが、みんなが同じことをやっていけばどうにもならない。開田ブームの時代とは違ってきているわけです。そして、農地が小さくても成り立つ経営と広い農地が必要な経営の両方が地域ごとにうまく組み合われていければいいと、そういうところは農業、農村が続いていくと考えます。経営規模と経営耕地面積規模とは違うものだということをしっかりと認識した上でいきますと、小規模農家を零細農家だと決めつけて話し合いのメンバーから除くようなことはしないということが大切だと思います。

集落内の農地面積が農家の分化によって農家をいろいろな方向に向かわせて、村の農地を使うことによって地域が守られるということを年頭に置いて、集落の話し合いが円滑に進むような支援というのであればわかります。あくまでも集落任せで支援したことにされては困ると。町としての姿勢をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

私は川村農夫議員の質問の中に答えがあるのではないのかなと、ということは小規模農地所有者の農地活用、これが私は矢巾型農業ではないのかなと、もうこれまでも認定農業者、集落営農、もうそういったことを位置づけて、そして集落営農は法人化をどんどん進めていくと。しかし、一方で私は、これまでの小規模、これはいわゆる兼業農家、こう

いうふうなものをしっかり支えていくことが大事ではないのかなど。だから今度農業のビジョン、今見直しを進める中で、今担当に指示しているのは、私はそののところ。そして、もう今お話あった地域集落、いわゆる村です。集落、村のコミュニティをやはりこれからどうしていくかと考えたときに、小規模の農業者を切り捨てたら、集落、農家のコミュニティというのは、もう消滅してしまうと思うのです。だから私は、やはり矢巾型農業は、兼業農家もしっかり支援、支える仕組みをつくっていかねばならない。

そして、例えば今回も矢巾でもいろんな、例えば紫波町の例をいろいろ私お聞きしていると、あその生産者なんていうのは、大きい方もおるのだけれども、小さい方もおるのです。そういういろんな人たちがうまく組み合わさって産直の経営が成り立っていると。だから、おじいさん、おばあさんでも、そのすぐそばに産直があるので、リヤカーではない一輪車で持っていける、近くにそういうふうなものがあると。だから私どもは、やはり矢巾町としてもそういう産直のあり方も含めて、結構昔は産直も例えば和味であれば、パストラルバーデンでやらせていただいたこともあるわけです。それがいろいろ事情があってやめざるを得なかったのですが、いずれそういった自分たちの地域でそういうふうなことの積み重ねができるような、やはり私はこれからのそこで私はいつも言うのですが、農業は産業対策と地域政策があるのだと。その産業政策は、今言った、もう今まで議論をしてきた集落とか認定農業者とか、地域政策は、私は小規模のそういうふうな方々も一緒になって地域を支えていける仕組みを、これがまさにコミュニティを維持、向上させることの一つの手段ではないかなど。だから、ここのことについては、今いろいろご指摘いただいたこと、そしていろんなメニューなり、取り組みの組み合わせをしっかりと考えていきたいと。

矢巾型農業というのは、何もよそに行かなくても、すぐそばには、いわゆる盛岡市の卸売市場がある。今私どもに入っている情報では、盛岡市卸売市場のあその農産物を使って俺たちは産直の大きなものをやりたいという、今そういう業者も出てきているのです。だからそういった組み合わせ型の産業政策と地域政策を組み合わせで考えていきたいということでございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） しかし、その集落の話し合いが円滑に進むように支援していくということになりますと、そういう支援される方というのは、どういう方が実際に担当して現場に出向いていくのかという部分です。



それともう一つお聞きしたいのは、町長さんの答弁にもありましたが、小規模の農家、面積が小規模、小さい面積しか持っていない方でも大事なのだという視点がありましたけれども、ただ新規に矢巾に住んで農業をやりたいといったときに、50アール以上という規制をいまだに外せないでいる農業委員会があります。これとどのように今後すり合わせといいますか、その考え方を変えていくのか、別々に進むのか、その点についてお伺いいたします。

- 議長（廣田光男議員） これさっき言ったように、やっぱり50アール規制の話であれば、農業委員会からもちょっとコメントもらってから話したほうがいいのではないですか。そういう考え方で仕切りますので、農業委員会のほう何か所見ございますか、50アールについて。  
村松農業委員会事務局長。

- 農業委員会事務局長（村松 亮君） お答えをいたします。

農業委員会といたしましては、今現在も議員さんおっしゃいましたとおり50アールという縛りでございます。この下限面積を基準より小さくするための基準につきましては、50アール以下の農家戸数が全体の40%を下回る、要するに50アールの面積の農家が40%以上あるというふうな場合に農業委員会サイドとして50アールの引き下げをできるというのがまず基本になってございますので、農業委員会としては、この50アールにつきましては、下限面積については50アールでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 議長（廣田光男議員） それでは、そのことについて担当課長のほうからもう一言、今川村議員に対してお答えありますか。

稲垣産業振興課長。

- 産業振興課長（稲垣讓治君） お答えいたします。

どのようなメンバーで話し合いをしていくのかということでございます。地区に集まっていたきたい方は、地区内の農業者、ずっと話に出ております兼業農家、小規模農家、これ全て含まれてございます。それから、地区内の認定農業者の方、それから認定農業者でなくても担い手として多く作業している方、これも含まれます。それから、その地区にそれ以外に集落営農組織があれば、その集落営農組織にも入っていただきたいと。それから、ここは今まで余り加わってはきていなかったのですけれども、他地区からの入作者、その地区にほかの地域から入ってきて農地を耕作している方にも入っていただきたいということで、そういう方に集まっていたいて、行政機関、役場といたしましては、産業振興課の職員、それから農業委員会事務局の職員、そして今度新しく地区担当の農業委員さん、この方々のメン

バーで行政機関とします。それから、アドバイザーとして改良普及センターの方にも入っていただき、地域の話し合いを進めていきたいと、このように思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 先ほどの答弁と同じですな。

それでは、高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

今産業振興課長、ちょっと的外れな答弁をしたのですが、これからこういった小規模の農業者に対してどういう支援策、具体的にどうなのだという事の質問なのです。だからこそ今後私どもといたしましては、例えば農家1軒1軒ごとにトラクターとか、例えば自分の田んぼの田植え機械とか、それは間に合うところは別です。だからそういったところに、やはり大規模農家と集落、いわゆる認定農業者、集落営農、そういう方々との組み合わせでやっぱりトラクターとか何かは所有しなくてもいいから、協力して耕起をしたり、田植えできるようにやっていただくとか、そういうことをやっていただくこともやはり小規模農家を支えていく一つの手当てなのです。

だからどんどんならば高齢者になって、その方が仕事できない。私は農業は、やはり継続だと思うのです。継承なのです。だから私はある古老から聞いたとき、おまえ農業というのは、例えば50年やってきても50年とも同じ気候で同じような栽培をできたことはないのだと言われたときにはとしたのですが、もう1年に1回しかできないわけです、稲作なんていうものは。何回もできるものではないわけです。だから1度失敗すれば、もう収入も途絶える。だから農家というのは恐ろしいのだということとその古老に教えていただいたことがあるのですが、まさにそのとおりだと思うのです。その中で私どもは、やはりこれから人生100年時代を迎えて、なおまだ仕事をしたいというときに、お手伝いをしてくれる人、そういうサポートしてくれる人のいわゆる人材派遣、そういうふうなものが地域内、地域外またはもっと幅広くして先ほど藤原由巳議員ではないけれども、学生とか、シルバーとか、いろんな人材があると思うのです。そういうふうなものをうまく組み合わせていくことが大事ではないのかなと。

そこで私は、これは行政もそうなのですが、農協が今このことに取り組まなければ、もう金融、共済だけではもう農協は食っていけない。だからこそ、今こそ営農に力を入れていかなければならない。その営農に力を入れるのと行政が一体となって推進していくことが非常に大事ではないのかなということ、これからそういったことで東生産組合のズッキーニ、

私お聞きしているのは、普通の一般家庭のご夫婦で若い奥さんたちにも手伝っていただいていると。もう1時間単位で手伝っていただいているというのです。だから、そういうことをしっかり情報収集して共有して提供していくことがこれから求められるのではないのかなど。

だから農業は、これから継続していくのには、やはり一番大事なのは、今言った川村農夫議員が言っている、これからこれを支える仕組みをしっかりと事例をお示ししてやっていくことが大事ではないのかなど、こう思っておるので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 町長の言うことはよくわかりましたが、やっぱりその中でも話として出てくるのは、田んぼの話なのです。集落の中の畑地帯、樹園地の跡地、そういったところのほうが、田んぼだと誰かかれかまず頼めばトラクター、田がき、田植えとやってくれるのですけれども、集落内の畑地、畑の跡地といったところがむしろ問題なのです。そこには、やっぱりその地域のお母さんたちにパート、時間幾らで出てきてもらうとか、そういったことが当然必要であります。ただ田んぼを含めて30ヘクタールとかという規模のところには担い手農家だって15ヘクタール以上やらなければだめだというところが2件来てしまって、それで終わりだというような話を私求めているのではないのです。2反歩でも施設園芸と何か組み合わせてやるとか、そういったことを、そういった事例も提供できるような話し合いの円滑化に構えていっていただきたい、備えていっていただきたいということなのです。ですから、そういうことを周知した上で支援に回っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、これにはそういった細かいことがいっぱい書かれておりますので、終わったならば町長さんにおあげしますので、見ていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君） お答えいたします。

議員さんからいただきましたこちらの本、私も読ませていただきました。今おっしゃっており、その地区によってある農地はさまざまでございます。田んぼだけの地域もあれば、今言ったように畑、それから園地、それから畜産をやっている地区もございます。その中で、この本に書いてありますが、担い手が多ければ共倒れしますということもありますし、少なければ耕作放棄地が出るとかというお話もそのとおりだと思います。話し合いに行く職員につきましては、全員この本を一回熟読してから地域の話し合いに参加させていただきますの

で、貴重な資料ありがとうございます。そのほか参考事例、うまくいっている事例等もいろいろ集めさせていただいて、いろんなパターンがあるので、そのパターンに合ったような話し合いに参加できるように知識をつけて話し合いのほうに参加していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 夢が足りないな、課長として何か夢がないの、何かやりますとかという、何もないか。

では、高橋町長さんお待たせしました。高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えします。

夢がないと言われたので、私ちょっと夢を語りたい。実は、この間紫波町でも一般質問で出ておったのですが、今この営農型太陽光発電、お聞きになったと思うのですが、これは30年度、31年度、国はもう16億円から17億円ぐらいのお金をかけて進めると。そこでいわゆる農地の上に太陽光発電をやって、その下はビニールハウスやってもいいし、または別な作物やってもいいと。そういう取り組みを国が推進していくということで、だから私はきょうは農業委員会の会長もおるからあれなのですが、50アールに固執することはないのです。私は、この太陽光発電、例えば何もやる時はそんなに1町歩も2町歩もやらなくてもいいのです。その小規模の、いわゆる小規模の農家でのそういう土地の利活用はできるわけです。どだい50アール以上の農業委員会が言っているのは、それでその収入で今食っていけないのです、50アールでは。とんでもないことなのです、私に言わせれば。ただここは同じ組織の中でけんかするわけないので、空き家対策の問題でもそうなのです。今市街化調整区域の中で5反歩要件出されたら誰も来る人ないです。だから私はこれから、きょうも答弁させていただいて市街化調整区域が矢巾町のこれまでの発展を閉ざしてきたのだと。それは農地も関係あるわけです。50アールに今こだわることでないのです。たがら家庭菜園でいいのです、極端な言い方をすれば。だから私は、今後新しい、特にも耕作放棄地をどうするかといったときに、私はできれば営農型の太陽光発電をやってみたら、非常に私ほうまくいくのではないかなということと、それから小規模でも農業の楽しみというか、夢がある農業、そういうことができるのではないかなということです。

だからこれを私はもうちょっと勉強、調べて調査をして、そして情報収集して、今一関の藤沢町でこれをやっているだそう。だからすぐ調査に入ってやっていきたいなど、こう考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　せっかくですので、農業委員会の会長、何かありませんか。

○農業委員会会長（高橋義幸君）　5反歩要綱というのはやっぱりいろいろ経緯があってやって、これはこれで生かしていかなければならない。空き家対策と5反歩がどうのこうのというけれども、5反歩では食うとか食わないとかはともかくとして働き手がないわけです、いまだ。農家はもうからないからやらないと思います。だからもうかる農業をやるにはやっぱり簡単に言えば単価を上げなければだめなのです。補助金だって継続的に来るか、来年来るか来ないかわからない。それから、収入保険だってかけなければだめでしょう。変なことを言うけれども、ばくちをやってもばくち場はもうからなくてお客さん損するようにできてあるという、パチンコ屋は潰れてはだめだからパチンコ屋はもうけられる。だから収入保険だって恐らくそういう理屈になると思います。だから今度は共済も自由にかけてもいいし、かけなくてもいいことになるから、いろいろな考えが出てくると。小さくてもいいから、継続して分相応にやっていくといいと思います。私は、爪立てして歩くと転がると思うので、分相応にやっていくということを考えながらいろんなことをやってみたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　5反歩要件は変えないということですので、はい。

他に再質問ありますか。

（「これは終わります」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　次に、3問目の質問を許します。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員）　第3問目の質問に移ります。

高橋昌造町長は、県議時代から町民党という旗印を掲げて、町民の多くの支持を得て選挙戦を制し、力強く多くのリーダーシップを発揮され、町政の遂行を担ってまいりました。しかし、昨年の国政選挙において、自由民主党の高橋比奈子氏を支持すると岩手日報の取材に答え、報道がなされました。投票結果は、2,000票ほどの差で町民の支持は他者にあったのですが、高橋昌造の町民党の意味するものは、今までと今後で町民はどう捉えていったらよろしいでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　町長の町民党とはについてのご質問にお答えいたします。

私は、就任以来3年間不偏不党の精神のもと町民党という旗印を掲げ、町民の皆様と町内のさまざまな団体の英知を結集した町民本意の元気のあるまちづくりを目指し、希望と誇り

と活力にあふれ躍動するまちやはばの実現に向け、ご信任くださった皆様の声を第一に対話による住民協働のまちづくりに取り組んでまいりました。

また、町政課題の解決を図るための陳情及び要望は、政権与党を通すことがその実現を図る上でのポイントであると考えており、これまで町政課題の解決のためさまざまなご尽力をいただいているところであります。今後におきましても、私の責任及び政治家として町民党という町民本意、政策本意のまちづくりという理念を変えることなく、第7次矢巾町総合計画の推進に向け、常に町民の声をお聞きし、町民による町民のためのまちづくりに引き続き取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） まさに高橋町長は、町政課題解決の手法としてのポイントと捉えての取材対応であったし、そして町民の意思は意思として開票にあらわれたということになるかと思えます。町民党町長、高橋昌造町長の例え話として私の好きな食べ物で例えてお話しさせていただきますが、アボカドとタマネギが私好きでございます。アボカドは肌色も決して美しくありません。でも包丁を立てて切ろうとすると、芯に大きな種がごろっとありまして、どうしようもなく刃を回して果肉の部分だけを取り分け、皮を剥がして果肉にワサビでおいしく食べるのが楽しみの一つであります。タマネギは、どんな料理にも使ってしまうほどのタマネギのファンであります。上皮を向き、包丁を入れると、むやみに涙を誘いますが、でも料理された後のタマネギの甘さは優しい気持ちにさせてくれます。

町長の職というのは、常に一身専属権がついて回ります。他者にはかわることのできない権限であります。いかなる発言、行動にも町長の専属権というのは常についてまわるという状況です。職責上、多種多様な事態、それから要望、意見に対応を行わなければならない、情け無用に迫られることもあるでしょうし、一般人には想像を絶する事態の連続であろうかと思えます。本当にお疲れさまでございます。嫌な話が来たときには、タマネギなら皮を1枚、また1枚とその皮に日を重ねて実を守ることができようかと思えます。でも、そうしてできた巨大タマネギはタマネギの味はしなくなってしまうのではないかなと思うのであります。

今回の質問に対する町長の回答は、憶測や細かいことはさておき、私にとっては芯のあるアボカドに類する答弁であったと思っております。ただし、町民党町長の言動には、時折タマネギかなと心配になりますので、タマネギにしても適正なおいしさを持つ大きさにその範

困で味を出していただきたいと思うのであります。

失礼ながら町民党高橋昌造町長を芯のあるアボカドと皮を重ねるタマネギに例えてしまいましたが、町長の芯のあるアボカドに対するご自身のイメージとタマネギの例えをどのようにイメージされて、これからのかじ取りにどう組み合わせていくかお伺いして質問最後といたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず今の私の心境は、まさに明鏡止水の心境で何ら曇り一点もない心境でございます。それで私は町民の皆さんの立場に立っていろいろこれからも、またこれまでも町政を運営してきました。その中には、やはり全方位で臨んでいかなければならない立場にもあるということを一とつご理解いただきたいなど。

その中にアボカドとタマネギのお話が出たのですが、私は包丁さばきは余りいがかからないので、たまにはうまく切り取りができないというのは、もう無器用だからあれなのですが、ただその無器用なところにもまた高橋昌造の味わいがあると思うので、そのところはひとつご理解していただきたいと。

それで私は、今タマネギの例を出されてびっくりしたのですが、私小さいときからタマネギが大好きだったのです。ということは、私らは貧乏で育ったので、当時タマネギを食べられるというのは最高だったのです。親から教えられているのは、タマネギを食べれば頭がよくなるということを教えていただいたのです。これが本当かどうかかわからないのですが、今度今は、目にしみるときがあるわけです。あれが認知症に効用があるということで、私はタマネギはそこで大好きなのです。実はゆうべも食べたのですが、ただアボカドのあれは皮をむくのも大変だし、中には種があると。

ところが、やはり実のなるものは、やっぱりそれなりのいろんな苦勞をしてそういった実をならさせておるわけでございますので、私もそういったタマネギにもなりたい、アボカドにもなりたい、種みたいになりたいという気持ちには変わらないわけでございますが、いずれ今後もしろいろな厳しい局面または選択、判断、決断を求められるときがあると思いますが、もう私は町民党という立場でこれまでも、やはり町民の皆さんだったらどのように判断して決断をなされるかということ常を念頭に置きながら、そのためには、町民の皆さん、1人でも2人でも多くの皆さんの声に耳を傾けることが大事なので、今後もそういったことを真摯に対応しながら町政運営の判断を誤らないような対応してまいりたいということで、

先ほど票差の話があったのですが、私にすればどきっとするお話だったのですが、しかしこのことについては信念に基づいて町政を運営してまいれば、私は何も物おじしないで対応することが求められるし、今後もそのように対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきます。

○議長（廣田光男議員） 以上で9番、川村農夫議員の質問を終わります。

---

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明13日は、予算決算常任委員会の総務分科会全体質疑を行う旨、山崎道夫予算決算常任委員長から申し出がありましたので、午後1時30分に本議場にご参集されますようお知らせいたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時29分 散会



平成30年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第7号）

平成30年3月20日（火）午前10時30分開議

議事日程（第7号）

- 第 1 交通に関する調査特別委員会報告について
- 第 2 請願・陳情の審査報告
  - 30請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願
- 第 3 議案第27号 平成30年度矢巾町一般会計予算について
- 第 4 議案第28号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 5 議案第29号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 第 6 議案第30号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 7 議案第31号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について
- 第 8 議案第32号 平成30年度矢巾町水道事業会計予算について
- 第 9 議案第33号 平成30年度矢巾町下水道事業会計予算について
- 第10 報告第 2号 矢巾町公共施設等省エネルギー改修その1工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について
- 第11 報告第 3号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第12 議案第34号 矢巾S I C関連町道堤川目線道路改良その4工事請負契約の締結について
- 第13 議案第35号 町道中央1号線道路改良その1工事請負契約の締結について
- 第14 議案第36号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第37号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第38号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について
- 第17 議案第39号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第18 議案第40号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第19 発議案第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全安心なタクシー事業を守る施策

推進を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	赤丸秀雄	議員	2 番	水本淳一	議員
3 番	廣田清実	議員	4 番	高橋安子	議員
5 番	齊藤正範	議員	6 番	村松信一	議員
7 番	昆秀一	議員	8 番	藤原梅昭	議員
9 番	川村農夫	議員	10 番	山崎道夫	議員
11 番	高橋七郎	議員	12 番	長谷川和男	議員
13 番	川村よし子	議員	14 番	小川文子	議員
15 番	藤原由巳	議員	16 番	藤原義一	議員
17 番	米倉清志	議員	18 番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一	君	住民課長	浅沼仁	君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀	君	健康長寿課長	村松徹	君
産業振興課長	稲垣譲治	君	道路都市課長	菅原弘範	君
農業委員会 事務局長	村松亮	君	上下水道課長	山本勝美	君
教育長	和田修	君	学務課長	村松康志	君

社会教育課長 野中伸悦君

代表監査委員 吉田功君

農業委員会会長  
職務代理者 米倉孝一君

学校給食共同  
調理場所長

佐々木忠道君

農業委員会会長 高橋義幸君

#### 職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田孝君

係長 藤原和久君



---

午前 10 時 45 分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第 1 交通に関する調査特別委員会報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第 1、交通に関する調査特別委員会報告についてを議題とします。

交通に関する調査特別委員長から交通に関する調査について中間報告の申し出がありますので、委員長の報告を求めます。

米倉交通に関する調査特別委員長。

（交通に関する調査特別委員長 米倉清志議員 登壇）

○交通に関する調査特別委員長（米倉清志議員） 平成30年 3 月 6 日付でございます。矢巾町議会議長、廣田光男様。交通に関する調査特別委員会委員長、米倉清志。

交通に関する調査特別委員会報告書。

平成29年矢巾町議会定例会 6 月会議において特別委員会を設置し、下記付託事件に関する調査の経過と結果について、矢巾町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告する。

記。 1、付託事件。（1）、岩手医科大学附属病院移転に伴う関連道路の整備等に関する調査。（2）、高齢者など交通弱者対策に関する調査。（3）、バス路線網再編等公共交通に関する調査。（4）、その他交通政策に必要な事項。

2、調査経過。平成29年 6 月 6 日に特別委員会の設置以降、これまで委員会 7 回、幹事会 9 回を開催し、付託事件について町当局担当課から現状について聞き取りを行い、その後、委員各位から意見を聴取して、総務、産業建設、教育民生の 3 分科会に課題を振り分け、それぞれの分科会において状況の把握、現状確認、先進地視察等の調査、研究を行った。調査

経過は次のとおりである。

それでは、3枚目の調査意見のところをお開き願います。3、調査意見。平成29年6月に設置された交通に関する調査特別委員会の平成29年度の活動として付託事件に関してそれぞれ担当課から説明を受け、計画並びに事業の内容や進捗状況について調査してきた。また、各常任委員会単位で構成した分科会に要請していた交通に関する調査課題について、現地調査や先進地研修調査など課題解決に向けて懸命に調査に取り組んでいただいた。各分科会からの調査結果の中間報告を受け、その報告をもって交通に関する調査特別委員会の中間報告とする。

(1)、総務分科会。総務分科会のテーマは、交通弱者対策についてであり、本町は居住地の距離が東西約10キロメートル、南北8キロメートル以内と比較的狭く、面積、人口を考慮した場合、町の周辺部から駅、金融機関、病院、商店等の中心部までの交通手段としてさわやか号を廃止してデマンドタクシーに特化した運行が最適と考えられる。ここで対象とする交通弱者とは、高齢による歩行運動機能の低下した者、運転免許を返納した者、病気等健康身体上の理由から自力で運転できない者、公共交通機関の乗車場所（バス停）まで行くことが困難な者、買い物をしても持ち帰ることができない者、妊娠中の女性や乳幼児を抱える母親等、安全運転に支障を来す者、その他町長が必要と認めた者。以上の事由から登録認可を受けた者をいう。これら利用者に対応して運行方法等については、詳細に検討を進めていく必要がある。総務分科会としては、利用者の戸口から戸口を原則とした弱者に寄り添う矢巾型デマンドタクシーの早期実現を提唱し、報告とする。

(2)、産業建設分科会。産業建設分科会のテーマは、渋滞緩和に向けた取り組みについて、道路網の整備についてであり、岩手医科大学附属病院移転及びスマートインターチェンジ開通に伴う関連道路整備に関する調査として、盛岡市と紫波町の道路整備計画について視察を実施した。盛岡市と連結する道路として国道46号西バイパス延伸、都南文化会館から矢巾町方面に向かう計画道路（津志田白沢線）、町道中央1号線の盛岡側の国道4号までの道路改良などの早期整備が望まれる。紫波町では、西部開拓線の県道昇格を要望している。また、古舘駅前の道路整備と駅前ロータリー化の整備を計画している。矢巾町民の利用者も多いことから、古舘との連結道路の整備が必要である。また、医大開院に伴う渋滞緩和対策としては、右折レーンだけではなく左折レーンの拡幅整備も必要と思われる。盛岡市、紫波町では、土木、建築事業、都市計画等の新規事業は、全て政策担当課、政策担当室が計画立案し、調査まで担当し、それぞれそれ以降は担当課が事業を遂行している。本町は、1担当課

で全てやっているが、各課横断的に整備し、計画立案、調査まで行う政策担当課の設置を望む。

(3)、教育民生分科会。教育民生分科会のテーマは、通学路の安全対策についてであり、各小学校区の通学路について危険箇所等を調査し、現地確認、検証を行った。また、紫波警察署交通課長を招き、研修会を行った。通学路の交通安全施設、ライジングボラード自動昇降式車どめ、及び交差点内の交錯点の削減及びスピード抑制、安全性を目的に導入された環状交差点、ラウンドアバウトについて、新潟市に先進地視察を行った。現地確認、検証を行った通学路の危険箇所については、早期の改善を町に要望したい。また、学校等関係機関とのワークショップ等を早急に立ち上げ、通学路の安全対策について取り組むことを要望する。

以下、特別委員会各分科会の報告書を参照願います。

以上、中間報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

議案に対する質疑は、交通に関する調査特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

以上で交通に関する調査特別委員会報告を終わります。

---

## 日程第2 請願・陳情の審査報告

### 30 請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願 (総務常任委員長報告)

○議長（廣田光男議員） 日程第2、請願・陳情の審査報告を議題とします。

総務常任委員会に付託しておりました30請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

小川文子総務常任委員長。

(総務常任委員長 小川文子議員 登壇)

○総務常任委員長（小川文子議員） それでは、報告をいたします。矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会総務常任委員会委員長、小川文子。請願審査報告書。本委員会が平成30年矢巾町議会定例会3月会議において付託を受けた請願の審査が終了したため、矢巾町議会規

則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。30請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願。請願者、紫波郡矢巾町流通センター南二丁目8番3号、一般社団法人岩手県タクシー協会会長、小野幸宣。紹介議員、昆秀一。

2、委員会開催年月日。平成30年3月15日木曜日。

3、出席委員。小川文子、川村農夫、廣田清実、長谷川和男、藤原由巳、廣田光男。

4、審査経過。平成30年3月15日午前10時より委員全員出席のもと30請願第1号について、参考人として生活交通をつくる岩手の会事務局長である全国自動車交通労働組合連合会岩手地方本部の森茂執行委員長と一般社団法人岩手県タクシー協会の佐藤利樹専務理事の2名の出席を求めて趣旨説明を受け、協議、検討を行い、慎重審議をした。

5、審査結果。30請願第1号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。国は、平成28年7月、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年11月に中間報告をまとめました。また、規制改革推進会議においても一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェアの本格導入に向けた検討を進めております。ライドシェアは、普通第2種免許や運転管理者の配置を不要とされるなど、道路運送法で禁止されているいわゆる白タク行為を合法化するものであります。ライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用客の安全、安心が担保されない事態が常態化する恐れがあり、地域公共交通の存立が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねないこととなります。

地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が、より安全、安心で快適かつ便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるようライドシェアの導入は行わず、タクシー事業の適正化、活性化のための施策を推進するよう強く要望するものであり、本請願の趣旨は理解できるものとして採択すべきとした。

議員各位の賛同をお願い申し上げまして、請願審査報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。30請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。30請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、30請願第1号は、採択することに決定をいたしました。

---

日程第 3 議案第27号 平成30年度矢巾町一般会計予算について

日程第 4 議案第28号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第 5 議案第29号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第 6 議案第30号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 7 議案第31号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について

日程第 8 議案第32号 平成30年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第 9 議案第33号 平成30年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（廣田光男議員） 日程第3、議案第27号 平成30年度矢巾町一般会計予算について、日程第4、議案第28号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第5、議案第29号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第6、議案第30号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第7、議案第31号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について、日程第8、議案第32号 平成30年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第9、議案第33号 平成30年度矢巾町下水道事業会計予算についての7議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇)

○予算決算常任委員長(山崎道夫議員) それでは、予算決算常任委員会の審査報告を行います。

平成30年3月20日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第27号 平成30年度矢巾町一般会計予算について、議案第28号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第29号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、議案第30号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第31号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について、議案第32号 平成30年度矢巾町水道事業会計予算について、議案第33号 平成30年度矢巾町下水道事業会計予算について。

本常任委員会は、平成30年2月22日付で付託された上記の7議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号)第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第27号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。1、人口3万人構想の早期実現を目指し、移住、定住促進を図るとともに、税収等財源の確保に努められたい。

2、ふるさと納税への取り組みをさらに推進し、地場産品の利用による地域経済の活性化を図られたい。

3、財政運営に当たっては、町民の福祉向上を目的として、さらに健全な運営を図るため、常に最少の経費で最大の効果をもたらすよう求める。

4、政策推進に当たっては、情報の共有に努めるとともに、議会答弁は常に真摯な態度で臨むようにされたい。

5、職員の増員と適正配置を行い、働きやすい職場環境を整備されたい。

6、交通弱者対策の課題解決としてデマンドタクシーの早期実証実験を行い、デマンドタクシーの早期実施を求める。

7、地方創生事業については、その内容をわかりやすく明確に示されたい。特にも旧町民センター食堂の再利用については、慎重に再検討すべきである。

8、戸別所得補償廃止、T P P 11、E P A、E F T A等、農業情勢が一層厳しくなる中で農業振興を図るために農業ビジョンの見直しと機構強化を図られたい。

9、西部地区の観光開発を進めるためにもひまわり畑、キャンプ場、ゲートボール場、総合グラウンド、屋内ゲートボール場等のトイレ整備を計画的に進められたい。

10、矢巾スマートインターチェンジの開通、岩手医科大学附属病院の移転等の状況から、混雑緩和、安全、安心の観点からも都市計画道路整備計画を早期に示し、実現に向け取り組まれたい。

11、雪害のため多くの町道路線が補修を要することから総点検を図り、早急に整備を進められたい。

12、健康チャレンジ事業については、県全体で取り組みを働きかけをするとともに、多くの町民が参加できる仕組みを構築し、ポイント制度の導入を進められたい。

13、障がい者が安心して暮らせる環境の整備を図るとともに、障がい者スポーツの推進に努められたい。

14、ごみの減量対策として、さらなる資源化に向け、町を挙げてリサイクル運動に取り組まれたい。また、事業系ごみについては、段ボール等を資源化するための対策を進められたい。

15、学校施設整備について、不動、煙山、徳田小学校のグラウンドの整備に努められたい。

16、学校教育の充実を図り、スポーツのまち、音楽のまちにふさわしい予算の継続的配分を強く要望する。

17、通学路の安全対策について、歩道整備や防犯灯の整備に努められたい。

以上でございます。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げますと報告いたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の予算7議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

それでは、一括して討論を行います。

最初に、反対討論からの発言を許します。

14番、小川文子議員。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番(小川文子議員) 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、平成30年度の一般会計予算には賛成の立場で、そして各特別会計、企業会計については反対の立場で討論をいたします。

高橋昌造町政に対しては、私どもは是々非々の立場で進めております。評価、賛成できることとしては、子どもの医療費の助成拡大が高橋町長就任以来大変力を入れていただきまして、小学校、そして中学校卒業までと拡充をされたことは、大変喜ばしいことでございます。また、就学援助費の入学準備が本年度から前倒しで実施されていること。また、準要保護の基準が今回生活保護の1.2倍から1.3倍に増強されたということについても評価されるものでございます。

さて、その中にありまして、本町の財政運営については、若干問題があると思えるものでございます。特にも本町は、駅前開発に107億円を要して、その借金返済がいわゆる107億円を債務負担行為で始めたものでございますので、平成46年まで多額の借金を返していかなければなりません。平成30年度、そして35年度ぐらいまで3億円、4億円の借金返済がございます。これらを常に恒常的な返済として矢巾町に課せられており、それが将来負担比率、県内トップという状況にあらわれております。

そして現在は、岩手医科大学関連の工事、スマートインターチェンジ、それから中央1号線、そして上下水道、新配水場の建設と、今進められているわけでございますけれども、中央1号線については、当初14億7,000万円くらいの予算から出発したわけでございますが、概算から。現在では17億円ぐらいまでふえておりますし、スマートインターチェンジは、当初インターチェンジ部分は3億円ということでしたが、結果的には5億円に増額され、それからいわゆる関連道路は8億円で概算でしたけれども、それが11億円と増額しております。新配水場については、約16ということで一般会計100億円余の本町の中で100億円の借金をし、そして3事業合わせると約45億円から50億円という、今そういうふうな事業が急ピッチで進められているということに対しまして、身の丈を超えた財政運営が行われていると私どもは考えております。

いずれにせよ積み上げ方式ではなく、アッパーでここまでと一旦見直しを図るべきではないか、資材も高騰して、人件費も高騰して、期間が延びることによってさらにこの事業費が

今後膨らんでいくと思われませんが、その延びが千万単位ではなく、1億、2億の単位でふえている、これは大変な問題だと考えるものでございます。

高橋町長は、町長就任以来前町政の継続も掲げましたけれども、改革を進めていくという立場でございました。しかし、この大型公共工事は、本町の長年の継続のものでございましたので、町長就任以来すぐに変えられるものではないかとも思いますけれども、町長の示す改革ということが見えてこないでございまして。私は、特にスマートインター関連工事につきましては、いわゆる農免道路があって、そして今県でも農免道路の歩道関係を修復して修理しております。そういうことからいって、あえて堤川目線を整備して、ウエストヒルズあるいは流通センターに配慮する必要はないのではないかと考えております。そこに多大な予算を使って工業系に、いわゆる立地進出企業に配慮することが町民の福祉向上のために阻害になっている可能性がある、そのように考えるものでございます。

そして、地方創生についても一言申し上げますが、わかりにくいのでございます。言葉からして、ウエルネスタウン構想、それからEコマース、まちづくりコンソーシアム、いずれにしても言葉が大変、ローカルブランディング、そして最近ではフューチャーデザインという言葉も出てきまして、大変片仮名だけが羅列をされていて、町民には大変わかりにくい、そして今回の町民食堂でも大変ちょっと問題もありました。そして、その以前のいわゆるウエルネスタウン構想の段階でも、なかなか構想が出てこない、私ども総務でも審議を求めましたが、なかなか構想が出てこない。最終的に出てきた構想、数千万円かかったわけですが、有名シェフの料理教室をやって、そして製薬会社を立地するということでしたけれども、それもまずぼしょってしまったという話で、このウエルネスタウン構想、いわゆる地方創生は、大変いろんな問題をはらんでいる事業だなと実感しています。しかもこれは税金でございまして。もっと慎重に取り組むことを求めて私からの反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（廣田光男議員） 次に、賛成討論に入ります。賛成討論ありますか。

15番、藤原由巳議員。

（15番 藤原由巳議員 登壇）

○15番（藤原由巳議員） 議席番号15番、矢巾町政策研究会やまゆり会の藤原由巳でございます。今定例会に提案されました平成30年度一般会計、4特別会計と公営企業会計予算に賛成の立場から討論を行います。

自主財源比率42.5%と堅調な歳入が見込まれる中、今後の税収増に向けての積極的な投資

と先駆的な取り組みによるまちづくり改革元年と位置づけし、本町の将来を見据えた平成30年度予算であり、高く評価するものであります。

なお、予算執行に当たりましては、先ほどの予算決算常任委員会からの審査報告にもありましたが、一部において慎重を期する項目はあるものの、高橋町長の着実な行政運営に取り組むとのこととスポーツの振興策を人づくりの柱とも明言した、その意気込みと決意から一般会計と4特別会計総額164億円余りと公営企業会計を含めた平成30年度全当初予算案に賛成するものであります。

以上、終わります。

○議長（廣田光男議員） 次に、反対討論ありますか。

5番、齊藤正範議員。

（5番 齊藤正範議員 登壇）

○5番（齊藤正範議員） 議席番号5番、齊藤正範です。矢巾町の地方創生にかかわる計画作成は、平成27年度の当初から地方が成長する活力を取り戻し、町民が安心して働き、希望どおり結婚し、子育てができる将来に夢や希望を持って住み続けることができるようなまちづくりを目指して、住民アンケートの実施、議会の3常任委員会での調査検討及び町当局の素案づくりなど、お金や労力、長い時間をかけて策定をしてきた事業でありました。私は、昨年の3月会議において、地方創生の事業推進は計画、実行、評価、改善、いわゆるPDCAサイクルによる事業の効果客観的な指標により検証し、改善などを行いながら進めるべきと一般質問で訴えてきましたが、平成30年度の地方創生事業推進に当たっても予算委員会で委託料に関する資料請求が求められるまで内容が議会に説明されず、議論もされませんでした。地方創生推進計画策定のために議会が調査、研究、議論に要した1年くらいの時間は有意義だったのかなと疑問に思うところであります。

平成31年9月に医大附属病院の開院が予定されており、矢巾町のまちづくりは正念場を迎えていると思います。平成30年度の事業推進は、特にも重要な年度と思うことから、一般会計予算の地方創生にかかわる事業推進遂行手法についてのみ異論があり、反対といたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 途中でありますが、事務局のほうで少しシステムエラーがありますのでチンチン鳴りますが、気にしないでください。

次に、賛成討論ありますか。

4番、高橋安子議員。

( 4 番 高橋安子議員 登壇 )

○ 4 番 (高橋安子議員) 議席番号 4 番、町民の会所属、高橋安子でございます。今議会では、平成30年度事業予算に対し、予算決算常任委員会においてさまざまな検証を行ってまいりました。そうしたことを踏まえて、議案第27号 平成30年度矢巾町一般会計予算につきまして賛成の立場から討論に参加いたします。

町長の施政方針演述で、持続可能なまちづくりや将来に向けた先駆的な取り組みをまちづくり改革元年と位置づけて推進するという力強い宣言がありました。今年度の一般会計の予算編成は、もちろん昨年度からの一定の流れがあつてのものですが、昨年度比1.8%増額の108億9,500万円、構成比は自主財源42%と、前年度自主財源41%に比較して努力が伺われます。一般会計予算の歳入につきましては、ふるさと納税寄附金の積極的な取り組みが見られ、本年度大きく予算が増額されましたことに大いに期待いたします。

歳出につきましては、本年2月末をもって終了したJ A岩手中央有線放送にかわって、間髪置くことなく防災ラジオであるやはラジの運営事業が開始されたことは、住民にとって大きな安心感を与えたものと実感しております。今後も購入につきましては、さらに多くの住民に普及させるよう引き続き広報し、今後予想される災害に備える必要があります。また、交通弱者の足としてデマンドバスの検証運行が始まりますが、長年の課題でありましたコミュニティバスさわやか号にかわるものとして期待するものです。

子育て支援においては、間もなく開通する矢巾スマートインターチェンジや31年度の岩手医科大学附属病院移転に伴い、人口3万人を目指す本町において、働く世代を応援するため子育てしやすいまちナンバー1を目指し、待機児童を出さないよう小規模保育事業や家庭的保育事業への取り組みが速やかに始められますよう期待するものです。

小中学校環境整備におきましては、トイレの洋式化が進むことは、大変評価できることです。

また、30年度からマイナンバーカードを使用してできる住民票や各種証明書などのコンビニ交付の実施と住民税等のコンビニ収納等の実施は、利便性の向上に大いに評価できるものです。このことにより今後マイナンバーカードの現在9.1%の交付率が上がるものと期待いたします。なお、今後はさらにカードを利用した高齢者対策等、多くの面で利活用されるよう期待いたします。

最後に、本町が花のまちとして煙山のひまわり畑や県道沿いの花壇、そして駅周辺が美しい花で彩られるようお願い、本町に来てよかった、住んでよかったと実感できるまちづくりを

実現することを期待して賛成といたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、反対討論ありますか。

13番、川村よし子議員。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。私は、議案第27号は賛成いたします。28、29、30、32についてお話しさせていただきます。

地方自治を論じる場合、国政のことも論じなければならないと私は考えていますので、まず初めに、2018年度予算に対する安倍首相の1月4日の年頭記者会見でことしこそ新しい時代への希望を生み出すような憲法のあるべき姿を国民にしっかりと提示し、憲法改正に向けた国民議論を一層深めていく、総裁として私はそのような一年にしたいと考えておりますと改憲にむけた決意を表明しました。

昨年12月22日に閣議決定された2018年度予算案は、改憲の動きと一緒にさらに軍拡を広め、防衛の建前を投げ捨てて本格的な攻撃能力の整備に踏み込む重大な予算案になっております。暮らし、経済の分野では、大企業や富裕層有線で国民には冷たいアベノミクスの本質は変わらず、社会保障の自然増削減や大企業の減税など、格差と貧困を一層拡大する予算となっています。

安倍政権が誕生してこの5年間で大企業の利益は2.5倍にふえ、内部留保は80兆円ふえて400兆円を超えました。株主への配当は1.7倍もふえ、役員報酬は1人当たり10%以上の増です。報酬1億円以上の役員数も1.7倍にふえ、その報酬は倍増しています。その一方で大企業で働く従業員の給与は5年間で4.1%しかふえておらず、物価の伸びを見れば下回っています。企業役員や株主の従業員との所得格差は拡大しています。中小企業やパートを含め、全労働者で見ると、年収ベースで16万円も低下しています。総務省の家計調査のデータで見ますと、勤労者世帯の平均世帯年収も物価上昇を差し引くと7万円ほどのマイナスになります。資産の格差は、さらに深刻です。この5年間で株価は2.5倍に値上がりし、上場企業の大株主上位300人の保有株式の時価総額を集計すると、1人当たり500億円以上も膨れ上がったことがわかります。

安倍首相は、社会保障の自然増の削減を毎年続け、2018年度の予算を入れると、社会保障費の自然増削減は6年間で1兆9,000億円削減になります。貧困に追い打ちをかける生活保護削減、農業者の戸別所得補償中止、人づくり革命と消費税増税を倍増して今後も計画しております。



このような中で矢巾町の状況を見ますと、子どもの貧困は、先ほど小川文子議員が話しましたので、私は高齢者の分野で話をします。国保会計、そして介護保険会計、後期高齢者会計、所得の少ない人には激変緩和措置をつくったのですが、所得が年金が年間15万円ほどの中間世帯の人たちに据え置きとして年々保険料が値上がる制度、それを推進しております。また、医療費も所得に応じて医療費の値上げがされています。また、上下水道料を見ますと、ひとり暮らしの高齢者が上水道、下水道が値上げして、外の今まで使っていないお便所を使う、そういうことも話される、そういう情勢です。その中で私は、課長はうそはついていないと思いますが、どういうわけか質問したところ、投書は来ていませんというはっきりした言葉がありました。しかし、ひとり暮らしの高齢者は、役場に訴えてもどうにもならない、町会議員にも訴えてもどうにもならない、こういうことが普通に会話されております。地方自治の役目は命を守ることです。住民課、健康長寿課、子ども・福祉課、いろいろな部署があります。一生懸命事業を行うことは使命です。中央集権の大企業が大きな利益を上げて海外にシフトを移す、そういうことに手助けをするような地方自治は断固として許すわけにはまいりません。

以上から討論とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 次に、賛成討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、反対討論ありますか。

9番、川村農夫議員。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 議席番号9番、一心会の川村農夫でございます。30年度一般会計予算に対して反対討論を行います。

一般会計予算審議全体の中でも特に重要な点での説明不足、資料提示不足が目立った審議状況でありました。議会と執行当局とのあり方、そして職員と議会議員とのあり方について、それぞれが再度考える時期に来ていると強く感じたところであります。議会が取り組んできた議会改革を当局職員にとっては、何ら無関係や別物イメージであれば大きな問題であります。また、本会議での施政方針演述に盛り込まれましたスポーツのまち、音楽のまちは、予算を重点的に強く盛り込まれているとは見えがたいのであります。予算と施政方針に乖離があるこのことを指摘しておかなければなりません。

特に教育予算の編成についてであります。矢巾町の学校に来れば、教育予算には十分な

支援、配慮をいただいております、転勤はしたくないのが本音ですとか、異動してみたら矢巾町にいるときのよさが身にしみてきます。そして学力向上への取り組みも比類ない行為につけてやりがいも本当にありましたという話をPTA活動時代多く聞いてきました。和田教育長は、それを実感してきた先生の一人であったと信じて述べるものであります。がしかしながら、吹奏楽顧問の先生が楽器を私費で購入して演奏レベルを上げているとの回答には、本当に残念でなりません。そのこと自体を現実として受けとめてしまっただけではないのでしょうか。あつてはならないことなのです。その発言をまともに受けて、芸術文化振興基金から繰り出してやろうというのが町長の考えだとしたら速急に改めるべきであり、糾弾せざるを得ません。なぜ予算を要求できないのでしょうか。

現在は違うかもしれませんが、以前はよくこういう話を聞きました。前校長が編成していた学校経営計画が絶対であつて、現に在任する教職員の考え、希望、要望はなかなか実行していくことができない。それが現在もこの教育界なのでしょう。これは子どもたちを伸ばすこと以前に考えるべきことだと思います。教育現場のみずからの体制がどうなのか、そのことを振り返ってみる必要があります。

所信表明、教育方針には、十二分に児童への評価、称賛の演述はありましたが、教育予算の重点配分もないのが現実ではありませんか。町民へ広く呼びかけた矢巾町の芸術、文化の高まりを意図した呼びかけが、そして町民の期待と善意が寄附金として、そうして芸術文化振興基金として積み上げられてきたのであります。それを学校の、しかも義務教育現場で必要としている器材器具を購入するお金、これが一般財源での教育予算に応じられないから基金から繰り入れる。財政調整基金ならまだしも、芸術文化振興基金からなのです。芸術文化振興基金を有効に生かす町政をどうするかを問われていることも意味しています。慎重に取り組むべき事項であります。

対外的表彰や活動の成果には称賛の言葉を並べながら予算においては財布を開かず、顧問や教員のポケットマネーで各賞を勝ち取っている現実、このように矢巾町の教育予算が削られては、金字塔であつた矢巾町の教育、その歴史が変わってしまうものと言わざるを得ないと思います。町長は、未来につながる学童、生徒の勉学とクラブ、芸術活動に、そして人間形成の重要な時期と捉えて教育予算の充実に心を欠くことのないよう努めていくとともに、芸術文化振興基金からの繰り入れをやめ、財政調整基金からの増額繰り入れを求めるものであり、このことを強く訴えて30年度予算への反対討論といたします。

○議長（廣田光男議員） 他に討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第27号 平成30年度矢巾町一般会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成30年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成30年度矢巾町介護保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成30年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成30年度矢巾町水道事業会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成30年度矢巾町下水道事業会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 報告第2号 矢巾町公共施設等省エネルギー改修その1工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第10、報告第2号 矢巾町公共施設等省エネルギー改修その1工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第2号 矢巾町公共施設等省エネルギー改修その1工事請負契約の変更に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

平成29年11月17日にご議決を賜りました矢巾町公共施設等省エネルギー改修その1工事につきましては、株式会社ユアテック岩手支社出向役員支社長、長谷川久晃と工事請負契約を締結し、その後工事は順調に推移し、ほぼ当初の契約のとおりであります。若干の変更を要したところであります。

主な変更内容は、現場精査によるLED照明の更新数量の増加及び仮設工の追加が必要となったことから工事費が増額となったものであります。これらのことから地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第1号の規定に基づき専決処分により工事の変更契約を行ったものであり、このたび同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

工事費の変更につきましては、変更前の契約金額3億2,659万2,000円を202万7,160円増額し、変更後の契約金額を総額で3億2,861万9,160円とするものであります。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

---

日程第11 報告第3号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第11、報告第3号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第3号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

発生した事故は、矢巾町大字煙山第5地割地内の町道西部開拓線において、相手方が走行中に道路上の穴の発見におくれ、その上を通過してしまったために自動車のバンパー、そし

て左前輪、いわゆる左前の車輪及び左後後輪、左の後輪等を破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償保障保険で行っており、本町の過失割合は5割との保険会社の査定から、相手方の破損部分の修理代金15万5,661円のうち7万7,831円を支払うものであります。

なお、このことに関しましては、今月6日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分としたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

- 議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。  
以上で報告第3号を終わります。

---

日程第12 議案第34号 矢巾S I C関連町道堤川目線道路改良その4工事  
請負契約の締結について

- 議長（廣田光男議員） 日程第12、議案第34号 矢巾S I C関連町道堤川目線道路改良その4工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

- 町長（高橋昌造君） 議案第34号 矢巾S I C関連町道堤川目線道路改良その4工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、矢巾スマートインターチェンジ関連周辺道路整備事業として、町道堤川目線の道路改良及び歩道設置工事を行うものであります。

主な工事概要は、施工延長398.6メートル、歩道部幅員3.5メートル、舗装工3,350平方メートル、側溝工1,038メートルを施工するものであります。

施工業者は、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき、2月23日付で条件付一般競争入札の公告を行い、受付期限の今月9日までに株式会社水清建設、株式会社水本、株式会社佐々木組、タカヨ建設株式会社、水本重機株式会社、くみあい鉄建工業株式会社、三陸土建株式会社、菱和建设株式会社、以上8社から参加申請があり、今月13日、午前10時28分

から入札を執行した結果、株式会社水清建設が一金9,000万円で落札し、この金額に8%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金9,720万円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点お伺いします。

私の一般質問、住宅リフォーム助成制度について質問したときに、住宅リフォーム助成制度は今後考えていないというか、そういうような答弁だったと思うのですが、そのときにスマートインターチェンジ、それから医大周辺の道路とか、そういう工事があるからということで今は考えていないというような、そういうお話でしたけれども、今回この工事に入られる、そして町内の企業があるわけで、先ほどお話しした企業があるわけですが、どのような状況でしょうか。正社員がどのくらいのパーセントなのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員、今の工事請負契約とは直接関連がございませんので、違う場所で議論しますか、よろしゅうございますね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、討論を終わります。

採決に入ります。

議案第34号 矢巾S I C関連町道堤川目線道路改良その4工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第35号 町道中央1号線道路改良その1工事請負契約の締結について

○議長（廣田光男議員） 日程第13、議案第35号 町道中央1号線道路改良その1工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第35号 町道中央1号線道路改良その1工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、町道中央1号線道路整備事業として道路改良工事を行うものであります。

主な工事概要は、施工延長813メートル、道路土工一式、側溝工992メートル、管渠工28メートル、集水柵23基を施工するものであります。

施工業者は、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき、2月23日付で条件付一般競争入札の公告を行い、受付期限の今月9日までに株式会社水清建設、株式会社水本、株式会社佐々木組、タカヨ建設株式会社、水本重機株式会社、くみあい鉄建工業株式会社、三陸土建株式会社、菱和建设株式会社、以上8社から参加申請があり、今月13日、午前10時35分から入札を執行した結果、株式会社佐々木組が一金1億6,000万円で落札し、この金額に8%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金1億7,280万円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

12番、長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 落札ということでございますので、入札率はいかほどであったか。

それから、お願いがあるのですけれども、この入札関係について入札率もあわせて公表していただければなというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

1点目につきましては、96.01%。それから2点目、これの部分の公表という形でございま



すけれども、今現在行っている部分については、議員の皆様に対しましては、年4回定例会と申しますか、今回3月もそうですけれども、そのときに参考として行政報告の部分で結果、出させていただいているということで、特に議会案件の部分、こちらについては特に率については案件というあれにはなっておらないもので報告という形の中で取り扱わせていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点質問させていただきます。

まず1点は、この工事がその1工事入札になっているのですけれども、今後どのくらいを見込んでいるのか、どこまでいくのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、お答えします。

今回の工事につきましては、予定しているのは、県道から東小学校までの間の西側の水路でございますけれども、そのこの部分の部分でございます。今後、新年度に入りましてから今の予定では西側の半分を発注をしたいと。その後、東側の半分を発注していきたいという予定でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） その1ということで、その2で終わるわけですか。ではなくて、今後の計画も含めてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） お答えをいたします。

一応現在詳細に検討している部分につきましては、とりあえず医大の開院までの期間ということで考えておりました、先ほど言いましたように、県道より東小学校までの区間につきましては、何とか医大の開院前までには間に合わせたいということで、先ほど言いましたように今回その1、それからその2として、今回は歩道の部分あたりまで一応予定しております、その次がその引き続きで西側、いわゆる北側に向かう道路の部分で、その次に来年1月ころになると思いますけれども、東側のほうの半分ということで予定しております。

なお、県道より南のほうにつきましては、基本的には医大の病院の開院後ということで現

在は考えているところございまして、何工区に分けるかは現在ではまだ未定でございますけれども、とりあえず北側のほうについては、一応3つの工事で進めていきたいなということ考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますか。

これは予算執行の部分だから今年度事業の分の契約ですよ。今後はまた次出れば次の予算で出ると思いますから、そのとき議論しましょう。

そのほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、採決に入ります。

議案第35号 町道中央1号線道路改良その1工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩をとります。

再開を午後1時とします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

---

日程第14 議案第36号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第14、議案第36号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第36号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律により国民健康保険の財政責任主体が都道府県になることに伴い、国民健康保険税に関する所要の改正を行うものであります。

その主な改正内容であります。県が国民健康保険の財政責任主体となり、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定し、管内市町村は保険税の賦課徴収を行い、事業費納付金を県に納付する仕組みに改められることにあわせ、基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額、介護納付金賦課総額それぞれに係る基準等についての改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。

議案第36号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第37号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第15、議案第37号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例

についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第37号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、平成30年度の職員体制の見直しに伴い、職員定数に関し所要の改正をするものであります。その改正内容であります。監査事務の強化を図ることを目的として議会事務局職員を増員するための改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

議案第37号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第38号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）  
について

日程第17 議案第39号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第18 議案第40号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第

3号) について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。日程第16、議案第38号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について、日程第17、議案第39号 平成29年度矢巾水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第18、議案第40号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について、この補正3議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第16、議案第38号から日程第18、議案第40号までの3議案につきましては、一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました3会計の平成29年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第38号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、13款国庫支出金の学校施設環境改善交付金、20款町債の小学校施設整備事業債及び中学校施設整備事業債を新設補正し、また1款町税の法人町民税、15款財産収入の土地売却収入、17款繰入金の国民健康保険事業特別会計繰入金を増額補正とし、9款地方交付税の普通交付税、11款分担金及び負担金の農地耕作条件改善事業分担金、13款国庫支出金の地方創生推進交付金、地域生活支援等事業費補助金、14款県支出金の農地耕作条件改善事業補助金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の一般職員給与費、企画総務事業、財政調整基金積立事業、3款民生費の障がい者自立支援事業、保育委託事業、8款土木費の除雪事業、10款教育費の小学校維持管理事業、中学校維持管理事業を増額補正し、また2款総務費の公共施設等先進的二氧化碳排出削減対策モデル事業、3款民生費の介護保険事業特別会計繰出事業、6款農林水産業の農地耕作条件改善事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,891万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億6,146万3,000円とするものであります。

なお、今回の補正予算では、第2表繰越明許費によりご提案いたします6款農林水産業費の特用林産施設等体制整備事業1,804万5,000円を初め総額11億12万7,000円については、歳出予算の経費のうちその性質上、または予算成立後の事由に基づき平成29年度内の執行を見込むことができないこととなりましたので、平成30年度に執行できるよう予算の繰り越しをお願いするものであり、当該事業については、早期に事業完了するよう鋭意努力してまいりたいと存じます。

続きまして、議案第39号 平成29年度矢巾水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち収入の第1款水道事業収益の営業収益及び営業外収益を増額とし、支出の第1款水道事業費用の営業費用を減額するものであります。これによりまして、収益的収入及び支出のうち収入の第1款水道事業収益を2,217万9,000円増額して総額を7億5,213万2,000円とし、支出の第1款水道事業費用を2,744万7,000円減額して総額を4億8,359万8,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の第1款資本的収入の企業債及び国庫補助金を減額し、負担金を増額とし、支出の第1款資本的支出の建設改良費を減額するものであります。これによりまして、資本的収入及び支出のうち収入の第1款資本的収入を1,724万2,000円減額して総額を7億162万1,000円とし、支出の第1款資本的支出を6,031万7,000円減額して総額を12億6,258万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第40号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち収入の第1款公共下水道事業収益の営業収益及び営業外収益を増額し、第2款農業集落排水事業収益の営業収益及び営業外収益を増額とし、支出の第1款公共下水道事業費用の営業費用を増額し、営業外費用を減額し、第2款農業集落排水事業費用の営業費用を減額し、営業外費用を増額するものであります。これによりまして、収益的収入及び支出のうち収入の第1款公共下水道事業収益を6,056万9,000円増額して総額を7億363万4,000円とし、第2款農業集落排水事業収益を426万2,000円増額して総額を3億1,373万5,000円とし、支出の第1款公共下水道事業費用を2,147万5,000円増額して総額を6億9,976万7,000円とし、第2款農業集落排水事業費用を8,039万円減額して総額を3億5,501万2,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第1款公共下水道資本的収入の企業債を減額と

し、第2款農業集落排水資本的収入の企業債及び県補助金を減額し、基金繰入金を増額とし、支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費、第2款農業集落排水資本的支出の建設改良費及び基金積立金を減額するものであります。これによりまして、資本的収入及び支出のうち収入の第1款公共下水道資本的収入を2,780万円減額して総額を1億8,748万円とし、第2款農業集落排水資本的収入を224万円減額して総額を5,468万8,000円とし、支出の第1款公共下水道資本的支出を1,479万円減額して総額を4億6,204万5,000円とし、第2款農業集落排水資本的支出を586万4,000円減額して総額を2億3,852万2,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。一括上程しました議案第38号から議案第40号までの3議案については、会議規則第39条の規定により予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第40号までの3議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算の3議案については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、3議案については、予算決算常任委員会において審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

---

日程第19 発議案第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書の提出について

○議長（廣田光男議員） 日程第19、発議案第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全安心

なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

14番、小川文子議員。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番（小川文子議員） 提案理由の説明をいたします。

発議案第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、30請願第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める請願について総務常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

国は、規制改革推進会議において、一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェアの本格的導入に向けた検討を進めております。ライドシェアは、普通第2種免許や運行管理者の配置も不要とされるなど、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる白タクの行為を合法化するものであり、多くの問題点が指摘されております。ライドシェアが無秩序に地域で展開されることは、利用客の安全、安心が担保されない事態が常態化する恐れがあり、また地方、地域公共交通の存立が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねません。

意見書の概要は、地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者がより安全、安心で快適、便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるようライドシェアの導入は行わず、タクシー事業の適正化、活性化のための施策を推進するよう強く要望するものであります。

また、意見書の提出については、内閣総理大臣、関係大臣、衆参議員議長及び県選出国会議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)



○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

採決に入ります。発議案第2号 ライドシェアの導入に反対し、安全安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

直ちに議案第38号から第40号までの補正予算3議案について、予算決算常任委員会を開催し、当職のもとに報告書を提出するようお願い申し上げます。

ここで暫時休憩に入ります。

午後 1時23分 休憩



平成30年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第8号）

平成30年3月20日（火）予算決算常任委員会終了後再開

議事日程（第8号）

- 第 1 議案第38号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）について  
第 2 議案第39号 平成29年度矢巾水道事業会計補正予算（第3号）について  
第 3 議案第40号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
会計管理者兼 税務課長	佐藤健一	君	住民課長	浅沼仁	君

福祉・	菊池由紀君	健康長寿課長	村松徹君
子ども課長			
産業振興課長	稲垣譲治君	道路都市課長	菅原弘範君
農業委員会			
事務局長	村松亮君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君
社会教育課長	野中伸悦君	学校給食共同	
		調理場所長	佐々木忠道君
代表監査委員	吉田功君	農業委員会会長	高橋義幸君

**職務のために出席した職員**

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
--------	------	----	-------

---

午後 4時39分 再開

○議長（廣田光男議員） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

---

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） ただいまから本日の会議を再開します。

追加の議事日程第8号は、お手元に配付したとおりであります。

これより議事日程に入ります。

---

日程第1 議案第38号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）  
について

日程第2 議案第39号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）  
について

日程第3 議案第40号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）  
について

○議長（廣田光男議員） 日程第1、議案第38号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）  
について、日程第2、議案第39号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）につい  
て、日程第3、議案第40号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について、  
この補正予算3議案は、予算決算常任委員会への付託に係るもので、予算決算常任委員長よ  
り審議が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） 予算決算常任委員会の審査報告を行います。

平成30年3月20日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、  
山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第38号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第  
11号）について、議案第39号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について、  
議案第40号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について、本常任委員会  
は、平成30年3月20日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと

決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第38号に対し次のとおり附帯決議を付する。記。1、地方創生事業など重要な事業を実施する際には、十分に理解できる資料を提出するとともに、わかりやすく丁寧に事前説明を行い、その詳細を明確に示されたい。

以上、議員各位のご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げまして報告にかえさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。ただいまより各議案について討論に入ります。

なお、討論は、一般会計、水道会計及び下水道事業会計を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第38号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第11号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成29年度矢巾水道事業会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

---

○議長（廣田光男議員） ここで高橋町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長さんからお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

廣田議長を初め議員各位におかれましては、先月の22日から本日までの27日間にわたりまして議会定例会3月会議におきまして、代表質問、一般質問、そして私ども当局からご提案をさせていただきました各議案につきましてご可決を賜りましたことに心から感謝を申し上げる次第であります。

今会議から始まりました代表質問につきましては、一心会、矢巾明進会、矢巾町政策研究会やまゆり会の3会派から大きく6項目にわたり、そして一般質問につきましては、昆秀一議員、村松信一議員、小川文子議員、齊藤正範議員、米倉清志議員、川村よし子議員、水本淳一議員、藤原由巳議員、藤原梅昭議員、そして川村農夫議員の10名の議員の皆様方から35項目にわたってご質問をいただいたわけですが、私どもそのご質問をいただきました内容につきまして今後しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、各議案におきましては、当局から3件の諮問、39件の議案を提案させていただきました。全てご可決を賜ったことに改めて感謝を申し上げます。今会議は、よく言われる予算議会とも言われますが、それぞれの議案の中の一般会計、そして特別会計の4会計、そ

して企業会計の2つの会計合わせて7会計の当初予算につきましては、町民の皆様方の福祉の向上となるようにきちんと予算執行をしまいたいと思います。

そして特にも当初予算の附帯決議におきましては、政策推進に当たっては、情報の共有に努めるとともに、議会答弁は常に真摯な態度で臨むようにされたいと。それから、補正予算の附帯決議では、地方創生事業など重要な事業を実施する際には、十分に理解できる資料を提出するとともに、わかりやすく丁寧に事前説明を行い、その詳細を明確に示されたいという決議をいただいたわけですが、今後議員各位の意をしっかりと体して、今後取り組む覚悟でございますので、どうか今後とも廣田議長を初め議員各位の皆様方におかれましては、大所高所の立場から私どものご指導、ご助言を賜りますことを改めて心からお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。

---

○議長（廣田光男議員） 以上をもちまして3月会議に付託された議案の審議は全部終了いたしました。

議長からも今議会は代表質問の導入や予算決算常任委員会における白熱した議論も大変印象に残った会議でありました。大変ありがとうございました。

矢巾町民歌を斉唱いたします。

（町民歌斉唱）

○議長（廣田光男議員） これをもって平成30年矢巾町議会定例会3月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時51分 散会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員